

第2回幕別町議会定例会

議事日程

平成28年第2回幕別町議会定例会
(平成28年6月8日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
4 小田新紀 5 内山美穂子 6 小島智恵
- 日程第2 会期の決定
（諸般の報告）
行政報告（町長）
- 日程第3 報告第1号 専決処分した事件の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）
日程第4 報告第2号 平成27年度幕別町一般会計繰越明許費繰越計算書について
日程第5 議案第57号 平成28年度幕別町一般会計補正予算（第1号）
日程第6 議案第58号 平成28年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第7 議案第59号 工事請負契約の締結について（幕別町旧庁舎解体工事）
日程第8 議案第60号 工事請負契約の締結について（幕別町防災まちづくり拠点施設（（仮称）札内福祉センター）建設工事（建築主体））
日程第9 議案第61号 工事請負契約の締結について（幕別町防災まちづくり拠点施設（（仮称）札内福祉センター）建設工事（電気設備））
日程第10 議案第62号 工事請負契約の締結について（幕別町防災まちづくり拠点施設（（仮称）札内福祉センター）建設工事（機械設備））
日程第11 議案第63号 工事請負契約の締結について（札内東コミュニティセンター改修工事（その2）建築主体）
日程第12 議案第64号 工事請負契約の締結について（札内南地区耐震性貯水槽整備工事）
日程第13 議案第65号 工事請負契約の締結について（幕別消防署糠内分遣所建設工事（建築主体））
日程第14 議案第66号 財産の取得について（情報セキュリティ強化対策用機器）
日程第15 議案第67号 財産の取得について（パソコン端末機）
日程第16 陳情第1号 「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、子どもの貧困解消など教育予算確保・拡充と就学保障の充実、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善に向けた意見書」の提出を求める陳情書
日程第17 陳情第2号 「道教委『新たな高校教育に関する指針』の見直しとすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書」の提出を求める陳情書
日程第18 陳情第3号 「地方財政の充実・強化を求める意見書」の提出を求める陳情書
日程第19 陳情第4号 「平成28年度北海道最低賃金改正等に関する意見書」の提出を求める陳情書

会議録

平成28年第2回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成28年6月8日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 6月8日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (19名)
議長 芳滝 仁
副議長 藤原 孟
1 板垣良輔 2 荒 貴賀 4 小田新紀 5 内山美穂子 6 小島智恵
7 若山和幸 8 小川純文 9 岡本眞利子 10 東口隆弘 11 野原恵子
12 中橋友子 13 藤谷謹至 14 田口廣之 15 谷口和弥 16 千葉幹雄
17 寺林俊幸 18 乾 邦廣
- 6 欠席議員
3 高橋健雄
- 7 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 飯田晴義 副 町 長 川瀬俊彦
教 育 長 田村修一 農業委員会会長 谷内雅貴
代表監査委員 柏本和成 企画総務部長 菅野勇次
会計管理者 原田雅則 教育部長 山岸伸雄
住民福祉部長 境谷美智子 経済部長 田井啓一
建設部長 須田明彦 忠類総合支所長 伊藤博明
札内支所長 坂井康悦 糠内出張所長 阿部麗子
政策推進課長 山端広和 総務課長 武田健吾
地域振興課長 小野晴正 保健課長 合田利信
都市計画課長 吉本哲哉 経済建設課長 川瀬康彦
住民生活課長 山本 充 生涯学習課長 湯佐茂雄
学校教育課長 高橋修二 図書館長 林 隆則
商工観光課長 岡田直之 こども課長 杉崎峰之
水道課長 笹原敏文 福祉課長 新居友敬
農 林 課 長 萬谷 司
- 8 職務のため出席した議会事務局職員
局長 細澤正典 課長 澤部紀博 係長 佐々木慎司
- 9 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 10 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
4 小田新紀 5 内山美穂子 6 小島智恵

議事の経過

(平成28年6月8日 10:00 開会・開議)

[黙禱]

○議会事務局長（細澤正典） ご起立願います。おはようございます。

ここで、4月14日から九州一帯で断続的に発生しました熊本地震で被害に遭われました多くの方々に哀悼の意を表し、黙禱を捧げたいと思います。黙禱始め。

（黙禱）

○議会事務局長（細澤正典） 黙禱を終わります。

着席願います。

（着席）

[開会・開議宣言]

○議長（芳滝 仁） 本町議会では、6月から9月までの間、幕別町環境宣言に基づきクールビズに取り組むこととしております。

各議員におかれましては、実施期間中、適宜対応されますようよろしくお願いいたします。

ただいまから、平成28年第2回幕別町議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（芳滝 仁） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（芳滝 仁） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、4番小田議員、5番内山議員、6番小島議員を指名いたします。

[会期の決定]

○議長（芳滝 仁） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月23日までの16日間といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月23日までの16日間と決定いたしました。

[諸般の報告]

○議長（芳滝 仁） ここで、諸般の報告をいたします。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査結果報告書が議長宛てに提出されておりますので、お手元に配付いたしました。

次に、地方自治法第243条の3第2項の規定により、報告第3号、幕別町土地開発公社、報告第4号、公益財団法人幕別町農業振興公社、報告第5号、株式会社忠類振興公社に係る平成28年度事業計画書及び平成27年度決算に関する書類がそれぞれ提出されておりますので、お手元に配付いたしました。

後ほど、ごらんいただきたいと思います。

事務局より報告をいたさせます。

事務局長。

○議会事務局長（細澤正典） 3番高橋議員より遅参する旨の届け出がありましたので、ご報告いたします。

○議長（芳滝 仁） これで、諸般の報告を終わります。

[行政報告]

○議長（芳滝 仁） ここで、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

飯田町長。

○町長（飯田晴義） 平成28年第2回町議会定例会が開催されるに当たり、当面する町政の執行につきましてご報告をさせていただきます。

初めに、新庁舎の落成について申し上げます。

平成26年8月に着工いたしました新庁舎が本年3月に完成し、去る5月6日に、64名の来賓をお招きし、オープニングセレモニーと落成式典を挙行いたしました。

新庁舎には、ゴールデンウィークに引っ越しを行い、5月6日のオープニングセレモニー後に業務をスタートしたところでありますが、着工から業務のスタートまで滞りなく進めてこられましたことは、ひとえに議員さんの皆さんを初め、関係機関のご指導やご配慮、さらには町民の皆さんのご理解、ご協力のたまものであり、深甚なる感謝を申し上げる次第であります。

新庁舎は、大地震発生時においても行政機能、とりわけ災害対策本部の機能を発揮することができるよう、十勝管内の役場庁舎では初めて免震構造を採用し、またユニバーサルデザインや自然エネルギーの積極的な導入を図るなど、人と環境に優しい庁舎となるよう建設したところであります。

新しくなりました庁舎が町民の皆さんに親しんでいただけるよう、そこで働く私たち職員が心を新たに住民福祉サービスの向上、そしてさらなる幕別町の発展に全力を傾注してまいりたいと考えております。

次に、障がい者の働く店「ぴよすく」について申し上げます。

新庁舎のオープンに合わせ、庁舎1階のカフェスペースでは、町内三つの障がい者の就労支援事業所で組織するワーカーズ利用組合が主体となり、売店の営業が開始されました。

営業は、月曜日から金曜日の午前10時から午後2時までとなっております。各事業所から障がい者の方2名と支援員の方が、コーヒーやパンなどの販売を行っております。

今後とも、多くの町民の皆さんが利用され、障害に対する理解を深めていただけるよう広報紙などを通じ周知を図るとともに、ワーカーズ利用組合と連携を図りながら障がい者の就労に結びつくよう支援してまいりたいと考えております。

次に、熊本地震に対する本町の対応について申し上げます。

初めに、4月14日から九州一帯で断続的に発生した熊本地震におきまして、お亡くなりになられた方々に対して謹んで哀悼の意を捧げるとともに、負傷された方々を初め、被災された方々に心からお見舞いを申し上げます。

本町の対応といたしましては、被災された方々の支援と被災地の復旧・復興に役立てていただくため、本定例会に義援金100万円の補正予算を計上させていただきました。

人的支援では、7名の職員の派遣を北海道町村会に報告するとともに、被災された方々の受け入れ住宅として、忠類地区の公営住宅4戸と本町地区の特定公共賃貸住宅2戸の提供が可能である旨を北海道に報告いたしております。

物資につきましても、要請の際には速やかな対応ができるよう、準備を整えているところであります。

また、町民の皆さんからの善意を被災地に届けるため、日本赤十字社北海道支部幕別町分区では、4月22日から役場のほか、支所・出張所など5カ所に受付窓口が設置され、昨日現在で、87万1,987

円の義援金が寄せられております。

今後、被災地から支援要請を受けた際には、可能な限り迅速かつ適切な対応に努めてまいりたいと考えております。

次に、農作物の作況について申し上げます。

本年は、融雪が早く、春先の天候にも恵まれたことから、圃場の乾燥が順調に進み、バレイシヨの植えつけやてん菜の移植等の作業は、平年より早く始まり順調に終了いたしました。

しかしながら、5月8日に発生した最大瞬間風速20メートルを超える強風により、農作物等の被害が発生し、芽が出始めた直播のてん菜で50.6ヘクタール、移植で18.3ヘクタールの計68.9ヘクタールの被害が発生したことから、まき直しや豆類などへの転換が行われたところであります。

また、6月1日現在で調査いたしました農作物生育状況は、秋まき小麦は三日早く育成は「良」、牧草は六日早く育成は「良」、てん菜は一部の圃場で強風の影響により生育の差が見られるものの、五日早く生育は「良」となっております。

バレイシヨ、サイレージ用トウモロコシ等の植えつけなど、全ての作業が早く進んでいる状況にありますが、この先、天候に恵まれ、農作物が順調に生育し、農作業等の事故もなく、実り豊かな秋が迎えられるよう、心から願っているところであります。

次に、町営牧場の入牧状況について申し上げます。

4月下旬から5月初旬の天候不順により草地肥料の散布がおくれ、昨年に比べ五日遅い入牧となりました。

忠類地区の2カ所の牧場につきましては、5月25日、26日の2日間にわたり乳牛336頭、肉用雌牛52頭を、南勢牧場につきましては、27日に乳牛203頭の受け入れを行い、町営牧場全体では591頭の入牧を済ませたところであります。

今後、さらに284頭の入牧が予定されておりますが、飼育に当たりましては、受胎率の向上を目指し、適切な繁殖管理に努めてまいります。

次に、年金生活者等支援臨時福祉給付金について申し上げます。

国は、「一億総活躍社会」の実現に向け、高齢者世帯の年金も含めた所得全体の底上げと、平成28年前半の個人消費の下支えに資するよう、低所得の高齢者等を対象に「年金生活者等支援臨時福祉給付金」の支給を行うことといたしました。

給付対象者等につきましては、平成27年度分の町民税が非課税で、本年度中に65歳以上となる方に、1人につき3万円が支給されることとなっており、4月4日から役場、支所・出張所等で受け付けを開始し、5月31日現在、支給対象者2,876人に対し、申請者2,620人、申請率91.1%となっております。

今後は、対象者が漏れなく給付金を受け取ることができるよう、周知を徹底してまいります。

さらに国では、低所得の障害・遺族基礎年金受給者を対象に、1人につき3万円、また平成26年度から実施しております消費税率引き上げによる影響緩和を目的としていた給付金を1人につき3,000円を10月以降に支給する予定であり、本定例会に補正予算案を提出したところであります。

次に、チャレンジデー2016について申し上げます。

本年度3回目の参加となりました「チャレンジデー」は、5月25日に開催され、高知県宿毛市との対戦で、初めて勝利をおさめることができました。

本町の参加者数1万253人、参加率37.4%に対し、宿毛市は人口2万1,570人ですが、参加者数4,813人、参加率22.3%でありました。

戦いを終え、お互いの健闘をたたえるため、5月26日から6月1日までの1週間、旧庁舎屋上の掲揚塔に両市町の旗を掲揚いたしました。

4月上旬に「幕別町チャレンジデー実行委員会」を立ち上げ、実行委員を中心に積極的にPRをしていただき、町内の体育団体や福祉団体を初め、事業所の皆さんなどのご協力のもと、1万人を超える方々に参加いただいたことに対し感謝とお礼を申し上げます。

こうした取り組みを継続していくことによりまして、健康づくりやスポーツに親しむ機運が、なお一層盛り上げることを期待いたしております。

以上、当面する諸問題等につきましてご報告をさせていただきましたが、議員の皆さんには、引き続き町政の執行に対しまして一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます、行政報告とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） これで、行政報告は終わりました。

[報告]

○議長（芳滝 仁） 日程第3、報告第1号、専決処分した事件の報告についてを議題といたします。説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 報告第1号、専決処分した事件の報告につきまして、ご説明申し上げます。

本件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分を行いましたので報告するものであります。

議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

専決処分第4号であります。議会の委任による専決処分事項の指定に基づき、損害賠償の額の決定及び和解について、平成28年5月23日付で専決処分を行ったものであります。

理由につきましては、平成28年5月2日午後4時ころ、幕別町錦町13番地の4、店舗駐車場において、公用車を駐車する際、運転を誤り前方に駐車中の相手方車両の右後方に公用車の右前方が接触し、損傷を与える事故が発生したことから、これに対する物的損害額を相手方に賠償し、和解するものであります。

損害賠償額につきましては、5万3,719円とするものであります。

損害賠償及び和解の相手方につきましては、幕別町在住の男性であります。

損害賠償及び和解の内容につきましては、損害賠償として相手方に支払う額は、車両修復費及び代車費用とし、双方ともこれ以外に今後一切の請求、異議の申し立てを行わないものとするものであります。

なお、全国自治協会自動車損害共済に加入しておりますことから、損害賠償額につきましては、全額保険給付されるものであります。

また、職員に対しましては、故意または重大な過失はないと認めるところがありますが、今後、このような事故が起きないように、慎重な運転に心がけ、より一層の安全運転に努めるよう指導したところであります。

以上で、報告第1号の説明を終わらせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第1号を終わります。

日程第4、報告第2号、平成27年度幕別町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

報告を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 報告第2号、平成27年度幕別町一般会計繰越明許費繰越計算書につきましてご説明を申し上げます。

議案書の3ページをお開きいただきたいと思います。

繰越明許費につきましては、歳出予算の経費のうち、年度内にその支出を終わらない見込みのものについては、地方自治法第213条の規定によりまして、翌年度に繰り越して使用することができるも

のであります。

翌年度に繰り越しをいたしました当該経費につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越額及び財源内訳を示した繰越計算書を翌年度の5月31日までに調整し、次の議会において報告しなければならないものとされております。

今回、報告をいたしますのは、総務費の「忠類コミセン消火ポンプ更新工事」以下15事業であり、これらの事業につきましては、事業の一部が平成27年度中に完了することができないこと、あるいは国の補正予算の決定時期が年度の後半となったことなどの理由から、事業の実施を平成28年度に繰り越しするものであります。

事業ごとの繰越額につきましては、繰越計算書のとおりであり、15事業の繰越額の合計は10億6,601万円であります。

なお、繰越事業の財源の内訳につきましては、右の欄のとおりとなっております。

以上で、報告第2号の説明を終わらせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第2号を終わります。

[付託省略]

お諮りいたします。

日程第5、議案第57号から日程第15、議案第67号までの11議件については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、日程第5、議案第57号から日程第15、議案第67号までの11議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

日程第5、議案第57号、平成28年度幕別町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第57号、平成28年度幕別町一般会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4,692万円を追加し、予算の総額をそれぞれ156億7,203万1,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、2ページから3ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

4ページになります。

「第2表 債務負担行為補正」でございます。

追加でございますが、3件の債務負担行為を新たに追加するものであります。

初めに、「忠類地区公社営畜担い手育成総合整備事業」につきましては、忠類地区における酪農・畜産経営の確立を目的に、今年度から草地基盤の整備・造成等を実施するものであり、平成31年度までを期間といたしまして、限度額1億2,075万1,000円の債務負担を追加するものであります。

次に、「国営札内川土地改良事業（国営施設応急対策）負担金」につきましては、札内川導水路において、管体の破損により漏水が発生したことなどに伴い、今年度から平成33年度までを工期として

導水路の改良工事が予定されているところではありますが、事業完了後の翌年度から関係市町村である帯広市・中札内村・更別村・幕別町において、負担金が生じますことから、表に記載しております期間と限度額を設定いたしまして、債務負担を追加するものであります。

次に、「明野ヶ丘スキー場圧雪車購入」であります。平成9年に取得した現車両は、来年度に車両を更新する予定をしておりましたが、本年3月にキャタピラが切断故障したことに伴い、更新年次を1年前倒して、北海道市町村備荒資金組合を通じて車両を更新するため、平成32年度までを期間として、元金とその利息の合計額2,464万8,000円を限度に債務負担を追加するものであります。

それでは、歳出からご説明を申し上げます。

8ページをお開きいただきたいと思います。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費100万円の追加でございます。

4月14日に発生した平成28年熊本地震によりまして、熊本県を中心とした地域で甚大な被害が生じておりますことから、被災地の早期復興と被災者の支援のために、義援金100万円を支出しようとするものであります。

次に、18目協働のまちづくり支援費100万円の追加でございます。

途別公区に対する一般財団法人自治総合センターからの間接補助事業であります。途別近隣センターのテーブル及び椅子などの購入に対する補助金を追加するものであります。

次に、21目合併10周年事業費315万8,000円の追加でございます。

本目については、本年11月20日に開催される「NHKのど自慢」と「日本ハムファイターズ応援大使事業」に係る費用を追加するものであります。

初めに、百年記念ホールを会場に開催される「NHKのど自慢」に要する費用であります。会場の案内標識等の整備、プログラムの印刷、駐車場警備などに係るものとして、合計112万円を計上するものであります。

次に、「日本ハムファイターズ応援大使事業」に要する費用であります。一つ目は、8月11日に予定しております札幌ドームでの応援観戦ツアーに要する費用であり、二つ目は、8月31日に行われる東京ドーム主催試合で幕別町を広くPRするために要する費用であり、三つ目は、11月下旬に予定している両応援大使と町民の皆さんとの触れ合いトークショーの開催などに要する費用であり、合計で203万8,000円を計上するものであります。

9ページの中段になります。

3項1目戸籍住民登録費649万円の追加でございます。

地方公共団体情報システム機構を通じまして、今年度における個人番号カード関連事務に要する見込額が示されたことに伴い、所要の費用を追加するものであります。

4項選挙費、2目参議院議員選挙費22万8,000円の追加でございます。

参議院議員選挙の日程が「6月22日公示、7月10日投開票」に閣議決定されたことと、北海道の参議院選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場の区画が、10区画から12区画に変更されたことに伴い、所要の費用を追加するものであります。

10ページになります。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費3,842万9,000円の追加でございます。

19節の細節6については、障害基礎年金または遺族基礎年金を受給されている方を対象とした「年金生活者等支援臨時福祉給付金」であり、1人につき3万円で、500人分の給付金を追加するものであります。

細節7については、平成26年度から実施しております消費税率引き上げによる影響緩和を目的とした「臨時福祉給付金」であり、1人につき3,000円で、5,500人分の給付金を追加するものであります。

4節から14節までについては、事務経費であります。

2項児童福祉費、7目子育て支援センター費3万円の追加でございます。

ファミリーサポートセンター事業につきましては、あらかじめ会員として登録された育児をサポートしてほしい、いわゆる「おねがい会員」とサポートをしてくれる、いわゆる「まかせて会員」との相互の援助活動として行われるものであり、おねがい会員には、利用に際して一定の料金負担が生じます。

町では、本年10月からの事業実施に向けて、現在、準備を進めているところでありますが、子育て支援の一環として「おねがい会員」の経済的な負担軽減を図ることを目的に、低所得世帯等を対象として利用料金に対する助成をすることとし、このたび、所要の費用を追加するものであります。

11ページになります。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費284万8,000円の追加でございます。

保健師の産休代替職員に係る所要の費用を追加するものであります。

次に、2目予防費243万6,000円の追加でございます。

本年10月から、1歳未満の乳児を対象に「B型肝炎ワクチン」が定期接種化されることに伴い、所要の費用を追加するものであります。

6款農林業費、1項農業費、2目農業振興費300万円の追加でございます。

「経営体育成支援事業補助金」であります。農業者が融資機関からの融資を活用して農業用機械等を導入するに当たって、融資残の自己負担分に係る補助金でありまして、1経営体に対する北海道の間接補助事業であります。

次に、5目畜産業費1億5,895万6,000円の追加でございます。

8節につきましては、町職員や町内の農協等で組織する「家畜ふん尿バイオマス事業推進協議会」において、外部有識者から専門的助言・指導をいただくための謝礼であります。

9節につきましては、バイオマス事業における先進事例の視察に要する旅費を計上するものであります。

12ページになりますが、11節につきましては、バイオマス事業の理解を深めるためのパンフレットや報告書等の作成に要する費用を追加するものであります。

13節及び19節の細節8につきましては、繰越明許費でもご説明をいたしました忠類地区における草地基盤の整備・造成等に係るものであります。

当初予算においては、19節、細節8の負担金として計上しておりましたが、事業を公益財団法人北海道農業公社に委託いたしますことから、13節に予算を組みかえるとともに、平成27年度における国のTPP関連の補正に伴い、後年次の整備事業を一部前倒しするなど、所要の経費を追加するものであります。

19節の細節24につきましては、忠類地区の農事組合法人による大型バンカーサイロ16基の設置に係る補助金であり、北海道からの間接補助企業であります。

7款1項商工費、1目商工振興費1,700万円の追加でございます。

中小企業融資の利用が増加しておりますことから、今後の必要分として所要の補正を行うものであります。

次に、3目観光費658万8,000円の追加でございます。

13節につきましては、「アルコ236及び道の駅・忠類」の指定管理業務に係るリスク分担分の精算であります。同施設の管理に関する基本協定書に基づき、A重油の物価変動及び施設、設備等の修繕費について精算を行うものであります。

13ページになりますが、19節につきましては、今後の申請件数の増加が見込まれますことから、所要の補正を行うものであります。

次に、4目スキー場管理費7万1,000円の追加でございます。

明野ヶ丘スキー場圧雪車の更新に伴う備荒資金組合に対する経費であります。

10款教育費、1項教育総務費、4目スクールバス管理費48万6,000円の追加でございます。

忠類西部線スクールバスのヒーター等の修理に要する費用であります。

5項社会教育費、3目保健体育費160万円の追加でございます。

「リオデジャネイロオリンピック出場選手を応援する会」実行委員会に対する補助金を追加するものであります。

次に、10目百年記念ホール管理費360万円の追加でございます。

NP0法人まくべつ町民芸術劇場の公演事業に対する補助金を追加するものでありますが、細節6につきましては、「下村由理恵バレエアンサンブル公演」に係る一般財団法人自治総合センターの間接補助事業であり、細節7につきましては、「札幌・砂川・幕別ジュニアジャズネットワーク」の定期練習や合同演奏会などに対する一般財団法人地域創造からの間接補助事業であります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

5ページまでお戻りをいただきたいと思っております。

1款町税、2項1目固定資産税1,951万5,000円の追加でございます。

現年課税分の追加であります。

13款分担金及び負担金、1項分担金、1目農林業費分担金790万円の追加でございます。

忠類地区の公社営事業に係る分担金であります。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費補助金649万円の追加でございます。

個人番号カードの交付事業に係る補助金であります。

次に、2目民生費補助金3,982万9,000円の追加でございます。

二つの臨時福祉給付金の給付費及び事務費に係る補助金であります。

6ページになります。

16款道支出金、2項道補助金、4目農林業費補助金1億5,085万円の追加でございます。

1節につきましては、経営体育成支援事業に係る道補助金であります。

2節の細節7及び細節8につきましては、忠類地区における公社営事業と農事組合法人による大型バンカーサイロの設置に対する道補助金であります。

3項道委託金、1目総務費委託金22万8,000円の追加でございます。

参議院議員選挙の道委託金であります。

21款諸収入、3項貸付金元利収入、6目中小企業貸付金元金収入1,700万円の追加でございます。

7ページになりますが、5項4目雑入510万8,000円の追加でございます。

細節53及び細節54につきましては、一般財団法人自治総合センターと一般財団法人地域創造からの助成金であります。

細節55につきましては、百年記念ホールの指定管理業務に係るリスク分担分の精算であり、同施設の管理に関する基本協定書に基づき、A重油と電気料の物価変動による精算分を収入するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

中橋議員。

○12番（中橋友子） 2点お尋ねをいたします。

9ページ、2款総務費の戸籍住民登録費の委託料、通知カード、個人番号カード作成等委託料、今後の発行を見込んで、その見込額を649万円提案されたということですが、発行枚数、どのぐらいを見込んで提案されたのか。これまでの発行枚数はいかにほどであったのか。

たびたび、このマイナンバーについては、セキュリティのことが問題になっています。悪用されることも含めまして。それで、発行されている対象、実際にカードを受け取られている方たちも含めまして、特に高齢者にとっての適切な使用といえますか、そういう点ではまだまだ啓蒙活動も必要な段階ではないかと思うのですけれども、具体的にその点もどのように取り組まれているのか、お伺い

をいたします。

次に、次のページ、10ページの民生費の7、子育て支援センター費であります。

ファミリーサポートセンター3万円ということで予算は大変少ないのでありますが、育児サポートの「おねがい会員」「おまかせ会員」ということで実施されていくということでもあります。これ、予算そのものは、利用料の助成ということではありますが、この事業そのものについてお尋ねしたいのですけれども、新聞報道等によりますと、預けられる方、つまり任せていただく会員の方たちに24時間の講習といいますか、保育にかかわるそのあり方についての学習をなされて、そしてその資格を得られて進んでいくやに聞いております。具体的にどんな中身でやられているのか。

といいますのは、このところ、これは無認可なのですから、保育所での死亡事故というのが多発しております。それで、これは保育所の中の事業ではありませんから別ではあるのですけれども、町が提供している子どもを預かる施設においての事業という点では、同じ心配がないわけではありません。ただ、その24時間程度の講習で果たしてどうなのかという疑問もありまして、実際に内容、どんな内容で研修を実施されているのか、伺いたいと思います。

また、登録された会員の方、「おまかせ会員」の方ですが、こういった、年齢的にも含めて、子育て経験があるのかなのか、その点もお伺いいたします。

○議長（芳滝 仁） 住民生活課長。

○住民生活課長（山本 充） 個人番号カードの補正に対する質問ですけれども、まず、今後、今回の補正予算の中で見込まれる幕別町の個人番号カードの枚数ですけれども、一応国では、当初、27年、28年通じて3,000万枚ということで予算を計上しております。現状、国では、今のところ1,000万枚程度発行しております。

今年度につきましては、2,000万枚ということで、1枚当たりを換算しますと、幕別町では、今年度の予算で4,000枚支出するというので、一応補助金については、人口案分で、全体の補正予算額に占める幕別町の住居人口割合で交付されておりますので、国の枚数、予算計上の枚数で換算しますと、今年度4,000枚、幕別町で発行という計算となります。

現在の状況でございますが、5月末現在で、幕別町の個人番号の申請枚数は1,675枚が、地方公共団体情報システム機構のほうに申請が行っておりまして、町に到着しております個人番号カードにつきましては、5月末現在で1,521枚となっております。そのうち、窓口で交付されておりますのが1,336枚ということで、未交付分185枚につきましては、再度通知のはがきを出しましてとりに来るようご案内をさせていただきますし、カードにつきましては、3カ月保存というふうになっておりますけれども、とりに来られない方も、185枚ということでありますので、期限を定めず、町のほうで引き続き保管をしていきたいというふうに考えております。

あと、ナンバーカードに係る特殊詐欺とか、高齢者を狙った詐欺とかがございますので、広報等を通じてそういった被害に遭われないよう、周知徹底を図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（芳滝 仁） こども課長。

○こども課長（杉崎峰之） 子育て支援におきますファミリーサポートセンター事業の、今回3万円の補正ですが、その主な事業の中身ということで2点ありますが、ご質問ですね。

1点目、24時間の会員の講習の中身についてでございます。今回、5月23日から5月31日までということで、24時間、正式には24時間15分になるのですが、12項目について研修をお願いしております。

内容につきましては、子どもだとか子育て家庭の現状を、最近の傾向とかにつきましては、保育の心、障がいのある子の預かりについてどうなのか、あとちょっと列挙してまいります。子どもの生活へのケアとか援助、遊びだとか、心の発達と保育者とかかわりだとか、あと栄養と食生活、主に食育についてでございます。そのほかに、小児看護の基礎知識だとか、事故による子どもの障がいということで、講師は、町の保育士、発達支援センターの臨床心理士、あと消防署の職員、あとこど

も課の職員はもちろんでございますが、あと町の栄養士、あと町の保健師によります研修を取り組んでまいりました。

もう一点、会員の、特にまかせて会員の構成ということでございますが、今回、第1回目の募集につきましては34名の応募がありまして、そのうちまかせて会員としてお預かりする会員さんが17名の希望がありました。おねがい会員としては1名なのですが、そのほかに、いわゆるどっちも会員という方が12名おります。内訳で言うと、その他が、今回の子育てのために研修を受けたいという方もございました。まかせて会員の方17名というのは、比較的60歳を過ぎられたような方が多く、子育て経験を一度終えられて、新たに地域で困っているようなお子さんたちのために子育ての応援をしたいという方がほとんどでございます。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○12番（中橋友子） 今の保育のほうから先にいきますけれども、17名の方が特に希望されているということでもあります。

講習科目が大変多岐にわたるのですけれども、総時間数24時間15分ということで、実際に保育士さんというのは、本当の保育資格を持たれる方たちは、専門の学校で2年なり、それを超えて学ばれて携わるお仕事であります。そこを簡易というふうに押さえざるを得ないのですが、この育児サポートということでもありますから、そういった方たちはもちろん求められないわけですが、しかしたくさん研修項目を24時間やって、それでオーケーと、それでいいですよということにささか不安を感じないわけではありません。

これ、一度こういった講習を受けて、実際にサポートされるということではありますが、中途中途といますか、預かっている家庭において実際にそのとおり実施されているかどうかということも含めての検証といたしますか、24時間を受けて一応その資格者となられるわけですから、その資格どおりの保育になっているかどうかを検証していく、そういった仕事も町としてはやっていかなければならないのではないかと思いますのですが、その点はいかがでしょう。

それと、マイナンバーのほうはわかりました。今回は、4,000枚を予定されていまして、1,675枚、既に希望されている方がいて、合わせて5,675人ということですね。

これ3月のときにもお尋ねしたのですけれども、やはり申請しなければならないと思われる比較的高齢の方たちが希望されているのが多いという説明をいただきました。今、広報等を通じて、そういった「なりすまし」などを含めての被害に遭われないような対応ということでありましたが、広報等だけの啓蒙活動だけではなくて、もっともっと出前講座も含めまして、管理そのものも非常に、私たちも地域にいて、このカードそのものをどこに置くのかということから始まりまして、本当に年齢がいっていけばいっているほど、その取得はするのだけれども、そのものに対する不安も大きいという実態はまだほとんど拭えておりません。そういった状況に照らして、もっとその管理のあり方も含めて、町としての指導、援助、必要ではないでしょうか。

○議長（芳滝 仁） こども課長。

○こども課長（杉崎峰之） その後のフォローといたしますか、どちらにしても大事なお子様をお預かりするということなのですが、まずスタートに立つということで、24時間の講習というのは受講していただくのですが、実際はそのほかにも、現実的にお願いしたい方がいらして、任せてくださいというときには、うちの職員がコーディネーターとなりまして、個別に事前にマッチングというのを行いまして、当然、そのサービスといたしますか、終わりましたら、その後の報告も受けて、その都度、助言だとかは、当然、その時々に応じて重ねていきます。そのほかに研修会も、今、まずは1回目を終えましたが、今年度で言うと、あと3回予定しております。そのときに、過去一度というか、受けていたとしても、仮に同じやつを受講しても当然構いませんし、今後、研修会としては年1回以上は開催する予定でございます。

フォローアップというのは、必ず次の年にやっていこうということは、今現在も私たちのほうでは

考えておりますので、ほかには、今後、会員間の交流会というものを年に数回程度考えてございます。
以上でございます。

10:48 谷口議員退場

○議長（芳滝 仁） 住民生活課長。

○住民生活課長（山本 充） 議員おっしゃられましたカードの管理などを含めた関係ですけれども、出前講座を通じて住民の方、高齢者の方に啓発していきたいというふうにも考えておりますし、昨年12月に消費被害防止ネットワークも設立させていただいておりますので、それを通じて特殊詐欺等の啓発もさらに進めていきたいというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（境谷美智子） 答弁に加えまして、このカードを発行の際に必ず本人に来ていただいて、暗証番号等々も含めて約10分程度、1枚を発行するのにかかるのですね。そのときに十分いろいろなことを説明させていただいたり、お客様のほうから質問もいただきますので、その際に、どのような管理が必要かとか、大事なものであるとか、具体的な説明を通しながら一人一人対応させていただいております。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○12番（中橋友子） マイナンバーそのものは、まだまだカードそのものを手にして1年たたないわけでありまして、いろいろなことが想定されていると思います。

今、渡すときに10分程度ということでありましたけれども、そういった新しい事業がスタートしたときには、必ずそういった事後の検証というのを意識的に行っていただいて、被害に遭われないような、そういった取り組みをぜひ、出前講座もということで今お答えいただきましたので、評価をしていただきたい。これは答弁よろしいです。

子育てのほうであります、フォローアップを予定しているということでもありますから、ぜひ、やはり一度講習を受けたからそれでよしということでは終わってほしくない。

この間の無認可保育所などの、無認可がどんどんふえていますから、ですから残念な事故につながっているというのは、こういった資格を持っている人が例えば入っていたにしても、設備状況ですとか環境も含めて、保育所に来ていただいて預かる、つまり子育てを専門とする建物のところに来ていただいて預かるというのとはわけが違うものですから、そういった点で無理な環境のもとで、スペースであったり、それから段差であったり、人為的な配置もそうですが、そういったところで死亡事故につながっているという報告が最近ずっとされてきている、全国的な事例としてあるのが実情だと思います。そういうことを考えるのであれば、やはり同じ講習を恐らく1年に1回ずつやられて、ことしは3回ということですが、中身は同じだと思うのですよね。ですから、それだけではなしに、本当に一人一人の子どもさんに心を寄せた、そういった万全な体制になっているかどうかも含めて、やはり定期的な町としての視察や、それから意見交換の場、そして援助の場、これはきちっと定めていくべきだというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（境谷美智子） 私たちも、事業の開始に当たって、その辺は十分検討しております、子育て支援センターにコーディネーターを置いて、中心としてやっております。

マッチングの際に、必ずご家庭に出向かせていただいて、どのようなお預かりができるのかとか、その人をどういうふうに預かっていけるのかとかも含めまして、環境のこと、今言われたこと、基本的にはお一人がお一人を預かるというのを大原則にしているので、目が離れるような場面がないようなことも十分預かっていただく方にはお話をしながら、また預けるほうについても、子どもの特徴ですとか、それから困っていることとか、こうしてほしいなんていうところも含めて、マネジメントをきちんとしてコーディネートをしていくことを基本にして、心してやっていきたいと思っています。

○議長（芳滝 仁） ほかに質疑はありませんか。
（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） ほかに質疑なしと認めます。
お諮りいたします。
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。
したがって、本件は原案のとおり可決されました。
この際、11時5分まで休憩いたします。

10:55 休憩

11:05 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第6、議案第58号、平成28年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第58号、平成28年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ159万9,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ38億2,907万円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、2ページ、3ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

初めに、歳出からご説明申し上げます。

5ページをお開きいただきたいと思います。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費159万9,000円の追加でございます。

国民健康保険制度は、平成30年度から都道府県が財政運営の主体となり、都道府県が市町村ごとに算定した「国保事業費納付金」を市町村が納付することとなります。

この納付金の算定作業は、本年10月から行われる予定でありますことから、北海道が納付金を算定する上で必要となる町の被保険者の情報等を北海道へ提供するため、これらのシステム改修に要する費用を追加するものであります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

4ページになります。

2款国庫支出金、2項国庫補助金、2目国民健康保険制度関係業務準備事業費国庫補助金159万9,000円の追加でございます。

システム改修に要する国からの補助金であります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。
（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。
お諮りいたします。
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第59号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第59号、工事請負契約の締結につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の24ページ、議案説明資料2の1ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、議案書の24ページをごらんください。

契約の目的につきましては、幕別町旧庁舎解体工事であります。

当工事については、本年5月に新庁舎への引っ越し作業が終了し、新庁舎にて業務を開始したことから、旧庁舎を解体するものであります。

契約方法、契約の金額、契約の相手方につきましては、平成28年5月25日に、藤原・幕別・三島経常建設共同企業体、アスワン・萬和・笠原経常建設共同企業体、加藤・森若・コウケツ経常建設共同企業体の3共同企業体によります指名競争入札を執行いたしましたところ、1億3,878万円をもちまして、アスワン・萬和・笠原経常建設共同企業体が落札いたしましたので、同社の代表であります、中川郡幕別町札内青葉町308番地、株式会社アスワン、代表取締役社長木川靖洋氏と契約を結ぼうとするものであります。

なお、工期につきましては、平成29年3月3日までを予定しているところであります。

次に、議案説明書2の1ページをごらんください。

工事概要についてであります。鉄筋コンクリート造、地上5階建て、地下1階、塔屋3階、延べ床面積3,819.65平方メートルの旧庁舎を解体するものであります。

中央の配置図をごらんください。

解体工事の工事範囲といたしましては、仮設事務所や解体分別の作業場所を確保する必要があることから、旧庁舎南側駐車場全体を工事範囲としております。

次に、2ページをごらんください。

当工事は、建物及び基礎杭を解体撤去する計画ですが、図面左下の点線で囲まれた部分については、地下部分を通る暗渠管の保護を目的として、地下の一部を残す内容となっております。

次に、1ページに戻っていただき、左側の写真をごらんください。

解体工事の施工方法としましては、油圧による圧砕工法を予定しております。

また、基礎杭はオーガー併用引抜工法を予定しており、解体工事による騒音、振動を極力低減することに配慮したものとなっております。

なお、庁舎周辺の関連工事については、旧庁舎解体工事完了後の平成29年度において駐車場等の外構工事を予定しているところであります。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第60号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本件については、藤原孟議員に直接の利害関係がある事件であり、その議事に参与できないため、地方自治法第 117 号の規定によって、藤原孟議員の退場を求めます。

暫時休憩いたします。

11 : 12 休憩

11:13 藤原議員退場

11 : 13 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、議案第 60 号、工事請負契約の締結について説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第 60 号、工事請負契約の締結につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の 25 ページ、議案説明書 2 の 3 ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、議案書の 25 ページをごらんください。

契約の目的につきましては、幕別町防災まちづくり拠点施設（仮称）札内福祉センター建設工事（建築主体）であります。

当工事については、耐震性の不足している現施設にかわり、札内地域の防災・復興拠点として耐震性のすぐれた施設にするとともに、ユニバーサルデザインを取り入れ、さらには環境に配慮した新施設を建設するものであります。

契約の方法、契約の金額、契約の相手方につきましては、平成 28 年 5 月 25 日に、藤原・加藤特定建設工事共同企業体、宮坂・大野特定建設工事共同企業体、川田・佐藤特定建設工事共同企業体、萩原・萬和特定建設工事共同企業体の 4 共同企業体により公募型指名競争入札を執行いたしましたところ、5 億 3,222 万 4,000 円をもちまして、藤原・加藤特定建設工事共同企業体が落札いたしましたので、同社の代表であります、中川郡幕別町旭町 91 番地、藤原工業株式会社、代表取締役藤原治氏と契約を結ぼうとするものであります。

なお、工期につきましては、平成 29 年 3 月 10 日までの工期を予定いたしております。

次に、議案説明資料 2 の 3 ページをごらんください。

建設工事の概要について、一覧表にまとめたものであります。

このうち、建築主体に係る工事概要については、左側の（1）建築主体としてまとめたこの表のとおりであり、鉄骨造、地上 1 階、延べ床面積 1,730.736 平方メートルとなる施設を建設するものであります。

次に、4 ページの配置図をごらんください。

建設場所については、札内東コミュニティセンターの南側に建築するものであり、工事範囲としましては、札内福祉センター東側の敷地全体を工事範囲とするものであります。

次に、5 ページの平面図をごらんください。

施設の特徴としては、現在の札内支所及び札内福祉センターの担っている機能をさらに充実・強化できるように、事務所・集会室・会議室等を適正配備するとともに、札内地区の防災拠点としての役割も果たせる施設となっていることであります。

さらに、町民の皆さんが親しみやすく、気軽に来所できるように、カフェ、ライブラリーホール、ユニバーサルトイレなどを備えた建物となっております。

次に、6 ページと 7 ページの立面図をごらんください。

主な外壁の仕上げは、耐候性にすぐれているガルバリウム鋼板としております。

次に、今後の予定についてであります。本年度に建設工事が完成した後、平成 29 年度には、現札内福祉センターの解体工事と解体跡地に耐震性貯水槽の整備を予定しているところであります。

さらに、平成 30 年度には、駐車場等外構工事を行う予定であります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩いたします。

11:16 休憩

11:17 藤原議員入場

11:17 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 9、議案第 61 号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第 61 号、工事請負契約の締結につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の 26 ページ、議案説明資料 2 の 3 ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、議案書の 26 ページをごらんください。

契約の目的につきましては、幕別町防災まちづくり拠点施設（仮称）札内福祉センター建設工事（電気設備）であります。

契約の方法、契約の金額、契約の相手方につきましては、平成 28 年 5 月 25 日、大上・島勝経常建設共同企業体、北口・十勝経常建設共同企業体、相互・滝上経常建設共同企業体の 3 共同企業体により指名競争入札を執行いたしましたところ、1 億 638 万をもちまして、大上・島勝経常建設共同企業体が落札いたしましたので、同社の代表であります、中川郡幕別町本町 35 番地 1、株式会社大上電気工業、代表取締役大上真一氏と契約を結ぼうとするものであります。

なお、工期につきましては、平成 29 年 3 月 10 日までを予定しているところであります。

次に、議案説明資料 2 の 3 ページをごらんください。

工事概要についてであります。右側上段の（2）電気設備としてまとめたこの表のとおりであり、電灯設備、動力設備など、電気設備全般に係る工事を行うものであります。

また、自家発電設備も新たに整備するものであります。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 10、議案第 62 号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第 62 号、工事請負契約の締結につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の 27 ページ、議案説明資料 2 の 3 ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、議案書の 27 ページをごらんください。

契約の目的につきましては、幕別町防災まちづくり拠点施設（仮称）札内福祉センター建設工事（機械設備）であります。

契約の方法、契約の金額、契約の相手方につきましては、平成 28 年 5 月 25 日、笹原・原経常建設共同企業体、森・菅・森本経常建設共同企業体、三洋・幕別・一成経常建設共同企業体の 3 共同企業体により指名競争入札を執行いたしましたところ、7,610 万 7,600 円をもちまして、笹原・原経常建設共同企業体が落札いたしましたので、同社の代表であります、中川郡幕別町錦町 65 番地、株式会社笹原商産、代表取締役笹原早苗氏と契約を結ぼうとするものであります。

なお、工期につきましては、平成 29 年 3 月 10 日までを予定しているところであります。

次に、議案説明資料 2 の 3 ページをごらんください。

工事概要についてであります。右側下段の（3）機械設備としてまとめたこの表の内容のとおりであり、給・排水設備、暖房設備など、機械設備全般に係る工事を行うものであります。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 11、議案第 63 号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本件については、藤原孟議員に直接の利害関係がある事件であり、その議事に参与できないため、地方自治法第 117 条の規定によって、藤原孟議員の退場を求めます。

暫時休憩いたします。

11：23 休憩

11：24 藤原議員退場

11：24 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、議案第 63 号、工事請負契約の締結について説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第 63 号、工事請負契約の締結につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の 28 ページ、議案説明資料 1 の 30 ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、議案書の 28 ページをごらんください。

契約の目的につきましては、札内東コミュニティセンター改修工事（その 2）の建築主体であります。

当工事につきましては、札内地域の防災・復興拠点として札内東コミュニティセンター南側に建設する幕別町防災まちづくり拠点施設（仮称）札内福祉センターと一体的な施設となるよう改修工事を実施するものであります。

契約の方法、契約の金額、契約の相手方につきましては、平成 28 年 5 月 25 日、藤原工業株式会社、加藤建設株式会社、株式会社大野建設、株式会社萬和建设、株式会社佐藤建設の 5 社により指名競争入札を執行いたしましたところ、4,998 万 2,400 円をもちまして、藤原工業株式会社が落札いたしましたので、同社の代表であります、中川郡幕別町旭町 91 番地、藤原工業株式会社、代表取締役藤原治氏と契約を結ぼうとするものであります。

なお、工期につきましては、平成 29 年 3 月 10 日までを予定しているところであります。

次に、議案説明資料 1 の 30 ページの平面図をごらんください。

工事概要についてであります。鉄筋コンクリート造、平屋建て、床面積 672.32 平方メートルの既存施設に鉄筋コンクリート造 32.49 平方メートルの増築工事と改修工事を実施するものであります。

図面の下側になりますが、既存施設の玄関部分の一部を増築し会議室にする工事やホール、管理人室、和室などの全面改修工事を行うものであります。

次に、31 ページの立面図をごらんください。

建物外部につきましては、低層部分の外壁を全面的に改修するほか、施設東側には、検診用の車両の駐車スペースに、雨よけ用としてキャノピーを設置する工事内容となっております。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

11:26 休憩

11:26 藤原議員入場

11:26 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 12、議案第 64 号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本件については、藤原孟議員に直接の利害関係がある事件であり、その議事に参与できないため、地方自治法第 117 号の規定によって、藤原孟議員の退場を求めます。

暫時休憩いたします。

11:26 休憩

11:27 藤原議員退場

11:27 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、議案第 64 号、工事請負契約の締結について説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第 64 号、工事請負契約の締結につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の 29 ページ、議案説明資料 1 の 32 ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、議案書の 29 ページをごらんください。

契約の目的につきましては、札内南地区耐震性貯水槽整備工事であります。

契約の方法、契約の金額、契約の相手方につきましては、平成 28 年 5 月 25 日、藤原工業株式会社、加藤建設株式会社、株式会社アスワン、株式会社萬和建设、株式会社三島組、コウケツ建設工業株式会社、森若建設株式会社、幕別興業株式会社、笠原建設株式会社の 9 社により指名競争入札を執行いたしましたところ、8,625 万 9,600 円をもちまして、藤原工業株式会社が落札いたしましたので、同社の代表であります、中川郡幕別町旭町 91 番地、藤原工業株式会社、代表取締役藤原治氏と契約を結ぼうとするものであります。

なお、工期につきましては、平成 28 年 12 月 9 日までを予定しているところであります。

次に、議案説明資料 1 の 32 ページをごらんください。

町では、幕別町地域防災計画におきまして、大規模な災害や地震により広域的断水が発生した場合に、3 日間までの飲料水を確保できるように、町内 4 カ所の指定避難所に耐震性貯水槽を整備することとしているところであります。

今年度は、配置図のとおり、札内中学校の敷地内の北側駐車場内に設置するものであります。

次に、33 ページの平面図をごらんください。

工事概要についてであります。貯水槽本体はダクタイル鋳鉄製で、口径 2,000 ミリメートル、貯水容量 60 立方メートルの貯水槽を設置するものであります。

また、大規模な地震等により配水管が破損した場合の漏水を防ぐための緊急遮断弁室と災害時に給水作業を行うための給水栓室を設置する整備もあわせて行うものであります。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

11:30 休憩

11:31 藤原議員入場

11:31 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 13、議案第 65 号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第 65 号、工事請負契約の締結につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の 30 ページ、議案説明資料 1 の 34 ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、議案書の 30 ページをごらんください。

契約の目的につきましては、幕別消防署糠内分遣所建設工事（建築主体）であります。

現施設については、老朽化とたび重なる地震の影響により脆弱化が進行していることと耐震性も不足していることから、南幕別地域の消防及び防災の拠点として、新たに耐震性にもすぐれた施設を建設するものであります。

契約の方法、契約の金額、契約の相手方につきましては、平成 28 年 5 月 25 日、藤原工業株式会社、加藤建設株式会社、株式会社大野建設、株式会社萬和建设、株式会社佐藤建設の 5 社によりまず指名競争入札を執行いたしましたところ、1 億 11 万 6,000 円をもちまして、株式会社大野建設が落札いたしましたので、同社の代表であります、中川郡幕別町札内豊町 5 番地 26、株式会社大野建設、代表取締役大野圭市氏と契約を結ぼうとするものであります。

なお、工期につきましては、平成 29 年 2 月 10 日までを予定しているところであります。

次に、議案説明資料 1 の 34 ページをごらんください。

施設の建設位置については、この配置図のとおりであり、既存分遣所の西側、図面上は下側の網かけのところになります。新設分遣所の庁舎と新設発電室を配置いたします。

また、既存分遣所の南側、図面上は右側になります。サイレン塔を新設するものであります。

次に、35 ページをごらんください。

工事概要についてであります。消防庁舎及び発電機室として鉄骨造、平屋建て、両方合わせた延べ床面積が 276.40 平方メートルとなる施設の建設及びサイレン塔の新設をするものであります。

屋根伏図と平面図をごらんください。

平面図の右側に消防車両 2 台分の車庫及び防災用備蓄庫、左側に事務室と団員室を配置するものであります。

次に、36 ページの立面図をごらんください。

新設庁舎に係る四方向からの立面図となります。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 14、議案第 66 号、財産の取得についてを議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第 66 号、財産の取得につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の 31 ページ、議案説明資料 1 の 38 ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、議案書の 31 ページをごらんください。

今回、取得いたします財産の名称及び数量につきましては、情報セキュリティ強化対策用機器一式であります。

本件については、国からの通知に基づき、情報ネットワークの強靱化を図るために、情報セキュリティ強化対策用機器を整備するものであります。

取得の方法、取得金額、取得の相手方につきましては、平成 28 年 5 月 25 日、アートシステム株式会社帯広支店、株式会社ズコーシャ、株式会社曾我、十勝事務機販売株式会社の 4 社により指名競争入札を執行いたしましたところ、4,814 万 6,400 円をもちまして、アートシステム株式会社帯広支店が落札いたしましたので、同社の代表であります、帯広市西 20 条南 6 丁目 3 番 20、アートシステム株式会社帯広支店、帯広営業部長澤見正興氏と契約を結ぼうとするものであります。

なお、取得する財産の納期限につきましては、平成 28 年 12 月 30 日までを予定しているところであります。

次に、議案説明資料 1 の 38 ページをごらんください。

現在、パソコンの端末は、二つの系統に分かれており、一つ目は、住基システムや税などの各種システムの基幹系端末であり、二つ目は、財務会計やインターネットなどの日常業務に使用するシステムの情報系端末であり、いずれも情報セキュリティを図りながら運用しているところであります。

今回、整備する内容につきましては、国から示されたネットワーク強靱性向上モデルに準じまして、現行の二分離を個人番号利用事務系端末、LWAN 接続系端末、そしてインターネット接続系端末の三つのセグメント、いわゆる三つの大きなまとまりに分離するものであります。

また、基幹系端末は、個人番号、いわゆるマイナンバーを利用する事務の端末であるため、その端末を利用する担当職員を特定できるように、ログインパスワードと IC カードの二つの要素で判断する認証システムを導入いたします。

さらに、全ての端末において、不正操作や不正侵入等の有無や操作情報を記録するための内部統制システムも新たに導入し、個人情報や内部情報の不正流出を防止するものであります。

次に、37 ページに戻っていただきたいと思えます。

この表は、今回、取得する財産である情報セキュリティ強化対策用機器の内訳について一覧表にしたものであり、機器ごとに役割及び数量をまとめたものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 15、議案第 67 号、財産の取得についてを議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第 67 号、財産の取得につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の 32 ページをお開きいただきたいと思えます。

今回、取得いたします財産の名称及び数量につきましては、パソコン端末機 143 台の更新であります。

今回、更新する端末については、主に導入後 6 年から 7 年を経過しているパソコン端末で、故障や操作性の低下を解消する目的から更新しようとするものであり、北海道市町村備荒資金組合の資金を活用し、更新整備を進めるものであります。

このことから、取得の相手方につきましては、札幌市中央区北 4 条西 6 丁目、北海道市町村備荒資

金組合、組合長棚野孝夫氏となります。

次に、このたびの事務の流れについてご説明を申し上げます。

取得に係る事務全般は、町が備荒資金組合から委任を受けて行うこととなります。

町が、機種を選定、契約の相手方、取得金額を決定し、それをもとにして備荒資金組合と契約の相手方とが売買契約を締結し、町へ物品が納入されることとなります。

納品完了後に、備荒資金組合が納入業者へ購入代金を支払い、その後に町が元利償還金を備荒資金組合へ支払うこととなります。

このたび、納入業者と取得金額が確定いたしましたことから、備荒資金組合と納入業者との売買契約締結に先立ち、幕別町の財産取得について議決をいただこうとするものであります。

取得金額、備荒資金組合の契約の相手方につきましては、平成 28 年 5 月 25 日、アートシステム株式会社帯広支店、株式会社ズコーシャ、株式会社曾我、十勝事務機販売株式会社の 4 社によりまず指名競争入札を執行いたしましたところ、2,697 万 8,400 円をもちまして、アートシステム株式会社帯広支店が落札いたしましたので、同社の代表であります、帯広市西 20 条南 6 丁目 3 番 20、アートシステム株式会社帯広支店、帯広営業部長澤見正興氏を備荒資金組合の契約の相手方とするものであります。

なお、来年 3 月から償還が開始となりますが、平成 33 年 3 月までに支払う利子については、今年度の借入利率 0.1%で計算され、2,697 万 8,400 円の元金に対し、利子総額 7 万 2,892 円となるものであります。

取得する財産の納期限については、平成 28 年 9 月 30 日までを予定しているところであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[陳情付託]

○議長（芳滝 仁） 日程第 16、陳情第 1 号、「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1/2 への復元、子どもの貧困解消など教育予算確保・拡充と就学保障の充実、「30 人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善に向けた意見書」の提出を求める陳情書から日程第 19、陳情第 4 号、「平成 28 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書」の提出を求める陳情書までの 4 議件を一括議題といたします。

ただいま議題となっております、陳情第 1 号、「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1/2 への復元、子どもの貧困解消など教育予算確保・拡充と就学保障の充実、「30 人以下学校」の実現をめざす教職員定数改善に向けた意見書」の提出を求める陳情書、陳情第 2 号、「道教委『新たな高校教育に関する指針』の見直しとすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書」の提出を求める陳情書、陳情第 3 号、「地方財政の充実・強化を求める意見書」の提出を求める陳情書の 3 議件は、総務文教常任委員会に付託いたします。

次に、陳情第 4 号、「平成 28 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書」の提出を求める陳情書の 1 議件は、産業建設常任委員会に付託いたします。

[休会]

○議長（芳滝 仁） お諮りいたします。

議事の都合により、明6月9日から6月13日までの5日間は、休会いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、6月9日から6月13日までの5日間は、休会することに決定いたしました。

[散会]

○議長（芳滝 仁） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は、6月14日午前10時からであります。

11：45 散会

第 2 回 幕 別 町 議 会 定 例 会

議 事 日 程

平成28年第2回幕別町議会定例会
(平成28年6月14日 10時00分 開会・開議)

開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）

議事日程の報告（会議規則第21条）

日程第1 会議録署名議員の指名

7 若山和幸 8 小川純文 9 岡本眞利子

（諸般の報告）

行政報告（町長）

日程第2 一般質問（6人）

会議録

平成28年第2回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成28年6月14日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 6月14日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (20名)
議長 芳滝 仁
副議長 藤原 孟
1 板垣良輔 2 荒 貴賀 3 高橋健雄 4 小田新紀 5 内山美穂子
6 小島智恵 7 若山和幸 8 小川純文 9 岡本眞利子 10 東口隆弘
11 野原恵子 12 中橋友子 13 藤谷謹至 14 田口廣之 15 谷口和弥
16 千葉幹雄 17 寺林俊幸 18 乾 邦廣
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 飯田晴義 副 町 長 川瀬俊彦
教 育 長 田村修一 農業委員会会長 谷内雅貴
企画総務部長 菅野勇次 教 育 部 長 山岸伸雄
会計管理者 原田雅則 経 済 部 長 田井啓一
住民福祉部長 境谷美智子 札内支所長 坂井康悦
建設部長 須田明彦 忠類総合支所長 伊藤博明
政策推進課長 山端広和 糠内出張所長 阿部麗子
地域振興課長 小野晴正 総 務 課 長 武田健吾
都市計画課長 吉本哲哉 経 済 建 設 課 長 川瀬康彦
土 木 課 長 寺田 治 生涯学習課長 湯佐茂雄
学校教育課長 高橋修二 学校給食センター所長 妹尾 真
商工観光課長 岡田直之 水 道 課 長 笹原敏文
農 林 課 長 萬谷 司 福 祉 課 長 新居友敬
防災環境課長 天羽 徹
- 7 職務のため出席した議会事務局職員
局長 細澤正典 課長 澤部紀博 係長 佐々木慎司
- 8 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
7 若山和幸 8 小川純文 9 岡本眞利子

議事の経過

(平成28年6月14日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（芳滝 仁） これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（芳滝 仁） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（芳滝 仁） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、7番若山議員、8番小川議員、9番岡本議員を指名いたします。

[諸般の報告]

○議長（芳滝 仁） ここで、諸般の報告をいたします。

6月9日、第67回北海道町村議会議長会定例総会が札幌市で開催され、私が出席いたしました。その議案の抜粋をお手元に配付してありますので、後ほどごらんいただきたいと思います。これで、諸般の報告を終わります。

[行政報告]

○議長（芳滝 仁） ここで、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

飯田町長。

○町長（飯田晴義） お許しをいただきましたので、山本幸平選手のオリンピック出場決定につきまして、ご報告をさせていただきます。

いよいよスポーツの祭典である第31回オリンピック競技大会が、8月5日からブラジルのリオデジャネイロで開催されます。

既に報道がありましたように、本町出身の山本幸平さんがマウンテンバイククロスカントリーの日本代表選手に決定したことが、6月9日に公益財団法人日本自転車競技連盟から発表されました。

山本さんは、十勝管内では第1号となる五輪出場を決め、さらに北京、ロンドン五輪に続く3大会連続出場の偉業をなし遂げられました。

山本さんは、オリンピック出場の気持ちを、「特別な舞台で力を出せるために、慌てず、地道に行えることを行い、気持ちをつくり上げていき、オリンピック最終日に力を爆発させて達成感に満ちあふれた姿でゴールラインを通過いたします」とコメントされておりました。

ぜひ、世界の大舞台でおのれを信じ悔いのないよう、自分の力を出し切っていただくことを期待いたしますとともに、その勇姿を町民の皆さんとともに応援したいと思います。

また、出場が有力視されております陸上の福島千里さん、女子7人制ラグビーの桑井亜乃さんにつきましても、代表を勝ち取り、晴れ舞台で最高のパフォーマンスを発揮していただきますことを心からご祈念申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） これで、行政報告は終わりました。

[一般質問]

○議長（芳滝 仁） 日程第2、これより一般質問を行います。

一般質問は、通告順に行います。

質問の内容については、会議規則第61条第2項の規定によって通告した要旨の範囲内といたしま

す。

次に、発言時間について申し上げます。

一般質問についての各議員の発言は、会議規則第 56 条第 1 項の規定によって、答弁を含め 60 分以内といたします。

最初に、東口隆弘議員の発言を許します。

東口隆弘議員。

○10 番（東口隆弘） 5 月 6 日に本庁舎が落成をいたしまして、本日、一般質問の 1 番目に質問させていただくことを大変うれしく思っております。

それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

バイオガスプラント建設の実現可能性について。

平成 25 年 6 月に、国は、家畜ふん尿や間伐材などバイオマス資源を活用したエネルギーの地域循環、産業創出を目指すバイオマス産業都市に十勝 19 市町村を認定した。

近年、特にバイオガスプラントにあっては、鹿追町や士幌町など自治体主導による取り組みを初め、JA や民間セクターなどによる取り組みが管内各地で展開をされております。

バイオガスプラントは、従来、費用をかけて処理をしてきたふん尿を有効活用し、バイオガス発電や廃熱水の利用、すぐれた有機質肥料である消化液の活用などを通じて、農村環境や農業生産力の向上や地球温暖化の防止、地域経済の活性化など、さまざまな有用性が報告をされております。

町は、平成 28 年度予算に、家畜ふん尿バイオマス導入調査委託料 600 万円を計上しております。

実現に向けての第一歩に立たれたものと理解をしていますが、今後の農政を取り巻く環境を見据え、バイオガスプラントの建設に向けての町の考えを伺います。

①管内のバイオガスプラントの先行事例の実施状況は。

②地域新エネルギービジョンにも位置づけをされておりますバイオマス発電等の活用に向けた町のこれまでの取り組みは。

③昨年 7 月に JA 忠類を会場に行われた「家畜バイオマス事業勉強会」での意見要望等は。

④乳牛の飼養頭数や酪農家の現況などから、現時点においてバイオガスプラント建設の実現可能性等、町内の現状をどのように認識しているか。

以上でございます。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 東口議員のご質問にお答えいたします。

「バイオガスプラント建設の実現可能性について」であります。

バイオマスは、家畜ふん尿など動植物に由来する有機物であるため、枯渇することのない資源であります。その活用を進めることは、化石資源の乏しい我が国にとって経済社会の持続的な発展を実現する上で極めて重要であることから、国はバイオマス活用推進基本法を平成 21 年 9 月に施行したところであります。

また、平成 24 年 7 月から再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度が開始されたことや、25 年 6 月には、国が十勝 19 市町村の地域を「バイオマス産業都市」に認定したことなどにより、十勝管内におきましてもバイオガスプラントの建設が進められてきております。

家畜ふん尿などを原料として生成することができるバイオガスは、発電機やボイラー等の燃料として、発酵の副産物である消化液は有機肥料として、また、固形分は再生敷料として多様に利用することができることから、循環型社会の形成はもとより、エネルギー供給源の多様化に資するとともに、農業生産力や農村環境の向上などに寄与できるものと考えております。

ご質問の 1 点目、「管内のバイオガスプラント先行事例の実施状況は」についてであります。

バイオガスプラントの運営方法には、1 戸の農家がプラントを設置する個別型と、複数農家、農業団体、民間事業者や自治体などが設置運営し、複数の農家から家畜ふん尿を収集する集中型に大きく分けられます。

管内の先行事例で言いますと、土幌町におきましては、平成 15 年度に町が実証施設として 30 キロワットを発電する個別型プラントを建設費用 1 基当たり約 7,000 万円で 3 基整備し、24 年度には土幌町農協が 50 キロワットの発電で、1 基当たり 1 億 5,000 万円のものを 4 基整備しております。

また、鹿追町では、平成 19 年度に 12 戸の農家から家畜ふん尿を収集し、4,500 キロワットを発電する集中型プラントを 17 億 4,500 万円で、バイオガスプラントのほか、堆肥化プラント、コンポスト化プラントの三つの施設から成る鹿追町環境保全センターを町が整備しております。

さらに 2 基目の集中型として、瓜幕地区に 1 万 5,400 キロワットを発電する国内最大級のバイオガスプラントを町が総事業費 26 億 9,600 万円で整備し、本年春から稼働しております。

このほか、大樹町には、農事組合法人による集中型プラントが、広尾町には民間事業者による個別型プラントが設置されるなど、十勝管内で 21 基が稼働しているところであります。

ご質問の 2 点目、「地域新エネルギービジョンにも位置づけている、バイオマス発電等の活用に向けた町のこれまでの取り組みは」についてであります。

幕別町地域新エネルギービジョンにつきましては、自然の力や、今まで使用されていない太陽光や木質バイオマスなどの資源を利用した新エネルギーについて、町内における諸分野への導入、利用を目指す指針として平成 17 年度に策定したものであり、23 年度には、中期時点における進捗状況を調査し、以後の本町エネルギー政策の方向性を見出すことを目的に実施状況の検証を実施いたしました。

その結果、町内においてはバイオガスプラントの導入はありませんでしたが、平成 27 年度以降、乳牛 200 頭規模の個別型プラントを 3 基導入するという長期の目標を掲げているところであります。

新エネルギーの導入につきましては、このビジョンにありますとおり、町民、事業者、行政のそれぞれが、環境やエネルギーについて主体的に考えるとともに、3 者の協議のもとで実践するとしております。

このことから、十勝バイオマス産業都市構想の検討をしております平成 24 年度には、各農業協同組合、森林組合や製材会社等に構想の説明やバイオマス利活用の意向調査を行ったところであります。

また、忠類地域の農家では、独自にバイオガスプラントの施設見学会や勉強会が開催されるなど関心が高まっておりますことから、バイオマスの利活用に対する理解を深めるため、十勝総合振興局が行うバイオマス資源利活用促進事業を活用し、昨年 7 月には、忠類農協の理事を対象に勉強会を開催したほか、11 月には町内の全農業者を対象に研修会を開催してまいりました。

ご質問の 3 点目、「昨年 7 月に JA 忠類を会場に行われた「家畜バイオマス事業勉強会」での意見要望等は」についてであります。

酪農を主体としている忠類地区は、バイオマス資源が豊富に賦存しており導入の可能性が高いという考えから、忠類農協理事会で時間をいただき、家畜バイオマスを利活用する事業の勉強会を開催したところであります。

その中では、個別型、集中型のメリット、デメリット、売電の可能性やプラント稼働の収支についてなどの質問がなされ、バイオガスプラントを実施するには、こうした勉強会を重ね、地域での意識向上を図ることが必要との意見もあったところであります。

ご質問の 4 点目、「乳牛の飼養頭数や酪農家の現況などから、バイオガスプラント建設の実現可能性等、町内の現状をどのように認識しているか」についてであります。

近年、酪農業の大規模化が進んでおりますが、バイオガスプラントの導入は、家畜ふん尿を適正に処理することができるのと同時に、電気や熱として有効に活用することにより営農コストの低減や経営安定につながるものとして期待しているところであります。

鹿追町が整備した集中型のバイオガスプラントは、2 カ所で 4,320 頭規模、土幌町などが整備した個別型においては 200 頭規模となっております。

本町においては、昨年度現在で乳用牛が 1 万 7,512 頭、肥育牛が 6,104 頭飼育されていることから、個別型、集中型のいずれも、その実現の可能性は高いと考えております。

このことから、本年度、家畜ふん尿バイオマス導入調査を 7 月から実施し、農家へのヒアリング調

査などによる家畜ふん尿の現状などを把握するための基礎調査や、集中型、個別型で整備するとした場合の施設規模や収支計画、消化液等の利用検討、北海道電力への売電協議など、施設整備に係る可能性調査を行ってまいります。

その上で、地域の皆さんと事業内容や実施主体など事業実施について、相談をさせていただきながら進めてまいりたいと考えております。

以上で、東口議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 東口議員。

○10 番（東口隆弘） 再質問をさせていただきます。

7月から600万円をかけて導入調査をするということでございますので、導入調査結果がまだ出ていない段階で質問をさせていただくので、この600万円の使い方についても質問させていただきたいとは思いますが、まず、町営のバイオガスプラントの建設に向けた質問をさせていただきたいというふうに思っております。

まず、1番目の管内のバイオガスプラントの先行事例については、るるご説明をいただきました。

それで、この中で、鹿追町が町営でバイオガスプラントを、かなり規模の大きいものを2カ所、現実にもう稼働させているということでございます。

それで、これは単費で決して行えるような事業ではないというふうに認識もしておりますし、国からの、また道からの補助というのは、どのような形で受けることができるのかをご質問させていただきます。

○議長（芳滝 仁） 農林課長。

○農林課長（萬谷 司） 鹿追町のバイオガスプラントの関係でございますけれども、鹿追町につきましては2カ所ございまして、1カ所目、こちらにつきましては、環境保全センターとしまして、3つの施設から成っているところでございます。この事業につきましては、補助事業につきましては、中山間総合整備事業、こちらのほうを活用しまして整備したというふうに聞いております。

それともう1カ所でございますけれども、平成28年4月から稼働しております瓜幕のガスプラントでございますけれども、こちらにつきましては、防衛施設庁の事業を取り込んで実施しているというふうに聞いております。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 東口議員。

○10 番（東口隆弘） 本町で運営というか稼働しているものは、中山間の資金を利用しながら行っているということでございます。

それで、1番について、限った話ではできないのですが、いろいろなバイオガスプラントの運営をすることができるのであろうと。後ほど出てきますが、北電に売電をするだとかということで収益を上げる、それから消化液の販売、これは、するしないは農家に還元をするということになるのかと思いますが、この建設をするに当たって、結局、補助をいかに有利に持ってくるかということが大切なのであろうと。

それで、聞くところによりますと、売電をすることによって、国からの補助も削られる部分があったりするということも聞いております。

それで、もしつくるつくりたくないの議論になる前からこういう質問をするのはどうかとは思いますが、最大限の補助を利用することが、何%ぐらい補助を利用することができるかというのが、もしわかれば、お聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 農林課長。

○農林課長（萬谷 司） 補助事業の関係でございますけれども、バイオガスプラントに対しましては、経済産業省、環境省、総務省、農林水産省、さまざまな省庁のほうで補助事業を持っております。一般的には、補助率は2分の1の補助ということでございますけれども、先ほどお話ありましたとおり、発電の施設につきましては、補助対象外ということになります。発酵槽以降の発電施設につきましては

は対象外となりまして、施設全体で言いますと、補助率換算いたしますと、大体4分の1程度というふうに聞いているところでございます。

○議長（芳滝 仁） 東口議員。

○10番（東口隆弘） 町長は就任当初、町のトップセールスになるというお話もされております。国、道に対しても、バイオガスプラントをつくるに当たっては、あらゆるトップセールスを仕掛けていただきたいというふうに思っております。

それから、次の質問でございしますが、この27年度以降の長期目標として、乳牛200頭規模の個別型プラント3基を導入するところとしているとあります。それで、このめどについて、実際にあるのかどうなのかをまずお伺いをしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 防災環境課長。

○防災環境課長（天羽 徹） 乳牛200頭規模のバイオガスプラントの関係でございしますが、これは検証を行った際の将来的な目標ということで定めているわけではございまして、その時点でのめどというのは、正直申し上げて考えてはいるというところではございます。目標でございます。

以上でございます。

○議長（芳滝 仁） 東口議員。

○10番（東口隆弘） きついことを言いますが、目標というのは、なかなか実現はしないというのが現実かなというふうに思っております。

この幕別町地域エネルギービジョンというのは、もう10年以上も前につくられているわけですが、これからまた質問をさせていただきますが、目標を立て検証し、なかなか醸成をしない、盛り上がってこないというようなことだけで終わらぬのであれば、目標を立てる必要もないというふうに思います。それで、やっぱり10年もたつたから忘れたのではないかと思われても困りますし、緊張感を持って事業の推進をしていただきたいというふうに思うところでございます。

それで、次の質問に入るわけですが、忠類地域においては、酪農が農業生産の9割ぐらい、畜産も含めてですが、あるわけで、堆肥の処理等についても依然と苦勞をしている、それから市街近郊の酪農家においては、においの問題、これも既にもう何年も前から寄せられているという現状であります。

バイオガスプラントにおいては、消化液については、ほとんどもうにおいがしないというような、環境にも優しい事業であるということ、まず認識を既にされていると思います。それで、忠類地域では、このバイオガスプラントについての認識は非常に向上している。それから、酪農家だけではなく、畑作農家の消化液の利用だとか、あとは町内事業者、残飯だとか野菜くずなどの利用も、バイオガスプラントについては利用が非常に高いだろうというふうに思っております。

これらのことについて、酪農家だけではなく、町全体として、どのような取り組みができるというふうにお考えでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） バイオガスプラントに関しましては、基本的には、私は民活であろうというふうに思っております。それは、農業の経営の範疇の中でやっていただくことが一番よろうと。

ただ、鹿追であったように、観光振興上、においをどうしても消したいであるとか、液肥を有効活用するために、土づくりにも活用したいと。そういった町がやるべき大義名分といいますか、そういったものも見出せるわけでありまして、そこはまずは調査をした中で、どういう形になるかということ、まずパターンの、集中型の場合はどういう収支が、見込みがあるだとか、個別型ではどうであるか、これはイニシャルコストとランニングコスト全てを含めて考えていかないと、つくったはいけれども収支の見込みが立たないということでは困りますので、その辺トータルで、施設整備をしたときにどういった内容になっていくのかなということを検討した中で、そこに町としての役割が果たせるのかどうなのか、役割を見出せるかどうかということを検討しながら、町の役割を果たしていきたいというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 東口議員。

○10番（東口隆弘） 昨年の7月に忠類農協の理事の方を対象とした勉強会を開いていただいて、そのときのお話は私も農協の理事さんからお話を伺っておりますので、どんな話が出たかということ。

それから、答弁書の中に、11月に町内の全農業者を対象に勉強会を開催しているということですが、出席者数はどの程度だったのかお聞きします。

○議長（芳滝 仁） 農林課長。

○農林課長（萬谷 司） 昨年開催しました11月の研修会につきましては、個人の方が1名の出席でございました。

○議長（芳滝 仁） 東口議員。

○10番（東口隆弘） 大変寂しい勉強会だったのだろうなというふうに想像するところでございます。

結局、本町札内地域においては、なかなか酪農家の方が少ないというのもあるかと思いますが、この環境をよくするという観点の中で、農業者を対象にしたというのも、1人という参加者になったのかなというふうに理解はしますが、先ほど来から話をさせていただいておりますとおり、非常に環境に優しいものであると、酪農家の堆肥場に、どの程度の周期で集めるか別といたしましても、半年とか3カ月とかという大量の堆肥を酪農家に置いておくことがないという、酪農家に対しても環境に優しい、見ばえがいいという現実もあります。

それから、先ほども言いましたが、バイオガスプラントを通すことによってメタンガスの発生、その利活用の方法だとか、消化液、これについてはにおいもない、また成分も堆肥よりはかなりいいものができるというようなことであろうと思います。

この新エネルギービジョンにもうたっているわけですから、これは酪農家とか農業者だけではなく、住民の方全てにやっぱり周知をしていただきたいというふうに思っておりますが、いかがですか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 家畜ふん尿の対策につきましては、これは農業者のみならず、その近辺で暮らしている方にとっても、やはり苦痛のネタになっているという面は十分認識しているわけでございます。

それと、バイオガスプラントをつくることによるメリットというのは、東口議員がおっしゃっているように数々あるわけでありまして、そういったことを理解していただきながら、この事業が進められればいいなというふうに思っております。

決して私は否定しているわけではなくて、これはすばらしい、酪農にとってもあるいは観光振興にとってもあるいは土づくりにとっても、非常にすばらしい事業であることは、重々わかっているわけでありまして、それを町民の方に理解をしていただきながら、あとは、それが採算性の問題でどうなのかであるとか、事業主体は誰がやるのかということを含めていく必要があるのかなというふうに思っております。この事業については十分周知を図りながら、多くの方にかかわってもらいながら進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 東口議員。

○10番（東口隆弘） 町がこのプラント建設に向けて先導をとる形で調査をまず進めていただきたいと。どのような調査方法になるかは、これからまた練り上げていただければいいのであろうと思っております。

運営方法については、町営もしくは新たな株式会社等の設立をすることによって、雇用が生まれるということも、まず考えられるというふうに思っております。それでどういようですが、これは全町民の皆さんに理解をいただいた上で、調査を進めていただきたいというふうに思っております。

それで、全体を通してになるわけですが、6月からクールビズ、きょうはネクタイをしておりますが、これは平成20年に幕別町が環境宣言をした折に、基本方針の中で「省エネルギーの推進に取り組み、太陽光発電など化石燃料以外の新エネルギーの活用を努める」、また「環境に優しい農林業に取り組み」というふうにあります。本町は、ここ数年、大型事業が続きます。なかなか大変だとは思いますが、本町の基幹産業である酪農、それから畑作の発展だけではなく、住民の皆さんが住みやすい、

そしてまた、住んでよかったという町を実現するためにも、ぜひとも強力に取り進めていただきたいと思いますというふうに思っております。

町長の答弁を聞いても、バイオガスプラントの優位性は理解をいただいているというふうに思っております。この世の中に酪農が存在する限り、原料には困らないことがわかるわけでございます。利用する原料は堆肥だけではなく、家庭から出る残飯もしくは給食センター、商店だとか事業者からの残飯、それから野菜くずなど、有機物であるものは利用ができるということ、それから下水道の終末処理から出る汚泥なども利用することができるという、環境に非常に優しい事業になろうというふうに思っております。町が策定をした地域エネルギービジョンでも詳しく解説をされ、経営等についても非常に調査をされているというところだと思っております。

目標を掲げるだけでは、前進はしないわけでございます。バイオガスプラントは、メタンガスを利用した発電ができるわけです。これも、北電に売電をする目的だけではなく、ガスを充填し、それぞれの施設に発電をする、または燃料として利用することができるということが考えられるというふうに思っております。

発電の時に出る温水の利用についても、おかの漁場、それからハウス園芸などが考えられる。最終副産物である消化液は、作物の吸収されやすいアンモニア態に変化をして、即効性があることが実証されております。先ほども申し上げましたが、住宅地近郊での酪農は、においの問題が出ております。特に、畑の堆肥の散布では、苦情が何年も前から寄せられているわけでございます。においはほとんどなく、消化液の固形分離から出た固形堆肥は、パークゴルフ場などの堆肥、公園等も有効であるというふうに思っております。エネルギーの地産地消、環境型エコタウンを目指すことができると思っております。そのためにも、全ての住民の方々に理解をいただき、この調査費 600 万円が無駄にならないことを願っておるところでございます。ぜひとも、町が先導をとっていただくことを考えておりますので、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 今回、600 万円の予算を組ませていただいたということが、そもそも町の気持ちのあらわれであるというふうに、受け取っていただいてよろしいかというふうに思います。

今、東口議員から、バイオガスプラントのメリットについて、本当に盛りだくさんお話をさせていただきました。もちろん、そのことについては、私も、そういうメリットがあることは重々承知をしております。

ただ、やはりこれはいいからやるのではなくて、今、直面する課題が何であって、将来どういった課題も考えられる、それを解決するための手法としてこのバイオガスを取り入れるのだ、そういう視点が私は必要であろうなというふうには、ちょっと逆なのかなというふうに思っていますので、その辺の原点のところを十分突き詰めて、どういった課題を解消するためにこれを取り込んでいくのだということをも十分肝に銘じながら、この調査については進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 東口議員。

○10 番（東口隆弘） ぜひとも肝に銘じて取り組んでいただきたいというふうに思っております。

このバイオガスプラント、いつやりますか、いや、ぜひとも、今でしようとして最後に申し上げて、質問を終わらせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 以上で、東口隆弘議員の質問を終わります。

次に、小島智恵議員の発言を許します。

小島智恵議員。

○6 番（小島智恵） 通告に従いまして、質問をさせていただきます。

熊本地震発生を受けて、住宅耐震化等の取り組みについてであります。

本年 4 月 14 日より発生しました熊本地震では、最大震度 7 を観測し、その後もたび重なる余震が続き、死者 49 名、避難所には 1 万人余りの方が生活を強いられています。これは 5 月 13 日現在の数

字でございます。

住宅の倒壊・損壊によって人的被害が発生し、避難所や車中泊での避難生活を余儀なくされておりまして、また、道路の分断によって孤立する被災地では、支援物資輸送のために初めて米軍の垂直離着陸輸送機オスプレイが活躍し、命をつなぐ物資が被災地に届けられたところでございます。一日も早い復興・復旧が急がれております。

我が町においては、平成15年に十勝沖地震（震度6弱）を経験したところでありますが、十勝には活断層が縦断していると言われており、今後、直下型地震の発生が心配されているところであります。地震や災害に対する意識が高まっている今、以下についてお伺いします。

- ①旧耐震基準で危険な住宅の戸数、耐震化率。
- ②木造戸建て住宅無料耐震診断の実施件数と診断結果、周知を。
- ③診断で危険と判定された住宅に対する耐震工事の補助を。
- ④幕別町地域防災計画における防災協定を締結する企業の拡大。
- ⑤災害時、国への要請体制でございます。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 小島議員のご質問にお答えいたします。

「熊本地震発生を受けて、住宅耐震化等の取り組みについて」であります。

本年4月14日から九州一帯で断続的に発生した熊本地震では、震災による関連死の方を含めると69の方が犠牲になっており、11万棟にも上る住宅が被害を受け、現在でもたくさんの方が避難所での生活を余儀なくされております。

ご質問にありますように、十勝には南北に縦断する「十勝平野断層帯」が確認されており、足寄町から帯広市を経て本町忠類地区にかけて分布する主部と大樹町から広尾町にかけて分布する光地園断層から成っているものであります。

国の地震調査研究推進本部による評価では、活動履歴に関する資料が不足しているため、将来の地震活動を明確にすることは難しいとされております。

本町では、東日本大震災を契機に改正された国の災害対策基本法や防災基本計画との整合を図るため、平成26年5月に修正した「幕別町地域防災計画」に基づき、災害から町民の生命と財産を守ることを最優先とし、防災対策と減災対策に計画的に取り組みを進めているところであります。

ご質問の1点目、「旧耐震基準で危険な住宅の戸数、耐震化率について」であります。

町内の耐震化率につきましては、平成21年3月に策定した「幕別町耐震改修促進計画」の中で20年4月1日現在、住宅総数1万860戸のうち、耐震性が不十分と考えられる建物は1,530戸であり、耐震性を有している建物は9,330戸、耐震化率は85.9%と推計したところであります。

「幕別町耐震改修促進計画」につきましては、本年5月に改訂されました「北海道耐震改修促進計画」を参考に、本年度新たに見直す予定であり、推計戸数、耐震化率についての検証を行ってまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、「木造戸建て住宅無料耐震診断の実施件数と診断結果、周知を」についてであります。

幕別町では、平成21年度から木造住宅の無料耐震診断を実施しております。

耐震診断の判定結果につきましては、「倒壊しない」「一応倒壊しない」「倒壊する可能性がある」「倒壊する可能性が高い」の4段階で判定され、これまでに診断した住宅の診断結果は、「倒壊しない」が1件、「一応倒壊しない」が2件、「倒壊する可能性がある」が2件、「倒壊する可能性が高い」が6件となっており、総診断戸数11件のうち、耐震性を有している住宅は3件となっております。

無料耐震診断の周知につきましては、毎年行われる春の公区長会議においてお知らせさせていただくとともに、町ホームページや広報紙により周知に努めているところであり、幕別町地域防災計画に関する出前講座においても、木造住宅の無料耐震診断の説明をさせていただいております。

今後は、7月号の広報で再度お知らせするとともに、さまざまな機会を捉えて、無料耐震診断の周

知に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、「診断で危険と判定された住宅に対する耐震工事の補助を」についてであります。

本町では、無料耐震診断の結果、「倒壊する可能性がある」「倒壊する可能性が高い」との判定結果がなされた申請者の方に対して、耐震改修工事に対する補助制度についてのアンケート調査を実施してまいりました。

耐震診断の結果、耐震性を有していない住宅の申請者8人のうち7人の方々から、「耐震改修は行わない」「建てかえの方向で考えたい」との回答をいただいていることから、耐震改修工事の需要は低いと考え、耐震改修に特化した助成制度を創設するには至っておりません。

財務省令に定められている木造建築物の耐用年数は、一般木造住宅では33年、事業用木造建築物は22年となっており、昭和56年6月1日に新耐震による建築基準法が施行されてから本年で35年となりますことから、多くの方々が耐震改修工事を行うよりも、建てかえを選択しているものと推察しているところであります。

耐震改修工事に対する補助を実施している自治体は、十勝管内で12市町村ありますが、耐震改修工事に対する補助金を交付した件数は、平成26年度2件、27年度ゼロ件で、全体でも、この2件にとどまっており、耐震改修工事の補助制度利用件数は極めて少ない状況にあります。

このことから、個人住宅の耐震化の支援につきましては、これまで、無料耐震診断の対象者を住宅の図面等を保有している方に限っていたのを、図面等を保有していない方にも対象を広げるなど、自分の住んでいる住宅が耐震性を備えているかどうかを確認してもらうことに力点を置いてまいりたいと考えております。

なお、耐震化工事に特化した補助制度ではありませんが、本町では、町内の住宅関連産業の振興と消費拡大を図ることを目的とした住宅新築リフォーム奨励金制度を実施しており、耐震改修工事も対象としておりますことから、この制度や事業内容についても周知に努めたいと考えております。

ご質問の4点目、「町地域防災計画における防災協定を締結する企業の拡大について」であります。

大規模災害発生時には、町だけでは十分に対応し切れない状況になることも想定されますことから、初動対応やその後の復旧対応等について支援する趣旨の協定を、医療機関を初めさまざまな分野の企業や道内外の自治体、関係機関と締結いたしております。

現在、協定を締結している企業等の数は43件となっており、内容の修正が必要となった郵便局や建設業協会とは、協定の見直しを行ってまいりました。

今後につきましても、他の協定の精査を進め、必要に応じて見直しを行うとともに、新たにご協力をいただける企業等との協定締結につきましても検討してまいりたいと考えております。

ご質問の5点目、「災害時、国への要請体制について」であります。

災害の状況により救助が必要な事態になった場合は、速やかに警察や消防機関の協力を得て救出活動に当たり、大規模な災害で救助・救出に必要な人員、設備等を確保することが困難と判断される場合については、自衛隊法第83条に基づき、十勝総合振興局長を通じて自衛隊派遣の要請を依頼することとなります。

また、風水害、土砂災害、地震等、大規模災害の発生や発生のおそれがある場合は、平成22年5月に北海道開発局帯広開発建設部と締結いたしました「北海道地方における災害時の応援に関する申し合わせ」により、災害情報や開発局による支援の要望等の情報収集を行う現地情報連絡員、通称「リエゾン」の派遣も依頼することができる体制となっております。

以上で、小島議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 質問の途中ですが、この際、11時5分まで休憩いたします。

10：50 休憩

11：05 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き会議を開きます。

小島智恵議員。

○6番（小島智恵） 再質問させていただきます。

まず、ことし4月14日より発生しました熊本地震で被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興を心よりご祈念申し上げたいと思います。そして、本日でちょうど2カ月たつわけなのですけれども、報道等によりますとやはり旧耐震基準の住宅倒壊の被害、これが多かったというふうに聞いておりました、住宅耐震化の重要性、これを改めて再認識させていただいているところでございます。それで、我が町としてはどうなのか、この熊本地震の教訓を少しでも生かしていければいいなと思っております。

質問に入りますけれども、耐震化率、聞いておりますけれども、耐震性が不十分な住宅が1,530戸、そして耐震化率が85.9%というお答えでした。幕別町耐震改修促進計画、平成21年から27年度までの計画ですけれども、本年度計画の見直しをされるということでもありますけれども、このデータなのですけれども、平成20年のデータということで、もう少し新しいデータはお示しいただけないのか、お伺いしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 都市計画課長。

○都市計画課長（吉本哲哉） 新しい耐震化率のデータでございますが、今年度行います耐震化促進計画の中で再度集計をして出していきたいと思っております。現在のところ、まだ新しいデータというのは手元にはございません。

以上でございます。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） 見直しの中でということでもありますけれども、私思いましたのは、昭和56年5月以前の建物ですから、書面上で調べればすぐわかるのかなと思っていたのですけれども、そういうわけにもいかないのですね。

耐震化の目標、この促進計画の中で平成27年度までに9割を目標とされております。9割ということですから、この数字を見ますと到達していない、厳密には4.1%達成していないということで、さらなる努力が求められているのだなというふうに感じております。

それで、2点目の住宅無料耐震診断についてでありますけれども、これまでの総診断戸数11件というふうにとどまっているわけなのですけれども、ちょっと疑問に思いましたのは、「倒壊しない」が1件、「一応倒壊しない」というのが2件ということで、耐震性を有する住宅3件ということですが、この無料耐震診断の対象というのが旧耐震基準のときに建てられた建物が対象だと思うのですけれども、旧耐震基準のような住宅でも、それでも大丈夫だったというふうにこれは見てよろしいのでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 都市計画課長。

○都市計画課長（吉本哲哉） 耐震診断におきましては、図面とあと聞き取り調査に基づいて行っておりますが、この中で、ある計算によりまして点数が出てくるのですね。それによりまして耐震性があるのか、それとも若干不安が残るのか、それとも倒壊の危険性があるのかという4段階に区分して判定をするわけでございますが、今まで行いました11件の中で1件につきましては「倒壊しない」という点数が出ましたので、そういった判定でお伝えしております。

また、「一応倒壊しない」ということが2件ございましたが、こちらのほうも基準点の中でそのような判定が出ましたので、持ち主の方にそのようにお伝えしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） ちょっと驚きですけれども、旧耐震基準で、これ大丈夫ということがちょっと驚きなのですけれども、ホームページのご案内なんか見ますと、図面がない場合は診断をお受けできませんとか、あと現地調査を行いませんとか、そういう赤字でわざわざ強調されていたわけなのですけれども、実際のところ、旧耐震基準の住宅というのが、図面がないというケースが多々あるというふうにちょっと聞いております。そうなりますと、この制度の整合性も問われるわけなのですけれど

ども、図面がなくても何か診断できるような、そういったことが必要ではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 都市計画課長。

○都市計画課長（吉本哲哉） 議員おっしゃるとおり、ホームページでお知らせしている内容といたしましては、今まで図面があって、しかも構造的な筋交いの位置がわかるものが必要ですよというふうにお知らせしておりましたが、今年度よりは図面がない場合であっても、多少ちょっと調査のために入らせていただきますが、不安のある方に関しましては、診断を行っていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） 不安があるということで、問い合わせ等々しましたら、そうしたら図面がたとえなくてもご相談に乗ります。ご相談に乗るということは、それはさらにちゃんと図面がなくても、これは診断できる、診断していただけるということなのですか。

○議長（芳滝 仁） 都市計画課長。

○都市計画課長（吉本哲哉） 建物内部の筋交いとかなの問題もございまして、どこまで調査できるかわかりませんが、できる限りちょっと調査させていただきますして、診断のほうをできるように努力していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） それでは今のホームページとは書いてあること違うのですけれども、きちんと現地調査して図面を起こしてというふうな方法をとっていくということですから、ですから告知の仕方としましても、きちんとホームページのほうも直していただきたいなど。よりやっぱり無料耐震診断していただきたいので、その促進のためにきちんとそこは告知していただきたいというふうに思っております。一番危ないのが旧耐震診断と言われておりますから、そのところはご理解いただいていると思いますけれども、促進のために考えていただきたいと思っております。

それで、周知としましては、私が感じるには、まだこの無料耐震診断をご存じない方も多くいらっしゃる感じておまして、今、関心が大変高まっているときでありますので、さらなる周知に期待したいと思います。

それで3点目の診断で危険と判定された住宅に対する耐震工事の補助ということでもありますけれども、現在、住宅新築リフォーム奨励金制度の中で、リフォームの中の耐震補強工事の項目が入っております。ちょっと私もわかりづらかったのですけれども、対象にはなっているということでもあります。この耐震補強工事の実績で、わかる範囲でいいのですけれども、どのように推移しているのかお示しいただきたいと思っております。

○議長（芳滝 仁） 商工観光課長。

○商工観光課長（岡田直之） ご質問の住宅新築リフォーム奨励金制度での耐震工事の実績でございますが、現在のところ耐震工事に特化した申請は1件もございません。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） これまで1件もないということで、ゼロということで大変残念に思います。これゼロというのはどういう要因、原因でゼロになっているのか考えますと、アンケート調査のご答弁ありました。耐震性を有していない住宅の申請者8人のうち7人の方に回答いただいておりますけれども、耐震改修は行わない、建てかえの方向で考えたい、そういった回答でございました。ただ、もう少し詳しく掘り下げてみますと、そういう思いに至る理由、そこまでこれは聞いていらっしゃるのでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 都市計画課長。

○都市計画課長（吉本哲哉） 個々一人一人にどういった事情で耐震改修しないのかということについて詳しくお尋ねはしておりませんが、我々推察しますに、会話の中では、大分建物も古いのでこの際だから建て直したほうがいいのかなどというなお言葉は幾つかはいただいているというような状況です。全部が全部ではないのですが、そのようなご意見が多いというふうにお伺いしております。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） ここはアンケート調査ですから詳しく聞いたほうが良いと思うのですが、私が思うに、答弁の中で耐震改修工事の需要はもう低いというふうに言い切っているんですけども、私はその認識で本当にいいのかなどというふうに思っております。需要は本当はあるのですが、やっぱり耐震工事したいと思っても費用の負担、その費用の負担のところやっぱりとどまってしまうのではないかと、そういったネックになるところを解消していかないといけないのではないかと思います。その辺の認識の確認、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） ちょっと認識がかなり我々と違うのかなという、そんな思いで今聞いておりましたけれども、これは他町村も12の町で補助制度を持っているわけなのですが、この実績を見ても、ないのですね。

結局、35年もたつとこれはどう選択するか、普通であれば建てかえるという選択をするほうが正しいのかな、正しいと言ったらちょっと語弊がありますね、そういうふうに傾くのではないのかなと、私はそういう感じをしておりますので、これ以上掘り下げて聞いても何か施策に反映させるようなネタが出てくるとはちょっと思えないわけでありまして、私は、今、他町村あるいは我が町のアンケート調査を聞いた分析した中で十分なのかという思いでいるところであります。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） リフォーム、今、奨励金制度の中でやっておりますけれども、その中でやるのだったらそれでいいと思います。商工業の振興にもこれかかわってくるわけですから、やられたらいいと思います。ただし、やはりこれ普通のリフォームと全然、私は重みが違うと思うのです。何よりも人命を守る、町民の方を守る、そういう大事な耐震補強工事だというふうに私は認識しております。

それで、この現行の制度ですけれども、工事費の5%、上限額5万円となっておりますけれども、仮に100万円の工事しまして最大5万円、そして200万円の工事でも5万円ということでもありますけれども、帯広市の事例を見てみますと、例えば工事費20万円以上200万円以下の場合でしたら20万円の補助が出ておまして、我が町よりは補助率は高いのですけれども、一般的に耐震補強工事、幾らぐらいかかるのかなというふうに調べたのですけれども、100万円から300万円ぐらいかかるというふうに聞いております。

せめて、本当に命のかかわることですから、この無料の耐震診断とセットで無料の耐震診断を受けていただいて、もし危険と判定されたものについては耐震補強工事にかかわるこの費用、もう少し上乗せできないものなのか、その辺のところをお聞きしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 私どもとしまして、今住んでいる家が耐震性があるのかどうなのか、例えば震度7の地震が来たときに潰れてしまうことはないのかどうなのか、そういったことをまずは住んでおられる方が認識していただきたいと、そのためにこの無料耐震診断を実施していただいております。その次の改修をするかあるいは建てかえをするかというのは、個人でいろいろな考え方がありますから、そこで、その後については個人のほうで判断をしていただいて対応していただくと。まずは、私どもとしては、危険なのか危険でないのか、生命を脅かすようなことがないのか、それをしっかり住んでおられる方に知っていただくという趣旨で、これをやっているわけでございます。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） 今、新聞の紙面でもかなり大きく掲載されておりますけれども、今後、十勝でも

熊本のような内陸直下型地震が起きてもおかしくないのだと、この大きく警戒する記事が数多く掲載されている中で、十勝沖地震も経験してきましたけれども、これまでの地震というのは震源が海底ということで海溝型地震、体感上では大きな地震であったというふうに思っておりますけれども、建物の被害については少なく今まで済んできましたけれども、もしこれが直下型が来た場合どうなるかと、突き上げる揺れが起き、一瞬で建物に甚大な被害を与えると、それだけでなく今回の熊本地震のように震度7が2回襲ってきたり、また、強い余震が何度も続いていく、そして2カ月たった今もまだ震度5レベルの地震が起きている、旧耐震基準ではやっぱり倒壊のおそれがあるというふうに、これは誰が見てももう明らかなことであります。

それで、先ほど来から申し上げておりますとおり人命にかかわることですから、先ほど建てかえたほうがいいのではないかという話もあったのですが、建てかえでも経済的に大丈夫な方はすぐそう踏み切られるのでしょうか、結構こういう旧耐震基準の住宅に住んでいる方ってお年寄りの方が多いと思うのですが、年金暮らしをされている方とかは経済的にやっぱり厳しい、そして、だからといって耐震工事耐震補強工事もされるのかなと思ったら、またそれもそれなりにお金がかかるのでどうかなみたいな、そういうことで結果として耐震補強工事も、そして建てかえのほうも両方とも踏み切れないで、そのはざまの中で危険な家屋にそのまま住み続ける、そういうことになりかねないのではないのでしょうか。その辺の考え方どうでしょうか。もう一度、少しでも上乘せして耐震化を促進する施策、もう一度ご検討いただけないでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 先ほども申し上げたように、まずは今住んでおられる住宅が耐えられるのか耐えられないのか、そこからの、そこで調査をしてからの判断だというふうに分かれると思いますね。建てるのか、耐震のリフォームをするのか。私たちはどこまで町が個人の財産に対してお金を支出できるのかということも一つあるわけでありまして、一々個人の住宅が倒壊の危険性があるからということで、本当にそこに個人の財産に対して支出していいのかどうなのかと、そこに尽きるのだというふうに思います。

これは例えば新築リフォームで補助金、商品券を出しているというのは、これはあくまでも個人に出しているわけではなくて、商工振興のためにその地域で、町内で、町内の業者に請負をしてもらって、建て主なりリフォームした方がその商品券を使ってさらに地元で買い物をするという、そういうお金が地域経済、地域に回るという経済振興のためにやっているわけですし、あくまでもそういう個人の財産を保全するためにやっているわけではないわけでありまして、そこら辺どこまで行政が介入できるかという点については、非常に難しいものがあるというふうに思います。

ですから、まずは安全かどうかを確認していただいて、そこから先は個人が持ち主の方が判断をしていただくということになるかというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） 平行線になりますのでちょっとここでやめますけれども、それで周知に努めると答弁はされているのですが、ホームページ上を見ますとその無料耐震診断のページ、そしてリフォーム奨励金制度のページ、これがリンクする形にはなっていない状態ですし、これだとちょっと不親切というか、使いづらいと思います。無料耐震診断を受けて危険と判断された方はこういう制度もあるのですよという形で、その逆もあるのかもしれないのですが、そういった形ですぐリンクできる、そういう使い勝手のよい形にしていただけたらと思います。

商工のほうと課が違いますのでなおさらわかりづらいなというふうに思うのですが、そういった周知の工夫、促進を図っていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 周知につきましては、答弁でも申し上げていますように、この無料診断については、実は4月に一度周知をいたしました。そして、この熊本地震で地震に対する心配というか、関心が非常に高まっておりますことから、再度7月号の広報においてお知らせをしたいと、そういう答弁

を申し上げました。

さらには、今おっしゃいましたように、耐震診断等から改修する場合は新築リフォームを使えますよといった案内も含めて全体的な見直し、そして関心を高めるように工夫をしまいたいというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） 期待したいと思います。

4点目、防災協定を締結する企業の拡大ということですがけれども、ちょっと細かい質問になってしまいうのでけれども、これまでの災害でも同じことが言えると思うのですがけれども、熊本地震でも食料や物資がない、届かないという大変な事態が起きているわけなのですが、我が町の計画を見てもみると、食料、物資については幕別町商工会さんを初め、全部で5社の企業のところと協定を結ばせていただいておりますが大変ありがたく思っているのですがけれども、それでこのところをもう少し拡大できないのかどうかについてお聞きしますけれども、例えば企業名を余り出してはいけなかなと思うのですがけれども、ちょっと出してしまいますけれども、町内に3店舗あるフクハラさん、また、ホームセンターのホームマックさん、例えばそういった企業も入ってきますと大変心強いのかなと思うのですがけれども、そのところをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 防災環境課長。

○防災環境課長（天羽 徹） 町長の答弁でも申し上げましたけれども、現協定締結している協定の精査も行いまして、これから必要な企業とも協定協議に入りたいというふうに考えております。

どこの企業と協議に入るかというのは、今後、検討させていただいて決めていきたいと思っておりますけれども、新たに協力いただける企業の締結についても検討させていただきたいと思っております。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） お伝えしたところは、ちょっとご検討いただければと思います。

5点目に入ります。

災害時、国への要請体制ということですがけれども、災害支援を求めて、その後、総合振興局の道を通じてそして国へということで、そして自衛隊派遣の要請といったふうな流れになっていくというふうに理解はしているのですがけれども、今回の熊本地震もそうでありますけれども、これまで大きな災害が起きますと、自衛隊さんがいつも災害支援に一生懸命になっていただいて、本当に頭が下がるなと感謝と敬意の思いでいっぱいでございます。

防災計画では臨時ヘリポートの要請等々も載っていたのですがけれども、今回この熊本地震のケースでは、道路が分断されてしまって車両等では物資が届けられないということで、こういう人命にかかわる非常事態のときにオスプレイが初めて運用されたわけでありまして。これは国からさらに米軍に要請したということであるのですがけれども、とにかく物資が無事届けられて本当によかったなと涙したところなのですがけれども、しかしその翌朝になりますと、新聞等を見ますと批判する内容が随分と書かれておりまして、一部で騒いでいるのかもしれませんが、本当に被災された方の気持ちを逆なでするなど、一体この日本はどうなっているのだと思ったのですがけれども、全国にはもうさまざまな考えを持った首長さんがいらっしゃいます。町長は、今回のオスプレイの物資輸送に対し、どのような思いを持っておられるのか、まさか反対する、そういった思いはないですよね。確認させていただきたいと思っております。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） この救助・救出につきましては、私どものほうから何を出していただきとか指名するものではありませんので、そこは救助・救出の専門家である自衛隊がその局面に対していかに効率的に的確に対応できるかと、そういう選択をしていただけるというふうに思っておりますので、そういうような機材によって救出活動がされるというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） 特に反対する思いはないと受けとめました。とにかく町民の方の人命を守る、安

心・安全、これ第一ですから、そこをちょっと確認させていただきたかったですけれども、ごめんなさい、通告外でとめられるとちょっと思ったのですが、ご配慮いただいて済みません。

この道路の分断を想定しますと、北海道のこの広い大地、我が町も広大な大地を有しております、むしろオスプレイが有用になっているのではないかと考えております。スピードが速い、大量にかつ遠距離に輸送できると、すごくメリットの大きい輸送機であります。今回、熊本地震で物資の輸送で使われたようなのですけれども、オスプレイは物資のみならず傷病者の方々も安全な医療機関に搬送することもできるというふうに聞いております。人命を守るオスプレイであります。今後ともできるだけ歓迎する思いで受け入れていただけたら幸いです。

そのことを最後に申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 以上で、小島智恵議員の質問を終わります。

以上で、小島智恵議員の質問を終わります。

次に、内山美穂子議員の発言を許します。

内山美穂子議員。

○5番（内山美穂子） 通告に従いまして、質問させていただきます。

近年、巨大地震や豪雨、竜巻や土砂災害など、かつて経験したことのないような大規模災害が頻発しています。熊本地震の発生から2カ月がたち、直下型地震の脅威が改めて浮き彫りになりました。

十勝にも道内最大規模の断層帯が走っていることが確認されており、同様の地震などがいつ私たちの身に起こるか予測できません。過去の災害の教訓を生かして備えを万全にすることが、町の重要な役割と考えます。

災害時の自助・共助、そして協働の重要性が叫ばれる中、町は、平成26年5月に「幕別町地域防災計画の見直しを行いました。昨年は、「防災訓練5カ年実施計画」を策定し、ことしで2回目の開催になります。万が一のとき、職員や町民が迅速に行動に移せるようにするためには、計画やこれまでの取り組みを生かし、改善して積み上げていくことが重要です。具体的な防災対策について以下のとおり伺います。

①地震や水害など自然災害の規模や被害について、地域防災計画でどのような想定をしているか。

②避難所収容人数の充足計画と避難所の見直しについて。

③「防災のしおり」や「避難所運営ゲーム（HUG）」の活用は。

④役場庁舎での災害対策本部立ち上げやボランティアセンター設置訓練、浸水対応避難訓練、冬期訓練などを含めた防災訓練について。

⑤災害時の緊急情報を迅速、かつ確実に町民に発信する手段は。

⑥町は地域防災計画に基づいて耐震性貯水槽を設置しているが、水道業務などに携わっていた退職者を登録してもらい、災害時給水活動などに協力してもらう「災害時支援協力員制度」を新設する考えは。

⑦地域防災について、継続してかかわっていく職員が必要と考えます。「地域担当職員制度」を地域の防災活動支援という形で取り入れる考えや、防災に精通する専門の嘱託職員を配置する考えは。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 内山議員のご質問にお答えいたします。

「防災の具体的な取り組みについて」であります。

さきの熊本地震を初め、昨年9月の茨城県常総市での鬼怒川の氾濫、東日本大震災など、これまでの想定を大きく超えた災害が日本各地で発生しております。

小島議員のご質問の際にもお答えさせていただきましたが、十勝には、南北に縦断する「十勝平野断層帯」があり、国の地震調査研究推進本部による評価では、活動履歴に関する資料が不足しているため、将来の地震活動を明確にすることは難しいとされております。

このような状況から、町といたしましては、災害から町民の生命と財産を守ることを最優先とし、

防災対策と減災対策を計画的に進めているところであります。

御質問の1点目、「地震や水害など自然災害の規模や被害について、地域防災計画でどのような想定をしているか」についてであります。

初めに、地震につきましては、想定する地震規模を、海溝型地震では東日本大震災と同規模のマグニチュード9.1、最大震度7、内陸型地震ではマグニチュード7.4、最大震度7と想定しております。

この地震による被害につきましては、雪による影響や屋内にいる時間帯を考慮し、人的被害が最大となる「冬季の早朝5時に発生する十勝平野断層帯主部の内陸型地震」を想定しており、人的被害は死傷者数331人、避難者数9,497人で、このうち、避難所生活者数は6,173人、建物被害は全半壊、焼失合わせて1,809棟になるものと予測しております。

次に、洪水被害についてであります。洪水ハザードマップでは、十勝川、札内川、途別川、猿別川が大雨により増水し、全ての河川で堤防が決壊した場合に札内北地区、札内東地区、札内あかしや町周辺のほか、千住地区、相川地区、明野地区、新川地区の十勝川隣接部や途別川周辺においての浸水を想定しております。

また、浸水時の想定被害については、床下、床上浸水のほか、最大で3メートル以上の浸水により、2階部分までの浸水被害を想定しております。

ご質問の2点目、「避難所収容人数の充足計画と避難所の見直しについて」であります。「幕別町地域防災計画」では、災害時において緊急に一時避難できる場所のほか、災害による家屋の倒壊や焼失により住居を喪失した場合や被災のおそれがある場合など、居住することができなくなった住民の方を収容するための避難所を指定しております。

避難所の収容可能人数であります。地震・津波時の指定避難所は79施設で、平成28年3月31日現在の全公区人口2万7,348人に対し、収容可能人数2万2,650人、収容率82.8%となっております。

大雨時の指定避難所につきましては、27施設で浸水想定区域対象の44公区の人口1万2,740人に対し、収容可能人数7,699人、収容率60.4%、土砂災害時の指定避難所は26施設で、土砂災害危険箇所がある29公区の人口3,364人に対し、収容可能人数4,774人、収容率141.9%となっております。

また、指定避難所のうち、要配慮者への保健福祉サービスの提供を行うことができる13施設が福祉避難所を兼ねており、収容可能人数は1,661人となっております。

避難所の見直しについてであります。災害に対し安全と考えられる学校や公民館等の公共施設を指定しており、これまでも状況に応じて見直しを行っているところであり、今後も人口変動や公共施設等の増減など必要に応じて、見直しをしてまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、「「防災のしおり」や「避難所運営ゲーム（HUG）」の活用は」についてであります。

平成26年5月に「幕別町地域防災計画」を修正したことに伴い、同年12月に「幕別町防災のしおり」の改訂版を全戸に配布し、避難所の周知や洪水ハザードマップなど、防災に関してのさまざまな情報を町民の皆さんに提供しております。

また、出前講座の際には、「防災のしおり」を教材として、地域防災力の重要性や災害への備えなどについての説明を行っているほか、地図を利用し避難場所等の位置や避難経路を確認するなど、防災意識の向上に努めているところであります。

「避難所運営ゲーム（HUG）」については、積雪寒冷の厳しい気候面などの観点を加えた北海道版避難所運営ゲーム「Do（ドゥ）はぐ」が本年4月に北海道から配付されたところであります。

「Doはぐ」は、実際に避難所で起こり得る事案について、机上で行う避難所運営を想定したシミュレーションゲームであり、カードに書かれている模擬体験の内容を読み上げ、数人のプレイヤーがその内容について解決、処理していくものであります。

例えば、「日本語が通じない外国人の避難者が来た」「食物アレルギーがある避難者」「洗濯したいが干す場所がない」など、次々と避難所で発生する事案に対し、対処法を考える体験ゲームであり、

この体験が東日本大震災での実際の避難所運営に役立ったとお聞きしておりますので、今後、避難所担当職員の研修時や、自主防災組織等の防災訓練での活用を促してまいりたいと考えております。

ご質問の4点目、「役場庁舎での災害対策本部立ち上げや、ボランティアセンター設置訓練、浸水対応避難訓練、冬季訓練などを含めた防災訓練について」であります。

防災訓練につきましては、昨年4月に策定した「幕別町防災訓練計画」に基づき、平成27年度から31年度までの5カ年で、毎年、町と対象公区共同で実施することとしており、昨年度は、10月18日、札内南小学校を避難所とする7公区を対象に、266人の住民の方に参加をいただき実施いたしました。

昨年の訓練では、参加者それぞれが地震後の行動確認をした後に、要配慮者の支援や安否確認を実践しながら避難所まで避難する「避難訓練」と、避難所の開設、運営手順を確認する「避難所への入所訓練」の二つの訓練を実施し、「自助」「共助」「公助」それぞれの役割についての確認を行いました。

本年度は、10月23日日曜日に幕別北コミュニティセンター、農業者トレーニングセンター、札内北小学校の3カ所の指定避難所において、25公区を対象に実施する予定であります。

訓練内容につきましては、昨年度の実施内容をもとに、各避難所ごとに設置する実行委員会と協議させていただいた上で最終的に決定することとしております。

また、本年度の訓練は、3避難所同時開催となりますことから、役場には災害対策本部と本部情報連絡室を、札内支所には札内地域情報連絡室を設置し、本部機能等の訓練もあわせて実施する予定であり、ボランティアセンター設置訓練についても、町社会福祉協議会や日赤奉仕団などの関係機関と協議の上、実施に向け検討してまいります。

大雨による洪水被害については、突発的に発生する地震と比べ、事前に気象情報等からの確かな情報が得られるなど、時間的、精神的に余裕を持って行動できるものと考えており、日頃から自主防災組織等で行う防災訓練の中で、洪水の場合の避難経路や避難所の確認も併せて行うなど啓発に努めてまいります。

冬季訓練や夜間訓練につきましては、札内地区の自主防災組織により取り組んだ例もあり、今後の防災訓練においても、地域の協力をいただきながら実施してまいりたいと考えております。

ご質問の5点目、「災害時の緊急情報を迅速かつ確実に町民に発信する手段は」についてであります。

洪水予報等や避難情報など緊急情報の発信につきましては、テレビ・ラジオのメディアや携帯会社の緊急速報メールからの情報伝達はもとより、電話やファクス、広報車や防災無線（忠類地域）、防災情報メールやホームページなど、あらゆる方法により町民に発信することとしております。

特に、町から直接情報を配信する防災情報メールにつきましては、重要な伝達手段であります。公区や自主防災組織の役員を中心に、現在約550件の登録となっております。

今後は、防災訓練の際に参加者に対し登録を呼びかけるほか、広報紙やホームページ、出前講座等を通じて周知を図るとともに、さらに有効な情報の伝達方法・手段につきまして、調査・研究に努めてまいります。

ご質問の6点目、「耐震性貯水槽を設置しているが、水道業務などに携わっていた退職者を登録して災害時給水活動などに協力してもらおう『災害時支援協力員制度』を新設する考えは」についてであります。

耐震性貯水槽については、災害発生直後の上水道地区給水人口の初期対応水量である1人1日3リットル、3日間分を確保するために、昨年度は幕別小学校と札内北コミュニティセンターの2カ所に、本年度は札内中学校に、来年度は札内福祉センターにそれぞれ1カ所ずつ計画的に整備を進めております。

災害時における給水活動につきましては、「幕別町地域防災計画」において、災害対策本部建設対策部水道班が行うこととしておりますが、給水活動に向かうことが困難な場合につきましては、水道事業者への協力要請を行うほか、公区や自主防災組織の協力を得ながら実施してまいりたいと考えて

おります。

ご質問の7点目、「『地域担当職員制度』を地域の防災活動支援という形で取り入れる考えや、防災に精通する専門の嘱託職員を配置する考えは」についてであります。

本町では、本年4月の機構改革において防災の担当課と係を新設し、「幕別町地域防災計画」を基本に、組織として「公助」の役割を明確にし防災事業に取り組むことといたしました。

「幕別町地域防災計画」の基本方針である「減災」の考えのもと、自主防災組織を重要組織と位置づけ、みずからの身を守る「自助」と地域で助け合う「共助」の推進を目標とし、機会あるごとに地域の防災活動にも参加させていただき、防災情報や防災備品等についての提供・紹介を行うなど地域の防災力向上を推進してまいります。

また、町といたしましては、担当課の職員のスキルアップはもとより、各避難所には、それぞれ職員を避難所担当として配置しており、昨年度の地域防災訓練に当たりましては、職員も研修を兼ね参加しております。

今後も引き続き、防災担当課の職員はもとより、全職員がいざという時に迅速・的確に行動できるよう、研修や訓練を重ねて、「公助」としての役割を果たしてまいりたいと考えております。

以上で、内山議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 質問の途中ですが、この際、13時まで休憩いたします。

11：50 休憩

13：00 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き会議を開きます。

内山美穂子議員。

○5番（内山美穂子） 再質問させていただきます。

1番の質問で、地震についてはわかりました。北海道には、開拓以前の資料が少なく、確認されていない活断層がまだまだある可能性もあり、熊本地震のように震度7が立て続けに起こるということも今後考えられて、本当に予測には限界があるということを感じていますが、こうしたことを前提に、熊本地震の教訓を生かして防災計画をさらに強化することを期待して、水害の質問に入らせていただきます。

水害なのですけれども、世界中で集中豪雨が相次いでいます。環境省と文科省、気象庁の3省庁が温暖化に関する報告書をまとめましたが、この中で地球温暖化が今のまま進むと、今世紀末には1.8倍から4.4倍の洪水リスクがふえるということを予測しています。地球全体として、今後リスクは一層高まっていくと考えなければなりません。

さて、幕別町の現状ですが、町内では過去にも大雨洪水により道路の冠水、堤防が決壊寸前になって避難勧告も出されています。ハザードマップで全ての河川で堤防が決壊した場合を想定しているというご答弁をいただいたのですけれども、その場合、どのくらいの雨量で堤防が決壊するのか、押さえているのでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 防災環境課長。

○防災環境課長（天羽 徹） ご質問のハザードマップの冠水の状況はどれくらいの雨量なのかということなのですけれども、申しわけありませんが、うちのほうでは押さえている数字はございません。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） このハザードマップは、国からそういう想定で来るので、多分国の方とかにはそういうものがあるのですよね。押さえておいたほうがいいと思うのですけれども。

あと、これは堤防の決壊を想定したハザードマップなのですけれども、それ以外に、都市型の洪水といいまして、排水が処理できずにあふれてくるという可能性もありますよね。それで、幕別には途別川、猿別川が流れていて、それぞれ排水機場があるのですけれども、排水機場、ポンプで吸い上げ

て流す、それはどれくらいの雨量に耐えられるように押さえていますでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 建設部長。

○建設部長（須田明彦） 現在、町内の市街地の雨水を排除するための排水機場と、今おっしゃられたポンプ場につきましては、札内市街地に2基しかありません。幕別市街地には設置していません。もう一つは新川に農業用の排水機場は設置されております。市街地の分については、幕別町の下水道の計画に定められた雨量強度を用いて計算された施設というふうになっております。ちょっと手持ちの資料がありませんけれども、雨量というよりも、何年に一度の降る大雨かというような計算方法を用いて設定をさせていただいております。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） 最初にも話したのですけれども、そういう3省庁で出した報告によっても、今後、洪水のリスクが高まるので、今のままで対応できるというふうなところから考えると、結構町民の人が不安に思っているというのがあるので、そういうものをしっかり押さえておいてほしいと思います。

このハザードマップで浸水した場合の被害に値する被害棟数とか人数というのは、押さえているのでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 防災環境課長。

○防災環境課長（天羽 徹） それについても、被害棟数だとかは押さえておりません。

人数につきましては、テレビやラジオのメディアにより、気象情報だとか洪水情報が流れてまいりますので、町といたしましても、事前に災害対策本部などを立ち上げまして、的確にそういった洪水に関する情報をお知らせいたしまして、事前に避難していただくような形で考えております。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） ただ、やっぱり今後いろいろな気象状況の変化で、ある程度は押さえておいてもらわないと、対応できないかと思います。いろいろ排水処理能力を向上するとかでしたら、結構お金などもかかると思うので、優先順位を考えて、できるところから早急に実現していただきたいと思います。

次の質問に入りますが、避難所収容人数の充足計画なのですけれども、先ほどご答弁の中で大雨の指定避難所は27施設で、浸水想定区域の44公区、これはちょっと人口が変わったのですけれども、収容人数は60.4%収容率というお話がありましたが、これは全体の平均ということで、地区別の収容率は違うと思うのですね。それで、防災計画の中を施設ごとに見ましたら、札内中学校の場合、23公区の8,000人以上が避難してくることになりまして、この場合、コミュニティセンターや近隣センターの2次施設を入れたとしても、収容率は15%くらいなのです。いかが押さえていますでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 防災環境課長。

○防災環境課長（天羽 徹） 指定している避難所の収容率の関係なのですけれども、確かに議員がおっしゃるように、特に札内地区につきましては公共施設も限りがあるものですから、そういったその地区の皆さんが避難することになった場合にはそこに収容できるような状態にはなっておりません。

ただ、そういった場合には、避難区域になっていないところの避難所にピストン輸送を考える予定で計画は考えております。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） 去年の一般質問のご答弁とかにもありましたのですけれども、全員が避難したというふうに仮定したら足りないということで、今後、指定以外の公共ではない場所とか、そういうところを協定を結んでいる施設とか企業とかに働きかけてやっていきたいということで、去年の質問なので、まだ進捗状況を聞くには時間がたっていないと思うので、早急にこれは進めていただきたい

と思います。

それで、避難所に関連して、今度水害からまた地震に戻るのですけれども、熊本地震では、避難所に収容できても、さまざまな事情で車に寝泊まりしなければならなかった避難者の問題がありました。ここでエコノミークラス症候群とか、いろんな課題はあるのですけれども、このエコノミークラス症候群や物資の供給などの課題があるということを踏まえて、今後の防災計画の中には、緊急避難的に車中泊を視野に入れた対策を位置づける必要があると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 防災環境課長。

○防災環境課長（天羽 徹） 熊本地震が4月にありまして、甚大な被害があったわけなのですけれども、今後、国だとか道だとかの動向を注視しまして、被害想定だとか、そういったものも含めて、必要があれば防災計画の見直しを進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） 避難場所と同じような形で言っているのではなく、応急的に二、三日、いろいろな多分事情があると思うのですね。そういうことに対応できるようなことも、これからは考えていかなければならないかなというふうに思っています。

次の質問に行きます。防災のしおりと避難所運営ゲーム（HUG）の活用についてなのですが、これは防災教育の推進の視点と、あと、あるものの活用という周知、そういうことに関連した質問なのですが、災害時の的確な判断を町民一人一人がするためには、この防災のしおりはとてもよくできていると思います。

ただ、この防災のしおりを使った講座を開いていきたいということもあって、出前講座をしているとご答弁いただいたのですけれども、昨年、防災のしおりを教材にした防災の出前講座は何件ありましたでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 防災環境課長。

○防災環境課長（天羽 徹） 出前講座の昨年の実績ですけれども、件数といたしましては7件、お集まりいただいた人数といたしましては108人の方に対して、出前講座で防災のしおりのことにつきましてお話をさせていただいております。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） そのときは防災のしおりを持参してもらったのでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 防災環境課長。

○防災環境課長（天羽 徹） 出前講座に出向くときに、役場のほうから新しい防災のしおりを人数分お持ちして、持っておられない方に対してはお配りしております。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） 結構中身を見たら、すごくいっぱいいろいろなことが書いているので、説明なしですとんと入らないところがあるので、せっかくいいものですので、時間をかけてみんなに周知していただくようにしていただきたいと思います。

実は何でこれを問題にしているかということ、札内地区、さっきご答弁にもありましたけれども、避難場所とか避難所が地震のときと洪水のときが違ってしまっていて、それを知らない人がたくさんいるのですね。町民だけではなくて、公区長でも知らない人がいたので、ちょっと驚いているのですけれども、やはりそういう意味でせっかくあるのですから、こういうものを使ったりして周知してほしいと思いますけれども、その避難所や避難場所がわからないというのは命にかかわることなので、いかがお考えでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 地震災害、大地震のときと大雨災害のときは、やはり分けて考える必要があるのかなというふうに思っております。

やはり大地震が急に来たときに、まずは自分の身を守り、そして同じ家の中にいる家族の身の安全確認をし、さらに両隣を確認するという、その自助・共助のところをまずやってもらわなければならない。それを確認した後に避難所に避難をするという行動になっていくかというふうに思います。ですから、私は、まず本当に身の危険があるというときのことを町民の皆さんに知っていただきたい。

これに対して大水については気象予報ができますし、川の水位などもわかりますので、どういう形で水がふえてきて洪水になるのかということもある程度予測できるわけなので、ここは広報車で走ることも可能ですし、自主防災組織に対する周知ということもかなり時間的余裕を持ってやれるんだというふうに思っております。それで、町民の皆さんに両方覚えてくださいというのは、なかなか私は逆に混乱を招いて果たしてどうなのか。覚えていただくことは大切だと思いますけれども、まずは地震で本当に身の安全を守らなければならない、身に危険が生じるといったときに、どうすればいいかというところを、どこに避難すればいいかということ、まずは地域防災訓練の中でしっかり覚えていただくのが大切かなというふうに思っております。

それに加えて、もし水害時においても、逃げるところがわかっているのであれば、それにこしたことはないのですが、これはかなり余裕がありますので、周りからの広報活動、周知活動も十分間に合うかなというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） その内容は理解しましたが、やはり避難所の場所ぐらいは覚えておいても混乱しないのではないかなというふうには思います。

防災のしおりと、今これから HUG についての質問をするわけなのですが、これは今あるものを有効活用して、町民の皆さんに知ってもらおうということで、ひとつ関連したことを話したいと思うのですが、札内北小学校の近くに耐震性貯水槽ができたのですが、その耐震性貯水槽、これが工事中のときに、地域の住民の方が、ぜひこれは地域子どもたちにどういうものなのか知らせて、そういうことを教材に使ったらどうかという提案があって、すごくいいことだなと思う人もいたのですが、結局はそれは実現しなかったんですね。

それで、やっぱり生きた教材というか、つい最近、大沼公園の近くの七飯町の大和君がお水を飲んで助かったということがあって、結構皆さん喜んだと思うのですが、やっぱり子どもであっても、そういう水道の蛇口をひねったら必ず水が出るのというのではなくて、何かのときにそういう水が出ないことがあって、飲料水というのは本当に命を守るために大切なのだ、身近にそういうものがあるのだというのを知ってもらいたいと思って、ちょっと関連して言わせてもらいました。

それで、そういう教材なのですが、万が一があったときに、行政の方はいろいろなことで来られないときに、やっぱり住民の方が避難所を運営したりしなくてはいけないということを想定して HUG というものがあり、答弁にもありましたけれど、静岡で開発された HUG が、静岡は暖かいところなので、北海道の厳冬期にも対応できるように北海道版の HUG ができて、多分町村に全部配られていると思うのですが、実は、私、体験してきました。

結構何時間もかかったのですが、すごく本当にいろいろな想定ができて、机上なのですが、実際に地震があったときに、こういう人たちが来て、こういう人たちを避難所にどう振り分けていいかという、とてもためになりました。参加した人も、本当に有意義だったと話しているので、これは早急に活用してほしいと思います。

「Do はぐ」の中には、説明書なども書いてあるのですが、その説明書もすごく参考になるのですが、まだ職員の方は見られてないですね。済みません、はい。

それで、説明書なんかがついているのですが、この幕別町でも防災士とか防災マスターという人たちがいて、役場の中にもいると思うのですが、そういう人たちを活用して、活用とかそういう人たちにお願いをして、たくさんの人に周知してもらうことが大事なので、そういう周知の機会にそういう人たちを使ってどんどんどんどん結構かかわっていく人がふえればいいのかと思うのですが、いかがお考えでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 防災環境課長。

○防災環境課長（天羽 徹） 北海道版「Do はぐ」ですけれども、答弁にもありますが、これから防災訓練のときにはもちろん、地域の自主防災組織あるいは公区のほうから出前講座等などの依頼がありましたら、その時点でご紹介するとともに、避難所運営訓練、机上の訓練をしていただこうかなというふうに考えております。

それとあわせて、各避難所の担当職員ということで職員を張りつけているのですけれども、そういった避難所担当職員は避難所を運営しなくてはならないものですから、議員がおっしゃるように、そういった職員の訓練にでもこれから「Do はぐ」を使って訓練してまいりたいというふうに考えているところであります。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） 町民に関しては、要請があったからするのではなく、積極的に進めてほしいと思います。

次に行きます。4番目、役場庁舎での災害対策本部の立ち上げとかの訓練一般になのですけれども、現状は答弁で理解しました。

昨年度行った7公区合同訓練については、訓練実施結果概要にまとめて、課題なども箇条書きにされているので、総評としては大変有意義であったと書いてあるのですけれども、課題が上がっているということは、そのままにすることではなくて、その課題を解決して、次のことしの訓練に生かしていくことが必要だと思います。

それで、ことしの訓練に向けての実行委員会はこれからだということなので、ぜひ盛り込んで進めてほしいと思います。

5番目の災害時の緊急情報、迅速かつ確実に町民に発信する手段のところなのですけれども、情報の発信の仕方もさまざまというご答弁をいただきましたが、緊急時に、例えば豪雨とかで聞き取れなかったり、例えば地震のときにアクセスが集中してつながらなかったり、停電になったり、いろいろなことがあると思うのですね。全部使えなくなった場合ということの対応はお考えですか。

○議長（芳滝 仁） 防災環境課長。

○防災環境課長（天羽 徹） そういった全部通信機能が使えなくなったときにつきましては、道路状況にもあると思いますけれども、広報車等あるいは公用車等で関係公区あるいは自主防災組織のほうに伝えて、またそれは共助で、その周りの方に伝えていただくような形をとっていきたいというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） 使えなくなったときというのは、広報車とかも多分全然動かない状態だと思うのですね。本当に最悪の状態を考えたときに、今、防災ラジオとか、そういったものもありますが、お金がすごくかかることなのですけれども、やっぱり避難勧告とか避難指示の伝達がうまく伝わらないということは、命にかかわることでもあり、やっぱり地震なんかで一番課題になっているのは、情報がうまく入ってこない、デマが飛んだり、正しい情報が入ってこないというのがすごく問題だと思うので、継続して考えてほしいと思います。

6番目に行きます。耐震性貯水槽、先ほど話しましたことなのですけれども、耐震性貯水槽に関しては、防災計画の中で町内に1人3日分の飲料水を確保できるということだったので、やはり災害時の混乱している中で、私の質問に対する答弁が、災害対策本部の水道班が行うこととしており、それでもだめだったら水道事業者へ協力要請もしたいということなのですけれども、やはり災害の発生ときは、町民からの電話の対応ですとか、被災地状況、そういう確認ですとか、もう本当に応急対応に人手がとられていなくなるので、そのときに要請するのではなくて、そういうことをあらかじめ上下水道の仕事に携わっている人で退職された方に登録してもらって、何かあったら頼むよということにしていただきたいと思います。

帯広市では、今年度からそれをするようになっていますが、そういうことはどうでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 建設部長。

○建設部長（須田明彦） はい、帯広市では、ことしから支援員を創設したという情報はいただいております。

今のところ、幕別町ではそういうことは考えておりませんが、昨年から実際に現地に耐震性貯水槽を設置させていただいて、昨年、完成したときにも耐震性貯水槽の想定エリアの中にある公区の役員の方々にご出席いただいて、説明会、取り扱いの説明も含めて説明させていただきました。

現段階では支援員については考えておりませんが、今後そういう地域の自主防災組織または公区の中での独自の防災訓練などでも、こちらから出向かせていただきまして、住民の方々が自分で動けるといふことにはならないかもしれませんが、万が一のときには困らないような形をとりたいたいと思っております。

それと、誰が行っても、そう難しい設備ではありませんので、誰が行ってもある程度の扱いができるような、そういうような取り扱い説明というのでしょうか、そういうものもその現場現場に備えておいて対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） 去年、札内北コミセンの前のできたときの説明会には私は行ったのですが、何かすごく難しそうだなという感じがしたのですね。それで、公区の防災の担当の人とかでも、やはり人が変わりますし、やっぱり経験している人はその場になったときに説明書を見なくても、勘とかできたりしますよね。なので、そういったことでまた今後考えていただきたいと思えます。

次に行きます。

7番目の地域防災について、継続してかかわっていく職員が必要というふうな質問に対してのご答弁で、幕別町には避難所担当の職員がいるので、そういう話をされたのですが、幕別町も4月から機構改革で防災環境課を新設して、防災に関する業務を防災危機管理係が所管することになって前向きに取り組んでいると思えます。

ただ、災害に関しては、継続して地域のことがわかっている担当の職員がいてほしいということをよく聞くことがあります。

研修や訓練を重ねて役割を果たしていきたいという話なのですが、地域担当職員制度というものがよくありますよね。あるのですが、その防災を限定にしたそういう考え方の中で、例えばその地域に住んでいる職員の何人かが、ずっとその地域の防災の担当ということでかかわっていただければいいのではないかと思います。

例えば、その地域の危険な場所というのは、もうその地域の人が知っているのですが、やっぱり継続して見ていくことが大事だと思うのですね。そういうこととか、あと町とパイプ役になるような人が地域にいてくれると、それこそ協働のまちづくりという視点ではとてもいいことではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 確かに、近くに住む職員が、常日ごろから防災担当としておつき合いをさせていただければ、多分住民の方も安心していただけるのだろうなということは重々わかっているつもりであります。

ただ、職員の居住状況、居住分布を見ますと、かなりまちまちで、札内はかなり住んでいますので、そこはある程度充足されるのかもしれませんが、では、ほかの地域に満遍なくいかかといえ、なかなかそれもうまくいかない。

それとやはり、道路も通信手段もある程度損害を受ける、被害を受けるといったときには、やはり近くにいる方が一番先に動いていただくことが肝心であろうというふうに思いますので、職員がいればその職員も含めてなので、地域の自主防災組織の中での担当の方が中心となって動いていただくことが一番住民のためになるのかな、迅速な対応ができるのかなというふうに思いますので、

地域担当制度というものを否定するものではありませんけれども、なかなかうまく活用し切れないうところもありますので、やはり地域に住んでおられる住民の方が中心となっていただくことを中心に検討していきたいというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） 地域の中の住民の人が中心になるというのは、本当に理想だと思うのですが、そのなるまではやはり行政の先導というか後ろ押しとか、そういうことがすごく大事なので、自主防災組織もいろいろなところでできているのですけれども、結局は休眠状態のところもあったりするので、そういうものも前向きに考えていただきたいと思います。

地域防災というのは、町内会が実質やっているところがあって、町内会の役員というのは結構変わりますよね。やっぱり人が変わったら意識も変わったりなどもするので、そこをどうしていったらいいかというのは課題だと思います。

協働のまちづくりという観点から、幕別町新入職員というのですか、新入職員に新人研修として地域の防災訓練に参加させるということは、どうでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 災害対応については、まず自分が自分の身を守るという自助、そして次には家族であったり隣近所の安否確認をすると、それで助けられるときは助けるという共助、これがまず一番初めに求められるわけでありまして、そこで安否の確認ができない方について公助につなげるというのが、私は基本的な災害対応だというふうに思いますので、まずはその自助・共助のところは地域でやってもらわないことには、道路が寸断されてそこに担当職員がいても行けないということがありますので、まずは私はこの5年間の地域防災訓練の中では、しっかりと自助・共助を住民の皆さんが役割を果たしていただいて、そしてそれを公助につなげていくのだということをも身をもって覚えていただきたいなというふうに思っているところでありますので、そこは先ほど来の繰り返しになりますけれども、やはり地域の方々を一番頼りにしたいなということでもあります。

それと、新人職員の研修でありますけれども、新人職員は入ったばかりで、もう覚えることは数限りなくあるわけですし、そういう中で防災についても学ぶということは一つ大切なことであろうというふうに思いますので、これはカリキュラムを組んで、新人職員の研修をやっていますので、そういったことも視野に入れながらカリキュラムを組んでまいりたいというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） はい。私もやはり自助と共助が基本になると思っているのですけれども、やはり育てていくという視点も持ち合わせていただきながら、いろいろなことで取り組んでいただきたいと思います。

もう一つの提案があるのですけれども、それは災害対応の知識を持つ退職者、これは再任用の観点からも防災専門嘱託職員として配置して、防災教育の啓発や災害緊急時の対応、緊急時の対応に関しては町職員の災害対策本部がされると思うのですけれども、啓発を中心にこういう方を活用して地域防災を強化するという点に関しては、いかがお考えでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 担当職員を採用することについては全く否定するものではありませんけれども、ただ、わざわざ雇った中で、防災教育にどれだけの仕事があるのかといったときに、100%その人の力量を活用できるかどうかということは、ちょっと私は疑問に思っているところでありまして、先ほどからの繰り返しになりますけれども、やはり防災は自分の身を守って、そして周りの安否確認をしていただくということが一番大切でありますから、ここがしっかり町民の皆さんがすぐ行動を起こせるといったことを覚えていただくといえますか、それが一番で、それがなかなか繰り返し繰り返し言わないとわからないことなのでありますけれども、それが防災訓練を今5年間でやりますからその中で、それとそれを契機に各地域においてもさらに毎年やっていただくようなことになりますので、そういう場の中で、1年たったらまた思い出していただくというか、そういう形の中で身につけていただ

ればありがたいなというように思っていますので、ちょっと今職員を採用したとしても十分に有効活用できるかという点では、私はちょっと疑問に思っているところであります。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） 私自身は、自助・共助で町民の皆さんがいろいろなことに意識を高く持ってやっていただくために、そういう人の役割が大きいのではないかというふうに思うのですね。ある自治体では、自衛隊を退職された方が、そういう危機管理のスキルを持っていて、町民との橋渡しで町内会ごとのマップをつくったり、それこそ HUG を広めたり、いろいろななかかわりの中のパイプ役をやっているところがあり、こういうことができないのかと思って質問させていただきました。

町の職員が持っていない専門のスキルを組み入れていくということは、とても大事なことだと思っています。

最後になりますが、災害に強い安心・安全な町を目指して、職員も町民もより一層意識を高められるように対策を充実させて、機運が盛り上がっている今だからこそしっかりと取り組んでくださることを期待して終わりにします。

○議長（芳滝 仁） 以上で、内山美穂子議員の質問を終わります。

次に、小田新紀議員の発言を許します。

小田新紀議員。

○4番（小田新紀） 通告に従いまして質問いたします。

第2期十勝定住自立圏共生ビジョンをもとにした管内スポーツ大会への取り組みについてです。

ここ数年来、帯広市を中心に道東、全道、全国規模、さらには国際規模のスポーツ大会が数多く開催され、その数は年々増加してきています。本年度も既に開催済みのものを含めると50を超える同規模の大会が帯広市内で行われることになっています。選手数のみでも推計で2万人を超える参加者になると言われています。家族や関係者などを含めると、スポーツを通じた交流人口の大きな増加並びに経済効果が期待できるものと考えます。

また、来年2月に予定されている2017冬季アジア札幌大会では、一部競技の帯広開催も見込まれており、本町出身選手の出場の可能性も期待されているところです。幕別町は、帯広市に隣接しているという利便性はもちろんのこと、多くのスポーツ施設を有しています。

さらには、現役オリンピック選手を多く排出しているというアピール効果もあり、十勝管内の他町村と比べて、スポーツ関連事業には多くの優位性を有していると言えます。

ことし3月31日に発表された「第2期十勝定住自立圏共生ビジョン」では、スポーツ大会誘致に関して、関係町村は、帯広市及び協議団体等と連携し、誘致活動への協力や競技施設、宿泊施設等に関する管内調整に協力すること、そして大規模な大会等に対応できる施設・設備環境の充実に向けて取り組むことが明記されております。

先述したような優位性を持つ幕別町にとっては、こうした大規模なスポーツ大会を通して、幕別町での交流人口増加、経済効果を上げるために積極的な取り組みが必要と考えます。帯広市を中心とするスポーツ大会開催時の協力体制並びに優位性を生かした今後の取り組みの意向について伺います。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 小田議員のご質問にお答えいたします。

「第2期十勝定住自立圏共生ビジョンをもとにした管内スポーツ大会への取り組みについて」であります。

定住自立圏構想は、圏域の中心的な役割を担う中心市と近隣の町村が、それぞれの魅力を活用しながら、相互に役割分担し、連携、協力することにより、圏域全体で必要な生活機能を確保し、地方圏への人口定住を促進する自治体間連携の取り組みであります。

帯広市は、平成22年12月に圏域における中心的な役割を担う意思を表明する「中心市宣言」を行い、23年7月に帯広市と18町村との間で1対1の協定の締結により十勝定住自立圏が形成され、同年9月には圏域の将来像や具体的取り組み内容を明らかにする目的で、「十勝定住自立圏共生ビジョ

ン」が策定されたところであります。

現在は、本年3月の本議会において可決された「定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結」により、平成28年度から平成31年度までの「第2期十勝定住自立圏共生ビジョン」が策定されているところであります。

ご質問の帯広市を中心とするスポーツ大会開催時の協力体制並びに優位性を生かした今後の取り組みの意向についてであります。

帯広市内で開催されている全国・全道大会規模のスポーツ大会は、例年、年間40大会以上開催されており、大会によっては事前合宿として本町を初め管内町村の宿泊施設を利用し、事前トレーニングを積み、本大会に臨むチームもあるところであります。

これまでの取り組みを通じて、スポーツ大会等の開催地としての十勝の認知度が高まってきておりますことから、このたびの「定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結」により、「スポーツ大会等の誘致」の取り組みが新たに追加され、管内におけるスポーツ施設の利用調整や宿泊環境についての連携体制を強化するほか、大規模な大会等に対応できる施設・設備環境を充実するという内容になっているところであります。

本協定での幕別町を含めた18町村の役割は、「帯広市や競技団体等と連携し、大会等の開催情報の提供や誘致活動に協力する」「帯広市が行う競技施設・宿泊施設等に関する管内調整に協力する」「大規模な大会等に対応できる施設・設備環境を充実する」であり、具体的な取り組みを進めるため、「第2期十勝定住自立圏共生ビジョン」が策定され、本年度は、ほとんどの町村が「町村内の体育施設情報の提供」を事業内容としているところであります。

これまでも、平成21年にねりんピック北海道・札幌2009のパークゴルフ交流会が、「ちろっとの森」と「はらっば」の両コースで開催されたほか、25年には「北海道障害者スポーツ大会」の車椅子バスケットボールが本町の札内スポーツセンターにおいて行われるなど、帯広市周辺町村のスポーツ施設を併用しながら各種大会が開催されているところであります。

今後におきましても、各種大会時における会場等の利用調整を行うなど、他市町村と連携し、十勝圏の一員として協力してまいりたいと考えております。

また、ご質問にもありますとおり、本町は多くのオリンピック選手を輩出しておりますことから、本年度には「未来のオリンピック選手を育てる事業」として、本町出身のオリンピック選手と子どもたちとの交流やトークショーを開催する予定であり、本町の優位性が最大限発揮できるよう、今後ともその手法等について研究するとともに、「誰もが住みたい、住み続けたいと思える十勝を目指す」という定住自立圏の形成による圏域の将来像にスポーツ分野から寄与できればと思っているところであります。

以上で、小田議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） 今回、「第2期定住自立圏共生ビジョン」におきまして、スポーツ大会誘致というものが新しく加わったというふうになっております。それだけに十勝全体としても、また、幕別にしても、これから大きく視点を置いてやらなければいけない事業だというふうに押さえておりますが、この事業自体は、幕別町として本当にチャンスとして捉えているのか、それとも帯広市から要請があれば動き出すよというような受け身的な形で捉えているのか、そこをまずお伺いしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） ただいま最初の答えの中でお話しさせていただいたとおり、幕別町にはオリンピック選手が非常に多いと。それでスポーツの町というふうにもある面では言われております。そういう意味で、幕別町、積極的にこういうものに取り組んでいきたいという思いであります。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） 積極的にということでしたが、今のところ答弁を聞く限りでは、具体的な動き、それからほかの町と比べての優位性を生かしたという部分が正直見えないなというふうに思

っているところなのですが、今後、積極的に動いていくために、この幕別の魅力ですよね、先ほどオリンピック選手というのもありましたが、今回の定住自立圏構想については、それぞれの町村が、答弁にもありましたが、それぞれの魅力を活用しながらというふうなことでございますが、幕別町としてどういう魅力を持っているというふうに意識をしながら取り組んでいかれるのでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 幕別町の魅力、まず第一には、議員の質問の中にもありましたとおり、帯広市に隣接している、帯広空港に非常に近いということで、交通の便がまず非常に第一にいいということ。

もう一点は、以前に幕別町魅力発信・観光プロモーション事業と、この中でスポーツ合宿、これは大会ではないのですけれども、スポーツ合宿に取り組みないかというようなことで、一度調査したことがあるのですけれども、その調査の中では非常に運動公園あるいは札内の河川敷の天然芝のグラウンドが非常にいいと、評判もいいと、そういうところがあるというような点。

もう一点は、スポーツセンター、トレーニングセンター、このようなスポーツ施設が非常に整っていると、こういう点を魅力として発信していければというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） ほかの町と比べてそういったところは非常に大きな魅力だし、財産だというふうに思います。共生ビジョンの資料にもありますが、やはり社会教育施設、帯広市は除いて他町村と比べると幕別町が16ということでナンバーワンだと。それから、社会体育関連施設についても合計で48の施設があるということで、次の音更町と比べても約10ぐらい施設が違う。また、単純に数の問題ではなく、いろんな施設がバランスよくそろっているというような特徴もあるのかなというふうに思っています。

例えば、野球場、野球の大会であれば野、球場だけをどうのこうのということでもなく、ほかの施設、それから社会教育施設等々も使いながら、大会にかかわる選手を幕別に呼んだりとか、それから家族等、関係者等が幕別に寄っていく、利用する、そういった経済効果ということ、交流人口の増加ということも非常にチャンスだなというふうに押さえています。

今回、ほかの町村と比べて、体育施設情報の提供ということで、ほとんどの町村がというふうに本年度についてはございました。新得町が少し飛び出っていて、人工芝等々ということであるようだけれども、本来そこに幕別が名前が断トツで載っていればよかったなというふうに思うところなのですけれども、そういった部分で、ほとんどの町村がということになっておりますが、やはりここ幕別が出るべきだというふうに考えているところなのですが、そこらあたり今年度という部分はやむを得ないのですが、次年度に向けてもう少し具体的な何か取り組みの意向があれば教えてください。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 今の自立圏のホームページの紹介は、施設の整備を中心に紹介している町村と、うちの場合は単にこういう施設がありますよというような、ちょっと捉え方の違いによって見劣りしたのかもしれないのですけれども、原因が言われるように、うちの施設については管内では非常に種類、数、また、質的にもかなりいいものがあるかと思えます。そういう面では、もう少し工夫してPRというか、情報を提供していくというようなことを考えていかなければならないのかなと思っております。

まさに、議員の質問にありましたとおり、交流人口の拡大とかそういう面では非常にメリットも大きいと思いますので、もう少し幕別に注目していただけるようなPRの仕方、情報提供の仕方に努めてまいりたいというふうに考えます。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） これまで帯広で開かれた、答弁にもあったのですけれども、事前合宿あるいは宿泊施設を利用して、事前にトレーニングを積んでというようなことで利用されていたというようなことですが、これまでそういったところを使われる団体であったりとか組織であったりとか、そういったところに対しての情報提供とか事前のプロモーションとか、そういったものというのは町として取

り組んでいた経緯はあるのでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 例といたしまして、以前、答弁の中にも出しましたけれども、北海道障害者スポーツ大会、平成 25 年 7 月に実施したところでございますけれども、これは十勝管内の 1 市 4 町 1 村、6 市町村で開催して、例えば帯広市では陸上競技をやって、先ほど言いましたとおり幕別町では車椅子バスケットボールをやったのですけれども、最初の段階、これ 1 年以上前、1 年半くらい前に、十勝でやっていただけないかという北海道の身体障がい者の協会のほうから打診があったときに、実は、当時、私は福祉課長で、私と帯広市の福祉課長が受けて、それで、そういう際には幕別町にはこういう施設があって、こういう競技もできますよというアピールはした記憶があります。

また、先日ですけれども、帯広ラグビー協会の副会長の方が私のところにいらっしゃいまして、2019 年にワールドカップ、世界のラグビー大会、国際ラグビー大会が行われると。そのうち一つの、一つというか、札幌市内でも試合を 1 試合か 2 試合やるという予定で、実は北海道で各チームの、これは試合ではないのですけれども、合宿所を探しているのだと。どこのチームになるか、来てくれるかどうかわからないのですけれども、その辺のところはどうでしょうかと、十勝管内で話し合っていたらいいのでしょうかという話もして、その際にはうちの、先ほど言いました天然芝の陸上競技場あるいは河川敷のあれを紹介したりと、それとさらには駒島の宿泊研修所、ああいう人たちは、国際選手になると、そういうところには泊まらないと思うのですけれども、ホテルの紹介ですとか、屋内トレーニングをするためのスポーツセンターの紹介だとか、そういう面で私どもはある施設をできるだけ PR して、大会あるいは合宿、もちろん合宿の場合はちょっといろんなさまざまな条件が、難しい条件もあるのでしょうかけれども、そういうようなものに対して誘致という意味では PR したという例がございます。

今後も、さまざまな場面で機会がありましたら PR してまいりたいというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4 番（小田新紀） やっぱり、待っているだけでは来ませんので、そういったプロモーション、PR というのは、非常に今後大事になってくるのかなというふうに思っています。

ただ、その一方で、各町村も、そういったスポーツ施設、単独競技に限って言えば立派なスポーツ施設を持っている町村等もありますので、そういったところと勝負するというわけではないのですけれども、やはり幕別に人を呼び込むというような部分におきましては、単純に施設があります、こういうのがありますというだけでは優位性を保てないという部分もあるのかなというふうに思っています。

逆に、帯広市と近いということが、本来有利性があるのですけれども、それがデメリットになってしまって、ただ幕別を、場所を使うだけ、何か利用するだけ、宿泊はちょっと限りがあるので何とも言えないところはあるのですけれども、宿泊は帯広、飲食も帯広、事前に買ってくる飲み物関係も全部帯広というような、そんなスタンスも十分考えられる。これまでもそういうところがあったのかなというふうに思うのですが、そういった部分でスポーツだけに限らず、町全体の観光という部分も含めて、大きな総合的な PR の仕方ということが必要なのかなというふうに考えますが、そのあたり見解いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） おっしゃるとおり、ただ施設があるというだけではなかなか難しいし、複数の町村が、争うという言い方はおかしいですけれども、競い合ったときには負ける可能性もあります。

そういう面では、小田議員言われましたとおり、ほかの社会施設、社会教育施設を利用して、来たときの家族の人たちがこんなことができますよと、あるいは大会が終わった後、こんなところで食事をしたらおいしいものが食べられますよですとか、忠類のナウマン温泉へ行ってくださいと、気持ちがいいですよと、そういうようなことですよとか、最近では忠類でどろぶた、ランチョ・エルパソでどろぶたを飼育していますけれども、そういうところを見に行くと、珍しい豚を見てきてくださいという

観光と商業関係、飲食関係、さらには社会教育施設等の利用だとか、そういうものも含めて PR していくというのが非常に効果があるのかなと思います。

そういうようなことも含めて、今後、大会の誘致だとかいうような機会があった場合には、そういうようなことも考えていきたいなと思います。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） その件については、承知しました。

次の質問を伺いますが、オリンピック選手を有しているという部分で、本年度未来のオリンピック選手を育てる事業としてという部分で答弁ありましたが、この事業と今回の定住自立圏の共生ビジョンと、関連性についてもう少し詳しく教えてください。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 直接は関係ないのかなと思います。ただ、ご質問の中に町の優位性を生かしてというようなこともありまして、幕別町はこんなに子どもたちというか、オリンピック選手が育ったのですよと。今、本日、町長が行政報告の中でお話しさせていただきましたけれども、山本選手はオリンピック代表が決まったということでございます。この後、福島選手が24日からの日本選手権に出場して、その結果によって出場が期待されるということと、もう一つは、桑井亜乃選手が女子の7人制ラグビーで、恐らく今月の末近くには決まるだろうというところがあります。こういうような選手たちを輩出した町、こういう選手たちが育ってくれた町ということで、先ほど言いましたけれども、観光地等も含めてということもありますけれども、こういうような選手がいるのですよと、これを材料にして、こういう子どもたちが育ったようなスポーツ施設もありますし、こういう環境が整っているのですよというようなPRにも使えればと思っております。

もう一つは、本来この事業は、子どもたちのスポーツに対する気持ち、刺激を与えると、将来みんなスポーツを好きになって、さらにスポーツの力が上がればというような気持ちが本来の趣旨でありますけれども、自立圏に関しては、先ほど言ったような、前段言ったような意味合いでPRに使っていききたいなというふうに考えています。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） 実際オリンピック選手が出ていると十勝管内では有名ですけども、全道、全国まで話を持っていくと、誰も知らないというのが現実、それがだめとかいいとかいうことではなくて、そういうものだなというふうに思っておりますし、ほかの全国の市町村のことを我々が知っているかといえば誰がオリンピック選手出ているかなんて知らないですから、それはいいと思うのですが、この町内や十勝管内だけでオリンピック選手が5名出ている町なのだと誇らしげに話をしても、実は全国から、あるいは全道から来るチーム、団体に関しては、そんなことは知らなかったというようなことがほとんどなので、今答弁があったとおり、そういったものを事前にアピールしながら、実はこういう町でこういう場所があるというような、今答弁でおっしゃったとおり早い段階からアピールしていくことはすごく大事なことだというふうに思いますし、そういったことを積極的に進めていただきたいというふうに期待しております。

まだこれは本当に始まって半年もたっていないところなので、余り具体的なという部分では出てこないところもあるのかなというふうに思いますが、差し当たって今年度大きな事業としては、質問にもしましたが、2017冬季アジア大会というものがあります。かなり大きな国際大会で、オリンピックに次ぐ大会とも言われているような大会です。それから、本町出身の選手が出る可能性が十分あるということで、かなり大きなチャンスだと思いますし、ではこれ来年にという話にはもうならないというようなことになっています。

そのほかにも、11月に全国のスケート大会、11月ぐらいからですね、全国のスケート大会が二つほど開かれると、アイスホッケーの日本リーグも開かれるというようなことがあります。そういったところ、特にスケートという種目を、本町にとっても非常に大きなアピールのできる種目でもありますし、出身者がいるということで、その関係者、選手仲間、そういった部分も本町に呼び込め

るといふ大きなチャンスだといふふうには思います。細かい具体的なといふ策はないかもしれませんが、そのあたりどのお考えになりますでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 今どうするといふことはまだ決まっておられませんけれども、先ほど言いましたとおり、高木姉妹、彼女ら二人もオリンピック選手だといふことで、そういうようなことを PR はもちろんしていきたいなど。これはスケート連盟の方々、そういう方々は知っていますけれども、そういう方々を通じて PR はしていきたいなといふふうには思っております。

もう一つは、そういう場面において、幕別町にも宿泊施設がありますので、それは活用できないかといふようなことも PR はしていきたいなと思っております。場面場面に応じて、機会あるごとに幕別町を利用していただくようには PR していきたいなと思っております。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田議員） そうした PR の中で、今回この事業を活用してといふか、この事業をもとにしてといふ部分で考えると、いかに幕別はお金を出さないといふことを考えるべきかなといふふうには思っています。ずるく言えば、帯広市の事業を利用しながら幕別にお金を落としてもらおうといふような、戦略的な推進が必要だといふふうには思っています。

何か大きな、日本代表レベルであったりとか、社会人レベルであったりとか、そういったものの大会を誘致するとか合宿を誘致するとか、そういった部分が幕別でやれるにこしたことはないだろうなといふふうには思いますし、また、夢のある話だなといふふうには思いますが、実際出すお金も大きくなるという部分においては、たやすく判断するべきことではないかなといふふうには思いますが、そういったところで、いかにお金を出さないで落としてもらおうといった事業、そういったふうには考えるわけですが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 確かに、私ども幕別町でお金を使わないで、たくさんの方に来てもらってお金を落としてもらえれば、最高にいいことなのですけれども、大会を開催するということになりますと、まず大会の有無、いつごろどういう大会があるかといふのは、なかなか単独の町村で情報をつかむといふのは非常に難しいことではございます。レベルが大きくなれば、例えば国際大会、全国大会となると、2年後にはこんな大会が来るよといふのは、かなり早くからわかりますけれども、全道大会、管内大会と、大会のレベルといふか大きさが小さくなればなるほど、非常にいつやるのか、どこでやるのかといふのがわかりづらくなります。

そういう意味で、やはり定住自立圏の一員として、管内、市町村協力して情報収集をするということがまずは大切なのかなと思っております。いつごろ、どんな大会がありそうだと、その際にはスポーツ施設の種類ですとか、幕別の優位性も訴えながら、ただ、管内での役割分担も進めながら、幕別町にできるだけ大会を引っ張ってこられるように努力はしていきたいなといふふうには考えます。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） 実際、帯広市の担当職員からの話でも、やはり近くにある幕別、音更、芽室といった町になるかと思っておりますけれども、そういった町に対する期待は大きいといふふうには聞いております。50、60 という数を帯広市の中で大会を実施していますので、やはり対応し切れないと、宿泊施設も含め対応し切れないという部分もあるといふふうには聞いていますので、そういったところで幕別頼むぞという部分が非常に大きいと思っておりますので、情報等も早く入りやすいかといふふうには思っています。いかに仕掛けるかといふことが、こっちから積極的に仕掛けるかといふことがポイントになるかなといふふうには思っておりますので、そういった仕掛けを期待しております。

今回、私、スポーツの部分、先ほどあるような防災の話と違って喫緊の話でもないですし、命にかかわるような話でもないわけですが、そういった、逆に言えばほかの町と優位性を持ちやすい、差異をつけられるといふようなものだといふふうには思っています。いろいろな町政に対する

さまざまな事業に関しては、ほかの似たようなという部分がたくさん出てくるわけですが、ずっと話をいただいている幕別の優位性ということを考えると、ほかの町と比べてという部分では非常に大きなポイントになる要素だなというふうに思っております。

また、スポーツということで、今、話をしましたけれども、幕別ということを考えると、文化的な音楽のことであったりとか、音楽施設もありますし、芸術的な施設もありますし、それから、郷土文化という部分においてもかなりの優位性のあるものもあります。そういった、いわゆる文化的要素のあるものについては、かなりこの十勝定住自立圏共生ビジョンにおいて、優位になるようなポイントはたくさんあるなというふうに考えているわけですが、そのあたりいかにお考えでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） ちょっと今、定住自立圏の共生ビジョンが手元がないので詳しいのはあれなのですけれども、音楽的な、文化的な面は、この共生ビジョンの中にはたしかそんなに詳しくは入っていなかったと思うのですけれども、ただ、議員がおっしゃられるとおり、幕別町も百年ホールですとか、すばらしい施設があります。この施設も、さまざまな方、コンサートですとか演奏会などでいらっしゃったときに、お褒めいただいている施設でございます。そういうようなものの活用、また、ちょっと古くなってきているので、今、ことし、先般3月の議会では予算を上げさせていただきましたが、改修だとかもしながら、さらに活用、利用していただくような考えは持っているところでございます。

ちょっと外れますけれども、先ほど前段言いましたけれども、議員のほうから防災とはちょっと離れて命にかかわらない問題だというふうに言っていましたけれども、決してそんなことはないのかなと私は思っております。やっぱり子どもたちが健やかな体を持って育つと、さらにスポーツを通じて豊かな心を持っていただくという意味では、これは将来社会を支えていただく子どもたちを育てるという意味では、非常に一つの手段としては重要なことなのかなと思っております。そういう意味では、他町村とも文化的なことも含めて、連携しながら進めてまいりたいと思っております。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） ちょっと話がそれてしまいましたので、いずれにしても、そういったことも含めて、今回のこの共生ビジョンについては、幕別が仕掛けるべきことというのが非常にたくさん詰まっているというふうに期待しています。

幕別に住んで、選んで住んでいる者にとって、やはりそういった部分で幕別いいなというふうに誇らしく思えるような事業推進というのが、すぐに動かないとおくってしまうなというふうに思いますので、早急な仕掛けを期待して終わりたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 以上で、小田新紀議員の質問を終わります。

この際、14時25分まで休憩いたします。

14:12 休憩

14:25 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、岡本眞利子議員の発言を許します。

岡本眞利子議員。

○9番（岡本眞利子） 通告に従いまして質問いたします。

1、食品ロス削減に向けての取り組みについて。

日本の食糧自給率は約4割にとどまるが、一方では食べられるのに捨てられる食品ロスは、年間約642万トンと推計されています。また、食品ロス削減は、国連の「持続可能な開発のための2030アジ

エンダ」にも掲げられた国際的な重要課題でもあります。さらに食品ロス削減は、食品事業者、消費者、行政それぞれにメリットがあります。

過剰生産の抑制により、物流コストの削減や廃棄コストの削減、食費の軽減、償却時の CO₂削減による環境負担の軽減にもつながる。既に先進的な自治体では、さまざまな食品ロス対策が行われています。宴会の食べ残しを減らすため、乾杯後の 30 分と終了前の 10 分は自席で食事を楽しむ「30・10 運動」を勧めています。また、NPO の活動として、消費期限が迫った食品を引き取り、生活困窮者への無償提供をする「フードバンク」が有名であります。

そこで、以下の点について伺います。

①国民運動として、消費者の意識向上などに、町を挙げての取り組みが必要と考えます。

②食品ロス削減目標や基本計画等の策定の考えは。

③食品を生活困窮者や児童養護施設など、必要としている人に届ける「フードバンク事業」の取り組みは。

④学校施設において、学校給食や食育、環境教育などを通して、食品ロス削減のための啓発を進めるべきであるとする考えは。

2 番、教員住宅の現状と今後のあり方について。

教員住宅の老朽化が進み需要が減少している状況で、毎年、修繕工事が行われている。現在の建物は、町の景観という観点から好ましいものではなく、防犯上も危惧されている。そこで、以下の点について伺う。

①平成 28 年度中に今後の整備方針を示すとのことであるが、進捗状況は。

②将来を見据えて、地域事情を踏まえた必要戸数の検討は。

③入居者のいない教職員住宅の利活用の考えは。

以上であります。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 岡本議員のご質問にお答えいたします。

ご質問は、町と教育委員会にわたるものでありますが、私からは質問事項 1 の 1 点目から 3 点目につきまして、答弁させていただきます。

「食品ロス削減に向けての取り組みについて」であります。

農林水産省の平成 25 年度推計によりますと、日本では年間約 2,800 万トンの食品廃棄物が排出され、このうち約 632 万トンが食品ロスであると推計されております。

また、食品ロスの約半分に当たる約 302 万トンが一般家庭から出されていると言われており、多くの食料を輸入に依存している中、食べられるにかかわらず大量に廃棄されている現状を見ますと、無駄なく食べることで食料自給率の向上やごみの減少にもつながり、食品ロス削減の取り組みは大切であると認識いたしております。

ご質問の 1 点目、「国民運動として、消費者の意識向上などに町を挙げての取組が必要と考えるが」についてであります。

農林水産省の平成 25 年度推計によりますと、世帯における 1 人 1 日当たりの食品ロス量は約 136 グラムとされており、これに本町の平成 28 年 5 月末人口 2 万 7,365 人を乗じますと、町内で 1 日に約 3.7 トンの食品ロスが生じていることとなります。

これらの食品ロスを少しでも減らしていくためには、家庭や事業所など、あらゆる場面で食品を無駄に捨てないよう工夫することが必要であると認識いたしております。

各家庭の取り組みといたしましては、例えば食材を購入する際には「事前に冷蔵庫内をチェックする」「必要量を小まめに購入する」、調理をする際には「残っている食材から使う」「食材を上手に食べ切る」、また、外食の際は「食べ切る量、好みを考えて注文する」など、具体的に取り組んでいくことが必要であると考えております。

また、賞味期限と消費期限への正しい理解を深めていただき、買い物の際に期間内に消費できるか

十分吟味するとともに、購入したものは期限表示を考慮しながら「食べ残し」をしないなどの取り組みも重要であります。

さらに、町内の飲食店に対しましては、「食べられないものがあれば相談に応じる」「希望に応じご飯の量や料理の量を調整する」など、お客様の希望に応じる取り組みやメニューなどの工夫により「食べ残し」を減らすなどの取り組みを実施していただけるよう啓発してまいります。

町といたしましては、町民一人一人が食品ロス削減に取り組んでいただけるよう、広報紙やホームページ、出前講座などを通して、町消費者協会と連携を図りながら、町民の意識向上に努めてまいります。

ご質問の2点目、「食品ロス削減に向けた削減目標や基本計画等の策定の考えは」についてであります。

農林水産省が推計した日本全体での食品ロス量は示されているものの、市町村における食品ロス量の実態を把握することは難しいことから、削減目標や基本計画の策定については困難であると考えております。

このため、先ほど申し上げましたように、各家庭など身近な食生活の中で、食品ロスに取り組んでいただけるよう啓発活動を中心に町民の意識を高めていくとともに、ご質問にありました宴会での食べ残しを減らす「30・10 運動」の取り組みなど、先進事例を参考にしながら、食品ロス削減に取り組んでまいります。

ご質問の3点目、「食品を生活困窮者や児童養護施設など必要としている人に届ける『フードバンク事業』の取り組みは」についてであります。

フードバンク事業は、包装の破損や印字ミスなどといった理由から、品質には問題がないにもかかわらず廃棄されてしまう食品・食材を製造業者や小売業者等から引き取り、福祉施設等へ無償で提供する取り組みで、食品廃棄物の削減による環境負荷の軽減、さらには社会福祉への貢献といった効果が期待できる事業であります。

これらの取り組みは、平成12年以降、企業や民間団体等で始まり、26年2月に実施した農林水産省の実態調査では、全国で40団体、道内では札幌、千歳市の3団体の取組が報告されておりますが、十勝管内におきましても、本年5月から1団体取り組みを始め、その活動は徐々に広がりを見せているところであります。

また、昨年4月から、北海道による生活困窮者自立支援制度がスタートし、相談支援窓口で就労や自立に関する相談を受ける一方、緊急的な食料支援を求める声も寄せられているとお聞きしており、今後、フードバンクを初めとする食料支援のニーズが高まっていくものと考えております。

このような中、十勝管内におきましては、本年4月から帯広市のボランティア団体が「おびひろ子ども食堂」を開設し、支援者から無償で提供された食材をもとに、生活に困窮する子どもたちに対し無料で食事を提供する活動が進められております。

現在、本町におきましては、児童養護施設など支援を必要とする施設もなく、活動の中心となるボランティアの養成が進んでいない状況や、支援者、受益者双方のニーズの把握などが十分できていないことなど、事業実施に向けた熟度が極めて低い状況にあると考えております。

このため、今後、国や道などの動向を注視するとともに、先進事例を参考にするなど、調査・研究を進めてまいりたいと考えております。

以上で、岡本議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 岡本議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の4点目、「学校施設において、学校給食や食育、環境教育などを通して、食品ロス削減のための啓発を勧めるべき」についてであります。

学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達に資し、食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであるとされており、学校現場において食品ロス削減のための啓発を勧め

ることは栄養面のみならず、食べ物を粗末にしないという基本的な考えからも、非常に大切なことであると考えております。

本町の学校給食における残食率は、平成 25 年度 11.8%、26 年度 11.9%、27 年度 12.2%と、ほぼ 12%前後で推移しております。

給食センターでは残食を減らすことを目的として、おいしく栄養バランスがとれた給食の提供に努めているところでありますが、現在の子どもたちは食生活の洋食化に伴いハンバーグ等の脂質に富んだメニューは残渣が少ない一方、日本の伝統的なひじきの煮つけや野菜のあえものなど和食のメニュー等は比較的好まれず、残渣が多い傾向にあります。

給食は教育活動の一環として実施しており、さまざまな食を提供することにより食文化の理解を図ることが必要であると考えているところでありますが、子どもの嗜好の変化から一定程度の給食の残食があるのも現状であります。

このことから、これまで食育を通じ、食べ物大切さや、農業者との交流を通じ、食材を生産している人たちの思いを伝えることなどを行ってきたところでありますが、今後とも、メニューの改善や生産者との交流をさらに行うなど、少しでも給食の残食が減るよう努力してまいりたいと考えております。

また、残さず食べることの大切さや給食残渣を処理することから生じる二酸化炭素の発生等、環境への影響等に対する教育につきましても、毎月発行している給食だよりに掲載を行うとともに、本年度から栄養教諭を 2 人増員し、3 人体制としたことから、全小中学校において、栄養教諭と各学校教員と連携を図りながら食品ロス削減のための啓発に努めてまいりたいと考えております。

「教職員住宅の現状と今後のあり方について」であります。

教職員住宅は、民間賃貸住宅等の供給不足や道路網の整備状況により、通勤圏が限られていたことや、転勤の多い教職員に対して、安定的かつ良好な居住先を確保することを目的に整備をしてまいりました。

特に管理職住宅につきましては、施設管理上、緊急時の迅速な対応や地域と学校の連携による良好な学校運営の観点から、学校敷地内や学校の近くに建設し、校長、教頭用に供してきたところであります。

しかし、近年は、教職員個々の生活スタイルや価値観の多様化、民間賃貸住宅等の供給数の増加や道路環境の整備に伴う通勤圏の拡大により、利便性の高い地域に自宅を所有している教職員の増加など、教職員住宅に入居される教職員の数は減少傾向にありますことから、将来的な教職員住宅のあり方について、検討が必要と考えております。

ご質問の 1 点目、「平成 28 年度中に今後の整備方針を示すとのことであるが、進捗状況は」についてであります。

現在、教育委員会が管理しております教職員住宅につきましては、全部で 84 戸であります。入居されている戸数は 53 戸、入居率は 63.1%であり、残る 31 戸が空き家となっております。

地区別に入居状況について申し上げますと、幕別本町地区は 17 戸のうち 8 戸が入居し、入居率は 47.1%、札内地区は 25 戸のうち 15 戸が入居し、入居率は 60.0%、忠類地区は 18 戸のうち 14 戸が入居し、入居率は 77.8%、その他の農村地区は 24 戸のうち 16 戸が入居し、入居率は 66.7%となっております。

また、入居の 53 戸のうち、教職員や国際交流員が入居している戸数は 45 戸の 84.9%で、残りの 8 戸には住宅新築や改築に伴う仮住居など、やむを得ない事情がある教職員以外の一般の方が入居しております。

教育委員会といたしましては、教職員住宅について、その住宅の現況確認を行うとともに、入居状況、教職員の居住動向等を調査し、今後の教職員住宅の方向性について「教職員住宅戸数の適正化方針」を平成 28 年度内に作成してまいりたいと考えております。

ご質問の 2 点目、「将来を見据えて、地域事情を踏まえた必要戸数の検討は」についてであります。

近年、持ち家率の増加や通勤圏の拡大に伴う町外からの通勤者の増加、また、住宅に求める価値観の多様化による民間賃貸住宅等へ入居する教職員の数は増加の傾向にあります。

現在、本町に勤務する教職員は253人ですが、住宅状況を申し上げますと、教職員住宅に入居されている方は43人で全体の17.0%、町内にある自宅あるいは民間賃貸住宅等に入居されている方は72人で全体の28.5%、町外にある自宅あるいは民間賃貸住宅等に入居されている方は138人で全体の54.5%という状況であります。

教育委員会といたしましては、学校管理上必要な教職員住宅や異動に伴う教職員個々の事情も勘案し、一定程度の教職員住宅の戸数は確保、維持していく必要があると考えておりますが、札内地区や幕別本町地区は、民間賃貸住宅等も多数ありますことから、必要最小限の戸数とし、忠類地区やその他の農村地区につきましては、それぞれの地域の実情に合わせ、状況を見きわめながら、将来的に管理すべき教職員住宅戸数の必要数を精査し、教職員住宅戸数の適正化方針に示してまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、「入居者のいない教職員住宅の利活用の考えは」についてであります。

本町の教職員住宅は、建設から20年以上経過した住宅が全体の94.0%を占めており、入居の際には必要な修繕をさせていただいておりますが、台所、浴室などの設備、建物の断熱性能、内装など全体的な改修が必要な住宅が多く、老朽化が進んでいる状況にあります。

現在、空き家となっている31戸の教職員住宅における地区別の状況は、幕別本町地区で9戸、札内地区で10戸、忠類地区で4戸、その他の農村地区は8戸となっておりますが、老朽化により使用できない住宅や、使用に当たり大規模な修繕が必要な住宅もあります。

このことから、教職員住宅戸数の適正化方針において、将来的に管理すべき教職員住宅の必要数を確保し、それ以外の教職員住宅につきましては、防犯上の課題や周辺に与える環境面を考慮し、用途の廃止を検討するとともに、利活用のできる教職員住宅につきましては、町の定住・移住施策や一般住民等の住居用として、他用途への変更などを含め検討してまいりたいと考えております。

以上で、岡本議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） では、再質問をさせていただきます。

まず、1番の質問なのですけれども、国では農林水産省、環境省と連携をし、全国の食品ロス発生量の推計の精緻化を実施しております。

食品ロスの約半分は家庭からだ申します。家庭の1人当たりの食品ロスは1年間で約24.6キログラムと試算されております。茶わんにしますと1杯分で約150グラムと仮定すると、茶わん164杯分のご飯に相当するそうです。私も、この答弁にありましたように、町民一人一人が意識を持っていただくことが最も重要なことだと思います。

それで、食品ロスということは、ごみの減量化にも結びつくことであります。ごみの減量化に向けた取り組みの一環として、外食や宴会などで食べ残しを減らす運動を推進している自治体もあります。先ほどもありましたが、30・10運動、この取り組みを通して、住民の方に、ごみの減量化、また、もったいないという意識のきっかけになるように働きかけているということでございます。

本町でも、ごみの有料化が平成16年10月から始まり、12年がたちます。そこで、近年の本町の可燃ごみの現状について伺います。可燃ごみと申しますと生ごみばかりではありませんが、現状はどのようなになっているのかお伺いいたします。

○議長（芳滝 仁） 防災環境課長。

○防災環境課長（天羽 徹） ただいま資料を持ち合わせておりませんので、この場でお答えすることができません。申しわけありません。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） というのですが、家庭におきまして、ごみの有料化が実施されてから12年がたちますと、ごみを減らす、また削減をするという意識が薄れているのではないかと思います。

ごみ袋を購入してごみを捨てるという感覚が薄くなってきているというふうには感じるところでございます。

そこで、この食品ロスということについて質問をさせていただいたのですけれども、町としても、ごみの減量化、食べ残しを減らすという観点から推進を試みる必要があるのではないかと思います、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 燃えるごみの排出量については、私はほぼ同じ量で推移してきているというふうに思っております。これはやはり家庭においてきちっと分別をして、なるべくごみとして出さないということが、私は定着してきているのだろうなというふうに思っております。ただ、食品ロスに関しましては、やはりもったいないということが一番基本にあるかと思えます。食べられるものを捨ててしまうということは非常にもったいないわけで、あるいはもう少し早く処理すれば食べられたのに捨てるを得ないと、これは本当にもったいないという気持ちを大切に減らしていかなければならないなというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） ただいまの町長の答弁に、本当に私も同じ気持ちであります。

家庭ばかりではないのですけれども、これ答弁にもございました飲食店や宿泊施設などもご協力をいただくということも必要ではないかと思えます。

それで、飲食店や宿泊施設などの協力を得て、町に登録をしていただき、この取り組みをみずからの項目をつくりまして、例えばドギーバッグ、持ち帰り用の容器を用意するとか、食べられないものがあたら相談をしていただくとか、希望によってご飯の量を減らしてもらうというような項目をつくりまして、お店独自の取り組みを実践することで、生ごみの発生の抑制になるのではないかと思います。ただ、それをするだけではなくて、食品ロス削減に貢献した事業所等には表彰するなどのようなこともしますと、事業者の意欲にもつながるのではないかと思います。このような手法も考えるべきではないかと思えますが、その点はいかがでしょう。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） すばらしい提案をいただきましたけれども、これなかなかそれを強制するというのは難しいわけでありまして、今、岡本議員がおっしゃったような例を交えて努力していただくことを要請するというところまでしかできないのかなというふうに思います。ただ減らしてくださいというのではなくて、具体例を挙げて、こういった取り組みによって減らすことができますので、削減にご協力くださいと、そういった要請に努めてまいりたいというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） はい。では、そのようにしていただきたいと思えます。前向きな答弁をいただきましたので、はい。

では、次なのですけれども、フードバンク事業についてであります。

フードバンク事業におきましては、管内ではまだまだ認知度が低い状況であります。この先全くできないという状況ではないと思えますので、ほかの自治体等の先進事例を含めまして国、道の動きをしっかりと注視していただきたいということを申し上げたいと思えます。

4番目の質問なのですけれども、学校施設における学校給食の食育、環境教育などを通して、食品ロスのための啓発をということなのですけれども、学校における食育の必要性、食に関する指導の目標、また、各教科や給食の時間において、食に関する指導はどのようにされているのかお伺いいたします。

○議長（芳滝 仁） 教育部長。

○教育部長（山岸伸雄） 学校における食育の目標等でございますが、本年度から実際実施しているものでございますが、さきには忠類地区でも実施しております。

実際、学校現場においては食育としましては、栄養に関する考え方、例えば色を使って、赤いやつは肉だよとか青物は野菜だよとか、そういう色等を使いまして、バランスいい食育を進めなければな

らないというようなこと等について、栄養的な観点を重点とした食育活動をしているということでございます。

具体的には、本当に今お話ししましたように、幕別地区はまだ始まったばかりですので、具体的にどうこうということはありませんが、忠類地区ではそのような取り組みをしているということで、ご理解いただきたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） 食育とは、やはり子どもにとっても、とても重要、大切なことであります。食育スクール事業を取り組んだことによって、子どもたちの変化が見えたというところもございます。保護者と協働した給食指導や農業体験、調理実習など取り組みを通しまして、食べたことのない食べ物になれたり、また嫌いなものでも少しでも食べようとする意識を持つように子どもたちがなり、残食の量が減少した、また食に関する指導をJAと連携をしながら生産・体験活動や親子での活動をし、食に関する意識が変わって残食がほとんどない、また生産者との交流給食の実施、給食時間における食育の実践ということもしまして、随分子どもたちに変化が出たということですが、うちの町としてはいかがでしょうか。そのようなこともされるようなことはできないでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 私どもの町でも、食育からもう一歩ちょっと進んで食農教育ということで、実際に実施しております。これはもう幕別農協、札内農協の青年部の方々のお力をかりまして、給食の前の時間帯に、野菜がどうやってできるのか、この野菜にはどういう栄養素があるのかということ子どもたちの前でレクチャーしてもらおうと。さらには、学校によっては長芋の畑に行ったり、ニンジン畑に行ったりして、実際に植わっている様子を見ていただいたりというようなことをやっております。それによりまして、野菜の大切さ、どんなに苦勞して農家の方は野菜をつくっているのかというのを理解していただいて、嫌いだった野菜も一生懸命食べてみようという努力が見られるようになったというようなことを伺っております。そういう活動を実際にやっております。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） 食べ物に対しまして、食べ物の生産にかかわる人々への感謝する心を持つということが大事ではないかと思っておりますので、今後も、うちの町はされているということでございますので、続けていただきたいと思っております。

いずれにいたしましても、食品ロスを削減することによりまして、運搬や焼却のために使う化石燃料の使用量が減り、地球温暖化の原因である二酸化炭素の排出量を減らすことができます。また、焼却炉の維持管理費を減らすこともでき、無駄な支出を減らすという経済効果にもなります。

環境に優しいまちづくりのために、できることからしっかりと進めていただきたいということをお願い申し上げます。

次、2番目の質問なのですけれども、教職員住宅の現状と今後のあり方ということで、教職員住宅は、多くの学校が建設された昭和40年代に、民間賃貸住宅の供給不足や道路網の整備状況により通勤圏が限られたことから、転勤の多い教員に対して安定的かつ良好な住居先を確保することを目的に整備が始まったものです。

そこで、管理者住宅であります、20年以上経過した住宅は全体の何%を占めているのかということをお聞きいたします。

また、耐震性など安全性の確認はされているのかを伺います。

○議長（芳滝 仁） 学校教育課長。

○学校教育課長（高橋修二） ただいまのご質問でございます。

教員住宅、非常に古い老朽化が進んでいるというような状況でございます、古いもので昭和43年建設でございます。一番新しいものでも平成13年ということで、ご質問にありましたように20年以上経過をしている住宅につきましては79戸ございます。パーセントにいたしますと94%を占めているというような状況でございます。

耐震性のほうにつきましては、こちらのほうでは把握をしていない状況でございます。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） では、教職員住宅は耐震性が重視されていないということで、地震があると危ないという状況になるということですね。

○議長（芳滝 仁） 教育部長。

○教育部長（山岸伸雄） 教職員住宅はそのほとんどが平家住宅でございますので、耐震性という面における法的な検査という部分については、その対象となっていないところでございます。しかしながら、ほとんどが木造住宅等でございますので、あと老朽化が進んでいるという面から見ますと、修繕等は今後していかなければならない住宅が多いというのも現状であるということでございます。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） では、5月現在で教職員住宅は84戸、入居者が53戸ということで、入居率は63.1%ということでございますが、このうち町外から通勤している自宅等を所有していない教職員に対しまして、本町住居の勧奨をどのように行っているのか伺います。

○議長（芳滝 仁） 教育部長。

○教育部長（山岸伸雄） 私どもは教員住宅を整備しておりますことから、できれば学校と地域の結びつきを深めるという面では、なるべく住んでいただくというのがありがたいというふうに思っております。そういう面から、特に、私どもの町の教職員になったから必ずうちの町に住んでくださいというようなところまでの勧奨というのは、現状はしておりませんが、管理職なんかの住宅においては、先ほども教育長からの答弁において、危機管理上の問題からもなるべく住んでいただきたいというお願いということで実施しているところでございます。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） 教職員の人事異動が決まった段階で、幕別町に来られるというときには、できるだけ幕別町に住んでいただきたいというふうに私は思うのですけれども、その中で教職員住宅に住まないという理由の一つに、世帯持ちの教職員ではなくて単身の教職員でしたら、大変古いということももちろん第1の要因の一つだと思いますが、また、今この現代でシャワーがないというような古い住宅なども考えられるのではないかと思います、その点はいかがでしょう。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 教員住宅に、町内に異動したら幕別町に住んでいただきたいと、これは思いは私のほうも同じでございます。ただ、今、居住権の自由というか住所、それがありますので強制はまずできないということが、これは大前提となります。

そういう中で、先ほど言いましたとおり、管理職についてはお願いとして、できるだけ住んでくださいと。ただ、町内にご自宅を持っている方もいらっしゃいますし、今、校長、教頭お二人とも学校のそばに住んでいないという方はいらっしゃいません。例えば、校長さんが帯広市に自宅を構えていて通ってられる学校の教頭先生は教員住宅に住んでいただいているとか、そういう状況なので、危機管理上は何とかクリアしているのかなと思っております。

もう一点、今お話あったとおり、教員住宅に住まない理由というのは、やはり一つは確かに教員住宅は老朽化していると、それと相対的に民間の賃貸住宅がふえてきてきれいになっているという状況、もう一つは、なかなか若い方は引っ越しするのが煩わしいというような方もいらっしゃると思います。それと、お子さんを持っている方につきましては、子どもさんの学校の関係だとかそういうのもあって、なかなか引っ越しがしづらいというような状況なのかなと思っております。

ただ、教員住宅、シャワーがないところは今ございません。一応そういうような状況もあって、できるだけ私どもも、教員の方が引っ越して入れかわるというときにはできるだけ直したりとか、さらにシャワーについては全て数年前にもう整備が終わっております。

今後、できるだけ修繕を加えながら、きれいにして住んでいただけるようにはしたいと思いますが、先ほど前段言いましたとおり、必ずしも強制できないと、これだけのご理解いただきたいと思いま

す。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） 失礼いたしました。シャワーがないところはないということでしたので、私も訂正いたします。

さまざまな個別事情もあるかとは思いますが、あるということは私も認識はしておりますが、まずは教職員住宅は時代のニーズに合わせた住宅整備をし、稼働率を上げていく必要があるかと思いません。

また、今後の教職員の推移や教員住宅の需要状況、さらに町の財政状況も勘案しながら、用途廃止や改築を含めた教職員住宅のあり方を精査をしていただきたいと思います。申し上げます。

最後の質問ですけれども、入居者のいない教職員住宅の利活用ということですが、現状の建物は老朽化しているため入居されない、入居しないからまた傷みもひどくなるというように考えられます。また、その傷みがひどいところから修繕費がかかってしまう、また、景観も余りよくないという空き家状態になっていることから、町の治安面でも危惧されるのではないかと思います。

以前、臨時的に教職員住宅に住むことはできないのかという町民の方のお声がありまして、お聞きしたところ、住むことはできないというふうに言われたこともございました。そこで、臨時的に期間を決めまして、制限をいたしまして、一般の人が入居してもらうようなこともできるのか、また、所得制限で公営住宅に入れない方に入居していただくというようなこともできないのかお伺いいたします。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 先ほど答弁の中で若干触れさせていただきましたけれども、今たまたま住宅を改築しているので、二、三カ月住まわせてくれないかというような場合には対応しています、何戸か。ただ、それ以外の理由で、一時的にといった場合に、なかなかその一時的がいつまでかというのがはっきりしなくて、過去にもなかなか退去していただけなかったという事例もあります。そういうようなこともありまして、本来の目的である教職員が使おうとしたときに、空き家がないという場合は困りますので、先ほど言いましたとおり、この方針をつくって、必要戸数はどれくらいかというのはある程度確保して、それ以外の部分については逆に岡本議員が言われるように、一般の町民が利用できるような形態に用途変えをして活用するというようなことも考えていきたいなと思っております。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） 以前から一般の方が一時的に入居するということではできたのでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 教育部長。

○教育部長（山岸伸雄） 過去から、そういう特別な事情については相談をいたしまして、入居については決定していることでございます。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） では、職員の方に聞いた場合、入居はできないということでは言われたということもございまして、そうところもしっかりと職員間で共通した認識を持っていただいた方がよろしいのではないかと思います。

いずれにいたしましても、教職員住宅の適正化方針を早いうちに作成をしていただきたいと思います。存続する住宅は計画的な改修を行い、良好な環境の確保に努めていただきたいと思います。申し上げます。私の質問を終わります。

○議長（芳滝 仁） 以上で、岡本眞利子議員の質問を終わります。

この際、15時20分まで休憩いたします。

15：11 休憩

15：20 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、藤谷謹至議員の発言を許します。

藤谷謹至議員。

○13番（藤谷謹至） 通告に従いまして質問をさせていただきます。

1番目、災害時等における幕別町のBCP（事業継続計画）についてであります。

5年前の東日本大震災、ことし4月14日から短期間に震度7の地震が2度起きた熊本地震においても、予想を超える災害が発生し、どれだけ対策を練ったつもりでも、自然の猛威は軽々と人知を超えてしまうものであると改めて思い知らされました。

しかし、自治体は大規模地震等による災害時対応を職員や庁舎、ライフライン等の必要資源が被災し混乱した状況下で、膨大な業務の中から優先すべき通常業務を遂行していかなければならない、そのためにBCP（事業継続計画）が重要になると考える。

幕別町の地域防災計画にはBCPを策定・運用するように努めるとだけあるが、計画策定に至っていないのが現状であります。さらに、ライフライン（道路・水道・下水道等）のBCP対策も必要であると考えますが、以下について伺う。

1、幕別町におけるBCP（事業継続計画）策定についての取り組み状況、非常時優先業務の整理について。

2、BCPに係る本庁舎の有する災害時の対応能力は。

3、データのバックアップ、ICT機器損傷（電算システム電源ダウン）の対応。

4、ライフライン（道路・水道・下水道等）のBCP策定の考えについて。

2番目、白銀台スキー場の営業についてであります。

近年、道内では異常気象によって降雪が少なく、スキー場のオープンが12月中にできないというケースがふえています。白銀台スキー場においても、過去10年間に50%が12月中にオープンできない状態であり、中でも平成25年度は営業期間が2月17日から3月15日までの27日間のみであった。

忠類地域における冬期間の重要な観光資源であり、地域経済にも寄与する白銀台スキー場の確実な早期オープンを実現するために、以下について伺う。

1、管内スキー場（芽室嵐山、ぬかびら源泉郷スキー場）には人工降雪機があり、早期オープンを実現している。特に、ぬかびら源泉郷では学生等のスキー合宿、競技大会の誘致を行っている。

白銀台スキー場においても、12月オープンにより学生の合宿誘致を可能にし、冬場の誘客を図り地域振興につなげるために人工降雪機を設置する考えは。

2、リフト料金は合併前の平成14年度の1,500万円をピークに、平成27年度では670万円と減少している。合併後において実施した町内小中学生のリフト料金無料化等の影響もあると考えられるが、町としてどのように分析しているのか。

リフト使用料のあり方を見直し、スキー場利用者の利便性の向上を図り利用増につなげていく考えは。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 藤谷議員のご質問にお答えいたします。

初めに、「災害時等における幕別町のBCP（事業継続計画）について」であります。

企業防災において必要な対策とされている事業継続計画、いわゆるBCPは、一般的に行政機関の場合、業務継続計画を指しますが、これは災害時に行政みずからも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画であります。

さきの熊本地震では、2度にわたり震度7に見舞われた益城町を初め、熊本県内の5市町で本庁舎が損壊し、いずれも保健センターなど他の公共施設に機能を移転させております。

このため、マスコミ報道にもありますとおり、住宅など建物の被害を証明する罹災証明書の発行が

遅れるなど行政機能が低下し、余震や住民の避難生活が継続する中、その影響の長期化が懸念されており、改めて行政みずからが被災した場合を想定した準備等の必要性を認識したところであります。

ご質問の1点目、「幕別町におけるBCP（事業継続計画）策定の取組状況、非常時優先業務の整理について」であります。

ご質問にありますとおり、本町のBCPにつきましては、地域防災計画地震・津波防災計画編の災害予防計画の中で、「災害応急対策を中心とした業務の継続を確保するため、その策定に努めるものとする」としております。

また、国の防災基本計画においても、行政の業務継続性を確保するため、地方公共団体のBCPの策定が位置づけられているところであり、あわせて業務継続計画の策定等に当たっては、業務継続の中核となる要素として、①首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、②本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、③電気・水・食料等の確保、④災害時にも、つながりやすい多様な通信手段の確保、⑤重要な行政データのバックアップ、⑥非常時優先業務の整理の六つの要素について定めておくべきものとされているところであります。

これら六つの要素は、内閣府が、昨年5月に策定した「市町村のための業務継続計画作成ガイド」の中においても、その計画を策定する上で、特に重要な要素とされております。

本町におきましては、このうち、非常時優先業務の整理を除く五つの要素につきまして、地域防災計画の中に設定、あるいは既に災害時を想定した整理や取り組みを実施しているところであります。

業務継続計画につきましては、災害発生時の役場機能の低下を最小限にとどめるために必要なものと認識しておりますことから、これら六つの要素を包括した計画の策定を進めてまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、「BCPに係る本庁舎の有する災害時の対応能力は」についてであります。

先ほど申しあげました国が業務継続に必須とする六つの要素のうち、ご質問の3点目でお答えします重要な行政データのバックアップと、今後、検討を進めます非常時優先業務の整理を除く四つの要素と照らし合わせて、対応能力についてお答えいたします。

一つ目の首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制につきましては、地域防災計画に明記しているところでありますが、職員の参集体制につきまして、地震の非常配備体制を例に申し上げますと、震度4程度の場合は、津波警報の発表状況なども勘案し一部の職員を招集し、震度5弱や5強程度の場合は、大津波警報の発表状況なども勘案しほとんどの職員を招集、震度6弱以上の場合は、全職員を招集することとしております。

二つ目の、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎についてであります。本年3月に完成した本庁舎は、防災活動拠点としての機能を維持するため、地震ばかりでなく水害や台風にも強い構造、立地場所でありますことから、災害時に庁舎が倒壊や損壊等により使用できなくなる可能性は極めて低いものと考えており、現在、代替庁舎の特定はしておりませんが、不測の事態への備えといたしまして、複数の公共施設を候補とし、代替庁舎を検討してまいりたいと考えております。

三つ目の、電気・水・食料等の確保についてであります。電気につきましては、非常用発電機とその燃料を3日分確保しており、突発的な停電時においても、各部署でパソコン等を使用することが可能な備えをしているところであります。

また、職員用の水、食料等の備蓄につきましては、今後、被災者用の物資の備蓄を年次計画をもって進めていく中で、あわせて行っていきたいと考えておりますが、本庁舎に設置されている飲料の自動販売機4台は、災害時に被災者に対し飲料を無償で提供いただける協定を締結しており、職員の利用も可能となっているところであります。

四つ目の、つながりやすい多様な通信手段につきましては、正職員のいる公共施設に、一般電話の発信規制が行われても、規制を受けずに優先的に発信できる優先電話を確保するとともに、衛星携帯電話を幕別、札内、忠類地域に各1台確保しております。

また、電話の使用が不能の場合でも、利用可能な無線設備として、北海道総合行政情報ネットワー

クや忠類地域においては防災行政無線も確保しているところであります。

ご質問の3点目、「データのバックアップ、ICT 機器損傷（電算システム電源ダウン）の対応について」であります。

先ほど申しあげましたように、熊本地震においては、県内で5市町の庁舎が損壊いたしました。これにより、住民データ等のシステム機器を有する庁舎内に立ち入りできない事案が発生しているとお聞きしております。

自治体におきましては、システム機器内に保有する住民情報等が利用できなくなる、あるいは消失することを回避するための予防策を日ごろから講じておくべきであり、消失した場合でも、元の状態に戻すことができるよう情報のバックアップを、定期的に行う必要があると考えております。

本町では、本庁舎の電算室において、住民情報等を扱う総合行政情報システムなどの各種業務システムの管理・運用を行っておりますが、免震構造を備えた庁舎でありますことから、大きな地震によりシステム機器が損傷するリスクが低いことに加え、システム機器の転倒に備え、機器を収納している棚を床に固定するといった措置も講じているところであります。

また、総合行政情報システムなどの各種データは、元の状態に復元することができるよう複製したデータを、業務終了後に磁気テープ記憶装置にバックアップするとともに、元データとの同時損失を防止するため、電算室とは異なる場所に保管しております。

加えて、各種データにつきましては、役場庁舎外への転送を行っており、戸籍のデータを例に申し上げますと、戸籍副本データを、戸籍副本データ管理センターに日々送信し格納しているところであり、磁気テープへの保存とあわせてバックアップを行っております。

大規模な停電への備えといたしましては、全ての業務システムに、機器やデータを保護するため、一定時間停電することなく電力を供給し続ける無停電電源装置（UPS）を設置するとともに、自家発電設備による非常用電源により電力の供給ができるよう構築しているところであります。

このように、災害によるデータ消失等を防ぐためのバックアップやシステム機器の保護等の対策は講じておりますが、災害時に職員が迅速、的確に対応できるよう、ICT 部門の対応につきましても、業務継続計画の中で明確にするよう進めてまいりたいと考えております。

ご質問の4点目、「ライフライン（道路・水道・下水道等）のBCP策定の考えについて」であります。

災害時のライフラインの確保につきましては、先ほど申しあげましたとおり、国が業務継続に必須な要素の一つに「電気、水、食料等の確保」を位置づけており、BCP策定の中でも中核となる要素と考えるべきものであります。

また、さきの熊本地震におきましても、道路の被災により住民が一時孤立し、救援物資の運搬に大きな影響を与えるなど、災害応急対応には道路の確保が重要なものであることが再認識させられたところであります。

本町におけるライフラインのBCP策定であります。道路につきましては災害時優先して通行を確保すべき道路として、地域緊急輸送道路の整備に取り組んでいるところであります。また、水道につきましては災害対応マニュアルを策定しており、下水道につきましては簡易的なBCPの策定を現在進めている状況にあります。

これらのことから、ライフライン全体のBCP策定につきましては、今後進めるBCP策定の中で、あわせて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、「白銀台スキー場の営業について」であります。

白銀台スキー場は、昭和6年に南十勝唯一のスキー場として利用されていたと忠類村史に記載されており、その後、昭和46年に初めてのリフトが設置されました。

平成4年には、グレンデコースの改修に伴い現在のリフトを新設し、近隣のスキー愛好家や小・中学校のスキー授業、各種スキー大会に利用され、忠類の冬の観光の中心となり、にぎわいを呈してまいりました。

白銀台スキー場の利用者数は、バブル崩壊後の全国的なスキー人口の減少を背景に、平成5年度のリフト延べ利用者数26万8,000人をピークに減少に転じ、昨年度には13万6,000人に至っております。

こうした中、利用者の誘客に向け、ナウマン温泉ホテルアルコ236とのパック料金の設定を初め、各種スキー情報誌などへの情報掲載やロッジの無料Wi-Fi環境の整備、全国のスキー場に広がりつつある「19歳限定リフト代無料」に参加するなど、スキー場の利用者増加策に取り組んでまいりました。

平成25年度と26年度のシーズンは、雪不足のためオープンが大幅に遅れ、スキー愛好家や小中学校の授業、スキー少年団の活動に支障が生じ、残念なシーズンとなりましたが、昨シーズンは11月下旬にまとまった降雪に恵まれましたことから、メモロスキー場と同じ12月26日にオープンし、その後、雪不足や事故による休業もなく、3月15日まで営業することができたところであります。

ご質問の1点目、「12月のオープンにより学生の合宿誘致等を可能にし、冬場の誘客を図り地域振興につなげるために人工降雪機を設置する考えは」についてであります。

人工降雪機の設定につきましては、忠類村の時代から検討してきた経緯がありますが、本年度も人工降雪機の設定の可能性について調査・研究を進めているところであります。

白銀台スキー場に人工降雪機を導入するには、グレンデ延長が約800メートルであることから、固定式で設置した場合、7基から10基が必要となり、コンピューターシステムや電気設備、通信設備と合わせて約8,000万円の整備費を、また可動式で設置した場合は、4台を導入し、コンピューターシステムや電気設備、通信設備と合わせて約6,000万円の整備費を要するものと試算しております。

人工降雪機の必須条件である水の確保につきましては、種類としては水道水と河川水と地下水が考えられます。

水道水の利用は、忠類浄水場の計画給水量を上回ってしまうため実現不可能であります。

河川水の利用では、当縁川が想定されますが、川からの取水には水利権が必要となり、水利権の取得期間は調査等に3年程度の期間を要し、その調査費用のほかに、取水施設、送水管整備、ポンプ圧送施設などの多額の施設整備費用が想定されます。

地下水は、スキー場内もしくはスキー場近郊に、新たに地下水を確保するための取水井戸を整備する必要がありますが、河川水の利用よりも施設整備費用が抑えられることから、最も実現性が高いと考えております。

人工降雪機は、一度に4度C以下の大量の水を使用することから、水を冷却して蓄えておく貯水施設が必要となり、想定している貯水施設は、25メートルプール程度の規模が必要とされ、そのほかに送水ポンプ、ポンプ室、送水管の布設などを含め約1億5,000万円の建設費を必要とすると試算しております。

したがって、施設整備費用は固定式の人工降雪機とした場合、約2億3,000万円必要となり、加えて、地下水をくみ上げる取水井戸の設備経費が必要となります。

人工降雪機の稼働には、外気温がマイナス2度C以下のもとで降雪作業を行う必要があります。

白銀台スキー場とメモロスキー場やぬかびら源泉郷スキー場を気象の観点から比較した場合、昨年の気象庁のデータでは、ぬかびら源泉郷だけが11月中旬の日平均最低気温がマイナス2.4度Cと氷点下になります。

このような気象条件も異なることから、ぬかびら源泉郷スキー場では、11月中旬から降雪作業を開始し、12月上旬に国際スキー連盟の大会を開催することができている状況であります。

一方、気象状況が似ているメモロスキー場では、12月15日のオープンを目指して、11月下旬から準備に入り、気温が低下する12月から人工降雪機を稼働して、グレンデを完成させるとお聞きしております。

ご質問にありますとおり、12月中旬にオープンすることにより、学生の合宿等の誘致は可能になるほか、一般のスキー愛好家も増加することについては十分理解するところでありますが、人工降雪機を稼働させたとしても、気象条件の違いから、ぬかびら源泉郷スキー場のような早期オープンは難し

いものと考えております。

気象状況が似ているメムロスキー場と同じように 12 月中旬のオープン時期を想定する場合、比較的規模が小さい白銀台スキー場において、人工降雪機を整備することにつきましては、メムロスキー場とは利用者数の違いもあり、費用対効果の観点で効果が薄く、現段階では難しいと考えているところでもあります。

ご質問の 2 点目、「リフト利用料の分析と、リフト利用料のあり方を見直し、スキー場利用者の利便性の向上を図り利用者増につなげていく考えは」についてであります。

公益財団法人日本生産性本部が発行している「レジャー白書」によりますと、全国のスキー人口は、バブル崩壊後の平成 5 年（1993 年）の 1,770 万人をピークに減少傾向で推移してまいりました。その後、スノーボードの人気も高まり、スノーボード人口との合算で、平成 10 年（1998 年）に過去最高の 1,800 万人に達しましたが、その後は再度減少傾向で推移し、平成 25 年（2013 年）にはスキー、スノーボードの合計で 770 万人と、ピーク時の 4 割強まで減少していると報告されています。

前段申し上げましたとおり、白銀台スキー場も、平成 5 年度の輸送人員 26 万 8,000 人をピークに減少傾向となり、昨年度の輸送人員は 16 万 6,000 人となり、ピーク時の 5 割強まで減少しております。

これらのデータから判断いたしますと、白銀台スキー場は、日本全体のスキー、スノーボード人口の傾向より減少率が少ない状況にあり、これは白銀台スキー場がスノーリゾート地の大きなスキー場と違って、比較的規模が小さいスキー場であり、地域に根差した町民が多く利用するスキー場であることから、この減少にとどまっていると考えているところでもあります。

ご質問にありましたとおり、合併後の平成 18 年度から中学生以下のリフト使用料を無料化した以降のリフト使用料は、平成 21 年度の約 840 万円が最高額であり、昨年度は「雪マジ！19」「雪マジ！20」の実施による 19 歳の無料化や 20 歳の半額化のほか、合併 10 周年記念といたしまして、2 月 1 日から 5 日までの 5 日間の無料化も実施したことから、リフト使用料としては約 670 万円にとどまったものであります。

白銀台スキー場の運営に要する経費は、人件費、燃料費、電気料、委託料等の経常経費として約 2,300 万円を、このほかに毎年、数十万円から数百万円となる大小の修繕工事費を要しております。

また、本年度実施するリフトの工事のほか、配電設備の工事、圧雪車やスノーモービルの更新など、設備に多額の費用を必要としております。

しかしながら、白銀台スキー場は、スポーツ・レクリエーションの普及振興と住民の健康増進を図るスキー場としての機能はもとより、忠類ナウマン全道そり大会が開催されるなど、冬の忠類地域のスポーツ文化の華として、町内外の多くの方に利用されてきた歴史の中で、冬の大切な観光資源として地域経済に影響を与える重要な施設であると認識しております。

昨年度実施した 5 日間の無料化期間では、2 倍のリフト利用実績がありましたことから、地域の飲食店や商店等とタイアップした魅力的なプランの創設や、30 日券やシーズン券などのリフト使用料のあり方についても、関係団体と協力しながら、利便性の向上や利用者増の対策に取り組み、地域発展に努めてまいりたいと考えております。

以上で、藤谷議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 藤谷議員。

○13 番（藤谷謹至） それでは再質問させていただきます。

幕別町地域防災計画、平成 26 年 5 月に修正されたわけですがけれども、その経緯は災害対策基本法第 42 条及び幕別町防災会議条例第 2 条、こういう法令に遵守して幕別町地域防災計画がつけられた経緯だと承知しております。その修正の中で BCP というところが加えられたところでございまして、当然、新聞報道等でもこの BCP の策定状況について報道されたところでもあります。

まず、管内自治体の取り組みに差が出ているというところで、消防庁が昨年 12 月に行った調査では、策定済みと答えた市町村が、これ全国だと思うのですがけれども、36.5%と。管内では、帯広、広尾、豊頃 の 3 市町村が未策定と回答しまして、他の町村は既存の地域防災計画の中で補完しているという

ふうにご回答させていただきます。

帯広市は、これまで地域防災計画の中で対応できるという、そういう立場だったのですけれども、時系列ごとに優先する業務や、どこに優先的に人を配置するかということなどを考えておくことが非常に大事というところで、計画を策定するというにしました。昨年度、既に各部署に計画をつくり、現在、取りまとめを進めているところであります。

帯広市は、全庁的な非常時優先業務の洗い出しや職員配置に時間がかかったとしていまして、広尾町は総合戦略と担当が兼務するということで、戦略づくりを優先して業務継続計画は進んでいないとしています。ただ、策定済みと答えた管内の市町村の中でも、非常時優先業務を整理していなかったり、重要な行政データを特定してバックアップしてないという町村もございました。

幕別は、策定状況というところに、表の中なのですけれども、一応マルはしてあるのですけれども、町長の答弁のとおり代替庁舎も考えていませんし、重要な行政データのバックアップはマルです。非常時優先業務についてはバツです。これを見たときには、幕別町、業務策定計画はつくっているのだなというふうには思ったのですけれども、実はつくっていないということで、まず確認したいのですけれども、その辺お願いします。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これは、先ほどの答弁でお答えしましたように、柱となる六つの要素の中の、とりわけ最後の非常時優先業務の整理ということができておりませんので、ここはやっぱり定めなければならないというふうに考えております。

したがって、今年度以降に六つの柱に基づいた計画を策定してまいりたいというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 藤谷議員。

○13番（藤谷謹至） このBCPというところで、本町の策定状況をいろいろホームページ等調べたのですけれども、その中で業務継続計画については、幕別町新型インフルエンザ等対策行動計画の中に示されておりました。

これは、平成24年5月に新型インフルエンザ対策特別措置法、地方公共団体、指定されていた公共機関は行動計画を策定するということになってございます。

その中で、インフルエンザ等の対策の目的及び基本的な戦略というところで、業務継続計画を作成・実施し、医療提供の実務及び経済安定に係る業務の維持を図りますというところと、10ページの業務継続計画では、必要最小限の町民サービスを維持するために、庁内各部において策定した業務継続計画に基づいて対応しますということになっています。

この辺の新型インフルエンザ等対策行動計画の中では、業務継続計画というのをつくられているのかどうか、それがホームページには載っていなかったものですから、その辺確認したいのですけれども、よろしくお願いします。

○議長（芳滝 仁） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（境谷美智子） 幕別町新型インフルエンザ等対策業務継続計画については、27年10月にその検討の見直しを行いまして、その中で各課との業務の洗い出し、計画上の優先する業務等々を各課で整理したものを全体の業務計画として持っております。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 藤谷議員。

○13番（藤谷謹至） 修正ということで各部で出された。出されたのであれば、情報としてホームページ等に出されたらいいと思うのですけれども、その辺はどうですか。

○議長（芳滝 仁） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（境谷美智子） ご承知のとおり、新型インフルエンザ等対策業務計画というのは、ほかのBCP計画と違いまして、短い期間に順次回復していくものなのでちょっと性質が違っていると考えています。

ただ、ホームページに更新していないのは、全体のまとめの整理をいま一つつけていないという、それはこちら側の怠慢でもあるのですが、それがありませんのでホームページに載せていませんが、早急に全体調整を行った上で載せていきたいと思えます。

○議長（芳滝 仁） 藤谷議員。

○13番（藤谷謹至） なぜ聞いたかといいますと、パンデミックという関係でしょうけれども、新型インフルエンザBCPつくってあれば、各課事務局の優先的に継続する業務というのはある程度洗い出しできていることになると思うのですよね。

そうならば、地域防災計画の中で、今後この事業計画をつくる上で、これ参考になると思うのですよ。洗い出しをしているということですから、そして各部ある程度協力してやっているということですから。

だから、今回、質問させていただいているのですけれども、その辺、町長どういうふうにお考えですか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 優先する業務につきましては、どんな場合においてもそう変わるものではありませんので、これはインフルエンザの例を参考にして、あとどういった点で気をつけなければならないか具体的には今わかりませんが、恐らく災害時、非常時、地震災害のときにはまた違う見方も出てくるのかもしれないので、そういったことも踏まえて早急に策定したいというふうに思えます。

○議長（芳滝 仁） 藤谷議員。

○13番（藤谷謹至） 次に、2番目のBCPに係る本町が有する災害時の対応能力、1番と2番はある程度つながっている部分がございますので、そちらのほうに進みたいと思えますけれども、まず新庁舎ができ上がり、免震構造、十勝では初めてというところで、大体横揺れに対しては7割ぐらいの軽減策がある、庁舎建設特別委員会の中でもいろいろ説明ございましたし、いろいろ勉強させていただきました。

今回でき上がった庁舎の能力というか、その辺をどのぐらい認識されているのかなと思えて、免震の弱点というところでいろいろ調べてみたのですけれども、横揺れに対しては非常にいいと。今回起こった熊本の地震は、断層が、足元が抜けるという、断層が落ちる直下型の地震ですね。その縦揺れの地震に対しては、この本庁舎はどのぐらいの機能を持っていると分析しているのか、その辺をお聞きします。

○議長（芳滝 仁） 都市計画課長

○都市計画課長（吉本哲哉） 本庁舎におけます縦揺れの検討ということでございますが、確かに議員がおっしゃるとおり、もともと支えている地盤が崩壊してしまうということになりますと、そもそも建物自体建ってられないので、確かに崩れてしまうということがありますが、地盤がしっかりしている間であれば、もともと重力に対して抵抗しておりますので、例えば縦揺れによって建物が壊れるということはほぼないというふうに想定されております。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 藤谷議員。

○13番（藤谷謹至） そうあれば一番いいのですが、やっぱり免震で、一番目に代替庁舎は大丈夫だろうという感じだと思うのですよ。ただ、想定外というところがありますので、私も免震があったら、もう大丈夫だとは九分九厘思っているのですけれども、やはり東日本大震災ももしもですよね、本当に想定外ですよね。この庁舎がだめであれば、代替も多分だめだと思うのですけれども、その辺もいろいろ想定しながら、業務継続計画について考えていただきたいと思えます。

答弁の中で、いろいろやはり免震機能でも最新の状況だということは答弁いただきました。

一つ目の首長不在のときの明確な代行順位については、地域防災計画の中でうたってございますし、この辺は問題ないかというふうに思えます。

ただ、次の職員の参集体制ですね。これは震度4の場合は、津波警報の発表状況なども勘案し一部

の職員を招集すると。震度5、震度6というところで、震度6弱以上の場合、全職員を招集すると。

詳しいところは、私ちょっと見落としたのですけれども、どこにどうやって集まるか。職員に地域防災計画の中で、震度6以上は集まるのだよと言っても、例えば、今回、熊本地震があった関係かもしれないけれども、防災に関する質問が私を含めて四つ出ていますよね。その中で、先ほどの内山議員の町長の答弁もありましたけれども、道路が陥没すると、橋が壊れると、集まれないのですから。集まれないところで、どういうふうに職員は対応していくかという中で、この業務継続計画というのがあると思うのですよ。

例えば、1点、酒々井町という千葉県の町がつくったBCP計画を参考にしてみますと、大体人口が2万1,147人、9,580世帯でございます。その中で、職員の参集状況については、まず町職員170名が職員として在籍してございます。

72時間以内の時系列で参集の状況を想定していくわけなのですけれども、72時間というのはやはり黄金の72時間とか、72時間の壁と言われるように、人命が徐々に72時間以上で失われていく可能性が非常に高いというところで、72時間以内の時系列になっているのですけれども、1時間以内に対象居住区者数、集まる人数が54名、32%。そのうち、幹部、管理職が集まる想定が10人、1時間以内に通常集まる居住区内の、普通だったら54人1時間以内に集まるということですね。その中で、想定時間別参集ということで、1時間以内に職員が32人集まって、そのうち管理職が10人、合わせて32人、全体の26%。3時間以内では、同じく職員と幹部職員を合わせて58人、6時間では86人、最終的に72時間では153人。これ153人、何で170人にならないかという、職員自体被災している可能性があるということです。

1時間以内の参集の考え方については、これは内閣府では毎時4キロの速さで参集する考えでありますけれども、酒々井町は毎時3キロで参集可能と考えて、3キロ圏内の職員が参集可能だというふうにされています。20キロ圏内の職員は3日以内に参集可能、したがって20キロ以上の職員は対象外。これについて町長どういうふうに思われますか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これは北海道もそういった時間単位で、1時間以内には何人集まるだとか、何時間以内に何人、1日以内に何人だとか、そういうことを定めているようであります。これはその町の地形であったり、あるいは人口の密集ぐあい、集落がどういうふうにあるかによっていろいろ違います。ただ、これは我が町に置きかえたときに、同じような考え方のもとで、どういう時系列で職員が参集していくかということを決めなければならないものというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 藤谷議員。

○13番（藤谷謹至） さらに、先ほどの地域防災計画の想定状況の中では、冬ですよ。内山議員のとき、冬の早朝5時に発生する十勝平野断層帯主部の内陸型地震を想定している場合は、まだ厳しくなるというふうに思います。

それで、合併して、町の支所が三つあると、本庁は免震しているから大丈夫だろうと、忠類は耐震は終わっていると、札内は今度新しくできると、それぞれある程度しっかりしているのではないかと思います。参集できなかつたら、どうにもならないですよ。

例えば、忠類であれば伊藤総合支所長が幕別から忠類に来られなかつたら、指令体制はどうなるのですか。代行順位を決めていても違うのではないですか。副町長は札内にいますよね。町長は本庁舎ですが、その辺も想定すると、代行順位も考えないといけないのかな。それだけ、合併した我が町は難しいということを言いたいのですけれども、その辺どうですか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 確におっしゃるように、市街地が三つあって通勤者がいるわけでありまして、なかなか迅速に災害対策本部に集まってこられない、その状況は十分に認識しているところであります。

それで、当然、被害の状況によるわけでありまして、本当に道路が寸断されてしまうといっ

たときには、基本は班ごとによって、班が編成されておりますので、いわゆる班ということは、属している組織が班になっていますので、本部に来て縦系列の中でそれぞれの与えられた業務を遂行するということになりますけれども、それが来られないということになりましたら、まずは行けるところに集合するということが原則でありまして、その中でまずは情報収集に当たってもらうということが一番最初の業務になるのかなと、そういう思いであります。

○議長（芳滝 仁） 藤谷議員。

○13番（藤谷謹至） わかりました。

ただ、職員がそういうふうに機転がきけばいいですけれども、公務員と申しますと、マニュアルで動くというイメージがございます。そういうふうに順応できるかなという不安もございますけれども、幕別町の地域防災計画というのは、先ほど言ったように法令でつくったと、どちらかという、ホワットというか、何をすべきかというところが重点であると考えます。

業務継続計画というのは、ハウ・ツーで何をするかというところをつくる計画だと思っています。

町長の答弁の中で、これからなるべく業務継続計画を立てていきたいというような何か前向きだか、余り考えてないよというような考えなのですけれども、これは早急に私はつくったほうがいいと思うのですけれども、いかがですか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 決してそういうつもりでお答えをしているわけではありません。

やはりこれ、まず大災害が起きたときに、職員が出てきて何をすべきかということが一番最初に対応しなければならない。そして、時間がたつにつれて、だんだん復旧が進んでいきますから、そうなる業務は何を優先してやっていくのかということになっていくのだと思います。ですから、まずは大災害が起きたときに、とにかく災害本部あるいは近くの役所に行って、そして被害状況を把握することから始まる。そして大体6割程度参集してくれば、私はそこはほとんど平常業務ができると思っていますから、その間の3割、4割のときに何を優先して仕事をやっていくかということを定める必要があるというふうに思っています。

これは、本当に被害状況の把握から平常業務までの間について、いかに優先業務を選択してやっていくかということにつきまして定めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 藤谷議員。

○13番（藤谷謹至） わかりました。

そういうような中で、今度、芽室町でも防災計画、災害対策本部に設置した7部を11部に再編するということになりまして、これは業務継続計画の策定に入っていくのではないかという感じがしています。これは新聞に、6月11日の勝毎に載ってございました。

細かいことを、これからちょっとお聞きしたいのですけれども、電力でございまして、非常用電源というところで答弁にございました。そして、タイムログがない感じで非常用電源に入っていくと。そのときコンセント、いろいろありますよね。非常用の電源のコンセントというのは別にあるのでしょうか。同じコンセントで使えるのでしょうか。その辺、確認したいのですけれども。

○議長（芳滝 仁） 総務課長。

○総務課長（武田健吾） 非常用電源のコンセントですけれども、別に置いておまして、通常の白い差し込み口になっているのが普通に使われているコンセントでありまして、ほかに黒だとか緑だとか色のついているコンセントがあるのですけれども、それが非常用の電源のコンセントになります。

○議長（芳滝 仁） 藤谷議員。

○13番（藤谷謹至） それは職員さんは知っていらっしゃるのですよね。各部署で説明はされておりますけれども、その辺の確認。

○議長（芳滝 仁） 総務課長。

○総務課長（武田健吾） まだちょっと移動して間もないこともあり、全てに行き渡っているとは思っておりませんので、この辺についてはまた周知を図っていきたいと思っております。

○議長（芳滝 仁） 藤谷議員。

○13番（藤谷謹至） これは、電源が切りかわってもコンセントが違うのでは使えないですね。先ほど議会事務局でも聞いたのですけれども、ちょっとわかりませんってことだったので、これは図面化、どこにあるか書いて全職員に配ってくださいよ、どこにあるのだから。多分町長もわかってないと思うのですけれども、どうですか。

○議長（芳滝 仁） 企画総務部長。

○企画総務部長（菅野勇次） 非常用電源の関係でございますけれども、先ほど課長のほうからご説明申し上げたとおりなのですけれども、確かに周知不足、職員がわかっていないというような点がございまして、改めてまた再度徹底した周知に努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 藤谷議員。

○13番（藤谷謹至） 時間がなくなってきたのですけれども、あと通信ですね、通信で衛星電話が各支所に3台あると、衛星電話はバッテリー方式だと思うのですけれども、バッテリーの確認というのは誰がされるのか。それと衛星電話を使って実際に訓練したことがあるのかどうか、その辺をお聞きします。

○議長（芳滝 仁） 防災環境課長。

○防災環境課長（天羽 徹） 衛星電話のバッテリーの確認なのですけれども、それは各担当部署で行っております。それと防災訓練でございますが、衛星電話の使用でございますけれども、津波の訓練のときに衛星電話を使用して訓練をしております。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 藤谷議員。

○13番（藤谷謹至） 誰が参集するかわからない状況の中で、誰がとつてもいいようにならないといけませんよね。

それで、衛星電話のことをちょっと調べましたら、例えば設置場所はどこなのだと、多分職員は知らないと思うのですよ。管理担当する部署はどこなのだと、そして衛星電話はバッテリーの消耗が激しいということと、平時のバッテリー充電管理というのは、どのように行っているのか。まさか充電されていないってことはないと思うのですけれども。それと場所によって、南側しか入らない可能性もあると、衛星電話ではそういうふうなネックがあるというふうなうたってございました。その辺をしっかりと確認していただきたい。

あといろいろ用意はしてきたのですけれども、なかなか。ICTに係る部分で、ICTの担当職員というのはどこの部署で何人いるか、その人は1時間以内に参集できる3キロ以内の地域に住んでいるかどうか、その辺をお聞きしたい。

○議長（芳滝 仁） 総務課長。

○総務課長（武田健吾） ICTの関係でありますけれども、総務課内に情報管理係というのがありまして、そちらのほうで担当しております。

職員は、係長と係の2人でございますが、札内に居住している状況でございます。

○議長（芳滝 仁） 藤谷議員。

○13番（藤谷謹至） 音更町は、このICTにかかわるBCPはつくってございまして、3キロ以内に住んでいる職員に担当を当ててございます。1時間以内に参集できるということになっています。

本庁は札内ですから、ICT関係はその2人が来ないと多分だめですね。あとできる人いないでしょう。

そういうところで、あと白銀台のスキー場に関しては、懇切丁寧に答弁いただきましたので、あれなのですけれども、忠類の住民が、スキー場関係の方々が願っているものなので、いろいろ調査・研究していただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（芳滝 仁） 以上で、藤谷謹至議員の質問を終わります。

[散会]

○議長（芳滝 仁） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、明後日 16 日の会議は、午前 10 時から開会いたします。

16 : 20 散会

第2回幕別町議会定例会

議事日程

平成28年第2回幕別町議会定例会
(平成28年6月16日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
10 東口隆弘 11 野原恵子 12 中橋友子
（諸般の報告）
- 日程第2 一般質問（6人）
- 日程第3 陳情第1号 「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、子どもの貧困解消など教育予算確保・拡充と就学保障の充実、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善に向けた意見書」の提出を求める陳情書の取下げ

会議録

平成28年第2回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成28年6月16日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 6月16日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (20名)
議長 芳滝 仁
副議長 藤原 孟
1 板垣良輔 2 荒 貴賀 3 高橋健雄 4 小田新紀 5 内山美穂子
6 小島智恵 7 若山和幸 8 小川純文 9 岡本眞利子 10 東口隆弘
11 野原恵子 12 中橋友子 13 藤谷謹至 14 田口廣之 15 谷口和弥
16 千葉幹雄 17 寺林俊幸 18 乾 邦廣
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 飯田晴義 副 町 長 川瀬俊彦
教 育 長 田村修一 代 表 監 査 委 員 柏本和成
企 画 総 務 部 長 菅野勇次 教 育 部 長 山岸伸雄
会 計 管 理 者 原田雅則 経 済 部 長 田井啓一
住 民 福 祉 部 長 境谷美智子 札 内 支 所 長 坂井康悦
建 設 部 長 須田明彦 忠 類 総 合 支 所 長 伊藤博明
政 策 推 進 課 長 山端広和 糠 内 出 張 所 長 阿部麗子
地 域 振 興 課 長 小野晴正 総 務 課 長 武田健吾
都 市 計 画 課 長 吉本哲哉 図 書 館 長 林 隆則
商 工 観 光 課 長 岡田直之 学 校 教 育 課 長 高橋修二
保 健 課 長 合田利信 こ ど も 課 長 杉崎峰之
保 健 福 祉 課 長 金田一宏美 住 民 生 活 課 長 山本 充
農 林 課 長 萬谷 司 住 民 福 祉 部 防 災 環 境 課 参 事 佐藤 繁
防 災 環 境 課 長 天羽 徹
- 7 職務のため出席した議会事務局職員
局長 細澤正典 課長 澤部紀博 係長 佐々木慎司
- 8 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
10 東口隆弘 11 野原恵子 12 中橋友子

議事の経過

(平成28年6月16日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（芳滝 仁） これより本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（芳滝 仁） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（芳滝 仁） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、10番東口議員、11番野原議員、12番中橋議員を指名いたします。

[一般質問]

○議長（芳滝 仁） 日程第2、一昨日に引き続き一般質問を行います。

一般質問は、通告順に行います。

質問の内容については、会議規則第61条第2項の規定によって、通告した要旨の範囲内といたします。

次に、発言時間について申し上げます。

一般質問についての各議員の発言は、会議規則第56条第1項の規定によって、答弁を含め60分以内といたします。

最初に、藤原孟議員の発言を許します。

藤原孟議員。

○19番（藤原 孟） 通告に従いまして、2点質問をいたします。

1点目、農業生産工程管理（GAP）の普及強化を。

農水省はGAPの強化に向けた行動計画を策定した。

今後の輸出拡大や2020年に控える東京五輪・パラリンピックも視野に国の指針に基づいた産地や経営体をふやし、世界に通用するグローバルGAPなどの普及も図る狙いである。それと現行では、ばらつきが見られる国内GAPの内容充実や、新たなGAPの作成も目指すという。また、持続可能性を打ち出した2012年のロンドン五輪では、食料の調達基準にGAP取得が前提となっており、東京五輪・パラリンピックにおいて十勝幕別の農産品が確実に使ってもらうために、町はGAPの普及にてこ入れをすべきと考え町長に伺います。

1、GAPへの取り組みは今どのようなになっているのか。

2、GAPは何のために、誰のために。意識・意向調査をすべき。

3、これからに向けて。

2点目、錦町の古民家を幕別情熱学校にして活用を。

若者の活力を生かしたい、高齢者の経験を生かしたい、幕別を熱く愛する情熱を持った人材を育成する学校（居場所）を設立すべきです。この地域は糠内通り商店街と言われ、対面販売の商店が今も残り病院を中心にして薬屋さん、花屋さん、自転車屋さん、金物店など昭和のにおいを残す地域であり、その中心に古民家を町の憩いの場として活用する、コミバスも通ります、時間待合場にも使います。このままでは消えていくだけです。歴史の証拠をいかに残すかを含め、地域創生や総合的将来計画などを歴史豊かな施設の中で検討することもよいのではないかと。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 藤原議員のご質問にお答えいたします。

「農業生産工程管理（GAP）の普及強化を」についてであります。

農業生産工程管理（GAP）とは、農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検・評価を行うことによる持続的な改善活動のことです。

これを多くの農業者や産地が取り入れることにより、結果として食品の安全性向上、環境の保全、労働安全の確保、競争力の強化、品質の向上、農業経営の改善や効率化に資するとともに、消費者や実需者の信頼の確保が期待されることから、平成 19 年 3 月に農林水産省は、GAP での取り組みの水準を定めた「基礎 GAP」を策定したところであります。

しかし、民間等による GAP の水準にばらつきが見られることから、平成 22 年度に農林水産省は「GAP の共通基盤に関するガイドライン」を策定し、その普及を図ってまいりましたが、その水準以上の GAP の普及が増加傾向にあるものの、全体としては、依然大きな伸びが見られない状況にあります。

こうした状況から、農林水産省は本年 4 月に「GAP 共通基盤ガイドラインに則した GAP の普及・拡大に関するアクションプラン」を発表し、普及拡大に向けた取り組み向上並びにグローバルマーケットを意識した農業者を対象とした普及に関する取り組みを進めようとしているところであります。

ご質問の 1 点目、「GAP への取り組みは今どのようなになっているのか」についてであります。

昨年 3 月末現在、道内では 672 産地のうち、72%の 484 産地で GAP が導入されております。品目別に見ると、野菜が 242 産地と最も多いほか、麦では 19 年産から、米では 20 年産からホクレンが GAP の実践を出荷の条件としたため、ほぼ全ての産地で導入済みとなっております。

十勝管内において実施されている GAP は、十勝の営農形態に合致した十勝独自の統一の水準として十勝農業協同組合連合会が策定した「十勝型 GAP」が導入され、昨年 3 月末現在で、183 産地のうち 148 産地において、何らかの作物について実施されており、本町におきましては農協が中心となり、小麦や野菜類を対象に GAP に取り組んでいるところであります。

ご質問の 2 点目、「GAP は何のため誰のために、また、意識・意向調査をすべき」についてであります。

GAP は、農業者にとって、農産物の安全性向上、環境の保全、労働安全の確保など、農産物を生産する工程管理をすることにより消費者等の信頼確保が期待できること、流通加工業者にとっては、安全を担保する取り組みとして消費者に説明できること、消費者にとっては、安全・安心な農産物が手元に届くことなど、結果として農産物に付加価値が高まり、生産者、消費者の双方にメリットがある有効な取り組みと考えます。

しかしながら、この GAP の取り組みは、町内の多くの農業者が農産物を出荷する農協やホクレンといった経済団体が、市場調査を踏まえた上で販売や経営の戦略として進められているものでありますことから、町といたしましては、担えるものがあるかどうか、農協と協議をしてみたいと考えております。

ご質問の 3 点目、「GAP への今後の取り組みについて」についてであります。

2020 年に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会の大会開催基本計画に持続可能で環境に優しい食料を使用する取り組みを実行することがうたわれたことから、この大会を契機に、これに対応できる GAP の重要性は増していくものと考えられます。

5 月下旬に東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会から木材調達基準案が示され、今後、水産物、農産物の順に調達基準が決められるとのことであります。基準づくりにかかわる農林水産省がどういった考え方で組織委員会との協議に臨むのか、そして、最終的にどういった調達基準となるのか、将来の日本の GAP のあり方を左右するといってもよいほど重要な決定となりますことから協議の行方を注視してまいりたいと考えているところであります。

次に、「錦町の古民家を幕別情熱学校にして活用を」についてであります。

全国的には、古民家が建ち並ぶ景観そのものを観光資源と捉え、古民家をカフェやレストラン、地

域の憩いの場として活用する考えが広まりつつあり、国におきましても、「まち・ひと・しごと創生基本方針2016」の中で、古民家などの歴史的建築物の活用を進める先進的事例を全国に広めようとする動きがあります。

また、人材を育成する学校の先進事例といたしましては、昨年10月、山形県高畠町が全国に先駆けて廃校を利用した「熱中小学校」をスタートさせ、社会塾や里山学習など大人が学ぶ場を設けるなどの取り組みが行われているところであります。

ご質問の、「歴史の証拠をいかに残すかを含め地域創生や総合的将来計画などを歴史豊かな施設の中で検討することもよいのではないか」についてであります。

初めに、古民家につきましては、どの時代に建てられたものか、あるいは建築後、何年経過したものを歴史的建築物とするのか明確な定義はありませんが、活用している自治体では、地域性を反映した素材や構造、伝統的日本建築、歴史的景観の保全に貢献しているものを対象としている場合などが見受けられます。

本町において、このような古民家と言われるものがどの程度あり、その中で利用できる建物がどれだけあるかについては把握し切れておりませんが、錦町に昭和初期の民家が現存していることは認識いたしております。

この民家につきましては、平成26年に所有者から町に対し、有効活用の可能性についての相談があり、現地を確認の上、活用のあり方を検討いたしました。活用方法や運営主体等の問題、また、建物の改修に多額の費用を要することから、活用方策を見出すことができないと判断したところであります。

人口減少・高齢化が進行する中、誰もが気軽に立ち寄り、くつろぐことができるサロンの開設や、町の将来を担う人材が熱く語り合う場など、町のにぎわいを創出する取り組みは必要であると考えておりますが、当該民家を活用した情熱学校等の設置は難しいものと考えております。

以上で、藤原議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 藤原議員。

○19番（藤原 孟） ただいま町長から答弁をいただきました。

特に、GAPの取り組みのまずは現状について、私のほうからほんの少し認識のことを話したいと思っております。

この生産者や産地への導入というのは、本当はまだ限定的で非常にGAPの存在すること自体も、いわゆる消費者には余り知られていない。いわゆる生産者側にはある程度知られてはいると思っております。科学的知見や消費者のニーズ、それらの取り組みがまだ進んでいない、推進していないのでこの進みが遅いのだなと思っております。ただし、このGAP自体は食品加工だとか環境保全、労働安全のそういう農業作業をするためのさまざまな分野で対象となるということで、いわゆる高度な取り組みを含むこともあるのかなと思っておりますが、町長答弁にありましたが、消費者または生産者両方にこのGAPについてはメリットがあるものだと思っております。

そこで、本町では農協が主体となって導入がかなり進んでいると聞いています。また、全国的な導入状況では当初平成19年は439産地でしたが、最近のデータではもう2,462という導入され、北海道では大体80%ぐらいの地域がこのさまざまな、ただしさまざまなGAPが導入されていると。そのさまざまなGAPの種類というのが残念ながら、いろいろありまして、都道府県の主宰とするGAP、また幕別で行っているようなJAがやっているGAP、それから民間その他でやっているGAP、そういうものがあります。

その中でもとりあえず米、小麦、野菜を主力としている産地は、かなりこのGAPを導入しているのだなと思っておりますが、このロンドン五輪でやはり欧州人が食べる、そういうことになるとどうしてもこのGAPをやらなければ採用していただけない、そういう基準が東京オリンピックまたはパラリンピックでも決めてこられるのではないかと、私はこの今の状態ではまだまだGAPに対する認識も少ないし、大きな東京オリンピックという大きな消費の船に乗りおくれるのではないかなという心配をし

ております。

それですから、町長にまずこの GAP の幕別町はどの程度、もっと、どうも積極的に推進させるということ、支援するということをやっていますので、町長、まず基本的な考えを伺いたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これ、ご答弁の中で申し上げましたけれども、この GAP につきまして、特に今世界で最も認証者が多いグローバル GAP、これは欧州が中心になっているわけでありまして、これはもともと小売業者が生産者に対して安全を担保するために始まったものでありまして、その流れで今 GAP というものが来ているわけでありまして、それで、そうなりますと、今、私たち十勝・幕別の大規模専業農家、畑作農家においては、生産者はつくる人であって、それを農協、ホクレンが集荷して販売をする、そういう仕組みになっているわけでありまして、言ってみればホクレン、農協が卸あるいは実需者と言われるところに大量に安定的に売却をしているという中で、どれほどの位置づけが、そういう GAP というものの位置づけがあるのかという点では、非常に今はないわけでありまして、一部、小麦、米についてはホクレン側からの要請によって今 GAP を取っている、GAP の認証を受けているということで、まだまだ小売業者、実需から小売業者、消費者までの間のその GAP に対する認識、評価というものが足りないのだろうなというふうに思っているところであります。

ただ、藤原議員もおっしゃっておりますように、この東京オリンピックでどういった調達基準になるかということがあるいはどういう GAP というものをつくっていくのかということが、非常にその後の我が国における GAP の位置づけというものに影響してくるのだろうなというふうに思っております。

ただ、グローバル GAP で言いますと、今、日本では 200 足らずの認証しかありませんので、これがそのまま調達基準になるということはちょっと考えにくいわけでありまして、そのグローバル GAP を基準とした中で我が国独自の GAP なるものが恐らく調達基準として定められるのだろうと。それに加えて、有機農産物、これも当然入ってくるのだろうなというふうに思っているところでありまして、いずれにしても農水省がどうやってここに絡んでいって調達基準が定められるか、そのことが GAP の位置づけにも絡んでくるなど、そういった認識でいるところであります。

○議長（芳滝 仁） 藤原議員。

○19 番（藤原 孟） 今後はやはり消費者から、またヨーロッパですね、そういう人たちが日本の食材を食べるといことになると、この GAP を強く求めてくるのではないかと、私は 1 番目の質問の設定をしたわけです。

続きまして、2 番目の GAP は何のため、誰のため、このことについて、全国のデータとして GAP の認知度、これをまず知っていただきたいと。農業者は大体 48.2%の方が知っているそうです。それから流通加工業者で 23.6%、一番食べる消費者は 13%程度が GAP の認識なのだそうです。

それから、農業者がなぜ GAP を取り組むかという調査も出ております。当然、今、町長の答弁からもありましたとおり、食品の安全向上、環境保全に役立つと。それから農業者として取り組むことは当然だというコメントも出ております。また、この GAP を取ることで消費者にアピールする、それから取引先にもアピールできると、最後、気になったのはやはり取引先から求められて GAP を取得するというところもあるそうです。

どちらにしても、この反面、GAP を取得するという農業者の気持ちと反面なのですけれども、取り組まない農業者もいると。そのことについてアンケート調査しましたら、GAP について知らなかったと、これが 48%いるそうです。それから、取り組まなくても今のところ販売ができると、いわゆる日本の農業者というのは、やはりそんな悪質な農業を経営していないというようなことが基準なのかなと、性善説で言っているのかなということも思います。また、GAP の指導者がいない、だんだん厳しい意見は、メリットがない、コストがかかると、作業負担がかかる、などということではなかなか導入が進まないのだろうと。ぜひ、道と支援を、立つ位置を決めて幕別町も今のような GAP を取り組まない、アンケートの結果を見ながら進めていく施策、これを町として打てないかなということをお聞き

いたします。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これは、答弁で申し上げていますように、やはり農協なりホクレンが集荷したものをいかに安定的に販売をしていくか、その販売先を求めることが非常に大切なわけで、つくったけれども売れないというのが一番困るわけでありまして、その販売戦略上 GAP というものが有効なものになるというのであれば、私は非常にそれはすばらしいことだと思うのですが、現状、十勝幕別でつくられたものは農薬にしても本州と違って、本州であれば高温多湿で大量の農薬を使わなければならないけれども、それから見ると非常に農薬の量も少なく、もともとが安全性に富んでいる、安全性を確保されている、そういったものなので、北海道、十勝、幕別でつくったものについては、もうそこでつくったことがかなりの非常に評価を受けていると、そういう認識を実は私は持っているわけでありまして、これがもっとその消費者段階において、さらなる厳しい基準のもとで、厳しい工程の中でつくったものを求めるのだと、それが実需であったり消費者が求めるということになれば、また違ってくるのでしょうかけれども、現状はやはり売側の販売戦略にかかわるといえるのか、ちょっと口出しをするというのは、ちょっと町の立場では難しいのかなというふうに思います。ただ、消費者にとっては安全なものが届くことは、心から望むところでございます。

○議長（芳滝 仁） 藤原議員。

○19番（藤原 孟） 町としての姿勢というのは確かに農協の絡みもあるのでそれは厳しいものも、難しいのかとは思っております。

次の3番目の質問なのですけれども、今後どうするかということも含めて進めていきたいと。確かにGAP自体まだまだ時期は熟していないということなのですけれども、最近十勝の身近にでも食品業界ではHACCPですね、いわゆる2020年、これも東京五輪の取得義務化ということがあってHACCPを取りたいと。

それからきのうですか、きのう、きょう、新聞に出ていましたけれども、黒毛和牛経営の農場では2年後をめどにSGFというHACCPよりも少し厳しい認証を取ると。これも今度はアメリカへ輸出、肉を、高級な肉を輸出するということを見据えて商品提供をSGFを承認するということは絶対必須になるということで進めていきたいと。もういろんなことがこの十勝農業にも近くに来ているのだと、そして各産地、それから各個人の競争がもう既に始まっていくのではないかなと。今の農協体制だけで安泰とするのではなくて、販売体制が揺らぐことがないのか、私は危惧するものがありますが、町長、幕別の農業の基盤という姿勢でありますので、ぜひ、そんな点どうでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 現状においてはほぼ国内向けでものは育てているというふうに思っております。ただ、これからますます少子高齢化が進み、人口が減少していくとなったときに、生産量が今と同じであればこれはやはり海外に市場を求めていかなければならない、そういう時代がもう来るのだろうというふうに思っております。そういった意味ではHACCPであるとか、今おっしゃいましたSGF、あるいはハラール（HALAL）といったものの認証を得るといことは、非常に海外輸出の上では必要な不可欠なものになってまいりますので、先を見越した中でそういった取り組みをするのであれば、町として支援できるものがあればお手伝いをさせていただきたいというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 藤原議員。

○19番（藤原 孟） やはりこれから今の国の施策で、攻めの農林水産業の展開などということも出ております。日本の国、面積は38万キロ平米ですか、世界69位と小さな国ですけれども、まず森林、海洋資源というのは、日本は非常に多く持っている。特に森林は面積は世界第3位だそうです。それから海洋、いわゆる排他的経済水域、EEZと言いますが、これは世界6位という位置だそうです。それになおかつ、世界の食市場ですね、これが21年で、今は大体340兆円らしいのですが、32年には680兆円と2倍に拡大するという数字が出されております。特に日本でも新しいライフスタイル、癒やしや健康を求める人々がふえる、それから、農業界とこの経済界が連携して農業の成長、いわゆる

産業化、これがこれから求められる姿だなと思っております。ぜひ、幕別町の農業王国の一翼でありますので、町長初め、頑張っていける姿をつくっていただければと思って次の質問に入っていきます。

古民家を幕別情熱学校に活用してほしいということであります。

これは錦町に存在する民家、これは昭和初期に建築されたと聞いております。数度の大地震にも耐えれた、いわゆる超スーパー耐震家屋ではないかと思えます。建築学、地震学を学ぶ者にとって最良の研究施設として私は使えるのではないかなと思えます。柱や梁、壁組、この加工、全てが生きている構造物と言えらると思えます。また、十勝では、いわゆる木造大工の棟梁、これはもう本当に残り少ない存在になっております。この業界に入ってみようとする若者のためにも生きた研究構造体として幕別町の建築学上の観点から見て残すべきではないかと私は思いますが、まずはこの点から町長に伺います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） ご答弁でも申し上げましたように、平成26年に持ち主の方から町で活用できないかと、そういった打診がございまして、内部で建築部門も含めまして検討させていただきました。そういった中では建築的価値というのですかね、そういうものについては、これは大正明治の時代であれば、また建築様式も違ったのでありましようけれども、確かにこの建物については、たしか四国から材料を持ってきて、そして大工さんも来て建てられたといったお話を聞いているのでありますけれども、ただ建築物そのものを見たときに、果たして歴史的な価値のある建築物かということがはっきりとあるなという判断ができなかったわけでありまして、また、いただいても活用というものがなければ、ただ置いてしまうようなこととなりますので、活用方法として何かないのかなということも考えました。

ただ残念ながら、町外れに位置するものですから、なかなか人が集まって、そこら中から集まって集えるような位置関係にないということもありました。そんな中でこれといった活用方法が見出せずに、せっかくいただいても町としては活用できないというふうなことで、地権者の方に今のところでは活用することはできませんと、そういうお話をさせていただいて現在に至っているわけでありまして、その状況は現時点においても変わることはないというふうな認識でいるところであります。

○議長（芳滝 仁） 藤原議員。

○19番（藤原 孟） 建築的な明治だとか大正の建物ではない、だけれども、この幕別本町には、私は一番古い建物の一つではないかと。そういう意味では、もしあれを解体した瞬間、歴史からは消え、何もなくなってしまうのだということ。ですから、いわゆる費用対効果とか、そういう意味で、この物を残せということは、私は無理だとは思いますが、今の錦町、病院が一つ、それからそれぞれ個性豊かな店が、いわゆる昭和のにおいを残す地域、ただ本当に人影も減りました。でも、あの民家を残すことで私は活用する方法はまだあるのではないかと考えております。

家庭に閉じこもっている高齢者の男性、行き場を失った若者、いじめられっ子、町の将来を熱く語ってみたいという町民もいます。行政や隣人に不満を持った町民、なかなか役場で、会議で語るといことは、私は難しいけれども、ああいう木造の歴史ある中で交流しながら勉強もし、語り合う、そういう場があつていいのではないかと。

特に、今、人間の五感、いわゆるこういうコンクリ構造部で考える会議でなくて、人間の五感、視覚・聴覚・嗅覚・味覚・触覚、これらを一気に共鳴させて考える場があると非常にアイデアが新しい発想が浮かぶということで、大都会では新しい会議室が今設定をされていると聞いております。

ぜひ、本町に唯一これしかないのではないかと私は古き建物を残す考えを持つべきではないかと思ひ、町長にもう一度確認させていただきます。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これは価値観といいますか、判断基準がちょっとかけ離れているものですから、なかなか合致するのは難しいのかなというふうに思ひます。せっかくのお話、そういうご提案ではありますけれども、やはり例えばちょっとよその町のことを出して申しわけないと思ひますけれども、

我が町と災害時の応援協定、相互応援協定を締結しております神奈川県の開成町には、実は瀬戸屋敷という古民家がありまして、これは実は築 300 年の古民家でありまして、これを町のほうでもらい受けまして、それを、ふだんから見学もできますし、また場合によってはそこで宿泊研修ができる。土間があつていろいろがあつて、そこで釜で米も炊けるという、そういった活用がなされているものもあるわけでありまして、そこまで行くと私もさすがにこれは残したいなというような思いをするわけがありますけれども、なかなかそういったものを見ている中で、実は私もその錦町の建物については見させていただいております。ただ、そういった比較していく中で、これというものを感じられないわけでありまして、そこは多分私だけではなくて、当時検討した職員にあつては皆同じような感覚を持ったことであると思いますので、現状においては、やはりあの建物を生かして何かをやっていくということは難しいという思いであります。

○議長（芳滝 仁） 藤原議員。

○19 番（藤原 孟） そうですか。昭和 54 年には旧幕別小学校が解体されました。あれもかなり歴史あるものでした。私はその解体の現場を見ながら、階段の手すりだとか階段の床板、ああ、あのときなぜ残さなかったのかな、その思いは今でも残念だなという夢を今でも見ます。今回、多分今の民家を町が受けて継続するとなると、初期投資ですら 1,000 万円近い金がかかるのだらうと思います。ですが、この 1,000 万円をかけて本当に残す価値はないと、町長は今答えを出すのでしょうか、伺います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 私は建築の専門家ではありませんので、それ断言をされると言われますと、非常に何か白か黒か右か左かと言われると非常に厳しいわけでありまして、いろんな意見を聞いた中では、残すのは難しい、もちろん残すとなればそれは何に使うのか、何のために必要かということがまず来るわけで、あるからそれを使うのではなくて、まずは必要性の問題からやはり論じなければならぬというふうに思います。それが研究施設、単に保存する施設ということであればまた話は別なのかもしれませんけれども、町がもらい受けてあれを公共施設として活用するということが、今前提になっておりますので、そうあつたときにあれを有効に活用できる策というものは見出せなかつたということでありまして、では、歴史的建築物、建造物として保存するかとなつたときも、そこまでの価値が見出せなかつたということですので、今、私の口から言えるのはあれを活用することは言えないということでありまして。

○議長（芳滝 仁） 藤原議員。

○19 番（藤原 孟） 確かに建築物としては、町長の言う一面もあると思います。しかし、80 年間あの家は守られておりました。また、柱、いわゆる木材にすれば、こんな小さな植えたときから考えると 100 年以上のものがあそこに今残っているのだと思っております。あの家を守るために、私は精神的な話ではないですけれども、やはり精霊というものが宿っているのではないかと思っております。壁、柱の部材、全てこれを解体という事業が始まったとき、きっとあの柱を折られるとき痛い、痛い、泣くのではないかなと、私はその泣く姿が今から目に浮かびます。解体中の工事の姿を想像すると私も涙が浮かびます。

これ以上押し問答しても、答えは町長の腹の中には存続しないという結論を持っているのではないかと推定いたしますので、私の質問はこれで終わりたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 以上で、藤原孟議員の質問を終わります。

次に、荒貴賀議員の発言を許します。

荒貴賀議員。

○2 番（荒 貴賀） 通告に従いまして、質問をさせていただきます。

大規模災害・地震などの災害に備え防災対策強化をであります。

熊本地震から 2 カ月が過ぎようとしています。

4 月 14 日夜と 16 日未明に震度 7 が記録された今回の地震は、その後も大きな揺れが繰り返される

という過去の震災にない特徴を持ち、甚大な被害をもたらしました。

住宅被害は7万棟を超え、250カ所の避難所には、1万人を超える方が避難されていました。

新しい耐震性のある建物も被害を受け、避難所自体も被災し、避難者は自家用車での車中泊・テント暮らしなどを余儀なくされ、健康を脅かされる事態となっています。

さらに、農林水産業などにも被害が出るなど深刻です。

幕別町も地域防災計画を策定し2年目を迎えましたが、熊本地震のこれまでにない特徴も踏まえ、町民の健康と命を守るために、次の点を伺います。

1、熊本地震は大きな地震が連続して発生し多大な被害をもたらしたが、幕別町でも対応する防災計画に見直す必要があるのではないかと。

2番目、避難行動要支援者名簿を作成しているとのことだが、消防署や各自防災組織との共有化は。

3番目、幕別町地域防災計画では食糧備蓄数が本町と札内で大きな隔りがあるが、今後の対策は。

4番目、幕別町の全公区114あるうち、自主防災組織がある公区が41と組織化は進んでいないようであるが、要因と対策は。

5番目、公区指定の緊急避難場所（1次避難場所）が屋外となっており、北海道の冬は雪が積もり、場所によっては入ることすらできない状況であるが、その場合どのように考えているのか。

6番目、指定避難所になっている小中学校の耐震化は進んでいるが、近隣センターや2次避難所に指定されているところは進んでいるのか。

7番目、熊本地震では、避難場所で小さな子どもが周りに迷惑をかけると考え、避難所を離れる家族もあったと聞くが、福祉避難所等を設け、別に対応する必要があると思うが、町の考えは。

また、プライバシー保護のため、各避難所に仕切りを入れるダンボールや板などの備品も必要と考えるが。

8番目、木造戸建て住宅無料耐震診断の実績と向上に向けた取り組みは。また、住宅の耐震化で損傷が軽微でも、室内の家具が凶器と化し、けが人が多かったと聞いている。個人住宅の転倒防止の指導や体制を持つべきではないか。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 荒議員のご質問にお答えいたします。

「大規模災害・地震などの災害に備え防災対策強化を」についてであります。

さきのご質問の際にもお答えさせていただきましたが、熊本地震を初め、昨年の茨城県常総市での鬼怒川の氾濫、東日本大震災など、これまでの想定を大きく超えた災害が日本各地で発生しており、町といたしましては、災害から町民の生命と財産を守ることを最優先とし、防災対策と減災対策を計画的に進めているところであります。

ご質問の1点目、「熊本地震は、大きな地震が連続して発生し多大な被害をもたらしたが、幕別町でも対応する防災計画に見直す必要があるのではないかと」についてであります。

本町では、東日本大震災を契機に改正された国の災害対策基本法や防災基本計画との整合性を図るため、平成26年5月に「幕別町地域防災計画」を修正いたしました。

本計画に基づきまして、災害から町民の生命と財産を守ることを最優先とした防災・減災対策について計画的に取り組んでいるところでありますが、本年4月14日から九州一帯で断続的に発生した熊本地震は、短期間に同じ地域で震度7の地震が発生するなど観測史上、過去に例のない事象とされております。

このような事象を踏まえ、なお一層の防災・減災対策を推進しなければならないと考えており、今後、国や道の動向を注視の上、必要に応じて防災計画を見直してまいりたいと考えております。

なお、藤谷議員のご質問の際にもお答えしましたように、BCPの策定につきましては、災害発生時の役割機能の低下を最小限にとどめるために必要なものと認識しておりますことから、計画の策定を

進めてまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、「避難行動要支援者名簿を作成しているとのことだが、消防署や各自主防災組織との共有化は」についてであります。

大規模な災害発生時には、地域で暮らす高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、難病患者等、特に配慮を要する方は、災害情報の入手や自力での避難が困難なことから、深刻な被害を受けることが想定されます。

国では、東日本大震災における要配慮者の死亡率が高かったことを教訓として、平成25年6月に災害対策基本法を改正し、市町村に対して、「みずから避難することが困難で避難に支援を要する者の把握に努めること」と「避難支援等を行うための基礎情報となる避難行動要支援者名簿の作成」を義務づけました。

この法改正を踏まえ、本町では昨年4月に「避難行動要支援者避難支援マニュアル」を策定するとともに、本マニュアルに基づき、「避難行動要支援者名簿」を作成したところであります。

なお、消防や警察、公区・自主防災組織や社会福祉協議会などの関係機関と平常時から避難行動要支援者名簿の情報を共有するためには、避難行動要支援者からの同意が必要となりますことから、今後、町では避難行動要支援者名簿の精査を進め、順次同意を得た上で、関係機関に名簿を提供し、要支援者の避難支援についての実効性を高めてまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、「幕別町地域防災計画では食料備蓄数が本町と札内で大きな隔りがあるが、今後の対策は」についてであります。

本町では、阪神淡路大震災を契機としまして、平成8年から年次計画に基づき、食料品や毛布などの災害備蓄品を整備してきたところであります。

本町のそれまでの災害備蓄の考え方といたしましては、被害想定に基づくものではなく、不測の事態に備える必要最小限の数量を安全で適正な管理が可能な役場備蓄庫や、札内福祉センターなどの限られたスペースで確保するものとしておりました。

このため、食料備蓄数で申し上げますと、平成26年4月1日現在において、幕別地区は2,357食を備蓄しておりますが、スペースが少なく備蓄できる数量に限りがある札内地区につきましては1,796食と、両地区において隔りが生じているところであります。

平成26年3月14日に北海道防災会議の専門部会により、十勝の地震被害想定が報告されましたことから、その想定値に基づき備蓄数量と品目の見直しを行い、27年度から31年度までの5年間を重点備蓄整備期間とする「幕別町防災備蓄計画」を昨年3月に策定したところであります。

同計画では、避難所生活者を6,173人と想定し、3日分の食料5万5,557食、飲用水9,261リットルを備蓄目標と掲げ、自助、共助、公助の考えのもと、家庭内や地域内、企業内の備蓄として総体の3分の1を、流通在庫や協定機関などの備蓄として3分の1を、行政備蓄として残る3分の1をそれぞれ分担して備蓄することとしており、行政備蓄としましては、食料で1万8,519食、飲用水で3,087リットルを備蓄することとしております。

今後、備蓄計画の策定に伴う数量の増加や人口配分を考慮し、集中備蓄倉庫として、本町地区につきましては旧中央会館跡地に、札内地区につきましては札内福祉センターの敷地内に整備し、さらに分散備蓄倉庫として札内南地区、札内北地区それぞれに整備を検討しており、地区人口に応じた適正な備蓄数を確保してまいります。

ご質問の4点目、「全公区114あるうち、自主防災組織がある公区が41と組織化は進んでいないようであるが、要因と対策は」についてであります。

自主防災組織につきましては、現在、114公区のうち41公区で組織され、組織率は35.96%であります。町の全世帯数に対する組織されている公区の世帯数の割合では58.31%となっており、「自助」「共助」による防災・減災を図るためにも自主防災組織は大変重要な組織であると認識しておりますが、活動範囲が広範囲であり、人口密度の低い農村部における公区で組織化が進んでいないことが大きな要因となっております。

今後は組織化を推進していくために、5カ年計画で実施する防災訓練や公区長会議などの機会を捉え、未組織公区に対し働きかけを行いますとともに、農村部につきましては、広範囲で隣家までの距離が遠いという地域性を考慮し、情報伝達や安否確認などを主に担っていただく形での自主防災組織づくりを進めてまいります。

ご質問の5点目、「公区指定の緊急避難場所（1次避難場所）が屋外となり、北海道の冬は雪が積もり、場所によっては入ることすらできない状況だが、どのように考えているのか」についてであります。

指定緊急避難場所につきましては、災害の危険が切迫した場合における住民等の安全な避難先を確保する観点から、緊急に一時避難できる場所として災害の危険が及ばない公共の建築物や公園、グラウンドなどを指定しております。

ご指摘のとおり、冬の北海道は積雪寒冷という厳しい気象条件となりますことから、屋外の指定緊急避難場所につきましては、災害時には、積雪により指定緊急避難場所として機能しないことも想定されるところであります。

このようなことから、積雪寒冷期の避難につきましては、指定緊急避難場所を経由することなく、直接「指定避難所」へ避難していただくよう、公区や自主防災組織等と協議を進めてまいりたいと考えております。

ご質問の6点目、「指定避難所になっている小中学校の耐震化は進んでいるが、近隣センターや2次避難所に指定されているところは進んでいるのか」についてであります。

指定避難所につきましては、地震時、大雨による洪水時及び土砂災害時の1次避難所として延べ54施設を、2次避難所として延べ78施設を指定しているところであります。

1次避難所につきましては、原則として耐震性の高い構造の公共施設を選定し、確保することとなっており、今年度を実施されます「札内福祉センター」と「幕別消防署糠内分遣所」の改築をもって、旧耐震基準の建物が全て更新され、耐震性の確保が図られることとなります。

また、地震時における第2次避難所につきましては、全ての施設において耐震性が確保されているところであります。

ご質問の7点目、「避難所設置の際は福祉避難所等を設け、別に対応する必要があると思うが、町の考えは。また、プライバシー保護のため、各避難所に仕切りを入れるダンボールや板などの備品も必要と考えるが」についてであります。

災害時に被害を受けた方、被害を受けるおそれのある方を一時的に収容し、保護することを目的とし、初めに開設するのが1次避難所であります。

要配慮者も含めまして、初動では1次避難所に避難していただき、その後、災害状況や避難期間等を勘案し、要配慮者が介護や健康相談等を受けることができるよう、一定の配慮がなされたエリアや施設を確保の上、「福祉避難所」として開設することとなります。

災害時には安全の確保を優先しておりますので、ご質問にあります小さな子どもを抱える家族の対応につきましては、被害状況や避難所収容人数などを勘案し、他の避難所への移動など、可能な範囲で対応を考えてまいります。

また、プライバシーの保護につきましては、災害時においても重要なことと認識しているところですが、本町の防災備蓄計画では、生命の維持や必要最低限の生活用品の確保を優先しておりますことから、災害時の対応といたしましては、安全の確保を優先し、避難所収容人数や必要スペースが把握された後に、ダンボールや板などの物資も必要に応じ手配してまいります。

ご質問の8点目、「木造戸建て住宅無料耐震診断の実績と向上に向けた取り組みは、また、個人住宅の転倒防止の指導や体制を持つべきではないか」についてであります。

小島議員のご質問の際にもお答えさせていただきましたが、これまでに診断した住宅の診断結果は、「倒壊しない」が1件、「一応倒壊しない」が2件、「倒壊する可能性がある」が2件、「倒壊する可能性が高い」が6件となっており、総診断戸数11件のうち耐震性を有している住宅は3件となって

おります。

無料耐震診断の周知につきましては、毎年行われる春の公区長会議においてお知らせをさせていただくとともに、町ホームページや広報紙により周知に努めているところであり、幕別町地域防災計画に関する出前講座においても木造住宅の無料耐震診断の説明をさせていただいております。

今後は、7月号の広報で再度お知らせするとともに、さまざまな機会を捉えて無料耐震診断の周知に努めてまいります。

また、個人住宅における家具等の転倒防止対策につきましては、平成26年度に全戸配布をいたしました「防災のしおり」の中で「身の安全の備え」の一つとして掲載しておりますので、広く周知を図るため防災訓練や出前講座などを通じて啓発に努めてまいります。

以上で、荒議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 質問の途中ですが、この際、11時10分まで休憩いたします。

10:00 休憩

11:10 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

荒貴賀議員。

○2番（荒 貴賀） それでは、再質問させていただきます。

やはり十勝平野断層帯が大樹から忠類、そして幕別に、幕別札内に向けてあるという現実を見まして、十勝でも連続した地震や今回のような災害ということ想定していかなくてはいけないというふうに思います。大規模な震災が発生した際、災害応急対策活動や災害からの復旧・復興活動で重要な役割を担うことから、災害について停止することができない業務であり、住民生活に直結している自治体は災害対策はもとより、必要な業務が適切に継続できるよう業務継続計画を策定し、対応することが重要と考えております。

全国の市町村で、大規模災害などの発生時に、行政機能を維持する業務継続計画の作成率は2割台にとどまっております。内閣府は簡略化した策定手引を制作していますので、多くの市町村に対し機能不全に陥った東日本大震災の教訓から政府は自治体に作成を促しています。この件につきましては、先日、藤谷議員への答弁もありましたので、理解いたしましたので、その上で1点質問させていただこうと思います。

災害本部の初動対応マニュアルについて、町は策定しているのかどうかお聞きしたいのですが。

○議長（芳滝 仁） 防災環境課長。

○防災環境課長（天羽 徹） 本部の初動対応マニュアルにつきましては、特に策定はしておりませんが、防災計画に基づきまして初動体制について定めております。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） 仙台市の青葉区というところがありまして、ここでは一覧表のようにして表をつくっているんですね。やはり冊子になりますと、なかなか一回一回見ていかなくてはいけないということになりますので、こうしたものをつくって、職場の担当者の方々に方向性がこういったものがあるということを示していただいて、そういうものをつくっていただければ混乱なく処理できるのではないかと思いますので、ぜひ検討していただければと思います。

2点目になりますが、避難要支援者の名簿についてなのですが、突然の地震に見舞われた初動の段階で、住民の生命、安全を守るためには日ごろからの備えがいかに大切であるかと思います。自主防災組織があるところには、全員分の承認を得て名簿の活用を行っていただくよう取り組んでいただいていると思いますが、現在、実際に活用している自主防災組織が幾つあるのか、伺いたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 防災環境課長。

○防災環境課長（天羽 徹） 現在、設立しております組織につきましては、41 組織ということになっております。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（境谷美智子） 現在、この名簿自体は支援対象者の分類は決まっております、それぞれに原課がある形で名簿が上がってきているのですが、昨日の答弁でも申し上げましたとおり、現在まだ各分野の名簿の重複ですとか世帯状況を精査している段階で、同意が全てとれていないので、まだ1 公区にも戻してはおりません。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2 番（荒 貴賀） 一部で公区内の支援名簿というのを本人の承諾をしっかりとって、町ではなくて自分たちでやっているというところもあるのです。やはりそうしたところとも連携をとって、どういふ進めていったらいいのかというのを、やはりしっかりと検討していただければと思います。

今回の名簿なのですが、名簿を提供する際に、大変守秘義務が伴う個人情報になりますので、防災組織へ提供する際に、管理の指導の必要性もあると思いますので、その点も含めてしっかりと対応いただければと思います。

次に、食料備蓄数につきましては、計画を見直して新しく策定して進めているというふうに答弁をいただきましたので、それについてはしっかりと対応していただければと思っております。

第5 次幕別町総合計画に札内南コミセンの災害備蓄倉庫整備事業というのがありました。こちらのほうは建てかえを考えているのでしょうか。それと、札内北地区への整備については、どういったことを考えているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 防災環境課長。

○防災環境課長（天羽 徹） 札内地区の集中備蓄倉庫につきましては、今年度建てかえを行う予定であります。さらに、北地区の備蓄倉庫につきましては、整備年度はまだ決定しておりませんが、今後、札内北地区コミュニティーセンター敷地あるいは札内北小学校を想定して、今後、関係機関と協議して設置に向け進めてまいりたいと考えているところであります。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2 番（荒 貴賀） 南コミセンのほうの計画があるのですが、こちらのほうは建てかえということでよろしいのでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 防災環境課長。

○防災環境課長（天羽 徹） 大変失礼しました。札内南地区につきましても、新設という考え方で現在予定しております。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2 番（荒 貴賀） こちらのほうですね、新設となりますと、結構費用がかかると思うのですが、やはり重要なものですので建てていただけないというのは大変ありがたいことだとは思いますが、大体、補助事業もあると思うのですが、大体どのぐらいの補助が見込まれるのでしょうか、1 建物に対して。大体でよろしいのでお伺いしたいのですが。

○議長（芳滝 仁） 建設部長。

○建設部長（須田明彦） 現在の計画、利用している計画でいきますと、交付率は約2 分の1 となっております。しかし、国の財政の状況もありまして、2 分の1 が十分に充当されるような状況には現在至っておりません。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2 番（荒 貴賀） 災害時の住民への食料、そして衣料品、飲料水並びに生活必需品等の物資の提供は大変重要なものとなっておりますので、しっかりと供給体制も含めて整備・充実を今後も取り組ん

でいただければと思います。

4 番目ですが、自主防災組織についてであります。

個人の備えはもちろんです、安否確認がとれる自主防災組織の向上は急がれる課題であると考えます。平成 26 年度のときの自主防災組織率が 30.7%、住民世帯組織率が 52%だったことから、少し上がってきているとは思いますが、いまだ半分の公区で未組織の状態であり、災害発生時にしたときの混乱は避けられないと考えております。地震に見舞われた段階で、自分たちの安全を守るために日ごろの訓練も必要なところはやはり自主防災組織が中心になって行っていくというふうに、先日の町長の答弁からも伺っておりますので、しっかり自主防災組織が確立できますよう行政として取り組んでいただければと思います。

現に、熊本県甲佐町という町では人口 1 万 1,000 人ほどの町ですが、組織化された防災組織がしっかり持っていたことから、車中避難者を含めて避難者がどこに何人いるか全体を把握し、家屋の被害の実態についても確認しているということです。そうしたことから全体が見えるということで、国や県に対する要請も的確にされているということも国会の議会でも取り上げられておりました。町としましても公区長会議だけではなく、公区の総会などにも足を運んでいただいて、必要性を訴えることがあってもよいと思いますので、ぜひその辺についても検討いただければと思います。

5 番目ですが、避難場所の雪で埋まっている状況なのですが、想定して取り組んでいくということですので、きちっと対応していただければと思いますが、避難場所がいきなり避難所となりますと、室内になりますのでやはり人数が対応できるのかというところが問題になるのですが、その辺についての対応はどのように考えているのか、お聞きします。

○議長（芳滝 仁） 防災環境課長。

○防災環境課長（天羽 徹） 避難所の収容人数の関係だというふうに思うのですが、避難所の収容人数については、一昨日ご答弁でもありましたように、全体避難所の割合の中で 80%強の充足率となっているところをごさいまして、ただ最大の被害想定、避難者、生活者数というのが 6,173 人で想定しておりますので、仮に一つの避難所で収容があふれる場合につきましては、別の避難所に移っていただくような形で考えているところをごさいます。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2 番（荒 貴賀） 済みません、避難場所、最初の避難の状態では避難場所に移動して、そこから自宅に戻るのか、避難所に行くのかということでのお話だったのです。要は、避難場所に行くと、要は問題なければ戻るということになると思います。しかし、そういったものではなく、急に避難所に移るとなると、やはり一気に人数がその避難所に、学校ですとか区民センターに行ってしまうと思うのですよね。そうしたときに、対応がしっかりとれるのかどうかというところで質問をさせていただいたので、その辺の対応をどういうふうに考えているのかということでもあります。

○議長（芳滝 仁） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（境谷美智子） 雪等々のことで判断していただいて、真っ直ぐ避難所に行っていたときに、一時的な混乱もあるとは思いますが、一人一人のスペースをとった形でやるという問題ではなく、とりあえず安否を確認して立っているとか、そういう具体的ところはあれですけれども、たくさんの方が入った状態の中でも、きちんと対応できるようにマニュアル等々も含めて担当職員などと研修も進めていきたいと思っております。一時的にその収容所に、かなりの人数が行く想定もしますが、まずは安否をきちんとその場で確認できるような状態としてやっていきたいと考えております。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2 番（荒 貴賀） とても迅速が重要なところですので、しっかりお願いしたいと思います。

建物倒壊で震度 7 クラスになりますと、しっかり対応していただければと思います。

次に、指定避難所についてなのですが、100%耐震性がとれているという答弁をいただきました。一部報道にありますように、学校施設外で点検補修が進んでいないということもありましたので、ここ

ら辺についてはどのようになっているのかというのを聞いた次第であります。その際に、非構造部材についてなのですが、建物、柱、床などの本体ではなくて、天井材や外壁、内壁、窓やガラス、照明、棚などの整備機器についての点検補修については進んでいるのかどうかをお聞きしたいと思いますが。

○議長（芳滝 仁） 教育部長。

○教育部長（山岸伸雄） 避難所、主な避難所になっています学校等における非構造物に対することかというふうに思います。現在、学校等における落下物防止対策としまして、27年度、28年度で、中大型の大きな大規模な学校については、全ての学校が落下物防止対策等を実施することとなっております。残りの農村部における小規模の学校につきましては、29年度以降、順次そのような落下物防止及び非構造物に関する危険の除去等に関する整備を進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） 近隣センターも多くあるので、やはり整備機器に対する点検補修は必要ではないかと思うのですが、先ほど学校関係のほうはご答弁いただきましたが、近隣センターのほうはどのように取り組んでいくのか、それとももしくは取り組んでいたのか、お聞きしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 防災環境課長。

○防災環境課長（天羽 徹） 近隣センターにつきましては、非構造部材、落下物等の特化した工事ではないのですけれども、長寿命化事業の中で古い建物から順次計画的に整備を進めているところでございます。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） 対応されている、対応していくということですので、しっかりその辺をお願いしたいと思います。建設倒壊は震度7クラスにはなりますが、経年劣化した外装材や看板、室内では天井材や照明器具などが落下して、もう少し弱い地震でもそういったことが起こるということが言われていますので、しっかりその辺も対応していただければというふうに思います。熊本地震では耐震性があるとされていた体育館や近隣センターが、外壁やガラスの破損で避難所として使えなかったという例もあったようですので、その辺についても引き続き対応していただければと思います。

避難場所の、要は福祉避難所についてなのですが、福祉避難所の問題はやはり日常的に人手不足に陥りやすい、現場は大変だというお話があります。支援が必要な方、介護を必要とする方などに対して災害に一層弱い立場に置かれる人たちに配慮したエリアや施設を確保していただけるということですので、その辺についてもしっかり進めていただければというふうに思います。

熊本では、大規模の避難所で全盲の方が援助を頼むのを遠慮して、夜はトイレに行けないために紙おむつを使っているという話もあります。このように災害に弱い方への必要な配慮が行き渡らない現実もありますので、そうしたところに対する支援をしっかりと考えていただければというふうに思っております。

福祉避難所の被災者への実態把握についてなのですが、ここには担当者とか管理責任者というのは考えておられるのかお聞きしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 防災環境課長。

○防災環境課長（天羽 徹） 福祉避難所の施設担当者ということのご質問だと思いますが、避難所全体で職員の担当者を張りつけておりますので、自動的に福祉避難所が開設されたとしても職員のほうが担当しまして運営に当たっていくという形になります。

補足ですけれども、担当課も決めておりますので、そういった担当課の職員で運営のほうを担っていくような形になるということでございます。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） やはりですね、この部分は専門的な知識が要ったりとかありますので、要はそ

ういった方々のご協力もいただけるような体制づくりもしっかりしていただければよりいいのかなと思いますので、その辺についてぜひ対応していただきたいというふうに思います。

3番の食料備蓄の項にも関連するのですが、子どものいる屋外避難している方々、要は避難所へ行ったのですけれども、迷惑がかかるということで離れてしまったご家族の方々、あと自宅避難している方々に対する相談体制も必要だというふうに思います。例えば水や食料はどこに行ったらもらえるのか、生活必需品はどうしたらいいのか、そういった相談体制の相談所の設置や配給場所は考えておられるのか、そうしたものが防災のしおりに記載なかったものですから、あわせて聞きたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 防災環境課長。

○防災環境課長（天羽 徹） 避難所が開設した後に避難所の運営についてなされてくるのですけれども、そうした中でそういった相談窓口だとか、そういったことも当然設置をさせていただきまして、そういった対応に当たってまいりたいというふうには考えているところでございます。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） 国からの物資が来たときに、大災害のところになのですが、大災害が起きて国からの物資が来たときに、一時保管場所というも設定しなくてはいけないと思うのですが、その辺については設定されているのでしょうか、お聞きします。

○議長（芳滝 仁） 防災環境課長。

○防災環境課長（天羽 徹） 国からの支援物資、そのほかいろんなところからの支援物資が予想されますけれども、そうしたときには公共施設等、あと考えまして、対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） 制定されていないということですので、しっかり設定していただければというふうに思います。

避難場所の整備についてなのですが、マット1枚ですとかパーティションやついたてのほうも、プライバシーを守っていくため、やはり長期間の避難者へのストレスの軽減のためにもどうしても重要になってくると思いますので、ご答弁のほうにいただきましたので、準備していただけるということなので対応していただければというふうに思います

では、最後です。

家具の固定についてであります。住宅無料診断につきましては、先日、小島議員のほうから答弁いただきましたので、省きたいと思いますが、熊本地震では県の防災対策本部によりますと、災害拠点病院で揺れによって家具の転倒や移動によったけが人が大変多かったという報道があります。阪神大震災や新潟中越地震での過去の直下型地震でも、けが人の3割から5割が家具の転倒や落下、移動によるものであったというふうにあります。

今後の防災訓練で家具の固定について資料を配るだけではなくて出前講座でのスライドのなどの活用で視覚的にも呼びかけるなど固定器具を実際に紹介するなどして、見てもらうという活動も必要ではないかと思いますが、その辺についてはどうお考えでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 防災環境課長。

○防災環境課長（天羽 徹） 先ほどの答弁のときにもありましたけれども、防災訓練や出前講座ということで答弁させていただきましたけれども、出前講座のときにこの防災のしおりに使いまして、詳しく講座の皆さんにご説明をしているところでございます。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） この前、新聞に載っていたのですが、細かく載っていたのですよね。防災のしおりにには確かに載ってはいるのですけれども、どういったものが危険ですとか、どういったことが危険ですよというような事細かく現実的に合うような、沿ったものにしていかないと、やはりなかなか

震災が来るものではないということから、なかなか進んでいかないのかなというふうに思いますので、そういった工夫も必要ではあると思いますので、それについてもぜひ検討していただければと思います。

最後、大震災が起きたときに行政だけでは対応できないとは思いますが。高齢化が進む地域では手助けしなければいけない、避難できない方々や組織ができない公区に対して、そこに住む住民と情報を共有し、一人一人が防災・減災のために立ち上げられるようにより研究を重ねて町として対応していただくことを今後も求めまして、私からの質問を終わらせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 以上で、荒貴賀議員の質問を終わります。

次に、板垣良輔議員の発言を許します。

板垣良輔議員。

○1番（板垣良輔） 質問に入らせていただく前に、質問項目の⑤につきまして、質問の趣旨をたがえてしまったため、この場で省かせていただきたいと思います。

それでは、通告に従いまして質問を行います。

高齢者の医療制度の改悪が続いております。

2008年4月に開始した後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者を国保や健保制度から引き離し、個人から保険料を徴収し制度運営を行っております。収入が現役世代よりも少ない一方で、医療費がかさむ後期高齢者による保険制度は、その財政基盤が極めて脆弱であることが指摘されております。

その指摘のとおり運営主体である全国の後期高齢者医療広域連合は、たび重なる保険料の引き上げを行い、また、政府は低所得者向け保険料特例軽減の段階的廃止や窓口負担の1割から2割負担化を予定しています。

さらには、健康診査の実施が自治体の努力義務になったため、高齢者の健診率が下降しています。

年金収入100万円以下の高齢者が本町には4,977名（平成26年）おり、大変厳しい生活を送っていることが容易に予想できます。

高齢者の暮らしと命と健康を維持するため、以下のことを伺います。

①本町の後期高齢者医療保険加入者の所得階層別の人数とその保険料。

②保険料滞納者の所得階層別人数と滞納による差し押さえの状況。

③特例軽減措置を受けている保険者数と特例軽減措置が廃止された場合の保険料の推移。

④健康診査の受診者数と受診率。また、受診率向上に向けた取り組み。

⑤は省略しまして、⑥政府が進める特例軽減の廃止と保険料大幅引き上げの中止を国に求めること。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 板垣議員のご質問にお答えいたします。

「高齢者の命を守る医療制度に」についてであります。

後期高齢者医療制度は、国民の医療費が年々増高していく中で、国民皆保険制度を維持し、医療保険制度を将来にわたり持続可能なものとしていくために、少子高齢化社会に対応した仕組みとして、高齢者世代と現役世代の負担を明確化し、公平でわかりやすい医療制度であることを目的として創設されたものであります。

75歳以上の方と一定の障がいがあり申請により認定を受けた65歳以上の方を対象として、平成20年4月からスタートし、制度施行から8年が経過したところであります。

ご質問の1点目、「本町の後期高齢者医療保険加入者の所得階層別の人数とその保険料について」であります。

平成28年3月末現在の被保険者である4,048人について、昨年度における所得額を階層別にした人数と1人当たりの年額の平均保険料で申し上げますと、所得額が100万円未満の被保険者数が3,166人で1人当たり2万2,193円、所得額が100万円以上200万円未満は701人で16万279円、所得額が200万円以上300万円未満は118人で25万2,378円、所得額が300万円以上400万円未満は26人で

34万8,596円、所得額が400万円以上500万円未満は13人で43万9,077円、所得額が500万円以上600万円未満は5人で56万5,700円、所得額が600万円以上は19人で51万7,500円となっております。

ご質問の2点目、「保険料滞納者の所得階層別人数と滞納による差し押さえの状況について」であります。

平成27年度現年分の保険料に係る滞納者は、所得額が100万円未満の方が7人、100万円以上200万円未満が2人、200万円以上300万円未満が1人の合計10人で、現在のところ滞納による差し押さえは実施しておりません。

ご質問の3点目、「特例軽減措置を受けている保険者数と特例軽減措置が廃止された場合の保険料の推移について」であります。

後期高齢者医療制度におきましては、保険料の低所得者対策として、世帯の所得に応じて均等割の7割、5割、2割を軽減する制度を設けており、これに加えて、平成20年度の制度施行時における激変緩和の観点から7割軽減に上乗せして、均等割を9割軽減、8.5割軽減する措置と、一定額以下の所得の方については、所得割を5割軽減する措置を毎年度、国の予算により実施し、当分の間継続することとされております。

また、75歳に達する時点で被用者保険の被扶養者であった方については、それまで保険料が賦課されておらず、新たに保険料を負担することとなるため、この負担増を緩和する趣旨で、制度に加入された時点から2年間に限って均等割を5割軽減する措置を設けておりますが、さらなる軽減として当分の間、期限を切らずに上乗せして9割軽減としているところであります。

本町におきまして、これらの特例措置を受けている被保険者数は、昨年6月末の確定賦課時点で、均等割における9割軽減の対象者が901人、8.5割軽減の対象者が969人、被用者保険の被扶養者であった方の9割軽減の対象者が112人、合計で1,982人です。なお、これらの内数となりますが、所得割における5割軽減につきましては460人が対象者となっております。

次に、特例措置が廃止された場合の保険料の推移につきましては、昨年度の保険料の例で申し上げますと、均等割における9割軽減のうち特例措置による2割軽減分の保険料が927万5,000円、8.5割軽減のうち特例措置による1.5割軽減分の保険料が748万2,000円、所得割における5割軽減分の保険料が689万4,000円、さらに、被用者保険の被扶養者であった方の均等割における9割軽減のうち特例措置による4割軽減分の保険料が230万6,000円です。

これらを合計しました2,595万7,000円、1人当たり平均で約1万3,000円が現行の特例措置により軽減されている保険料であり、特例措置が廃止された場合には、被保険者の負担増につながるが見込まれるところであります。

ご質問の4点目、「健康診査の受診者数と受診率、受診率向上に向けた取り組みについて」であります。

昨年度における健康診査の受診者数は529人、受診率は14.69%であり、平成26年度と比較しますと、受診者数は237人、受診率では6.31ポイントの増となっております。

受診者数や受診率が増加した主な要因といたしましては、健康診査を受診する際に必要となる受診券を、平成26年度までは健診希望者へのみ交付していたものを昨年度から対象者全員への交付に改めたことや、健康づくりの出前講座や各種イベント等の開催時における受診の呼びかけなどによるものと捉えております。

本年度におきましては、健診の実施回数をふやすとともに、啓発用チラシの折り込み回数増加、さらには医療機関のご協力もいただきながら、さらなる受診勧奨に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の通告で言います6点目になりますが、「政府が進める特例軽減の廃止と保険料大幅引き上げの中止を国に求めることについて」であります。

特例措置につきましてはご質問の3点目で触れさせていただきましたが、これらの見直しに対して

は、全国後期高齢者医療広域連合協議会等を通じて、国の財源確保の上、恒久化を図るとともに、見直しに当たっても被保険者を取り巻く環境を十分考慮し、慎重に行うことを国に要望してきております。

また、北海道町村会を通じて国に対し、後期高齢者医療制度創設後に特例措置として講じられた保険料の軽減措置等については、国の責任において継続していくことを要望しており、今後も機会あるごとに、町村会等を通じて要望していきたいと考えております。

保険料につきましても、平成 28 年度、29 年度の新保険料は、国からの交付金が増額したことや、医療費の伸びが想定より下回ったことから、均等割額を現行より 1,663 円減額し 4 万 9,809 円に、また所得割の率についても、0.01%の引き下げを行い 10.51%となっておりますが、医療費の伸びなど、保険料が増額となる要因は増していくと考えられることから、次期保険料の算定に際しては、大幅引き上げとならないよう、町村会を通じて国や北海道に対し、保険料抑制に対する財源措置、財政支援の拡充、財政安定化基金の積み増しを求めてまいりたいと考えております。

以上で、板垣議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 板垣議員。

○1 番（板垣良輔） まず、私は後期高齢者医療制度自体を廃止すべきだと考えています。75 歳という年齢で被保険者を区別し、独立した保険制度に加入させる。国保や健保と違って世帯ではなくて個人に保険料を賦課するため、それまで扶養になっていて支払い義務のなかった人も払わなくてははいけない。均等割、軽減措置はありますが、無収入でも保険料を支払わなくてははいけない。病気やけが、あるいは疾病ですね、その人の支払い能力や所得によって病気にかかったりかからなかったり、あるいはけがが軽かったり重くなったりするものではありません。いつどのような病気になるのかは事前に予知することができません。病気になったとき、けがをしたとき保険料が余りに高くて、当然に病院に通うことができないという人がいるというのは、個人能力やあるいは自己責任の範疇を超え、社会全体の問題であると考えます。後期高齢者医療制度を廃止させていくのは私たち国民の運動ですが、現行の既存の制度の改悪をやめるように、国や広域連合、運営主体に求めていくのは自治体行政の役割です。

前置きが長くなってしまいましたが、後期高齢者医療制度の改悪を許さないという趣旨で、町長に再質問を行います。

現在、政府は後期高齢者被保険者の負担軽減のための保険料、特例軽減制度を廃止しようとしております。保険料が 2 倍から 10 倍へと膨れ上がる大改悪です。高齢者の生活にとって大変な打撃になります。扶養されている方、あるいはわずかな年金で暮らしている方など、後期高齢者の保険制度にはどうしても保険料をそもそも徴収できないという層がもう一定数含まれております。税金は能力に応じて応能負担、受けるサービスは平等に、後期高齢者医療制度が国民皆保険制度の一環である以上、全員が加入でき、全員が給付を受けられるよう応能負担の原則に立ち、支払い困難の方には大幅減免軽減措置を行うことは当然だと思います。広く大きく後期高齢者医療制度の保険料について、町長のお考えを伺います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 後期高齢者保険制度は、平成 20 年にスタートして、8 年が経過したわけでありまして、これは皆保険制度を堅持した中で、きちっと制度を持続可能なものにしていくと、そういう目的からできて、今の後期高齢者制度ができたわけでありまして、これは今の現行制度におきましても、きちっと払う能力に応じた保険料の体制になっておりますので、私はこの制度というものはこのまま維持していくべきであるというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 板垣議員。

○1 番（板垣良輔） 応能負担の原則に立った保険料であるというふうに答弁、町長からいただきました。ただいま、町長から③になりますかね、特例軽減措置を受けている保険者数であったり、その金額について伺いました。所得が 100 万円未満の人の保険料は大体 2 万 2,000 円程度と。滞納している

人が7名いると。2万2,000円程度のやつを支払うことができない人が7名いる、4,000人程度いるうちのたった7名というふうに思うかもしれませんが、彼らにとっては到底支払うことのできない金額なのではないかではないのかというふうにまた考えます。また100万円から200万円は16万円、これ均等割ではないですね、所得割もあわせてですね、200万円から300万円は25万2,000円というふうな金額を支払わないといけない。同じことを聞くかもしれませんが、高齢者にとって非常にこれは到底耐えられるような金額ではないと考えます。改めて同じことを聞きますが、ぜひお願いします。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これは、この制度につきましては、全道統一の考え方に立って税率設定がされている、あるいは軽減措置が設定されているわけでありますので、そこはやはり払う人の意思はいろいろありましようけれども、私は適正な中でこの制度が運営されている、適正な税率あるいは軽減措置がなされているというふうに考えているところであります。

○議長（芳滝 仁） 板垣議員。

○1番（板垣良輔） 先ほど答弁いただきました中に少し立ち入りたいと思います。

③の中、特例軽減措置を受けている保険者数と特例軽減措置が廃止された場合の保険料の推移について質問しました。少し僕が聞いたのは、個人のやつだったのですが、全体のやつを答弁されまして、ちょっとよくわからないので改めて聞いてみたいと思います。

このように答弁を受けました。特例措置が廃止された場合の保険料の推移につきまして、均等割における9割軽減のうち特例軽減による2割軽減の保険料が927万円、あるいは8.5割軽減のうちの1.5割軽減分が748万円、こういう全体あわせてのやつではなくて、個人、被保険者個人がどの程度、全体合わせたらと今おっしゃいました1人当たり平均で1万3,000円程度軽減されているのだというふうに聞きましたが、個人で多い少ないはあると思うのです。そういうものを改めて聞きたいと思いません。ぜひお願いします。

○議長（芳滝 仁） 住民生活課長。

○住民生活課長（山本 充） 個人でのということでございますけれども、被保険者それぞれ所得等、階層も違いますのでなかなか難しいところではございますけれども、9割軽減で言いますと、901人の方が受けて2割分がなくなった場合927万5,000円ということで、それを1人当たり平均に直しますと1万294円が1人に影響を受ける。8.5割軽減ですと748万2,000円が969人の方が軽減を受けておりますので、1人に直しますと7,721円が影響を受けるということになります。

所得割軽減につきましては、460人の方で689万4,000円ということで1人1万4,986円、被用者保険の被扶養者であった方が、この措置がなくなった場合につきましては112名の方がおりますので、4割分の236万6,000円を割り返しますと1人2万589円という影響が出るという、その分が負担増となるということでございます。

○議長（芳滝 仁） 板垣議員。

○1番（板垣良輔） ただいま一番所得階層の低いところでいきましたら100万円以下のところが1万2,000円程度ふえるというふうに答弁いただいたと思います。この人たちはもともと1人当たり2万2,000円だったやつが、特例軽減なくなったら1万2,000円ふえるわけですね。痛税感みたいなやつはたまらないと思います。なかなか難しいところあると思うのですが、そのような事実指摘して次に進みたいと思います。

それでは、④の健康診査、健診についての質問に移りたいと思います。

言うまでもなく当然のことですが、病気はその芽が小さいうちに対処することが大切です。そのため健診があるわけですが、後期高齢者医療制度が施行されてから、この健診もまた改悪されてしまいました。後期高齢者医療制度の前身であります老人保険制度のころは、40歳以上の住民に健診を実施しておりましたが、後期高齢者医療制度ではそれが努力義務に変わってしまい、さらに自己負担するお金も発生してしまい、健診受診率は著しく低下してしまいました。ただいま、るる受診率向上に向け具体的なアクションを起こし、4,000名いる後期高齢者のその対象者の中、受診率はおよそ500

名、率で言うと15%、さらなる受診率向上に向けて努めていくというふうな答弁がございました。ぜひ努めてそのようにしていただきたいと思います。

⑥です。特例措置を国の責任において継続していくことを要望していきたいというふうに町長から答弁がありました。前向きな答弁をいただいたというふうに受けとめております。後期高齢者医療制度の改悪をストップしていくため、ぜひその働きを努めていただきたいというふうに思います。

重ねて言いますが、後期高齢者医療制度、学ばば学ぶほど、何ていうのですかね、先ほども言いましたね、痛税感みたいなもの保険料が非常に高いというふうな制度、知りました。何とかしてこの改善、そして改悪を許さないように私たち自身も頑張っていきたいと思います。幕別町においても、ともに頑張っていきたいなというふうに思います。

以上を持ちまして、私の質問を終わります。

○議長（芳滝 仁） 以上で、板垣良輔議員の質問を終わります。

この際、13時まで休憩いたします。

11：58 休憩

13：00 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、野原恵子議員の発言を許します。

野原恵子議員。

○11番（野原恵子） 通告に従いまして、次の質問を行います。

高齢者が安心して暮らせる町に、介護予防・日常生活支援総合事業への対応は。

2014年6月、「医療介護総合法」が成立し、多くの高齢者を介護サービスの対象から除外し、入院患者の退院を強化するなど、公的介護・医療保険を土台から崩すことになりました。

最大の問題は、介護保険を利用している要支援者向けのサービスの制限です。現在、「要支援1、2」と認定され、介護サービスを受けている人の8割以上はヘルパーによる「訪問介護」、デイサービスなどの「通所介護」を利用しています。

「医療介護総合法」は、この二つの要支援者向けサービスを保険給付から外し、市町村が実施している地域支援事業に新たなメニューを設け、新しい地域支援事業として実施するとしています。既に実施している町村もありますが、幕別町は来年度から実施するとして新しい総合事業・包括的支援事業・任意事業の計画が進められています。

今まで、保険給付されてきたサービスを自治体の事業に追いやると同時に、予算削減の枠組みをつくり自治体をサービス切り捨て・給付費削減に追い立てるのではないかとの懸念もあります。

高齢者が安心して暮らせる町にしていくために、公的保険、自治体措置、地域福祉が一体となって手だてを講じていくことです。

そこで、次の点について伺います。

①来年度から新しい地域支援事業を実施していくとしているが、委託していく事業の内容は。

②訪問型・通所型サービスに直接携わるのは、雇用された労働者・ボランティア・保健師・元気な高齢者としているが、それぞれどのように対応していくのか。

③生活支援・介護予防の体制整備におけるコーディネーター・協議体に住民の意見が反映されるよう、公募による人材の配置を。

④要介護認定を省略し「基本チェックリスト」で対象者を判断できるとしているが、窓口担当者に専門職の配置を。

⑤「地域ケア会議」を推進していくとしているが、要支援1、2の認定を受けている人のサービスを後退させないこと、新たな要支援1、2の認定を受けた人に対するサービスは今までと同じ条件で対応するよう求めていくこと。

⑥在宅医療・介護連携に関する相談支援の窓口をどこに設置するのか。

大きい2です。

福祉用具レンタルの保険給付について。

財務省は福祉用具レンタルを、要支援1から要介護2までの利用を「原則自己負担」とし、保険給付の割合を大幅に引き下げると提案しているが、現行どおり介護保険の給付対象とすべきと国に求めていくこと。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 野原議員のご質問にお答えいたします。

初めに、「高齢者が安心して暮らせる町に、介護予防・日常生活支援総合事業への対応は」についてであります。

日本は、諸外国に例を見ないスピードで高齢化が進行しており、65歳以上の人口は、現在3,000万人を超え、2,042年には約3,900万人でピークを迎え、その後は減少傾向に向かいますが、75歳以上の人口割合は増加し続けることが予想されます。

国では、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、高齢者の尊厳を保ちながら住みなれた地域で暮らし続けられるよう、介護、医療、予防、住まい、そして生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築の実現を目指しております。

本町におきましても、平成29年4月から「介護予防・日常生活支援総合事業」を実施いたしますが、実施には地域の実情に応じた住民等が主体となれる「多様な主体によるサービス」の充実が必要と考えられ、地域支え合いの体制づくりを推進するとともに、要支援者等に対して効果的で効率的な支援ができるよう取り組んでまいりたいと考えております。

ご質問の1点目、「来年度から新しい地域支援事業を実施していくとしているが、委託していく事業の内容は」についてであります。

国が定めた介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインでは、訪問型サービスと通所型サービスにそれぞれ区分され、現行制度の訪問介護と通所介護に相当するサービスが移行するとともに、新たに「多様なサービス」として、「人員等の基準を緩和したサービス」「住民主体による生活支援」「短期間で行われる短期集中予防サービス」等が創設されております。

現行の訪問介護、通所介護に相当するサービスは、現行制度と同様に事業者を指定し、国民健康保険団体連合会に費用の支払いを依頼することになりますが、多様なサービスは、同様に事業者を指定することができるほか、委託あるいは補助等により実施する場合は、受託事業者等へ費用を直接支払うこととなります。

現時点におきまして、新たに創設された多様なサービスのうち「人員等の基準を緩和したサービス」として、通年で行う運動やレクリエーションなどのミニデイサービス事業を事業者指定により実施し、また、「短期集中予防サービス」としては、3カ月を目安に生活機能を改善する運動機能向上プログラム事業を委託により実施する予定としております。

今後、サービスの具体的な内容や利用者負担の設定につきましては、検討を進めていくとともに、現在、調査しております要支援者のニーズ、一般高齢者のボランティア活動状況の検証を行い、住民主体による支援体制が構築できるよう努めてまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、「訪問型・通所型サービスに直接携わるのは、雇用された労働者・ボランティア・保健師・元気な高齢者としているが、それぞれどのように対応するのか」についてであります。

国のガイドラインでは、訪問型サービスと通所型サービスのうち、多様なサービスで「主に雇用された労働者により提供される緩和した基準によるサービス」と「有償・無償によるボランティア等により提供される住民主体による支援」、そして「保健・医療の専門職による短期間で行われるサービス」が示されているところであります。

基本的には、国のガイドラインに沿ってサービスの種類ごとの提供体制で対応することとなります。

が、現時点においては、「緩和した基準によるサービス」を行う事業所と「住民主体による支援」を担うボランティア団体等が整っていない状況にありますことから、要支援者等の方が自立支援の観点から適切なケアを受けることができるようサービス提供体制の構築を進めてまいりたいと考えております。

特に雇用された労働者、ボランティア等の住民主体によるサービスにつきましては、高齢者の尊厳の保持と自立の支援という介護保険法の理念のもと、元気な高齢者による就労の機会の確保、地域社会や地域活動への参加を促進するとともに、地域づくり、地域人材の育成確保にも努めてまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、「生活支援・介護予防の体制整備におけるコーディネーター・協議体に住民の意見が反映されるよう公募による人材の配置を」についてであります。

介護保険法の改正により、多様な生活支援体制の充実強化、地域全体で多様な主体によるサービス提供を推進するため、新たに「生活支援コーディネーター」と「協議体」を設置し、生活支援サービスの開発に取り組むこととなります。

国のガイドラインやテキストでは、生活支援コーディネーターは、生活支援の担い手育成、サービスの開発、ニーズとサービスのマッチングを行うものとして、地域における助け合いや生活支援サービスの提供実績がある者、中間支援等を行う団体等であって、地域の多様なサービス提供主体と連絡調整できる立場の者をコーディネーターとすることが望ましいとされております。

ボランティア等の生活支援の担い手育成、住民主体の通いの場の設置といったサービスの開発を効果的に実施できるといった観点も含め、選出方法については検討をしてみたいと考えております。

また、協議体につきましては、地域ニーズ、課題等を把握し、定期的な情報共有と連携強化の場として設置するものであります。協議体を構成するメンバーとして想定されるのは、市町村やコーディネーターのほか、社会福祉法人、社会福祉協議会、ボランティア団体、介護サービス事業者などの地域の関係者とされております。

さらに、協議体の設置につきましては、地域の実情に応じて、町全体を区域とする第1層と、中学校区域を日常生活圏域とする第2層をそれぞれ設置することとされており、本町におきましても住民主体の活動を広める観点から、特に第2層の協議体を設置する場合においては、地域で活動する住民が構成メンバーとして加わることができるよう、公募による参画の手法で進めてまいりたいと考えております。

ご質問の4点目、「要介護認定を省略し「基本チェックリスト」で対象者を判断できるとしているが、窓口担当者に専門職の配置を」についてであります。

現在、本人やご家族の方が、生活上において支援が必要として相談に来られた場合につきましては、保健師が窓口で応対し、本人の状態や希望するサービスなどの意向を確認した上で介護サービス利用時の要介護認定申請につなげているところであります。

総合事業の実施後におきましても、保健師が業務の一環として窓口を担い、相談の内容や希望するサービスを聞き取るとともに、利用者の状態に応じた適切なサービスが利用できる体制づくりに努めてまいります。

ご質問の5点目、「要支援1、2の認定を受けている人のサービスを後退させないこと、新たな要支援1、2の認定を受けた人に対するサービスは今までと同じ条件で対応するよう求めていくこと」についてであります。

これまで要支援1、2の方の予防給付として提供されていた介護予防訪問介護と介護予防通所介護につきましては、平成29年4月から実施される新しい介護予防、日常生活支援総合事業に移行されることとなりますが、既存の事業所において従前どおりのサービスが提供されるとともに、訪問看護や福祉用具等は引き続き予防給付サービスの提供が実施されることとなっております。

また、平成29年4月以降、新たに要支援1、2の認定を受けた方につきましても、これまでの要支援認定者と同様に新しい介護予防、日常生活支援総合事業における訪問介護と通所介護に相当するサ

ービスが提供されるほか、訪問看護や福祉用具等の予防給付サービスが提供されるものであります。

本町といたしましても、利用者本人の意向を最大限尊重し、必要なサービスの提供が行われるよう適切なケアマネジメントに努めるとともに、高齢者の個別事例の検討や地域課題の把握を行い、社会基盤の整備を進めてまいりたいと考えております。

ご質問の6点目、「在宅医療・介護連携に関する相談支援の窓口をどこに設置するのか」についてであります。

在宅医療・介護連携に関する相談支援の窓口につきましては、地域の医療・介護関係者からの相談を受けるほか、必要に応じて、退院の際の連携調整や利用者、家族等の要望を踏まえた地域の医療機関、介護事業者相互の紹介を行うものであります。

相談窓口の設置や運営につきましては、地域の実情に応じて市町村みずからが実施するほか、医療に関する専門的知識と地域の在宅医療関係者との関係を有する医師会、地域の医療機関等や医療関連団体に委託するなどさまざまな方策が示されております。

本町におきましては、今後、先進事例の研究を進めるとともに、居宅に関する医療機関、介護サービス事業者との十分な協議を重ね、本町の実情に応じた相談窓口の設置に努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、「福祉用具レンタルの保険給付について」であります。

福祉用具レンタルにつきましては、車椅子、手すり等の福祉用具を利用することで、介護者の負担軽減が図られることや心身の機能が低下し、日常生活を営むことに支障がある要介護者等の自立支援につながるなど、在宅生活を継続する上で重要な役割を担っている介護サービスであります。

ご質問の「財務省は福祉用具レンタルを、要支援1から要介護2までの利用を「原則自己負担」とし、保険給付の割合を大幅に引き下げると提案しているが、現行どおり介護保険の給付対象とすべきと国に求めていくこと」についてであります。

本町の平成28年4月における福祉用具レンタルの利用状況は、要支援1から要介護2までの居宅介護サービスの利用者757人のうち359の方が利用されており、当該サービスの利用によって高齢者自身の自立意欲が高まるとともに、介護を支えていく上で重要な役割を果たしているものと認識しているところであります。

これまで、北海道町村会が介護サービスの充実に関して、国に対して要請を行っておりますが、福祉用具レンタルに係る自己負担額が増加することによって、福祉用具の利用の抑制や介護の重度化につながることにならないよう、今後におきましても、町村会などを通じて国に対し要請活動を行ってまいりたいと考えております。

以上で、野原議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11番（野原恵子） まず、1点目について再質問をいたします。

今、幕別町では平成26年度の決算予算を見ますと、要支援1が265人、要支援2が203人、要支援1が17.05%、要支援2が13.06%で、要介護認定者数の30%、30.11%の方がこの要支援1、2の認定を受けております。それで、この要支援1と要支援2、実際に介護保険、この認定を受けた方が介護保険を利用されている方、この方は現在何人ぐらいいらっしゃるのかお答え願いたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（合田利信） 平成28年4月の、1カ月の利用状況で申し上げますと、要支援1の全体の認定者は300人であります。そのうち介護保険サービスを利用されている方は166人。次に、要支援2の認定者数につきましては228人でありまして、このうち介護保険サービスを利用されている方が159人となっております。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11番（野原恵子） いずれにしても、要支援1、要支援2、認定を受けて実際に利用されている方は

こういう状況ということで、この要支援1の認定を受けている方の高齢者の思いを見ましても、何かあったときに不安がある、そのために認定を受けておきたい、それですぐ介護保険を利用したい、そういう思いがありまして、やはり介護保険のサービスの支援によって健康と生活を維持していきたい、そういう思いがあらわれていると思います。ですから、早いうちに介護保険制度を利用して手だてを、介護サービスを利用するということによって健康で地域で自立して暮らしていける、こういう状況が数字からも見えてくると思います。

それで、今回この総合支援、このようにサービスが総合事業に介護保険制度が移行していくということになりますと、これは介護サービス、介護保険制度の利用ではなくて自治体独自でそういう総合事業を行っていくということで、そういうふうになりますと、民間の方ですとか、それから元気な高齢者ですとか、雇用された労働者、ボランティアの方々が、こういうことに携わっていくということで、サービスが低下するのではないかとという心配も一方ではあります。

その上で、この国としては来年の4月からどの自治体もこれに移行していくということですが、今、幕別町ではその支援事業をどこまで委託していくのか、そしてどういう事業所に対しましてどういう委託していく内容を事業者ですとか、そういうところに説明しているのか、そのところをお聞きしたいと思うのですが、来年からスタートするということはもう3年前からもう実際に承知していたと思うのです。それで手だては十分とられてきたと思うのです、この移行の中で。もう既に実施されている自治体もありますので、町としてはこれから事業内容を決めていきたいという答弁ですので、ちょっと遅いのではないかと思います、なぜこのような状況になったのか、そして事業者には十分説明されているのか、それから利用している要支援1、2の方の実態調査をきちっと行われていたのかどうか、これからしていくということだったのですけれども、今までどのような手だてをとってきたのかをお聞きしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（合田利信） 第6期介護保健事業計画が始まりまして、この総合事業につきましては、本町といたしましては平成29年4月から実施ということで事業計画を策定したところであります。これは本町といたしましては、昨年29年の4月からこの事業の実施に向けて保健課内にプロジェクトチームを立ち上げまして、さらに地域支援事業につきましてはこの総合事業のほかに認知症施策、在宅医療・介護連携事業、さらに生活支援体制整備事業、そういった事業がございますので、さらにプロジェクトチームの中には四つの部会を立ち上げまして、部会につきましては部会ごとに先進地の情報収集を行っております。さらに検討チームにつきましては、毎月部会の情報収集と課題の整理を行っております。

一つは、この総合事業につきましては、町長答弁にもございますとおり、現在の通所介護と訪問介護につきましてはそのまま移行して、サービスの内容につきましては、何ら低下するものではありませんので、この辺は特に町としましても特段の整理はしていないのですが、今後、高齢者がふえるということは事業計画の中でも示しておりますので、こういった方たちに対して、くまなくサービスを提供するためにはやはり多様なサービスを構築しなければならないと考えて検討を進めたところであります。

町長答弁にございましたとおり、現在、要支援者に対しましてニーズ調査をしております。さらに65歳から74歳の前期高齢者の方に対しましては、ボランティア活動、今、実際どんな活動を行っているのか、さらに今後こういった活動が行われるのかといった調査を行っているところであります。こういった調査の検証を踏まえまして、本町の高齢者がこういったニーズを求めているのかと、この把握に努めないことには、やはり多様なサービスの展開にはつながらないと思っておりますが、これは、今、検証をこれから進めてまいりますので、このニーズ結果を踏まえまして、事業者に対しましても本町のニーズはこういったことがありますよと、これを説明した上で移行を確認していきたいと思っております。

ただ、事業者に対しましては水面下といたしますが、内々ではあります、今後この幕別町が進む総

合事業に向けてどんな対応ができるのかということは情報交換を行っているところであります。
以上です。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11 番（野原恵子） これから、今、要支援者などのニーズの把握をしていく。事業者には水面下で説明をしているということでしたけれども、そのニーズ調査はいつまで終わらせるのか。また、事業者の説明ですけれども、どの範囲で説明を行っているのか。今、さまざまな事業者が十勝全体にありますけれども、幕別町でこの事業所を利用している、その要支援者が利用している事業所ですね、そういうところにも事業の内容を説明すべきではないかと思えます。

といいますのは、来年3月、4月から十勝全体で一斉にこの事業が始まります。そうしますと、その事業者に対する報酬というのは、町村によって違ってくる可能性が出てきます。そうしますと、やはり今、介護報酬が2015年から17年の間に、全体で2.27%事業者に対して引き下げられました。新規、新しい入所者の要介護度や有資格者の常時配置など基準を満たせば加算金が支払われるということですが、小規模事業者にとっては、これ大変条件が厳しいということで、なかなかそういう国の方針どおりにいかないということもありまして事業所を閉めなければならない、そういう事業所も生まれてきておりますし、そういう状況の中で、少しでも報酬の高いところに事業所が仕事をそちらに、自治体のそういう事業所、事業を受けるということも聞いておりますので、そうしますと、手だてが出来ますと、幕別町に必要な事業であっても、事業所が受けることができないということにつながっていけば、住民に対するサービスも下がっていくのではないかと思ひまして、期限を決めて早目に手だてをとっていくということが必要だと思ひますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（合田利信） まずご質問の1点目のニーズ調査なのですが、今月には大体上がってくると。その後一つ一つの検証を深めていきたいと思ひしております。

それと次の2点目、事業者に対してどの範囲ということなのですが、私ども次年度からこの総合事業のほうで考えておりますのが、既存の介護と訪問につきましては内容は変わらないということで、多様なサービスの中で町長答弁にありましたけれども、ミニデイサービス、こういった部分については既存の通所介護事業所、デイサービス事業所に担っていただきたいという思ひがありますので、この点につきましてはやはり現在町内でデイサービスを行っている事業所のほうに、全部ではないのですが、可能などころに関して情報交換を行っているところであります。

次に、利用料であります。訪問介護とデイサービス事業につきましては、来年度この総合事業のほうに移行いたしますが、この利用料につきましては国が定めた単価を下回ることができなくなっておりますので、この単価、国の定める単価に基づいて利用料を設定したいと思ひしております。ただ、確かに十勝管内全体がこの事業をスタートいたしまして、市町村が独自に定めるということになっておりますが、やはり複数の町村をエリアとしている事業所もございますので、この辺は幕別で言いますと帯広だとか音更とも単価設定について情報交換を行いながら適切な単価を設定してまいりたいと思ひしております。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11 番（野原恵子） 今月中にニーズ調査が終わるということです。そうしますと、このニーズ調査が終わった時点で、どの事業所、どういうところでこの事業を受けることができるかということを目に手だてをとっていくということが、事業所もそれに対する対策もできますし、人員の配置ですとか対策も立てることができると思ひますので、来年の4月ですからもう数カ月です、9カ月ぐらいですか。早目に手だてをとっていくことが必要だと思ひますので、そここのところしっかり加速していくことを求めていきたいと思ひます。

また、市町村で報酬とか決めていくことができるということで、国の基準を下回ることができないというお答えでしたけれども、これをこの総合事業始まってずっと続けていくことができるのかどう

か。数年たって引き下げるといふことも考えられるのではないかと思います、町としてはそのところ、どんなふうにお考えか聞きたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（合田利信） 国の定める単価につきましては、今現時点でどのようになっていくかというのが私の中ではちょっと想像ができないものですから、ちょっとお答えづらい部分があるのですが、介護サービスを低下させない、利用者の利用をやっぴりちゃんと続けるためには適正な利用料、報酬の単価というのを設定していただきたいと考えておりますので、この辺につきましては、やはり町村会を通じてサービスを低下させないよう、事業者のほうも十分サービスが賄えるような単価設定を、町村会を通じて求めていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11 番（野原恵子） 次に、②について質問をしたいと思います。

今回、総合支援に変わることによりまして、携わる方々が雇用された労働者、ボランティア、それから保健師は今までと同じだと思います。元気な高齢者、このような形でサービスを行っていくということです。やはり本来ならヘルパーが担わなければならない部分を、このようにボランティアの方ですとか、元気な高齢者が担っていくという状況になっていくと考えられます。

それで、今、実際に三重県の桑名市では、こういう行事をサービスに変えていっているという中で、食事の相談ですとか献立相談、調理指導、これをボランティア主体で行われているという、そういう事例もあります。そういう中で実際に介護保険で実施されていた場合には、ヘルパーが対応していたわけで、ヘルパーの仕事というのは家事の代行ではなくて、利用者との関係を築きながら、やはり生活援助ですとか身体状況ですとか、生活環境に応じて働きかけて生活の意欲を引き出していく専門の仕事、それをボランティアの方にかえていく、こういうところにはサービスの引き下げにつながるのではないかと心配もあります。

それで、そういうことを考えられるのですけれども、けれども今回のこの改定によりまして、ボランティアの方たちにも担っていただかねばならないという、こういう状況は承知しているところです。それで、このボランティアの方々が講習なども受けて、それに携わっていくわけですが、これから体制の構築を進めていきたいと答弁されているのですけれども、要支援1、要支援2の方々に対するこのサービスを行っていくボランティアの方々の育成というのでしょうか、登録も含めて、今どういう現状なのか、お聞きしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（合田利信） 町長答弁にもございましたとおり、次年度、今予定しておりますのは緩和されたサービスという部分と、医療専門職による機能向上プログラムということで、現段階ではまだ住民主体によるサービス、ボランティア等によるサービスというのは体制が整っていないというところでありますので、それにつきましては今ニーズ、把握しながら住民主体のサービスの構築に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

ただ、当然ながら住民主体のサービスであっても質の低下は避けなければならないとなりますので、今、実際に住民主体のサービスが全くない状況なのですが、仮にそういったサービスを提供するに当たっては、やはり介護保険制度だとか概念だとか認知症高齢者の特質、性質等、そういった面を研修を重ねながら確実にサービスが行われるといった状態にならないと、サービスは開始できないと考えておりますので、現段階では全くサービスは想定されていないのですが、これからサービスをもしつくるに当たっては、そういったことは十分に配慮しながら進めていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11 番（野原恵子） もちろん研修などは必要だと思いますけれども、やはりこのボランティア制度を維持していくということになりますと、この総合事業に関してのボランティアということでは無償で

も有償でも可ということですが、有償を前提として考えていくことがボランティアを長く続けていっていただけるという条件になると思いますが、研修と同時にその有償の方向性は考えられるのかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（合田利信） まだサービス自体、どういったサービスを提供するか、ニーズに対してどう応えるかということになりますことから、そのサービスの内容が決まらないことには有償の単価の設定もなかなか今の段階ではお答えづらいのですが、議員おっしゃるとおり、有償によるボランティアにすることによって、担う方がやはり意欲を思っサービスを提供していただけるものと考えておりますので、そのほうは十分意を用いて検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11 番（野原恵子） その方向で進めていくべきだと思いますけれども、わずか数カ月、あと8カ月9カ月でボランティアの方々のその研修ですとか間に合うのでしょうか、非常に不安に思います。やはり、研修、実際に何ていうのですか、机上で講習を受けるのと実際に体験するのと両面で実施していくことが必要だと思うのですが、これからニーズ調査をしていくということなのだと思いますけれども、明らかに今までどういう方がどういうサービスを受けていたか、おおよその概念をおおよその数字というのはつかめると思うのです。それに応じてボランティアの方も育成していく、両面でやっていかなければならないと思うのですが、これから決めていくということでは非常に後手後手でないかと私は思うのですが、もっと手前に計画を立てて育成もしていく、そういう手だてが必要だったのではないかと思います、その点はいかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（合田利信） 総合事業に向けてはですね、既存のサービス以外に多様なサービスを展開することで、これから増加するであろう要支援認定者に対して十分な対応ができるものと考えておりますが、今、町といたしましては、この住民主体のサービスにつきまして来年4月からすぐに開始したいという考えではございません。というのは、今、十勝管内11市町村でもうこの総合事業始まっておりますが、この先進、先に始めた町でもやはり既存の介護、訪問介護や通所介護はそのまま移行して始まっておりますが、やはりこの住民主体のサービスとか多様なサービスはまだまだ時間がかかっていると。そういった先進事例が、先に進めた自治体がまだやっていないから幕別もいいということではございませんが、決して4月から急激に始めようではなくて、このニーズを踏まえまして今後10年、これは2025年が最終地なのですが、決してここまでは引っ張るつもりはありませんが、やはり今の既存のサービスを展開しながら十分高齢者の方が在宅で生活ができるようなサービスをつくってまいりたいと考えているところであります。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11 番（野原恵子） このボランティアの育成の問題は、あと5番とか6番とかに連携すると思いますので、また後ほど質問するかもしれません。

次に3番目のところに進めていきたいと思っております。

そのコーディネーター・協議体なのですが、これは体制を、協議体をこれから構築していくことなのだと思いますけれども、この中には高齢者を支える住民のネットワーク、このことが本当に必要になると思います。このコーディネーターの中に専門の方はもちろん、専門家ですとか福祉関係者はもちろん必要だと思いますけれども、その中に町民の方々の参加も必要だと思うのです。それはやはり地域に根差したそういう体制がつけられていることによりまして、高齢者の生活の状況などがさらによく実態として把握することができると思います。それで、そういうところにはぜひ住民の方々の公募を進めていくべきだというふうに思っております。

答えの中に、公募による手法を進めてまいりたいと、そういう答弁もいただいておりますので、ゼ

ひそういう中に公区ですとか学校関係ですとか、消防などは緊急通報システムですとか、そういう連携があると思いますので、その中に人員コーディネーターをぜひ進めていただきたいと思います。

次に、4番目なのですが、基本チェックリストに窓口担当者の専門職をということで、ここではまずは総合事業においても、保健師が業務の一環として窓口を担っていきたいというお答えでした。それで、昨年の6月に私がこの介護保険のことを質問しているのですが、そのときの質問の中には、要介護認定を希望された場合には、まず申請を受け付けて基本チェックリストで振り分けることはしませんというお答えでした。そして、要介護認定の結果が非該当とされたときに、初めて基本チェックリストを活用していきたいというお答えでしたけれども、現在もそういう状況で進めてくということですか、確認のためにお答え願います。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（合田利信） 昨年の一般質問で答弁したとおり、窓口に来られたご本人、ご家族の方が介護サービスを使いたい、希望している場合についてはやはり認定申請につなげるということは今も変わりませんし、次年度、総合事業実施後も変わらないというふうに考えております。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11番（野原恵子） そこが大変重要なところだと思いますので、それを続けていただきたいと思います。

次に5番目です。

このケア会議を新たに推進していく、これは介護保険法の改定によりまして、この地域ケア会議が介護保険の中で定められていくということになります。そうしますと、これまで申請を受けた中で、そのサービスをどのように行っていくかというのは、このケア会議の中で、いろんな角度から論議して決めていくという、そういうことになっていくと思います。このケア会議の主な構成員としては自治体職員ですとか施設の職員、ケアマネージャー、介護事業者、民生委員などなど、医師などという形でケア会議が進められていくということです。

そういう中で、実際に桑名市では地域生活応援会議、こういう名前でケア会議が行われていることなのですが、実際にその会議の中でどのような状況が行われているか、先進事例ということでしたけれども、この中でさまざまな角度からケアマネージャーに対して、今まで受けていたサービスを卒業という形で、さっきもお話しいたしました自治体独自で実施していくサービス、そういうところに移行させられて介護保険の利用から外される、こういう状況も生まれているということが事例として報告されております。

ケア会議の中では、今までどおり必要とする要支援の方がサービスを受けられるようなそういう手だてをしっかりと行っていくことが必要ではないかと思っておりますので、そのケア会議の内容の主導をしっかりと行っていくことを求めていきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（合田利信） 地域ケア会議につきましては、介護保険法の改定に伴って介護保険法の中で正式に位置づけられた会議ということで、本町におきましても地域ケア会議を実施しているところであります。

桑名市の事例につきましては、私ちょっと承知しておりませんが、本町の事例で申し上げますと、サービスを剥がすとか、そういったことではなく、やはり個別の困難事例に対しまして他職種、医療関係者、介護関係者のケアマネージャー、そういった他職種による構成によりまして個々の住民の方が、今どういったことに対して困っているか、それに対してどう対応するかということでケア会議を開催しておりまして、昨年で申し上げますと8回ですね、個別のケア会議を開催しております。そういったところから他職種のご助言をいただきながら、その方がいかに在宅で生活できるかということを進めているところであります。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11 番（野原恵子） その答弁を聞いて安心しました。やはり安心して地域で一人、それから家族も高齢者と一緒に住んでいけるということは、軽度のうちからしっかり介護サービスを受けることができることによりまして、安心して暮らせる、そして介護のために離職する、そういうことにつながるということも避けられると思いますので、要支援1、要支援2の方が今対象の制度ですけれども、これから介護1、介護2の方にも広げていくというのが国の方針のようです。そこのところしっかりと踏まえていくということが高齢者にとって安心した制度になると思いますので、そこをしっかりと堅持して行っていただきたいと思います。

次に6番目ですけれども、在宅医療介護連携に関する相談支援の窓口をどこに設置するかということですが、町としてはこれから考えていきたいという、そういうお答えをいただいております。これは先ほどのケア会議にも通じるのですけれども、高齢者とその家族が安心してこの幕別町で暮らしていく、そういうことになるには医療とか看護、それから介護、リハビリですとか、もう保健予防も本当に大事ですけれども、そういうことも含めて連携して高齢者を支えていくということが大事だと思うのですけれども、やはりまだ介護保険制度ですとか、そういうことを周知していない高齢者ですとか、家族の方にとっては、どこに相談に行ったらいいかわからないということもまだ聞いているところです。そういうふうになりますと、役場のところに窓口があるのが一番相談しやすいのではないかと思います、その点はどのようにお考えでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（合田利信） 在宅医療と介護の連携の今後のことなのですが、現在の状況で申し上げますと、やはり入院されておりまして退院が近くなってきましたと、在宅でどうやって生活していくかと、こういった面が不安になってきます。そういった部分につきまして、病院の相談室に行きますと、やはり町の地域包括支援センターに行って相談したほうが良いといったこともありまして、大体、退院されまして在宅でどう生活をしていくかとなると、今、町の地域包括支援制度の中でこういった介護サービスを使えるかどうかといった施設に行けるかということをお話を受けて、在宅生活に向けて対策をしているところであります。

ただ、在宅において療養生活をどうやって続けるかといった部分については、医療関係者の協力が必要だと思っておりますので、この点はこの在宅医療と介護の連携の窓口を進めていく上で、やはり在宅においても医療と介護は相互で連携とれるような形を進めていきたいと思っております。また、今後これから検討を進めていくということなのですが、やはりこの窓口というのは、ほかの町へ行きますと医師会があったり大きな病院がありますので、そういったところで委託して実施している例がありますが、うちの町の場合は町医師会というのがございませんので、これは当然医療関係者、お医者さんや介護の事業者とも相談、これからしていくのですが、今、地域包括支援センターが担っていく部分が大きいのかなという思いがありますが、この辺は十分意見を聞きながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11 番（野原恵子） それで、窓口は今1カ所でお考えなのか、それともこの町のつくりの内容といたしまして、忠類とか本町、札内、こういう3カ所に地域分かれているのですけれども、窓口を一本化するのか数カ所にするのか、それはどのようにお考えでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（合田利信） 現在も、本町に高齢者支援係、地域包括支援センター、忠類にも保健係おりまして、専任の保健師がおりますので、今でもそういった相談に当たっては幕別、本町、忠類、それぞれ保健師を置いて対応しております。札内におきましては、専任の保健師はおりませんので、そういった面は、これから組織の中でどうやって札内の住民に対して対応していくかということも含めて

検討はしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11 番（野原恵子） いずれにしても軽度の方に対する今回の制度の移行ですので、軽度のうちにしっかりサービスを受けて、一人自立して暮らしていける、このことがやはり健康で健康寿命を長くしていく大きな要因の一つにもなると思いますので、これから高齢化に向かっていきますから、高齢の方々が安心して幕別町に住んでいかれる、そういうためのサービスをしっかり実施していただきたいと思います。

次に、福祉用具のレンタルなのですが、これは本当に幕別町でも 359 人の方が利用されているということです。これが 1 割、2 割だったのが、ほとんどの方が 10 割、こういうレンタル料がこのように引き上がってしまうということでは、本当に年金で暮らしている方がほとんどですので、その方々の負担が大きくなると思います。そうしますと、そのレンタルされている車椅子ですとか、それから何ていうのでしょうか、こう押して歩くシルバーカーみたいなこんなのがありますが、そういうのを借りられなくなるという、そういうふうになると本当に身体のリハビリが後退してしまうと思うのですね。そうしますと、転倒しやすくなったり、それから骨折したり、かえって医療費ですとか、それから介護に係る費用がふえてくると思うのです。これは高齢化社会に向かって逆行する国の制度になっていくのではないかと思うのですよね。これは本当に大変なことになってしまうのではないかと思いますので、このようなレンタル福祉用具の利用料の増加というのは避けなければならないと思いますので、この点をさらに町村会などでしっかり要請をしていただきたいと思いますが、その点を重ねてお尋ねしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これはご答弁でも申し上げましたとおり、この福祉用具のレンタルというのは非常に重要なものであります。引き続き市町村会等を通じまして、この制度を堅持できるように要請をしてみたいというふうに思っています。

○11 番（野原恵子） 以上で終わります。

○議長（芳滝 仁） 以上で、野原恵子議員の質問を終わります。

この際、14 時 10 分まで休憩いたします。

13 : 56 休憩

14 : 10 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、中橋友子議員の発言を許します。

中橋友子議員。

○12 番（中橋友子） 通告に従いまして、2 点について質問をさせていただきます。

1 点目、少子化対策と雇用環境の改善についてであります。

地方の人口減少に歯どめをかけ、地域の再生を図る国の地方創生方針に基づき、ことし 3 月「幕別町人口ビジョン及び幕別町まち・ひと・しごと創生総合戦略」が立てられました。人口減少の主たる要因は少子化にあり、幕別町の現在の出生率は 1.46 で低下が続いています。

計画では 2040 年までに希望出生率 1.55 を目指し、2060 年の人口を 1 万 9,457 人と定めています。これは、国の目標よりは低く定めております。出生率が低迷の要因は、未婚化・晩婚化の進行と、結婚しても望む子どもの数を実現できない現状があり、特に雇用環境の改善を柱にした少子化対策を行わなければ目標の達成は困難であると考えます。

今や若者の 5 割が非正規労働者であり、厚労省の統計では、20 代の年収 200 万円以下の既婚率は 8.7%、30 代の非正規労働者の既婚率はわずか 5.6%という現状になっています。

民間の雇用条件改善に町の関与は大変難しいものがありますが、可能な限り実態を掌握し、改善の協力を求める必要があると考えます。また、町がかかわる直接の非正規労働者の政策的関与と将来を見据えて公契約条例制定の研究も行うべきであります。

安心して子どもを生み育てられる環境をつくるため、以下の点についてお伺いいたします。

①町内企業の雇用現状の調査を。

非正規労働者の人数と割合。産休や育休の保障と取得状況。正規労働者、非正規労働者の平均賃金など。

②事業者と一体となり、雇用環境改善を図るための公契約条例制定の検討について。

③働きながら子どもを産み育てるための町の支援策について。

④町の臨時職員の待遇改善と、産休、育休の保障について。

次、教育行政についてであります。

行き届いた教育環境の整備、保護者の経済状況にかかわらず、どの子どもにも教育の保障をしていくために、次の点についてお伺いいたします。

①小中学校の補助教材費の負担額と支援策。

②学校図書整備状況と専任の司書教諭の配置。

③専任の栄養教諭の配置についてであります。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 中橋議員のご質問にお答えいたします。

ご質問は町と教育委員会にわたるものでありますが、私からはご質問の1点目につきまして、答弁させていただきます。

初めに、「少子化対策と雇用環境の改善」についてであります。

本町は、これまでの札内地区の宅地開発や近年の定住対策の推進によって、転入数が転出数を上回る社会増により順調に人口増加を続けてまいりましたが、本町の住民基本台帳人口は平成25年度をピークに現在は減少傾向にあります。

人口の減少は、地域経済の縮小や出生数のさらなる減少を招くことになるほか、少子高齢化を伴う人口構造の変化は医療費や介護給付費の増加をもたらすなど、地域社会の維持に多大な影響を与えるものであり、人口減少の大きな要因である少子化対策は急務であると考えております。

ご質問の1点目、「町内企業の雇用現状の調査を」についてであります。

町内企業の雇用現状につきましては、毎年、町独自に事業所雇用実態調査を行っており、昨年度は労働条件や福利厚生、町の施策に関する要望など、10項目の調査を行っております。

初めに、非正規労働者の人数と割合についてであります。本年1月に実施いたしました調査の結果では、従業員数について回答のあった210事業所の労働者3,807人のうち、臨時雇用などの非正規労働者が1,601人で42.1%、正規労働者が2,206人で57.9%となっております。

次に、産前産後休業の保障と取得状況についてであります。本項目に回答のあった198事業所のうち、産前産後休業について規定を定めている事業所数は98事業所で49.5%、このうち、休業期間を有給としている事業所は43事業所で43.9%となっております。

なお、産前産後休業の取得状況についての調査は行っておりません。

次に、育児休業の保障と取得状況についてであります。本項目に回答のあった200事業所のうち、育児休業について規定を定めている事業所数は87事業所で43.5%、取得状況につきましては男性の取得者が1人、女性が19人となっております。

なお、休業期間の有給・無給についての調査は行っておりません。

次に、平均賃金についてであります。正規労働者の平均賃金につきましては、20歳で15万2,318円、30歳で19万2,668円、40歳で22万9,002円、50歳で25万3,472円、60歳で27万9,558円となっております。

なお、非正規労働者の平均賃金についての調査は行っておりません。

今後におきましても、さらに調査項目の精査を行い、町内事業所の雇用条件の実態把握に努めてまいります。

ご質問の2点目、「事業者と一体となり、雇用環境改善を図るための公契約条例制定の検討について」であります。

公契約条例につきましては、過度な受注競争の結果、低入札価格によって労働者や下請業者の賃金低下を招くことを防止するため、千葉県野田市が全国で初めて、市が発注する工事や業務委託を受注する業者に対して、一定水準以上の賃金の支払義務などを規定した条例を平成21年9月に制定し、22年2月から施行したのが始まりであります。

現在、全国で21の自治体が制定しており、本町においても、導入自治体の事例などの調査・研究を進めてきたところでありますが、対象となる契約の金額が高額なものに限定されているため、大多数の労働者には条例が適用されないことになるなど、実効性が薄いと課題も指摘されております。

また、公契約条例で規定する労働条件のあり方については、これまで国会においても論議され、労使間の労働契約に介入するものであること、地域別最低賃金を上回る独自の賃金設定を行うことから、労働基準法や労働契約法、最低賃金法に抵触するおそれがあり、これを定めることは地方自治法第14条第1項に違反するとの見解もあるところであります。

本町では、工事のほか業務委託につきましても最低制限価格を設け、低入札価格による業務等の品質や労働条件の低下の防止に努めるとともに、工事、設計、業務委託におきましては社会保険等の加入を義務づけ、適正な労働賃金、労働条件の確保を行うよう指名業者に対し指導しているところであります。

このようなことから、今のところ公契約条例の制定は考えておりませんが、公共工事や公共サービスに携わる方々の適正な労働賃金や労働条件を確保することにより、その生活の安定を図ることは、地域経済や地域社会の活性化につながるものと認識しており、本町といたしましても、例えば、業務委託等を発注する際に、一定額以上の賃金の支払いを確保するため、雇用形態に応じた最低賃金を仕様書に特記するなど、条例によらない手法も考えられますことから、今後、関係法令上の問題はないか研究してまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、「働きながら子どもを産み育てるための町の支援策について」であります。

ご質問にありますとおり、少子化は人口減少の大きな要因であり、少子化の対策には出生率の向上が重要であります。

本町におきましては、結婚し安心して子育てや就労ができる環境づくりとして、生後6カ月から就学までの期間について、町内11カ所の認可・へき地保育所で保育を実施し、小学校就学後は町内6カ所に設置した学童保育所において放課後の児童をお預かりしております。

さらに、一時保育事業や昨年度から実施しております子育て短期支援事業、本年10月から実施いたしますファミリーサポートセンター事業を通しまして、よりきめ細かな支援に努めているところであります。

加えて、昨年10月から子ども医療費の中学生までの無料化を行ったところであり、また、本年4月からは不妊治療費助成事業についての拡充を行い、子育て世代の経済的負担の軽減を図っているところでもあります。

今後におきましても、事業所における雇用環境の改善を図るため、国や道の各種支援制度について、商工会と連携を図りながら周知に努めるとともに、事業所に対して育児休業制度の導入について働きかけてまいります。

ご質問の4点目、「町の臨時職員の待遇改善と、産休、育休の保障について」であります。

現在、本町では嘱託看護師や嘱託保健師、年金業務員などの嘱託職員、一般事務補助や保育士等の臨時職員など、多種多様な雇用形態の臨時職員を任用しており、平成28年4月1日現在の総体の人数は306人となっております。

臨時職員の待遇の向上につきましては、賃金面では昨年度に保育所の臨時保育士や調理員兼管理人、図書館勤務の臨時職員の賃金単価の見直しを行い、さらには賃金を日額制から月額制に改めるとともに、へき地保育士、学童保育所の指導員、幼稚園の臨時教諭といった同じく専門知識を必要とする職種につきましても、日額単価を見直すなど、機会を捉え実施しているところであります。

また、その他の労働条件、とりわけ産前、産後休暇や育児休暇につきましては、現段階では制度を有していませんが、産休や育休などの特別休暇制度を整備し、安心して子育てできる環境を整え、労働環境を向上させることは雇用の安定やモチベーションの向上につながるとともに、少子化対策を進める上でも有効な施策であると認識しているところであります。

今後におきましては、人材の確保に苦慮している保育士や保健師などの専門性の高い職種を中心に、管内の他市町村の状況も勘案しながら特別休暇制度の見直しに取り組んでまいりたいと考えております。

以上で、中橋議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 暫時休憩いたします。

14:26 休憩

14:27 再開

休憩前に引き続き、会議を開きます。

田村教育長。

○教育長（田村修一） 中橋議員のご質問にお答えいたします。

「教育行政について」であります。

近年、人口減少や少子高齢化などにより家庭や地域の教育力が低下し、また、価値観の多様化やライフスタイルの変化により教育を取り巻く環境は複雑多様化しており、子どもたちを取り巻くいじめや不登校、インターネット環境の発達に伴うスマートフォンの普及により SNS 等のインターネットの利用に起因するネットトラブルが新たな問題となっております。

このような社会状況を踏まえ、家庭・学校・地域等が連携し、教育を取り巻くさまざまな課題解決に取り組むことが大切であり、教育委員会といたしましては、「子どもを真ん中に、全ては子どもたちのために」を合言葉に、児童生徒がみずから学び、考え、主体的に判断し、行動し、社会の変化に対応できる「生きる力」を育む教育を行い、次代を担う人材の育成をより一層推進してまいりたいと考えております。

ご質問の 1 点目、「小中学校の補助教材費の負担額と支援策について」であります。

現在、小中学校において、児童生徒が使用する教科書以外のドリルや各教科教材キット等の補助教材費につきましては、保護者にご負担をいただいているところでありますが、その金額は、各学校、各学年において、使用する補助教材の内容の違いにより保護者の負担する金額にも差が生じているところであります。

昨年度における本町の各学校、各学年の保護者に負担いただいている補助教材の金額につきましては、小学校では 6 年間の平均で、最も負担が少ない小学校では年間 4,027 円で、最も負担が多い小学校では年間 7,148 円となっており、町内全ての小学校を平均いたしますと年間 5,218 円であります。

また、中学校におきましては 3 年間の平均で、最も負担が少ない中学校では年間 5,216 円で、最も負担が多い中学校では年間 1 万 1,200 円となっており、町内全ての中学校を平均いたしますと年間 8,138 円となっております。

教育委員会といたしましては、補助教材費のほかにも、鍵盤ハーモニカやリコーダー、ジャージ等、保護者の負担となっているものもありますことから、現在、児童生徒の保護者負担に対する支援策について検討を進めているところでありますので、ご理解をお願いいたします。

ご質問の 2 点目、「学校図書整備状況と専任の司書教諭の配置について」であります。

初めに、学校図書の整備状況についてであります。現在、小中学校において整備すべき学校図書の蔵書冊数につきましては、文部科学省が定める「学校図書館図書標準」に基づき算出される蔵書冊数を目標にしているところであります。昨年5月1日現在における町内の小中学校の平均達成率は、標準蔵書冊数に対し小学校で88.8%、中学校で93.1%となっており、前年度から小学校で5.0ポイント、中学校で1.1ポイント増加しております。

国では、平成19年度から23年度まで「学校図書館整備5か年計画」、平成24年度から28年度まで「新学校図書館整備5か年計画」により、地方財政措置を講じておりますことから、本町におきましても、これら計画を基本に、引き続き学校図書館図書の整備等に今後とも努めてまいりたいと考えております。

次に、専任の司書教諭の配置についてであります。学校図書館法の規定により、12学級以上の学校には学校図書館の専門的職務をつかさどらせるため、司書教諭を置かなければならないとされており、司書教諭は、司書教諭の講習を修了した主幹教諭や指導教諭、教諭でなければならないとされております。

本町におきましては、司書教諭が必置とされる特別支援学級を含む12学級以上の学校は、小学校では幕別小、白人小、札内南小、札内北小の4校、中学校では札内中、札内東中の2校であり、いずれの学校にも司書教諭を配置しているところであります。

また、司書教諭の未配置校を含め学校図書館の運営につきましては、町図書館司書が定期的に訪問し、選書や蔵書管理等について教職員に対し支援等を実施しているところであります。引き続き今後とも連携を図ってまいりたいと考えております。

専任の司書教諭の配置につきましては、「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」、いわゆる標準法における教職員に位置づけることが必要でありますことから、昨年度文教施策に対する要望書として、北海道町村教育委員会連合会等を通じて、「学校図書館司書教諭を標準法に新設する」よう国へ要請を行ったところであります。今後とも北海道町村教育委員会連合会等を通じて、司書教諭の教職員としての位置づけについて要請をしてまいりますので、ご理解願います。

ご質問の3点目、「専任の栄養教諭の配置について」であります。

近年、食生活を取り巻く社会環境が大きく変化し、食生活の多様化が進む中で、朝食をとらないなど子どもの食生活の乱れが指摘されており、子どもが将来にわたって健康に生活していけるように、栄養や食事のとり方などについて正しい知識に基づいてみずから判断し、食をコントロールしていく「食の自己管理能力」や「望ましい食習慣」を子どもたちに身につけさせることが大切であります。

このことから、学校における食に関する指導等を行うため、栄養に関する専門性と教育に関する資質をあわせ有する「栄養教諭」制度が平成17年4月に創設され、学習指導要領の総則においても学校における食育の推進が位置づけられたところであります。

専任の栄養教諭の配置につきましては、公立小中学校は県費負担教職員であり、北海道教育委員会の定める教職員定数配置基準に基づき、給食調理の実施形態や給食実施児童生徒数に基づき配置されているところであります。

また、栄養教諭は食に関する指導と給食管理を一体のものとして行うことにより、地場産物を活用して給食と食に関する指導を実施するなど、教育上高い相乗効果もたらされることから、栄養教諭と学校栄養職員を兼任する形で子どもたちの食育に取り組んでいるところであります。

本町における栄養教諭の配置状況につきましては、平成25年度から忠類小学校に1人の栄養教諭が配置され、忠類小、糠内小、明倫小、忠類中、糠内中において、栄養教諭が総合的な学習、家庭科などでの食育指導を初め、給食時間における栄養指導を行っているところであります。

さらに、本年度からは、忠類小学校に配置されている栄養教諭に加え、幕別小学校、幕別中学校にそれぞれ1人の栄養教諭が配置され、これにより栄養教諭による食育指導などを行う体制が全町的に実施可能となりましたことから、今後、子どもたちに対する食育の推進を一層充実させてまいりたい

と考えております。

以上で、中橋議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○12番（中橋友子） それでは、再質問をさせていただきます。

幕別町では、第1質問でお話しさせていただきましたように、ことしの3月に地方創生にかかわる総合戦略案というのを立てられて、いわゆる少子化に対応していこうということで5カ年の計画で進み始めました。計画そのものはいろいろな国の政策といいますか、財政的な戦略もあつてのものでありますから、そのこと自体は予算をもらうために必要なものなのであろうなというふうには思っていました。ただ、実際に計画を立てて町の人口分析あるいは将来の人口がどうなるかという点では大変勉強になりまして、これはやはりきちっと有効に学びながらその目標が達成できるような努力を重ねることが大事だと思います。

そういう点で、特に今回雇用問題にかかわりましたのは、ここのビジョンの中の分析でも示されていますように、少子化対策には二つあつて、子どもさん、たくさん生まれることがまず第一なのだけれども、定住対策とあわせてやっていくのだという中身であります。ただ、定住対策というのは、町長の答弁にもありましたように、今までは功を奏して上向きで来ましたが、最近は横ばいになって、今後も定住がふえていくというのはなかなか難しい側面があると。そうすると、やはり出生率を上げていくことが大事だということになってきます。

出生率を目標としたのは、現在の1.46から1.55、つまり今2015年ですけれども子どもさんが生まれた数は幕別町170人、これを目標どおりにしていこうというふうにすると220人まで上げていかなければならないというふうに書かれています。170人から220人、これ50人の差なのですけれどもね、50人なのですけれども、データを見ていくとこの50人を達成する大変さというのは、非常に大きい努力をしなければならないと思いました。といいますのは、この220人を幕別町で過去に出生の実績といいますかね、それがいつあつたのかというふうに見ましたら、直近では2012年に208人というのがあつたのですけれども、ずっとそれないのですよね。30年ぐらい前にさかのぼらないと、この数字に到達しないと。高度経済成長のときでありますからね、言って、まだ決して中流ではなかつたのですが、国民の経済意識の中には中流意識があるころの出生率、子どもさんの生まれた数。それを今この時期に5カ年でやっていく、いや、目標はもっと先ですけれどもね、5カ年計画で示したというのは、これやっぱり大変なことだと思うのです。

それで、町が努力をされて子育て支援、子育てや教育にお金がかかるという問題を解消しようということで頑張ってきたのは、これ、事実です。だから、それはそれでこれからも努力を続けていきたいと思うのですが、何せ、なぜ子どもがこんなに少ないのかと言われると、もうこれは晩婚化、非婚化、結婚しない、あるいはたくさん子どもさん、子どもを生みたいのだけれども、そういった経済的な基盤がない、条件がないと、この三つなのです。この三つの、ではなぜそうなっているのかというところが、やはり雇用の実態環境があるものですから、そこでそういったところにも目を向けていかないと、こういった計画の達成は難しいだろうなと思ひまして、あえて民間企業の雇用の実態まで調査も広げて、現状を押さえた上で処方箋を出していく、政策を立てていくということが大事だろうと思って、組み立てて、質問に臨みました。

それで、そのことはここにもありました。この計画を立てる上で実施されたアンケート調査の中で、要するに子どもの人数が理想に届かない理由は何という質問なのですけれども、ここにはやはり子育てにお金がかかるというのが約60%です。その次には仕事、これをやめざるを得ないとか差し支えるとか、そういうのが2番手に来ているのです。

また、町に期待する子育て支援策も、これもまた通じていましてね、一番高いのは児童手当や保育料、教育費などの費用負担、教育は後から行くのですが、そういったことで73.7%。その次が病児保育とか一時保育とか保育基盤のこともありますが、何と育児休業の取得や再就職など子育てしやすい職場環境づくりに向けた企業への啓発支援を町がやってほしいのだというのが40%です。これ

大きいですよ。それで、あえて言って、済みません。わかっているよという顔なのですけども、でもやっぱりここを外してはならないと思ひまして。

それで、今お答えいただいた幕別町の労働・雇用の実態調査では、非正規労働者が、これ初めてお答えの中で数字を上げて示していただいたのですけれども、全体の42.1%、これはやはり年収、ここでは収入の調査もしていないということではありますが、年収200万円以下というのが若い人たちの圧倒的多数の状況で、そしてその5割に上っているということも言われていますから、この状況に何とか手だてをとって若い子どもさんを持ちたい、結婚をしたいという人たちのバックアップができるようなことをやっていかなければならない。

いろいろ具体的なことはあるのですけれども、この点になると、答弁もなかなか町内事業所の雇用条件の何ていうか実態掌握に努めたいということで終わっているのですけれどもね、まずこの認識について町長どう思われているのか、一番は経済問題にある、あるいは働き続けられない環境にある、結婚した場合、そのことだと思うのですけれども、どうでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 子どもがふえない、少子化が進んでいくという要因というのはこれ、さまざまあるのだというふうに思います。それで、今は我が町のことなのかなというふうに思いますけれども、やはり一つには景気が非常に悪くて事業者としてもなかなか余裕を持って雇用ができないということがあろうかと思ひます。ですから、そこには余裕がないから正規職員が雇えないのでどうしても非正規になってしまう。払う賃金についても思い切り払えない、どうしても抑え気味になっていくということがあります。それと、そういう中で働いて、一生懸命働いていながら子どもができたとなったらどうしてもやめざるを得ないという、そういう実態も恐らくあるのだらうなというふうに認識をしております。

それで、答弁書の中では触れてはおりませんが、私としてはせっかく働いた方々が、特に女性の方がある程度スキルを積んで、それを棒にしてしまう、やめてしまうということは、これは雇い主側にとっても非常な損失であらうというふうに思っております。したがって、そこが何とか働き続けられるような支援ができないかどうか。まずは制度、例えば無給であっても育児休暇休業制度、産休制度、育児休業制度しっかり持っていただく。そして一番はやっぱり育児休業制度を持って1年なり子育てをして復帰していただくことが、これは企業にとっても新たな投資をしなくていいわけで、経費的にも安く済むわけでありますので、そこら辺を、特に育児休業制度について働きかけをすると同時に、町として大それたことはできませんけれども、何らかの支援ができるかどうかについては、検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○12番（中橋友子） 女性の離職者の中で一番大きいのは、やっぱり結婚ということがあろうかと思ひます。そういう点では今町長がお答えになられたような、何とか、そこをクリアできる対策を事業者と一緒にやっていく。

それで、具体的にどうするのかということいろいろ調べてみて、自治体として実際に民間の企業で産休に入られて、そして一定の休暇の後に復帰されたということを確認した後に応援しているという町が、事業者に対して応援をしているという事例が北海道の中であることも調べたらわかりました。でも、それだけではないだろうと思ひます。やはり企業も非常に、町長言われるようにこのご時世で企業経営は本当に大変だと思ひますから、一定期間、職員の休みを保障するというのは、いろんな保険制度だとか、そういったものを駆使しながらやっていかれるとは思ひますけれども、そういった国や道の支援も含めて、いっぱい研究していただいて、そして情報をしっかり提供して職場にまた戻れるよと、有能な人材がまた引き続き頑張っただけのよという環境をつくっていくことが、町にとっても財産だと思ひますし、企業にとってもいいと思ひますし、そして子どもがきちっとそこで育っていくという、子どもさんをもうけることができる保障になるということではないかと思ひますよ。ぜひ、この町で町長の公約の実現の中でもこれは大事なことだと思ひますので、ぜひ頑張

っていただきたいと思います。

それで、今回、雇用現状の調査の結果を出していただいて、今まで以上に非正規労働の調査などもされて、項目も10項目にふえたのですけれども、やはり一番肝心な経済状況というところでの数字が出てこない、あるいは有給・無給についての休業期間のこれはちょっと残念な気がするのですよね。もう少し踏み込んでこういったこともわかる調査をぜひ、調査した結果はぜひホームページなどで公開してほしい。というのは、もう幕別の方は大半帯広で仕事に行かれますよね。帯広の企業の雇用条件で働いている。帯広は、同じなのですけれども、うちもやっているから、毎年この11項目12項目やる、そこはそういう数字が町長お答えできませんと言われたことが、全部ここではお答えできるのですよ。だから、そういう、せっかく調査されるのですから、そういったところまで、要するに一人一人の経済状況、労働実態がどこまでいっているのかということがわかれば、また企業にも支援できるということになりますので、もう一步踏み込んだ調査をやっていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 先ほど答弁の中で3項目について調査を行っていないと、非常に私も心苦しかったわけでありますので、まずは調査をやるということは、現状を正確に把握するということが一つあります。そして、それを把握した中で分析をして対策、課題を見出して対策に使っていくということが必要でありますので、きちっとそういう対策に結びつくような調査というものをやってまいりたいというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○12番（中橋友子） 期待したいと思います。

もう一つは企業に対しての支援と直接雇用している、今回は公契約条例ということで挙げさせていただきました。これは働きながら子どもを育てるとというのが前段入りしましたので、4番目の質問ということでさせていただくのですけれども、公契約条例のこと先に申し上げますけれども、なかなかこれは大都市で、しかも工事金額の大きいところで、野田市が最初に始めてということで、私、このこと、もう数回にわたってこの場で触れさせていただいてきたのですよね。それで、北海道ではなかなか実らなくて、札幌市も議会で否決されるという状況もあったりしているのですけれども、要はどんな形になるのかは別にしましても、やっぱり町がお願いしている事業所、直接仕事をお願いしている事業所の方たちの中でも、こういった状況あるわけですから、ここを改善してほしいのだということでもあります。

それで、確かに法的に云々というお言葉もありましたけれども、この点でもその法律の問題は一番最初に野田市が制定するときに、ここも専門の弁護士や国と相談しながらクリアしてやっていったと。その結果、どんなふうにもその効果があるのかも含めて国会からも国会議員からも調査が入ったということもお話したことがあるのですけれども、皆さん、そういう努力をなされてその町に合った形に条例が、要するに目的に果たすための条例をどうつくっていくかということだと思えるのですよね。そういう点では、ずっと頑張って企業調査、1カ月仕事が終わったら、その後の結果を報告してもらおうとかということで努力はされてきているのですけれども、これだけ、いわゆる委託ですとか、それから指定管理も含めてですけれども、町の仕事を外にお願いするという状況が拡大されている、アウトソーシングですけれども、そういう状況がこれが縮小されていくのであれば、今、公契約条例を研究してくださいなんて言わないのですけれども、縮小されていかない、そして工事請負契約などはもう完全にこれはもう生涯お願いしていくということになりますから、そういうことを考えると、いろんな手法で研究をしていただきたい。全く否定されているわけではないと思いますので、そういうふうな受けとめたいとは思いますが、いかがですか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 公契約条例につきましては、全国で21団体が制定をしていると。そういう中において野田市ではかなり研究された上で条例を制定をしたということがありますけれども、ただやはり

依然として本当に法に触れることはないのかと、そういう疑問もあるわけでありまして、これは裁判になっていないので白か黒かははっきりはしていませんけれども、ただ疑わしきはやっぱりなかなかつくれないということも、我々としてはあるわけで、ただ一番問題は、実質的にきちっとした賃金が支払われる、そのことを保障するということだと私は思っておりますので、別にそれは公契約条例によらないまでも、特に委託業務においては、ある程度仕様書の中で3人雇ってください、その中の1人は社員です、2人はパートで結構です、そういう条件を示した中で、この社員なり2人のパートについては、月給あるいは時給何ぼ以上を支払うようにしてくださいという、そういった注文は私は可能でないのかなというふうに思っておりますので、これについて研究を進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○12番（中橋友子） ぜひ研究をしていただきたいと思います。委託に出すと、人件費というのが、これは人件費扱いではないのですよね。派遣労働もそうですけれども、物品になってしまうという、つまり人扱いではないのですよね。そういったことも法律の網をくぐって、うちの町ではないと思えますけれども、不当な安い賃金で働かなければならないという状況もありますので、ぜひ研究をしていただきたいと思います。

次、臨時職員の待遇改善なのですけれども、これにつきましても繰り返し求めさせていただいて、日給の職員の方たちの月給化、あるいは時給を単価を引き上げることなど努力をしていただきました。それで、さらにこの306人職員の方が、臨時職員の方がいらっしゃるという、ちょっと驚きなのですけれども、その職員の方の今まで専門知識を必要とする職種ということに限定といたしますか、重きを置いて日額から月額に見直されましたよね。今の段階でよしとされるのか、もう一步広げる必要がないのかというふうに思うのですよね。

幕別町の臨時職員の賃金規定など要綱を見ましたら、6カ月単位というふうになっていますよね。でも、実際には例えば学童保育の指導員だとか、6カ月で済まない、1年を通して働いていただいている方たちはたくさんいらっしゃるわけですよね。短い方もいらっしゃるのだと思うのですけれども。それで、そういったところの待遇改善は次の段階としてできないものなのか。職種は教育委員会にわたるもの、町部局の方いろいろいらっしゃると思うのですけれども、やっぱり全体の底上げをしてほしいというのが現場からも実際に声が上がっているのですよね。

例えばですよ、例えば学童の指導員などは、今、子どもさんふえているということでふえていますよね。こちらですね、そうですか、はい。そしたら、なかなか人が保育士と同じでお願いできないと。つまり日額なのですよね。それも学童の方というのは、もう本当に授業時間を省いてですから、いろんな勤務形態3パターンぐらいあって、そしています。休みのときも結構長いということになると、休みの影響なんかは、1カ月の給料に直接影響してくるのですよね。それで、なかなか大きい学童などは、いろんな年齢の人で頑張っていたきたいと思っても、そういう条件あるものだから、なかなか現役世代にはお願いできないと。つまり退職して年金を受けているような方たちでなければ、その方たちであれば、学童の賃金と合わせてやっていけるということがあって、年齢構成もすごく高くなってしまっていると。もっと言えば、隣の池田は月給制になっていますよというようなことも含めまして、いろんな声が出ていますので、もう一步踏み込んで改善に向けるというお考えは持っていただけないでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これは勤務条件につきましては、やはり公務を実施して中、行政サービスを提供していく中で、いかに良質のサービスを提供するか。そのためにはいかに専門的知識を持った方、経験を持った方を雇い入れるかにかかっているというふうに思っておりますので、そういう観点から非常に、今、特に専門職については十勝管内人材の奪い合いのようなそんなような状況になっているのかなというふうに思っています。したがって、絶対的というものではなくて、やはり相対的に比較しながらいかに来てもらえるような、いい人材に来てもらえるような勤務条件をつくり上げていくかと

いうことになってくるのだろうというふうに思っていますので、私は固定したものではなくて、やはりその行政サービスの質が落ちないようにするために、どういった賃金体系をすればいいのかという観点から見直しをしていきたいというふうに思っています。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○12番（中橋友子） もちろん行政のサービスの質は大事なのですが、やっぱり働いている人たちに一定の保障をするという考え方もあわせて持たなければいけないのではないのでしょうか。そうしないと、そうしないと、町長、笑わないでください、そうしないとね、いろんな現役世代の人たちの人にも働いていただけないとか、現状あるわけですから、両方あわせて改善に向けるということはどうですか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 私は全く働き手の立場というか条件を保障していないという思いではなくて、少なくともその前段には、最賃であるとか、近隣の町村の賃金状況がベースになって、決して私たちの町は悪い条件ではないというふうに思っております。そのところだけはちょっとまず押さえていただいた上で、なるだけ働いていただく方が気持ちよく働いていただくことも当然必要でありますので、そこら辺の働く人の気持ちということも考えながら、あとは優秀な人材をいかに集められるかという観点から見直しをしてみたいというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○12番（中橋友子） わかりました。特別休暇制度の見直しなども取り組まれるということから、総じて待遇が改善されることを期待したいと思います。

次、教育行政に入らせていただきます。

主に1点目は教育費、今の子育て支援の延長ということにもなりますが、教育費の父母負担の軽減について求めました。数字も挙げていただきまして、さらにハーモニカやジャージ、保護者の負担になっているものを検討されるということから、ここでは大いに期待させていただきたい、このように思います。

ここ、具体的な通告の中には入れなかったのですが、あわせて部活動などの、クラブ活動などのそれぞれの父母負担と申しますか、そういったものもかなり大きいというふうに保護者の皆さんから声をいただいています。そういった数字もし押しさえいられたら示していただきたい。そして、さらにそういうことも含めて補助教材費、こういった実際に学校で使うもの、部活動というようなものをあわせて負担の軽減に向かうことはできないか、お尋ねいたします。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 部活動費も含めてということなのですが、今ちょっと数字持っていないので。先ほど答弁でお答えさせていただいたとおり、いわゆる補助教材という以外のもの、今の部活動費も含めて非常に多くのものがあるかと思えます。例えばジャージ代とか、ほとんどの保護者の負担するもの、あるいは修学旅行費とか、そういうようなものもあるかと思えますので、私どもといたしましては、そういうものも含めて今検討しているところでございます。考え方といたしまして、総体のまず財政的な問題がありますので、町の財政的な制限があるので、限られた予算の中でまず第一に我々動かなければならないということ。ただ、そういう中で保護者にとって何が負担になっているか、保護者の方どういふことを補助してあげると喜ばれるのかというか、一番負担を軽くなったと感じられるのかということ。

もう一つは最後にちょっとこれは答弁の中で話させていただきましたけれども、学校間でとか個人間の公平の差というものが出てくる可能性があります。片っ方の学校では、こんなものを使っていないのに片っ方の学校では使っていると。かかっているからこっちを補助してあげましょうといったときに、かかっているほうの学校の保護者や何かにとってはちょっと公平性を欠くということになるので、できるだけ町内の学校の子どもたちが、みんな共通して使っているもの、共通してお金がかかっているもの、そういうものに対して、しかも保護者の方が負担感が重いなど思っているような

ことに対して、今、補助していこうかというようなことでちょっと組み立て検討しているところがございます。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○12番（中橋友子） もちろん公平感がなかったら、町の公金でやるわけですから、それは理解するところです。今、入学シーズン終わってもう3カ月、運動会のシーズンに入ってきたのですけれども、やっぱり新学期迎えるときの親御さんの負担というのは本当に苦しいものがありまして、制服です、ジャージは2枚ですとか、こういうふうになっていく。そうするとそこその学校で違うものがありながらも共通しているもの、例えばジャージだとか個々に示していただきましたけれども、そういったものところに目を向けていただくと保護者の方にとっては本当にありがたいことだというふうに思います。そういう点で頑張っていたきたいと思います。

それと、図書教諭、栄養教諭、これ共通していますので、一括で再質問なのですが、それぞれ幕別町頑張ってふやしてこられました。図書の司書の方もいます、学校に。それから栄養教員もいます。しかし、残念ながら専任でない。ここ、他の資料を見ても、ほとんど専任というのは、全くそれを主とする仕事につくと、それを主とする、ほかのことはしないというのはほとんど少ないのですよね。それで、ここでは道教委との関係、定数の配置との関係、そういうことがあってなかなか難しいのだというふうに私はとれたのですけれども、両方ともそういう点では専任を置ける体制をやったり道に求めることとあわせて、それまでの間、町で対応できないか、この二つに尽きるのですけれどもね。

といいますのは、図書の司書はそれこそ大規模校から何とか教科担任とは別に専任でやる、それぐらいの仕事はあるということが上げられていること。それから栄養教諭につきましては、これはもう本当に制度ができて、私、こんなに栄養教員の役割が高いというのは、制度ができてからわかったのですけれども、今、不定愁訴、それこそ本当に子どもの心、体がゆがんでいるというのが、子供白書の中で養護の先生方の全国のデータで上がってきています。そういうところに適切な対応をするためには、学校の教諭、そして養護教諭、そして栄養士さんと、この連携でやっていくのですね。そうすると本当に専門に学校にまで出向いて行って授業の中にも入っていくと。実際、頑張っているのですけれども、そこまでは至らないということがありまして、将来展望も見据えて、そういった方向に向かえないものかどうか、希望も含めてお尋ねしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 学校、司書教諭と栄養教諭の関係でございます。

先ほど答弁したとおり、まず第一に、これ学校司書教員につきましては、学校図書館法の中で規定されており、教職員の配置に関する、いわゆる標準法の中にはないものですから、教諭としてそれを専任の人間として置くということは、現在のところ町単独で例えば五、六百万円1人かけて全校に配置するとなると莫大な金額になりますので、現実的にはできないというのがあれです。

司書教諭、先ほど言いましたとおり、12学級以上の学校に配置義務、これは学校図書館法の中であって、しかもそういう教員については一般教員あるいは主幹教諭というか、学校にいる先生が兼任してやりなさいよというふうに法律上はなっているものですから、そういう体制をとらざるを得ないということでございます。

栄養教諭についても同じようなことで、北海道が県費負担、北海道の場合は道費なのですけれども、負担職員としてその基準は給食センター、調理場の栄養職員、いわゆる栄養士ですね、栄養士の方と兼任してやるというような規定になっており、道内の小中学校はもう全てそういうことになって、一部札幌市ですとか、大きいところは単独で何人か雇っている、雇用している例もありますけれども、そういう面で非常に現状では制度上厳しいというようなことがあります。そういうことで、私どもとしては答弁の中にも入れさせていただきましたけれども、北海道教育委員会連合会、教委連と言っていますけれども、教委連通してこれを、道・国に今要望していております。両方とも学校図書教諭、司書教員については標準法で位置づけてくれと、そして栄養教員についてはその配置の考え方を改善

していってくれということで要望しているところなので、引き続きそういう要望を行っていき
たいなと思っております。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○12 番（中橋友子） 以上をもって終わらせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 以上で、中橋友子議員の質問を終わります。

この際、15 時 20 分まで休憩いたします。

15：11 休憩

15：20 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、谷口和弥議員の発言を許します。

谷口和弥議員。

○15 番（谷口和弥） 通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

防災力の強化で、高齢者など要配慮者にとっても安心して暮らせる町に。

ことし 4 月 14 日と 16 日に熊本県で発生した震度 7 の大地震は、熊本県内の二つの断層帯の活動によるものと発表されています。甚大な被害をもたらしただけでなく、現在でも余震は頻回に継続し、これまでの間に、5 月 24 日までの間に震度 1 以上を観測する地震は、熊本県・大分県において 1,562 回発生、そのうち最大震度 3 以上の地震が 384 回発生しているなど、避難所での生活さえも脅かされる状況との報道がされているところであります。

6 月 1 日に熊本県災害対策本部が発表した被害状況等の速報によると、人的被害は震災関連死 20 人を含めて死者は 69 人、住家被害は熊本県だけで 12 万棟以上、避難者の数は 171 カ所の避難所に 7,863 人となっており、避難生活によるストレスや病気などの震災関連死により亡くなったと見られる人は 20 人に上っているとされています。

十勝にも足寄から幕別町忠類まで南北に分布する「十勝平野断層帯主部」と大樹から広尾に至る「光地園断層」があり、「平成 28 年熊本地震」は幕別町民一人一人が改めて災害の恐ろしさを確認する機会となったと思います。既に幕別町では、5 年前の東日本大震災を教訓に、「幕別町地域防災計画」に「減災の考え方を導入」「地震編を地震・津波編」に拡充するなど 2 度の一部修正を行ってきたところではありますが、この平成 28 年熊本地震における被災地の教訓を取り入れるなど、さらに災害に強く安全・安心に暮らせるまちづくりを推進していくことが必要と考えます。

ついては、以下の点について伺います。

①地域防災力の向上に関する計画の進捗状況について。

公区や事業所などの自主防災組織の組織状況や「平常時の活動」の取り組みに向けた状況をお伺いします。

自主防災組織の防災訓練の実施状況と平成 27 年度から 5 カ年計画で「幕別町地域自主防災計画」が開始されましたけれども、1 回目の訓練での状況や成果や教訓を伺います。

②要配慮者・要援護者の安全を確保する取り組みについて。

「避難行動要支援者名簿」の作成の進捗状況と避難場所の周知がどのように徹底されているか伺います。

平成 26 年 5 月時点では、「防災協定」を 39 の相手方と結んでいます。協定の内容や協定数が町民の実態に合わせて評価検証をしていく考えがあるのか伺います。

特に 3 法人と結んでいる「災害時における要援護者の緊急受入に関する協定書」では、「可能な範囲で要援護者の受け入れをする」とされていますが、どの程度の要援護者数の受け入れが見込まれる内容になっているのかを伺います。

以上であります。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 谷口議員のご質問にお答えいたします。

「防災力の強化で、高齢者など要配慮者にとっても安心して暮らせる町に」ついてであります。

平成 23 年の東日本大震災においては、被災地全体の死者数のうち 65 歳以上の高齢者の死者数は約 6 割であり、障がい者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約 2 倍に上ったと報告されております。

こうした東日本大震災の教訓を踏まえ、平成 25 年の災害対策基本法の改正において、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援が行われるよう求められており、高齢者などの要配慮者が安心して暮らせるような取り組みを進めることが重要であると認識いたしております。

ご質問の 1 点目、「地域防災力の向上に関する計画の進捗状況について」であります。

初めに、自主防災組織につきましては、現在、114 公区のうち 41 公区で組織され、組織率は 35.96% であります。町の全世帯数に対する組織されている公区の世帯数の割合では、58.31% となっております。

自主防災組織は、防災・減災を図るためにも重要な組織であると認識いたしており、今後ともその組織化を推進していくためにも、公区長会議などの機会を捉え、未組織公区に対し働きかけを行ってまいりたいと考えております。

事業所の防災の取り組みにつきましては、消防法の消防計画の策定が必要となる町内の 160 余りの事業所において、地震も含めた避難訓練が実施されております。

自主防災組織の平常時の活動についてであります。防災用資機材の整備や出前講座等による防災知識の習得のほか、「自助」「共助」の取り組みによる避難行動を中心とした地区防災訓練を、平成 26 年度に 15 組織で、昨年度には 4 組織で実施されております。

次に、「幕別町地域自主防災訓練」についてであります。

昨年の訓練は、参加者それぞれが地震後の行動確認をした後に、要配慮者の支援や安否確認を実践しながら避難所まで避難する「避難訓練」と、避難所の開設、運営手順を確認する「避難所への入所訓練」の二つの訓練を実施し、「自助」「共助」「公助」それぞれの役割についての確認を行ったところであります。

訓練に際しましては、公区や自主防災組織の役員で構成する実行委員会において会議を重ね、全体計画等を作成していただきましたことから、住民主体の訓練を無事終えることができました。

この訓練の成功がこれからの幕別町地域防災訓練の基礎・手本となりましたこと、そして参加された住民一人一人の防災意識の向上につながったことが大きな成果であると考えております。

さらには、7 公区で組織した実行委員会においても、共同で訓練を実施したことを一過性で終わらせることなく、広域的な自主防災組織としてこれからも継続して活動していくこととし、本年 5 月 20 日に「南小公区連携防災協議会」として正式に設立されましたことから、地域の防災力の向上にもつながっていくものと考えております。

参加者からいただいた意見では、「自助、共助、公助の力が災害時に十分発揮できるように今後も防災訓練の必要性を感じた」、また、「本当に地震が発生した場合に同じように行動できるか自信はないが、繰り返し訓練することで身につけていくと感じた」などの声があり、自助、共助、公助の連携の重要性や日ごろの訓練の大切さを再認識していただきました。

一方で、「避難所内において、訓練趣旨の説明やアナウンスの声が会場の混雑などで聞きづらい、聞こえない」という意見が多数ありましたことから、今後の訓練において改善してまいりたいと考えております。

ご質問の 2 点目、「要配慮者・要援護者の安全を確保する取り組みについて」であります。

初めに、「避難行動要支援者名簿」の作成の進捗状況についてであります。

荒議員のご質問の際にもお答えさせていただきましたが、昨年 4 月に「避難行動要支援者避難支援マニュアル」を策定するとともに、同マニュアルに基づき、「避難行動要支援者名簿」を作成いたしております。

今後は「避難行動要支援者名簿」の精査を進め、順次同意を得た上で、消防や警察、公区・自主防災組織や社会福祉協議会など関係機関に名簿を提供し、要配慮者・要援護者が安全に避難をするための支援が受けられるよう、実効性を高めてまいりたいと考えております。

指定避難所の周知につきましては、全戸配布している防災のしおりや自主防災組織で策定している地区防災計画により行っておりますが、今後は、要配慮者・要援護者の方に同意をいただく際にも、本人はもとより援護者にも周知を徹底してまいりたいと考えております。

次に、防災協定の内容や協定数を町民の実態に合わせ強化・検証する考えについてであります。

現在、協定を締結している企業等の数は43件となっておりますが、今後においても協定締結企業と連携を密にし、災害時に迅速かつ効果的に対応ができるよう協定内容の精査に努めますとともに、新たに協力いただける企業等との協定締結についても検討してまいりたいと考えております。

「災害時における要援護者の緊急受け入れに関する協定書」における要援護者の受け入れ可能人数につきましては、相手方との具体的な協議調整がなされていないことから、今後、受け入れ可能人数の調整など、協定の精査、見直しについて早急に協議を進めてまいりたいと考えております。

以上で、谷口議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 谷口議員。

○15番（谷口和弥） それでは、再質問をさせていただきたいと思っております。

その前に、今回、熊本大地震、そういう大きな地震があった中で、5人の議員がこの一般質問に防災の関係で臨んでいるところであります。質問の重複については、会派の中では調整しましたがけれども、この質問の中で重なっている部分については、質問をしないというふうにしたいと思っております。

一つ目の質問のさきの自主防災組織の組織状況等についてと、それから②の避難行動要支援者名簿の作成進捗状況その他については再質問をしないで、ほかのところでも質問をさせていただきたいというふうに思います。

それでは、幕別町地域自主防災訓練のことです。

ご答弁いただきましたけれども、報告書も見せていただきましたけれども、大変立派な取り組みで、今の町長の答弁からも成功したということの言葉で表現されているところであります。7公区の実行委員会の皆さんが実行委員会を組織して、そして関係団体や町職員、実施されたということになっておりますけれども、心から敬意を表したいなというふうに思っているところであります。

それで、そういうことでありますけれども、そういうふうな思いでありますけれども、一部確認や提案もさせていただきたいというふうに思っているところであります。

確認といえますのは、やっぱりどれだけの方が参加したかということは、一つの成功の目安になるのだと思うのです。今回260人が参加したということが、ほかの議員への答弁で数字いただいておりますけれども、この人数がどうだった、この人数についてはどういうふうに評価をしているのかということ。それから、町職員が参加しているということになりますけれども、参加は十分な数できたのかということ、この2点をお尋ねしたいと思っております。

○議長（芳滝 仁） 防災環境課長。

○防災環境課長（天羽 徹） 防災訓練でございますけれども、平成27年から5カ年で実施するべく防災訓練計画を策定しております。その初年度が昨年度の防災訓練でございます。参加人数は266名という参加で実施したわけでございますけれども、詳細を申し上げますと、住宅から一時避難場所までの参加は365名と、そこから指定避難場所である南小学校までが266名という参加状況になっております。266名の参加は、対象公区の数からしてみれば、約1割の参加ということでたくさんの方に参加していただいたというふうに考えているところでございます。ことし以降4年防災訓練あるのですけれども、もっともっと参加していただけるよう町としても努力していきたいなというふうに考えているところでございます。

あと職員の参加でございますけれども、災害対策本部といたしまして役場には対策本部を設けなかったのですが、現地のテントの中で対策本部ということで2名、そして同じ現地ではございますけれど

も現地対策本部ということで14名、避難所担当職員ということで13名の参加をもって実施しているところでございます。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 谷口議員。

○15番（谷口和弥） もう一点お尋ねしたいと思います。

今回の参加者のところの報告書を見ますと、年齢別の、また男女別の状況なども紹介されているところであります。気になったのは日曜日の開催ということでありましたけれども、やっぱり若い人の参加が思わしくなかったのではないかなというふうに思います。50代、60代、それから70歳以上を合わせて一時避難場所ということ言えば、73%の人がそういう年代の人であったと。そして、避難所までの移動82.6%が50歳以上だった。ほとんど50代以上で、40代、30代、20代、そういったことの参加はなかったのだということがわかるわけでありまして。どのような参加の周知をされたのかということ、お尋ねしたいと思います。

それからもう一つ、一時避難場所の時点で、要支援者は14人ということでありました。避難所にはこのうち12人が移動したということになってくるのだということが読み取れました。割合で言ったらば、本当に4%ぐらいで、この割合だから訓練にならなかったというようなことにはもちろんならないわけでありましてけれども、もっと多くの要支援者の方が参加していただくことは必要であったのではないかなと思うのですけれども、その点の考えについてお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（境谷美智子） この自主防災訓練については、実行委員会を立ち上げたときに、各公区での周知等々も含めて大きな段階で町として広報に1度載せましたけれども、それ以後は、・・報告書の中でも見ていただいたかと思いますが、この報告書に各公区ごとの反省、何ていうのですか、報告書も載せていただいて、その中で各公区がどのような周知をしたのかということも載せていただいております。例えば回覧板でやった公区もあります、一軒一軒にチラシを持って回った公区もあります。各公区の実情に合わせて公区で実施いただいたというふうにしております。

それと、要支援者の方の参加ですけれども、今回、第1回目としてさせていただいた札内南の公区というのは、もともと自分たちで南小学校を対象にする全公区ではなかったのですが、その公区の幾つかの公区で既に過去に何年も前からこの公区共同の防災訓練等々を重ねている地区でもあったことから、要支援者に関しましても、非常に細かく地区で把握もされているという事実も私たちが教えていただきました。その中で、お一人お一人の状況も確認した上で避難を決めたということなので、今回については、そのあたりどういう状況だったかということも反省にも出てきますけれども、その辺を踏まえまして次の今年度以降の計画に生かしていけるようないい実施ができたというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 谷口議員。

○15番（谷口和弥） 状況はわかりました。今までの前例もあって、今回やった公区の中の全部ではないのかもしれませんが、大きなところでは要支援者に対応することもちろんとする上で、将来性の含みももちろんあってということでありませぬ。

この幕別町地域自主防災訓練でありますけれども、5カ年計画ということは一般質問の中でも何度も聞いておりますけれども、27年度、去年は1避難所で7公区でやった、ことしは10月にまた3避難所で25公区が参加するということがあります。そして、今回は災害対策本部も設置されて、本部情報連絡室も設置されて、そして札内地域情報連絡室も設置されてという、本当に実践さながらの本当に地震が起きたときに、町がセンターになって采配を振るう、そういう大きな取り組みになるということに感じています。この今回も引き続き成功することに大変期待を寄せているところでありますが、そして29年度は4避難所22公区、30年度は7避難所10公区、そして忠類地区、31年度は2避難所9公区となっているわけでありましてけれども、いや、やっぱり今もちょっと前に地震があったりしましたけれども、5カ年計画でやるというところで、一刻も早く全ての、今回は市街地を中心という

ことでありましたけれども、この避難、自主避難訓練を終えることということの必要性があるのではないかなというふうに感じているところなのです。

ことしについては、もう3避難所でやるということはまだ迫っていますし、なかなか難しいのかなと思うのですけれども、来年度以降、今回もことしも同じ日でやるということに大変意味があるのだと思うのですが、少し避難所ごとにずらしてでも5カ年ではなくて4年、あるいは3年で終わらすようなそういうことが求められてくるのではないかなと思うのですけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（境谷美智子） 今回この計画に関しましては、5カ年で市街地区を回るということで計画しております。ご承知のとおり避難訓練、こういう防災訓練というのは1回やったからそれで終わりではないということで、積み上げていくことが重要である。今回も答弁の中に、町長答弁していただきましたけれども、昨年やった公区がことし以降もそこで続けていくことで毎年積み上がっていく、そこにも協力していきたいという思いもあるものですから、年を追っていくごとにそういう公区が広がりを見せていくということで、初めてやる公区は1公区ずつ、1公区というか、この計画どおり対応させていただきながら、積み上げたところにも丁寧にかかわっていきたいということで、この計画で進めさせていただきたいと思っております。

○議長（芳滝 仁） 谷口議員。

○15番（谷口和弥） 今回の答弁の中身については理解もできる場所なのですけれどもね。やっぱり必要性のある場所なのだというふうにも思うのです。もちろん今回でき新しくでき上がった南小公区、連携防災協議会がこの1回で終わらず、もちろんこの協議会の皆さんがこれからも継続して活動するのだということの決意の中でつくられたわけですから、いろんなことが、活動があるのだというふうに思いますけれども、やはり1回目、こういうふうに町の計画の中で大がかりにやるということは、町内で自主的にちょっとやってみるというとはまた違う、そういう重みがあって、なかなか自主防災組織の設置のことはほかの議員も出しておりますけれども、きっかけができないということの中では、大きなきっかけになるのだというふうに思うものですから、このことについては、今ここで3カ年あるいは4カ年でやってみてはということの提案はさせていただきますけれども、中でまた検討していただいて、早くに済ませてしまうという、多くの町民がこの全体的な訓練を経験するということになるように検討していただきたいなというふうに思います。よろしいでしょうか。

それでは、二つ目のところ、3法人と結んでいる災害時における要援護者の緊急受け入れに関する協定書にかかわって質問をさせていただきたいというふうに思います。ご答弁では相手方との具体的な協議調整がなされていないことから、今後なのだというところのご答弁をいただいたところでありました。

この質問をさせていただくに当たって、3法人あるわけでありましてけれども、この中身の協定は。そのうち二つの法人のしかるべき立場の方と、ちょっと懇談もさせていただいてお話をさせていただきたいというふうに思います。この協定は福祉避難所から要請を受け入れてくださいよと、可能な限り受け入れてくださいよということが一つ大きな柱で、それからさまざまな備蓄物、これらも幕別町やそれから法人のほうで足りなければそれを補い合う、そういう中身がこの協定書の大きな柱でありますけれども、例えば札内地域と、それから忠類地区に老人福祉施設を持つところの法人の方に聞きますと、なかなか大変な状況が、その法人が災害に遭ったときに大変な状況が想定されるということがわかりました。

具体的には、一番最初にオープンしたのが昭和54年に50床の、50ベッドの特養でスタートしているわけでありましてけれども、耐震基準が変わる前の建物が平家なので特に指導がなくそのまま残っていて、今も50ベッドそのまま使われているのだと。地震があるときにはまずそのところどうなるかということの心配があるのだということや、それから食料についても1日分は確保してありますよ、だけど、それはもう自分のところに、入所している方々の分を確保するのが精いっぱい、ほかの方の受け入れ云々ということにはちょっと今想定できない。

そしてもう一つ、これはどこもそうなのですから、介護力不足なのですね。職員が足りない、応募してもすぐ補充できない、そういうことの中では近年増床もされているところでもありますけれども、フル稼働に至っていないのだということの中では、今も申し上げましたように、こちらのほうとしては福祉避難所で支援が一定必要な方で、そっちに移ったほうがいいなと思ってやりとりがどうかということの打診があるのだけれども、結局それに応えるという体制がないのだということをおっしゃっていて、むしろ建物が傷んだとなれば逆に福祉避難所が受け入れたらだめだという、ちょっとこちら側とまた違う、そういうことになってしまっているのです。

それから高齢化率の高い本町地域に特別養護老人ホームを持つ、これも法人の方のお話ですが、一応小規模多機能のショートステイの施設や、それから本体の一つショートステイ用として持っているベッドを活用する、合計10あるということでおっしゃっていたのだけれども、でも熊本の益城町の特養のことがテレビで紹介されたりしましたけれども、要は近くの人たちが避難を求めてきてそれを断るということにならなくて、ふだんのデイサービスのスペースなどにもたくさんいたというのがずっと続いていたのです。そのことによって、デイサービスの利用が稼働できなくなってしまって、ほかの避難所にいる人、それから自宅で生活している人、そういった人が通ってこれなくなってしまって、そしてADLが下がっていったというようなことなどあるものですから、本来これはとめてはならない施設、まず真っ先に日常的に使っている小規模多機能の利用者の方が使えるよといったところのスペースは先に埋まってしまうのではないかなというふうに思うわけです。そうすると、交流スペースしかないのだ、そういうことになってくるのです。

さきの法人に戻りますけれども、やっぱり交流スペースしか提供する場所はないということ、それから忠類地域の特養については、入る余地は受け入れるスペースがありませんということをおっしゃっていました。

つまり、私が言わんとしていることは、そうやって、ひとつ、とりでとして協定を結んでいるのでありますけれども、実態としてはかなり厳しい状況があるのだということ。このことを踏まえて、おとこのこの協定についての質問でもいろいろとこれから修復していくのだということのお話ありましたけれども、このように本当に肝心かなめのところで大変だということをお伝えしたいと思えます。

このような状況なのですから、どうですか、ご意見や感想があればお聞かせいただけませんか。
○議長（芳滝 仁） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（境谷美智子） 確かに、おっしゃっていただいたように通常の避難所のような形でそこに近所の方が行ったりとかという、緊急時の何時間までの間にはそういうことはあると思うのですが、うちのほうの想定としては、きちんと避難していただくのにふさわしい場所に移っていただくようなことをしていくのと、この特養の協定と、協定の中見ていただくとわかるのですが、医療に関する協定としているこの二つについては、やはり直接的医療や介護を必要とする人をどうしてもそういう通常の避難所では見ることが困難である人という想定です。

この協定をした際には、その選定として、例えば今議員がお話をさせていただいた、一法人、二法人でも、例えば広域ではショートベッドが6台、それぞれの地域密着型では1台ずつ、もう一つの法人では1台とかという、そのあたりも話をさせていただきながら、本当に寝たきりで例えば福祉避難所等々でも寝ているのが困難であるという、そう想定された人のお互いの助け合いの中で願いますということで協定を結んでいます。

確かに前段も申し上げましたとおり、詳細なところまで詰めていないのが現状でしたので、今後そのあたりも含めて。本当にどこも大変だというのは同じだと思いますけれども、その中で、そこにいることが最もふさわしく、そこで助けてほしいという人が、それぞれのやりとりの中で助け合っているような、そういう協定にしていきたいと思えます。

○議長（芳滝 仁） 谷口議員。

○15番（谷口和弥） 本町地域の特養の施設は、ことしの防災訓練の避難場所のすぐ隣接したところに

あって、非常に連携もとりやすい、そういう利便性の高いところなのだというふうに思います。そのこともありますし、実際、施設のほうの現状もある、この協定の見直しについては早急に行って、そして10月の防災訓練のときには、本町地域、うまくその辺もリンクさせて成功させていただきたいなというふうに思います。

それで、そういうことがあるものですから、そこの福祉施設に行く前のところの福祉避難所が大変重要になってくるのだらうなというふうに思うわけでありまして。13の福祉避難所が指定されている、改めて、さきの質問の中で答弁も少しあったのですけれども、この福祉避難所の指揮系統やどういう体制で運営されるのかということを変更して確認させていただきたいというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（境谷美智子） 基本的にはそれぞれの避難所に避難した上で福祉の避難所を開設することとなります。対策本部のそれぞれの組織の担当課での役割として福祉や医療に関することということで担当課も位置づけておりますので、そこが本部の指示を受け、その担当課がその福祉避難所の運営のトップに立つという形でやっていくこととしております。

○議長（芳滝 仁） 谷口議員。

○15番（谷口和弥） 先ほども申しあげましたように、福祉避難所の介護力もなかなか高いものが要求されるのではないかとということの中では、職員の配置や、それからさまざまなボランティア組織なんかの育成なんかも日常的にやる中で、手が、人の手を借りないとならない、そういう立場の方も安心して暮らせるようなそういう福祉避難所にしていただきたいと思いますというふうに思っているところでもあります。

そして、協定の拡充のことについても、おとといの一般質問の中でありましたけれども、食料品のことなどもありましたけれども、やはり布団に寝る、床の上に寝るのだということの中では、ベッドがあればそれにこしたことはない、しかしながら施設にはないということであれば、そういうことの物の確保できるような、そういうところとの協定もやっぱり進めていくことが必要ではないかなという思いの中で、この説明をさせていただきました。この幕別町にはないのだけれども、近郊のところでもそういったことが、幕別町の事業所にもベッドがすぐ、あるいは福祉用具がすぐに来る、すぐ来るということがどうなのかわかりませんが、そういう道筋の協定も結んでおくことが必要でないかというふうに思いますので、今回のその拡充、修正の中では、そういったことも含めて検討していただきたいと思いますというふうに思っています。その辺はいかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（境谷美智子） まず備品の中にも緊急に早急に備えるということでマットですとか、それからポータブル型の障がい者の方も使えるトイレとか、そういう備蓄もしております。その他こういう大きな地震を何度も経てきているので、企業が備蓄をするまでもなく連絡1本でそういうことをしますよというふうに手を挙げてくださっている企業の情報も、きちんとこちらで整理しながら、何日間ぐらいでどういうことがそろえていけるのかということも含めて今準備をしているので、本当の緊急な緊急のときの分ぐらいは、マットとか含めて簡単なもので準備はしております。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 谷口議員。

○15番（谷口和弥） わかりました。安心して要援助者が暮らせるように、そのところのしっかりつけていただきたいと思います。

最後になりますけれども、きのうもメールで十勝総合振興局から熊本の介護者の派遣、支援についてそういったことが届いているところでもあります。要するに現地の介護施設が人が足りないと、助けてくださいよということが高橋はるみ知事の名前で来ているわけですね。交通費は熊本県持ち、そしてそこでの人件費はその派遣された施設のところでなんていうことがあったりします。幕別町の介護施設がそういったことで名乗りを上げるということは、なかなか難しいのかなと思うのですけれども、例えば町職員のしかるべきライセンスの方が行ってと、そして現地のいろいろな情報も含めて、それ

でこの町に持ち帰って、この町の防災計画の強化に生かしてもらいたいようなそんなことがあったらいいのかなど、そんな思いの中で、今お話しさせていただいておりますけれども、そのことの計画などはいかがなのでしょう。

○議長（芳滝 仁） 総務課長。

○総務課長（武田健吾） 職員の派遣の関係でございますけれども、ただいま庁内の各部署に派遣可能な人員をそれぞれ挙げてもらいまして、現在のところ7人派遣可能ということで、これについては道町村会のほうに報告しております。その中に保健師も含まれての報告となっております。

○15番（谷口和弥） 終わります。

○議長（芳滝 仁） 以上で、谷口和弥議員の質問を終わります。

これで、一般質問を終結いたします。

[陳情取り下げ]

○議長（芳滝 仁） 日程第3、陳情第1号、「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、子どもの貧困解消など教育予算確保・拡充と就学保障の充実、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善に向けた意見書」の提出を求める陳情書の取下げ」についてを議案といたします。

お諮りいたします。

陳情第1号については、お手元に配付した取り下げ書のとおり、陳情者から取り下げたいとの申し出がありました。

これを許可することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第1号の取下げは、許可することに決定いたしました。

[散会]

○議長（芳滝 仁） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、あすの会議は、午前10時から開会いたします。

16:03 散会

第2回幕別町議会定例会

議事日程

平成28年第2回幕別町議会定例会
(平成28年6月17日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
13 藤谷謹至 14 田口廣之 15 谷口和弥
(諸般の報告)
- 日程第2 議案第47号 幕別町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例
日程第3 議案第48号 幕別町保育料条例の一部を改正する条例
日程第4 議案第49号 幕別町立へき地保育所条例の一部を改正する条例
日程第5 議案第50号 幕別町忠類へき地保育所条例の一部を改正する条例
日程第6 議案第51号 幕別町立学童保育所条例の一部を改正する条例
日程第7 議案第52号 幕別町国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例
日程第8 議案第53号 幕別町辺地総合整備計画の変更について
日程第9 議案第54号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
日程第10 議案第55号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について
日程第11 議案第56号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について
日程第12 陳情第5号 「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、子どもの貧困解消など教育予算確保・拡充と就学保障の充実、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善に向けた意見書」の提出を求める陳情書

会議録

平成28年第2回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成28年6月17日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 6月17日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (20名)
議長 芳滝 仁
副議長 藤原 孟
1 板垣良輔 2 荒 貴賀 3 高橋健雄 4 小田新紀 5 内山美穂子
6 小島智恵 7 若山和幸 8 小川純文 9 岡本眞利子 10 東口隆弘
11 野原恵子 12 中橋友子 13 藤谷謹至 14 田口廣之 15 谷口和弥
16 千葉幹雄 17 寺林俊幸 18 乾 邦廣
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 飯田晴義 副 町 長 川瀬俊彦
教 育 長 田村修一 代 表 監 査 委 員 柏本和成
企 画 総 務 部 長 菅野勇次 教 育 部 長 山岸伸雄
会 計 管 理 者 原田雅則 経 済 部 長 田井啓一
住 民 福 祉 部 長 境谷美智子 札 内 支 所 長 坂井康悦
建 設 部 長 須田明彦 忠 類 総 合 支 所 長 伊藤博明
政 策 推 進 課 長 山端広和 糠 内 出 張 所 長 阿部麗子
地 域 振 興 課 長 小野晴正 総 務 課 長 武田健吾
こ ども 課 長 杉崎峰之 保 健 福 祉 課 長 金田一宏美
学 校 教 育 課 長 高橋修二
- 7 職務のため出席した議会事務局職員
局長 細澤正典 課長 澤部紀博 係長 佐々木慎司
- 8 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
13 藤谷謹至 14 田口廣之 15 谷口和弥

議事の経過

(平成28年6月17日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（芳滝 仁） これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（芳滝 仁） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（芳滝 仁） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、13番藤谷議員、14番田口議員、15番谷口議員を指名いたします。

[付託省略]

○議長（芳滝 仁） お諮りいたします。

日程第2、議案第47号から日程第11、議案第56号までの10議件については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、日程第2、議案第47号から日程第11、議案第56号までの10議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（芳滝 仁） 日程第2、議案第47号、幕別町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例から日程第6、議案第51号、幕別町立学童保育所条例の一部を改正する条例までの5議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第47号、幕別町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例、議案第48号、幕別町保育料条例の一部を改正する条例、議案第49号、幕別町立へき地保育所条例の一部を改正する条例、議案第50号、幕別町忠類へき地保育所条例の一部を改正する条例、及び議案第51号、幕別町立学童保育所条例の一部を改正する条例につきまして、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の4ページ、議案説明資料1の1ページをお開きください。

これら5件の議案につきましては、いずれも子育て支援の拡充化を図ろうとするものであり、改正内容に関しては、同様のものとなります。

一つ目としては、子ども・子育て支援法施行令の一部改正に基づき、ひとり親世帯や多子世帯の保育料の軽減について、軽減対象世帯の拡大化及び軽減額の拡大化を図るものであります。

二つ目としては、幕別町独自の子育て支援策であり、未婚の母または父の世帯の保育料について、その世帯を寡婦世帯とみなし、寡婦控除などの適用をさせた場合の町民税所得割をもって、保育料の算定をするというものであります。

はじめに、議案第47号、幕別町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例についてであります。

議案説明資料1の1ページをご覧ください。

以下、条文に沿ってご説明いたします。

はじめに、別表第1、保育料金表の下段の備考1についてであります。いわゆる「みなし寡婦」について、新たに規定を追加するものであります。

市町村民税の課税に際しまして、軽減措置を受けられる寡婦については、婚姻後に夫または妻と死別、離別した者と規定されているため、未婚の母及び父についてはこの適用を受けることができません。

これにより、市町村民税を基に算定する保育料についても不均衡が生じているため、これを解消するために未婚の母及び父について、地方税法上の寡婦とみなして計算した市町村民税の額を基に算出するよう改めるものであります。

なお、この「みなし寡婦」の適用については、法令改正によるものではなく、幕別町独自の施策であります。

2ページをご覧ください。

次に、備考4についてであります。ひとり親世帯や要保護世帯などに対する保育料の軽減を拡大するものであります。

現行では、ひとり親世帯などに対する軽減措置については、その対象を保育料金表の第2階層以下の世帯と規定していますが、子ども・子育て支援法施行令の改正に伴い、その軽減対象世帯の範囲を市町村民税所得割課税額77,100円以下の世帯いわゆる第3階層までに拡大するものであり、第3階層の保育料については、現行の保育料の半額とするものであります。

次に、備考5についてであります。いわゆる多子世帯に対する保育料の軽減措置であり、前段の規定については文言整理であります。後段の3ページの2行目以降のただし書きについては、ひとり親世帯等の保育料に関して、備考4の規定により軽減される保育料を、さらに軽減するという内容であります。

次に、備考6についてであります。備考5の多子軽減措置に関して、対象児童の拡大化などを図るものであります。

幼稚園利用にかかる保育料の多子軽減判定の児童数については、現行では、小学3年生以下で、幼稚園等に入所または小学校に就学している児童の数としていますが、子ども・子育て支援法施行令の改正に伴い、市町村民税所得割課税額が77,100円以下の世帯では、年齢の制限や施設利用の制限を撤廃し、生計を一にする子どもの数に拡大化するものであります。

また、軽減後の保育料については、第2子は保育料の半額、第3子以降は無料とするものであります。

さらに、備考6の5行目以降のただし書きについては、ひとり親世帯等の保育料に関して、市町村民税所得割課税額が77,100円以下の世帯にあつては、第2子以降から保育料を無料とするものであります。

なお、本条例改正に伴う保育料への影響額については、多子軽減にかかるものが児童数4人、影響額おおよそ16万円、ひとり親などにかかるものは、影響額がないものと試算しているところであります。

次に、議案書の5ページの下段をご覧ください。

附則についてであります。この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用とするものであります。

次に、議案第48号、幕別町保育料条例の一部を改正する条例についてであります。

議案説明資料1の5ページをご覧ください。

別表第1、保育料金表についてであります。就学前児童が利用する幼稚園などの教育施設利用にかかる料金表であります。

この表については、議案第47号、幕別町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例と同様の改正内容となっております。

備考1については、いわゆる「みなし寡婦」について、新たに規定を追加するものであります。

6ページをご覧ください。

備考4については、ひとり親世帯や要保護世帯などに対する保育料の軽減を拡大するものであります。

現行では、第3階層の軽減額は1,000円ですが、さらに半額とするものです。

備考5については、現行の規定の文言整理などであります。

7ページの下段をご覧ください。

備考6については、多子軽減措置の拡大化であります。

8ページをご覧ください。

別表第2、保育料金表についてであります。保育所などの保育施設利用に係る料金表であります。

9ページをご覧ください。

備考1については、別表第1と同様で、いわゆる「みなし寡婦」について、新たに規定を追加するものであります。

備考5については、ひとり親世帯や要保護世帯などに対する保育料の軽減を拡大するものであります。

第4の1階層と第4の2階層を新たに軽減対象とするものであります。

また、軽減額については、現行では1,000円ですが、さらに半額とするものであります。

10ページの下段をご覧ください。

備考6については、現行の規定の文言整理であります。

11ページをご覧ください。

備考7については、多子軽減措置の拡大化であります。

保育施設利用にかかる多子軽減判定の児童数については、現行では、小学校就学前で保育所、幼稚園、認定こども園などに入所している児童の数であります。市町村民税所得割課税額が57,700円以下の世帯では、年齢の制限や施設利用の制限を撤廃し、生計を一にする子どもの数に拡大化するものであります。

また、軽減後の保育料については、第2子は保育料の半額、第3子以降は無料となります。

さらに、備考7の6行目以降のただし書きについては、ひとり親世帯等の保育料に関して、教育施設利用と同様に、市町村民税所得割課税額が77,100円以下の世帯にあつては、第2子以降から保育料を無料とするものであります。

なお、本条例改正に伴う保育料への影響額につきましては、多子軽減にかかるものが児童数38人、影響額およそ211万円、ひとり親などにかかるものが児童数19人、影響額およそ161万円と試算しているところであります。

議案書の10ページをご覧ください。

附則についてであります。この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用とするものであります。

次に、議案第49号、幕別町立へき地保育所条例の一部を改正する条例についてであります。

議案説明資料1の12ページをご覧ください。

別表、保育料金表の下段の備考1についてであります。いわゆる「みなし寡婦」について、新たに規定を追加するものであります。

13ページをご覧ください。

備考4については、ひとり親世帯や要保護世帯などに対する保育料の軽減を拡大するものであります。

14ページをご覧ください。

備考5については、現行の規定の文言整理であります。

備考6については、多子軽減措置の拡大化であります。

議案第48号の保育施設利用の場合と同様の内容であります。

なお、本条例改正に伴う保育料への影響額につきましては、多子軽減にかかるものが児童数7人、

影響額およそ 65 万円、ひとり親などにかかるものは、影響額がないと試算しているところであります。

議案書の 13 ページをご覧ください。

附則についてであります、この条例は、公布の日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用とするものであります。

次に、議案第 50 号、幕別町忠類へき地保育所条例の一部を改正する条例についてであります。

議案説明資料 1 の 16 ページをご覧ください。

別表保育料金表についてであります、次のページの最上段の備考 1 については、いわゆる「みなし寡婦」について、新たに規定を追加するものであります。

備考 5 については、ひとり親世帯や要保護世帯などに対する保育料の軽減を拡大するものであります。

18 ページをご覧ください。

備考 6 については、現行の規定の文言整理であります。

19 ページをご覧ください。

備考 7 については、多子軽減措置の拡大化であります。

議案第 48 号の保育施設利用の場合と同様の内容であります。

なお、本条例改正に伴う保育料への影響額については、多子軽減にかかるものが、児童数 2 人、影響額およそ 5 万円、ひとり親などにかかるものが児童数 1 人、影響額およそ 6 万円と試算しているところであります。

議案書の 16 ページをご覧ください。

附則についてであります、この条例は、公布の日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用とするものであります。

次に、議案第 51 号、幕別町立学童保育所条例の一部を改正する条例についてであります。

議案説明資料 1 の 20 ページをご覧ください。

別表第 2、保育料減免基準表についてであります、備考 3 については、いわゆる「みなし寡婦」について、新たに規定を追加するものであります。

議案書の 17 ページをご覧ください。

附則についてであります、この条例は、公布の日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用とするものであります。

なお、このたびの子育て支援の拡充化を図ることにつきましては、幕別町次世代育成支援対策地域協議会におきまして、賛同をいただいているところであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 47 号、幕別町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 48 号、幕別町保育料条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 49 号、幕別町立へき地保育所条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 50 号、幕別町忠類へき地保育所条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 51 号、幕別町立学童保育所条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 7、議案第 52 号、幕別町国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長(川瀬俊彦) 議案第 52 号、幕別町国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の 18 ページ、議案説明資料 1 の 22 ページをお開きいただきたいと思います。

本条例につきましては、本町における国営土地改良事業の負担金の利率について、今般、土地改良法施行令が改正されたことに基づき所要の改正をさせていただくものであります。

議案説明資料 1 の 22 ページをご覧ください。

以下、条文に沿いましてご説明いたします。

第 5 条第 2 項の第 1 号から第 3 号までの規定につきましては、国営土地改良事業の負担金を元利均等年賦支払により支払う場合の方法に関して定めているものであります。

このたび、土地改良法施行令の改正により、償還利率については最近の金利動向を踏まえて適宜に見直すこととされたことから、利率を「年 5 パーセント」から「国債の利率を基礎として農林水産大臣の定める率」に改めるものであります。

次に、議案書に戻りまして、18 ページをご覧ください。

附則についてであります。施行期日を公布の日からとし、平成 28 年 4 月 1 日から適用とするものであります。

なお、土地改良法第 85 条第 1 項に規定する国営土地改良事業に係る負担金でその支払期間の始期が平成 27 年度以前であるものの利率については、なお従前の例によるものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長(芳滝 仁) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第53号、幕別町辺地総合整備計画の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長(川瀬俊彦) 議案第53号、幕別町辺地総合整備計画の変更につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

別冊でお配りしております、議案書の1ページをご覧くださいと思います。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項に基づきまして、現行の計画に記載されていない事業を新たに追加するため、古舞辺地に係る総合整備計画を変更するものでございます。

議案書の2ページをお開きください。

別紙「幕別町辺地総合整備計画(変更)」であります。計画の変更内容についての新旧対照表でありまして、表の左側が変更前、右側は変更後の計画内容を記載したものであります。

変更後の欄の下段になりますが、平成12年8月に取得した古舞線のスクールバスを更新するため、新たに「スクールバス購入事業」を計画に追加するものであります。

事業費等につきましては、表に記載しているとおりでございますが、この計画により事業を実施いたしますと、辺地対策事業債の対象となり、その元利償還金の8割が普通交付税で措置されることとなっております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長(芳滝 仁) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第54号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてから日程第11、議案第56号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についてまでの3議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長(川瀬俊彦) 議案第54号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について、議案第55号、北海道市町村総合事務組合理約の変更について及び議案第56号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についてを一括してご説明申し上げます。

議案書の19ページ、議案説明資料1の23ページをお開きください。

これら3件の議案につきましては、各一部事務組合における構成団体に関して、解散による脱退が生じたことにより、各組合の規約の一部が変更を要することとなりましたことから、規約の変更についての議決を求めるものであります。

一部事務組合の規約の変更に係る手続きといたしましては、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、総務大臣の許可を受けなければならないとされており、さらに、同法第290条の規定に基づき、規約の変更に係る議会の議決を経なければならないと

されているところであります。

はじめに、議案第 54 号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてであります。

議案説明資料 1 の 23 ページをご覧ください。

第 1 条につきましては、本組合の目的について規定しているものでありますが、条文の文言整理をするものであります。

第 3 条につきましては、本組合を組織する地方公共団体について規定しているものでありますが、「地方公共団体」という文言を「市町村、一部事務組合及び広域連合」という文言に改めるものであります。

第 5 条につきましては、組合の議会の議員の定数及び選挙の方法について規定しているものでありますが、市町村長の区分における互選の方法に関して条文の文言整理をするものであります。

24 ページの下段の別表につきましては、本組合を組織する構成団体を規定しているものでありますが、このたび、「北空知学校給食組合」が平成 27 年 11 月 30 日付けで解散し脱退したため、本組合の構成団体から削るとともに、別表の表記方法について、「(1) 市町村」、25 ページの下段になりますが、「(2) 一部事務組合及び広域連合」として、2 つのグループに分割するように改めるものであります。

議案書の 21 ページに戻りまして、附則についてであります。この規約は、地方自治法第 286 条第 1 項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものとしてあります。

次に、議案第 55 号、北海道市町村総合事務組合理約の変更についてであります。

議案説明資料 1 の 27 ページをご覧ください。

別表第 1 につきましては、本組合を組織する地方公共団体を規定しているものであり、

別表第 2 につきましては、共同処理する事務ごとに関係団体を規定しているものでありますが、それぞれの表の中から、「北空知学校給食組合」を削るものであります。

議案書の 22 ページをご覧ください。

附則についてであります。この規約は、地方自治法第 286 条第 1 項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものとしてあります。

次に、議案第 56 号、北海道市町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についてであります。

議案説明資料 1 の 29 ページをご覧ください。

別表第 1 の中から、「北空知学校給食組合」を削るものであります。

議案書の 23 ページをご覧ください。

附則についてであります。この規約は、地方自治法第 286 条第 1 項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものとしてあります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 54 号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 55 号、北海道市町村総合事務組合理約の変更については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 56 号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[陳情付託]

○議長（芳滝 仁） 日程第 12、陳情第 5 号、「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1/2 への復元、子どもの貧困解消など教育予算確保・拡充と就学保障の充実、「30 人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善に向けた意見書」の提出を求める陳情書を議題といたします。

ただ今、議題となっております、陳情第 5 号、「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1/2 への復元、子どもの貧困解消など教育予算確保・拡充と就学保障の充実、「30 人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善に向けた意見書」の提出を求める陳情書」は、総務文教常任委員会に付託いたします。

[休会]

○議長（芳滝 仁） お諮りいたします。

議事の都合により、明 18 日から 22 日までの 5 日間は、休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、明 18 日から 22 日までの 5 日間は、休会することに決定いたしました。

[散会]

○議長（芳滝 仁） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は 6 月 23 日午前 10 時からであります。

10 : 29 散会

第2回幕別町議会定例会

議事日程

平成28年第2回幕別町議会定例会
(平成28年6月23日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
16 千葉幹雄 17 寺林俊幸 18 乾 邦廣
(諸般の報告)
- 日程第2 議案第70号 工事請負契約の締結について(春日東団地公営住宅1号棟建設工事(建築主体))
日程第3 議案第71号 工事請負契約の締結について(春日東団地公営住宅2号棟建設工事(建築主体))
日程第4 議案第72号 財産の取得について(明野ヶ丘スキー場圧雪車)
日程第5 議案第73号 財産の取得について(除雪トラック)
日程第6 議案第74号 財産の取得について(スクールバス)
- 日程第7 陳情第2号 「道教委『新たな高校教育に関する指針』の見直しとすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書」の提出を求める陳情書
- 日程第8 陳情第3号 「地方財政の充実・強化を求める意見書」の提出を求める陳情書
- 日程第9 陳情第5号 「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、子どもの貧困解消など教育予算確保・拡充と就学保障の充実、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善に向けた意見書」の提出を求める陳情書
(日程第7～日程第9 総務文教常任委員会報告)
- 日程第10 陳情第4号 「平成28年度北海道最低賃金改正等に関する意見書」の提出を求める陳情書
(産業建設常任委員会報告)
- 日程第10の2 発議第2号 道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しとすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書
- 日程第10の3 発議第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書
- 日程第10の4 発議第4号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、子どもの貧困解消など教育予算確保・拡充と就学保障の充実、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善に向けた意見書
- 日程第10の5 発議第5号 平成28年度北海道最低賃金改正等に関する意見書
- 日程第11 議案第68号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
日程第12 議案第69号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第13 議員の派遣について
日程第14 常任委員会所管事務調査報告
(総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会)
- 日程第15 閉会中の継続調査の申し出
(総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会)

会議録

平成28年第2回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成28年6月23日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 6月23日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (20名)
議長 芳滝 仁
副議長 藤原 孟
1 板垣良輔 2 荒 貴賀 3 高橋健雄 4 小田新紀 5 内山美穂子
6 小島智恵 7 若山和幸 8 小川純文 9 岡本眞利子 10 東口隆弘
11 野原恵子 12 中橋友子 13 藤谷謹至 14 田口廣之 15 谷口和弥
16 千葉幹雄 17 寺林俊幸 18 乾 邦廣
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 飯田晴義 副 町 長 川瀬俊彦
教 育 長 田村修一 農業委員会会長 谷内雅貴
代表監査委員 柏本和成 企画総務部長 菅野勇次
会計管理者 原田雅則 教育部長 山岸伸雄
住民福祉部長 境谷美智子 経済部長 田井啓一
建設部長 須田明彦 忠類総合支所長 伊藤博明
札内支所長 坂井康悦 糠内出張所長 阿部麗子
政策推進課長 山端広和 総務課長 武田健吾
地域振興課長 小野晴正 商工観光課長 岡田直之
都市計画課長 吉本哲哉 土木課長 寺田 治
学校教育課長 高橋修二
- 7 職務のため出席した議会事務局職員
局長 細澤正典 課長 澤部紀博 係長 佐々木慎司
- 8 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
16 千葉幹雄 17 寺林俊幸 18 乾 邦廣

議事の経過

(平成28年6月23日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（芳滝 仁） これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（芳滝 仁） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（芳滝 仁） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、16番千葉議員、17番寺林議員、18番乾議員を指名いたします。

[付託省略]

○議長（芳滝 仁） お諮りいたします。

日程第2、議案第70号から日程第6、議案第74号までの5議件については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、日程第2、議案第70号から日程第6、議案第74号までの5議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（芳滝 仁） 日程第2、議案第70号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第70号、工事請負契約の締結につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

本日、追加でお配りしました議案書の1ページ、議案説明資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

はじめに、議案書の1ページをご覧ください。

契約の目的につきましては、春日東団地公営住宅1号棟建設工事（建築主体）であります。

当工事については、幕別町公営住宅等長寿命化計画に基づき、耐用年限を経過し、老朽化した春日東団地公営住宅の建替えをするものであります。

契約の方法、契約の金額、契約の相手方につきましては、平成28年6月15日に、藤原工業株式会社、加藤建設株式会社、株式会社大野建設、株式会社佐藤建設、株式会社萬和建设の5者により指名競争入札を執行いたしましたところ、6,477万8,400円をもちまして、株式会社萬和建设が落札いたしましたので、同社の代表であります中川郡幕別町本町4番地4、株式会社萬和建设、代表取締役萬昌幸氏と契約を結ぼうとするものであります。

なお、工期については、平成28年11月15日までの予定であります。

次に、議案説明資料の1ページの配置図をご覧ください。

建設場所については、春日東団地の北東側で、既存公営住宅を3棟解体した跡地に建設することになりますが、1号棟は北側になります。

次に、2ページの平面図をご覧ください。

工事概要であります、木造、地上1階、延べ床面積292.92平方メートルの1棟4戸となる施設を建設するものであります。

施設の特徴といたしましては、2LDK3戸と3LDK1戸であり、システムキッチンやユニットバスの設備に加え、台所、洗面所、浴室への3カ所給湯設備を整備し、出入り口を引き戸にするなど、どなたでも使いやすい、ユニバーサルデザインを用いた住宅になっております。

また、台所を対面キッチンにすることで、子育て世帯に配慮した住宅になっております。

次に、3ページの立面図をご覧ください。

主な外壁の仕上げは、耐候性に優れているガルバリウム鋼板としております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第71号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第71号、工事請負契約の締結につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の2ページ、議案説明資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

はじめに、議案書の2ページをご覧ください。

契約の目的につきましては、春日東団地公営住宅2号棟建設工事（建築主体）であります。

契約の方法、契約の金額、契約の相手方につきましては、平成28年6月15日に、藤原工業株式会社、加藤建設株式会社、株式会社大野建設、株式会社佐藤建設、株式会社萬和建設の5者によりまず指名競争入札を執行いたしましたところ、6,447万6,000円をもちまして、株式会社佐藤建設が落札いたしましたので、同社の代表であります中川郡幕別町旭町24番地45、株式会社佐藤建設、代表取締役佐藤富士雄氏と契約を結ぼうとするものであります。

なお、工期については、平成28年11月15日までの予定であります。

次に、議案説明資料の1ページの配置図をご覧ください。

2号棟の建設位置については、議案第70号における1号棟の南側になります。

また、2号棟にかかる建設工事の概要等については、議案第70号の1号棟と同様の内容であります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第72号、財産の取得についてを議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第 72 号、財産の取得につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の 3 ページ、議案説明資料の 4 ページをお開きいただきたいと思います。

はじめに、議案書の 3 ページをご覧ください。

今回、取得いたします財産の名称及び数量につきましては、明野ヶ丘スキー場圧雪車 1 台の更新であります。

今回更新する圧雪車については、平成 5 年車を中古で平成 9 年に購入したもので、製造から 23 年を経過し、圧雪能力の低下に加え修理費も増加傾向にあることから、平成 29 年度に更新を予定しておりましたが、本年 3 月のゲレンデ整備時におきまして、右側の履帯が切れてしまい、修繕に多額の費用を要しますことから、計画を 1 年前倒して更新しようとするものであり、北海道市町村備荒資金組合の資金を活用するものであります。

このことから、取得の相手方につきましては、札幌市中央区北 4 条西 6 丁目、北海道市町村備荒資金組合、組合長棚野孝夫氏となります。

次に、このたびの事務の流れについて、ご説明を申し上げます。

取得に係る事務全般は、町が備荒資金組合から委任を受けて行うこととなります。

町が、機種を選定、契約の相手方、取得金額を決定し、それをもとにして、備荒資金組合と契約の相手方が売買契約を締結し、町へ物品が納入されることとなります。

納品完了後に、備荒資金組合が納入業者へ購入代金を支払い、その後に町が元利償還金を備荒資金組合へ支払うこととなります。

このたび、納入業者と取得金額が確定いたしましたことから、備荒資金組合と納入業者との売買契約締結に先立ち、幕別町の財産取得について、議決をいただくこととなります。

取得金額、備荒資金組合の契約の相手方につきましては、平成 28 年 6 月 22 日、スノーシステムズ株式会社、日本ケーブル株式会社札幌支店及び J F E メカニカル株式会社の 3 者により指名競争入札を執行いたしましたところ、1,763 万 6,400 円をもちまして、日本ケーブル株式会社札幌支店が落札いたしましたので、同社の代表であります札幌市中央区宮の森 4 条 1 丁目 3 番 35 号、日本ケーブル株式会社札幌支店、執行役員札幌支店長渡辺忍氏を備荒資金組合の契約の相手方とするものであります。

なお、来年 3 月から償還が開始となりますが、平成 33 年 3 月までに支払う利子については、今年度の借入利率 0.1% で計算され、1,763 万 6,400 円の元金に対し、利子総額 4 万 3,249 円となるものであります。

取得する財産の納期限については、平成 28 年 12 月 12 日までを予定しているところであります。

次に、議案説明資料の 4 ページを、ご覧ください。

新規に取得する圧雪車は、作業効率、雪面の仕上がり状況など圧雪能力に優れた車両であり、スキー場のゲレンデ整備において効果的な活用を図っていくものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 5、議案第 73 号、財産の取得についてを議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

- 副町長（川瀬俊彦） 議案第73号、財産の取得につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。
議案書の4ページ、議案説明資料の5ページをお開きいただきたいと思ひます。

はじめに、議案書の4ページをご覧下さい。

今回、取得いたします財産の名称及び数量につきましては、除雪トラック1台であります。

本件については、現在使用しております幕別地域の除雪トラック、10トンダンプであります、その更新であります。

このトラックは、平成8年度に建設機械整備費補助事業により購入いたしました10トンダンプトラックでありまして、既に19年が経過し、走行距離は13万キロメートルに達しております。

近年、老朽化による修理費も増加しておりますことから、このたび、社会資本整備総合交付金事業により更新するものであります。

取得の方法、取得金額、取得の相手方につきましては、平成28年6月15日、東北海道日野自動車株式会社帯広支店、UDトラックス道東株式会社、株式会社中島自工の3者によりまず指名競争入札を執行いたしましたところ、3,783万2,400円をもちまして、UDトラックス道東株式会社が落札いたしましたので、同社の代表であります帯広市西21条北1丁目3番12、UDトラックス道東株式会社、代表取締役金尾泰明氏と契約を結ぼうとするものであります。

なお、取得する財産の納期限につきましては、平成29年2月28日までを予定しております。

次に、議案説明資料の5ページを、ご覧ください。

新たに取得いたします除雪トラックは、車両前部にワンウェイプラウ装置、中央部にグレーダ装置、後ろにサイドウイング装置を装着した車両であり、郊外地における一次除雪や路肩拡幅、さらには路面整正などで使用し、冬期における安全な交通の確保を図るものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

- 議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

- 議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

- 議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第74号、財産の取得についてを議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

- 副町長（川瀬俊彦） 議案第74号、財産の取得につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。
議案書の5ページ、議案説明資料の6ページをお開きいただきたいと思ひます。

はじめに、議案書の5ページをご覧下さい。

今回、取得いたします財産の名称及び数量につきましては、スクールバス1台であります。

本件については、現在、古舞線で使用しておりますスクールバスの更新を行うものであります。

このスクールバスは、平成12年8月に購入いたしましたバスで、既に15年が経過し、走行距離も本年3月末現在で49万6,000キロメートルに達しており、老朽化による馬力の低下や修理費も年々増加傾向にありますことから、このたび、へき地児童生徒援助費等国庫補助金等を活用して更新するものであります。

取得の方法、取得金額、取得の相手方につきましては、平成28年6月15日、東北海道いすゞ自動車株式会社帯広支店、東北海道日野自動車株式会社帯広支店、三菱ふそうトラック・バス株式会社北

海道ふそう帯広支店の3者によります指名競争入札を執行いたしましたところ、2,118万314円をもちまして、東北海道いすゞ自動車株式会社帯広支店が落札いたしましたので、同社の代表であります帯広市西20条北1丁目3番2号、東北海道いすゞ自動車株式会社帯広支店、支店長須田健一氏と契約を結ぼうとするものであります。

なお、取得する財産の納期限につきましては、平成29年3月31日までを予定しております。

次に、議案説明資料の6ページをご覧ください。

新たに取得するスクールバスは、補助いすを含め45名の乗車定員であり、登下校をはじめ校外学習の送迎などでも有効に活用を図っていくものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[委員会報告]

○議長（芳滝 仁） 日程第7、陳情第2号、「道教委『新たな高校教育に関する指針』の見直しとすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書」の提出を求める陳情書から、日程第9、陳情第5号、「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、子どもの貧困解消など教育予算確保・拡充と就学保障の充実、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善に向けた意見書」の提出を求める陳情書までの3議件を一括議題といたします。

総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長寺林俊幸議員。

○13番（寺林俊幸） 総務文教委員会に付託されました3議件の審査について報告申し上げます。

平成28年6月23日

幕別町議会議長芳滝仁様

総務文教常任委員会委員長寺林俊幸

総務文教常任委員会報告書

平成28年6月8日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記

1、委員会開催日

平成28年6月8日（1日間）

2、審査事件

陳情第2号「道教委『新たな高校教育に関する指針』の見直しとすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書」の提出を求める陳情書

3、陳情の趣旨

道教委は、「新たな高校教育に関する指針(2006年)」に基づき、毎年度「公立高等学校配置計画」を決定し、「望ましい学級規模」を「40人学級で4～8学級」として、高等学校の募集停止や再編・統合を行ってきました。

対象とされた高校では、入学希望者が激減する現象が生じています。さらに、子どもの進学を機に地元を離れる保護者も現れ、過疎化を加速させ、経済や産業、文化などに影響を及ぼすなど、結果的

に地域の活力を削ぐこととなっています。地元の高校を奪われた子どもたちは、遠距離通学や下宿生活を余儀なくされ、精神的・身体的な負担は増大し、保護者の経済力によっては、通学断念にまで追い込まれかねないといった実態も報告されており、これは「地方の切り捨て」、ひいては北海道地域全体の衰退につながります。

したがって、広大な北海道の実情にそぐわない「新たな高校教育に関する指針」を抜本的に見直し、「公立高校配置計画」については、子ども・保護者・地元住民など、道民の切実な意見に真摯に耳を傾けるべきです。また、教育の機会均等と子どもの学習権を保障するため、「遠距離通学費等補助制度」の5年間の年限を撤廃するとともに、障がいのある・なしに関わらず、希望するすべての子どもが地元の高校へ通うことのできる後期中等教育を保障するための検討を行うことが必要です。

以上の趣旨から、意見書の提出を求めるものです。

4、審査の経過

審査にあたっては、陳情の趣旨等について論議がなされ、全会一致で結論をみた。

5、審査の結果

「採択」すべきものと決した。

平成 28 年 6 月 23 日

幕別町議会議長芳滝仁様

総務文教常任委員会委員長寺林俊幸

総務文教常任委員会報告書

平成 28 年 6 月 8 日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第 94 条第 1 項の規定により報告します。

記

1、委員会開催日

平成 28 年 6 月 8 日（1 日間）

2、審査事件

陳情第 3 号「地方財政の充実・強化を求める意見書」の提出を求める陳情書

3、陳情の趣旨

地方自治体は、子育て支援、医療、介護などの社会保障、被災地の復興、環境対策、地域交通の維持などの果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の策定など、新たな政策課題に直面しています。

一方、地方公務員をはじめ人材が減少する中で、新たなニーズの対応が困難となっており、公共サービスを担う人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立をめざす必要があります。

本来、必要な公共サービスを提供するため、財源面でサポートするのが財政の役割ですが、財政再建目標を達成するためだけに、不可欠なサービスが削減されれば本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかです。

このため、2017 年度の政府予算、地方財政の検討にあたっては、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保をはかることが必要であり、子ども・子育て支援新制度、地域医療構想の策定、地域包括ケアシステム、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保および地方財政措置を的確に行うことが求められます。

また、地方交付税における「トップランナー方式」の導入については、地域によって人口規模・事業規模の差異、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視して経費を算定するものであり、廃止すべきです。

復興交付金、震災復興特別交付税などの復興にかかる財源措置については、復興集中期間終了後の 2016 年度以降も継続し、2015 年度の国勢調査を踏まえた人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないように、地方交付税算定のあり方を引き続き検討する必要があります。

さらには、地域間の財源偏在性の是正のため、地方偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進め、同時に、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応をはかるとともに、地方財政計画に計上されている「歳出特別枠」「重点課題対応分」および「まち・ひと・しごと創生事業費」については、現行水準を確保することとし、これらの財源措置について、臨時・一時的な財源から恒久的財源へと転換をはかるため、社会保障、環境対策、地域交通対策など、経常的に必要な経費に振り替えるべきです。

そして、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じる必要があります。

以上の趣旨から、意見書の提出を求めるものです。

4、審査の経過

審査にあたっては、陳情の趣旨等について論議がなされ、全会一致で結論をみた。

5、審査の結果

「採択」すべきものと決した。

平成 28 年 6 月 23 日

幕別町議会議長芳滝仁様

総務文教常任委員会委員長寺林俊幸

総務文教常任委員会報告書

平成 28 年 6 月 17 日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第 94 条第 1 項の規定により報告します。

記

1、委員会開催日

平成 28 年 6 月 17 日（1 日間）

2、審査事件

陳情第 5 号「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1/2 への復元、子どもの貧困解消など教育予算確保・拡充と就学保障の充実、「30 人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善に向けた意見書」の提出を求める陳情書

3、陳情の趣旨

教育現場では、未だに人件費、旅費、校舎等の修繕費が PTA 会計より支出されている実態が多くあり、給食費、修学旅行費、教材費などの保護者負担も依然として減少していません。また、義務教育費国庫負担率が 1/2 から 1/3 になったことで、定数内期限付採用や非常勤教職員が増加し、教職員定数の未充足などの状況も顕著になっています。

子どもたちに行き届いた教育を保障するためには、教職員定数の拡充は喫緊の課題であり、「教職員定数の改善」と〔学級基準編製の制度改正〕及び「30 人以下学級」の早期実現が不可欠です。

これらのことから、国においては義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率 1/2 への復元など、教育予算の確保・拡充、就学保障の充実をはかるとともに、「30 人以下学級」の早期実現にむけて、小学校 1 年生～中学校 3 年生の学級編成標準を順次改定し、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するため、教職員定数改善の早期実現と必要な予算の確保・拡充をはかる必要があります。

また、子どもたちや学校、地域の特性にあった教育環境を整備し、充実した教育活動を推進するために、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置を実現するとともに、給食費、修学旅行費、教材費などの保護者負担の解消、就学保障の充実、図書費など、国の責任において教育予算の十分な確保・拡充を行うことが求められます。

さらには、経済的な理由により、子どもたちが進学・就学を断念するなどの「子どもの貧困」を解

消するため、国の責任において、就学援助制度の堅持し、返還義務を伴わない給付型奨学金などの拡充を行うことが必要です。

以上の趣旨から、意見書の提出を求めるものです。

4、審査の経過

審査にあたっては、陳情の趣旨等について論議がなされ、全会一致で結論をみた。

5、審査の結果

「採択」すべきものと決した。

以上であります。

○議長（芳滝 仁） 報告が終わりましたので、3議件について一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

陳情第2号、「道教委『新たな高校教育に関する指針』の見直しとすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書」の提出を求める陳情書についての委員長の報告は、採択であります。

本件は、委員長報告のとおり、決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択されました。

次に、お諮りいたします。

陳情第3号、「地方財政の充実・強化を求める意見書」の提出を求める陳情書についての委員長の報告は、「採択」であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択されました。

次に、お諮りいたします。

陳情第5号、「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、子どもの貧困解消など教育予算確保・拡充と就学保障の充実、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善に向けた意見書」の提出を求める陳情書についての委員長の報告は、「採択」であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択されました。

○議長（芳滝 仁） 日程第10、陳情第4号、「平成28年度北海道最低賃金改正等に関する意見書」

の提出を求める陳情書を議題といたします。

産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長田口廣之議員。

○9番（田口廣之） 平成28年6月23日

幕別町議会議長芳滝仁様

産業建設常任委員会委員長田口廣之

産業建設常任委員会報告書

平成27年6月8日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記

1、委員会開催日

平成 28 年 6 月 8 日（1 日間）

2、審査事件

陳情第 4 号「平成 28 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書」の提出を求める陳情書

3 陳情の趣旨

地域最低賃金は、北海道の低賃金構造を改善し、「働く貧困層＝ワーキングプア」の解消のためのセーフティネットの一つとして最も重要なものです。

道内の非正規労働者数は約 96 万人、雇用労働者の約 43%（全国 2 番目）と高く、かつての家計補助者という位置付けから、3 分の 1 が家計維持者へシフトしています。また、若年労働者数はこの 10 年間で 3 割も減少し、加えて年収 200 万円以下のいわゆるワーキングプアと呼ばれる道内労働者も 48 万人近くに増加しています。

最低賃金が上がらなければ、その近傍で働く多くの方の生活はより一層厳しいものとなり、ひいては北海道経済の停滞を招くことにつながりかねません。

よって、「雇用戦略対話合意」に基づき、早期に 800 円を確保し、平成 32 年までに全国平均 1,000 円に到達することができるよう、平成 27 年度北海道地方最低賃金審議会答申を十分尊重し、最低賃金を大幅に引き上げるとともに、設定する最低賃金は、経験豊富な労働者の時間額が道内高卒初任給（時間額 882 円）を下回らない水準とし、同時に、中小企業に対する支援の充実と安定した経営を可能とする実効ある対策を行うよう国に対し要請することを求めます。

4、審査の経過

審査にあたっては、陳情の趣旨等について論議がなされ、全会一致で結論をみた。

5、審査の結果

「採択」すべきものと決した。

訂正があります。

1 番、委員会の開催日が平成 27 年となっておりますが、平成 28 年に訂正お願いしたいと思います。以上です。

○議長（芳滝 仁） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

陳情第 4 号、「平成 28 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書」の提出を求める陳情書についての委員長報告は、「採択」であります。

本件は、委員長報告のとおり、決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択されました。

ここで、追加日程配布のため、暫時休憩いたします。

10：42 休憩

10：43 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き会議を開きます。

[追加日程・付託省略]

○議長（芳滝 仁） ただいま、お手元に配布いたしました追加日程のとおり、意見書案が提出されました。

この際、これを日程に追加し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、意見書案を日程に追加し、本会議で審議することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長(芳滝 仁) 日程第10の2、発議第2号、道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しとすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書から日程第10の5、発議第5号、平成28年度北海道最低賃金改正等に関する意見書までの4議件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書案については、先に採択となりました陳情と同じ内容でありますので、提出者の説明・質疑・討論を省略し、ただちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって提出者の説明・質疑討論を省略し、ただちに採決いたします。

お諮りいたします。

発議第2号、道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しとすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

発議第3号、地方財政の充実・強化を求める意見書は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

発議第4号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、子どもの貧困解消など教育予算確保・拡充と就学保障の充実、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善に向けた意見書は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

発議第5号、平成28年度北海道最低賃金改正等に関する意見書は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第68号、監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。説明を求めます。

飯田町長。

○町長(飯田晴義) 議案第68号、監査委員の選任につき同意を求めることにつきまして、提案の理由

をご説明申し上げます。

議案書の 33 ページをお開きいただきたいと思います。

本件は、現監査委員であります柏本和成氏が本年 6 月 30 日をもって任期満了となりますことから、後任の委員の選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

柏本委員におかれましては、平成 20 年から 8 年間の永きにわたり代表監査委員を務めていただいたところであり、そのご功労に対しまして、ここに深く謝意を表するものであります。

後任といたしまして、札内みずほ町の八重柏新治氏を新たに選任いたしたく議会の同意を求めるものであります。

任期につきましては、平成 28 年 7 月 1 日から平成 32 年 6 月 30 日までの 4 年間であります。

なお、同氏の経歴などにつきましては、議案説明資料 1 の 39 ページに記載をいたしておりますので、ご参照いただき、選任につき同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 本件は、人事案件でありますので、質疑討論を省略しただちに採決いたします。

採決は、電子表決システムによる無記名投票で行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、採決は、電子表決システムによる無記名投票で行うことに決定いたしました。

無記名投票は、モニターに議員名は表示されず、投票総数、賛成数、反対数のみが表示されます。

これより、表決を行います。

本件は、原案を可とすることに、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

なお、会議規則第 82 条第 2 項の規定により、表決確定の宣告がなされた場合において、賛成のボタン又は反対のボタンのいずれも押していない方は、反対のボタンを押したものとみなします。

押し忘れはありませんか。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） なしと認め、確定します。

投票総数 19 人、賛成 19 人。

したがって、本件は、原案のとおり同意することに決定されました。

日程第 12、議案第 69 号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

説明を求めます。

飯田町長。

○町長（飯田晴義） 議案第 69 号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることにつきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の 34 ページをお開きいただきたいと思います。

本件は、現固定資産評価審査委員会委員であります吉田正司氏が本年 6 月 26 日をもって任期満了となりますことから、引き続き同氏を選任いたしたく議会の同意を求めるものであります。

なお、同氏の経歴につきましては、議案説明資料 1 の 40 ページに記載をいたしておりますので、ご参照いただき、選任につき同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 本件は、人事案件でありますので、質疑討論を省略しただちに採決いたします。

採決は、電子表決システムによる無記名投票で行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、採決は、電子表決システムによる無記名投票で行うことに決定いたしました。

無記名投票は、モニターに議員名は表示されず、投票総数、賛成数、反対数のみが表示されます。

これより、表決を行います。

本件は、原案を可とすることに、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

なお、会議規則第 82 条第 2 項の規定により、表決確定の宣告がなされた場合において、賛成のボタン又は反対のボタンのいずれも押していない方は、反対のボタンを押したものとみなします。

押し忘れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) なしと認め、確定します。

投票総数 19 人、賛成 19 人。

したがって、本件は、原案のとおり同意することに決定されました。

[議員の派遣]

○議長(芳滝 仁) 日程第 13、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

来る、7月5日から6日までの2日間、札幌市で開催される北海道町村議会議員研修会及び先進地視察調査に全議員を、8月23日、札幌市で開催される議会広報研修会に広報広聴委員5人を8月22及び8月24日から26日までの4日間、町内4会場で開催する議会報告会に全議員を派遣いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、7月5日から6日までの2日間、札幌市で開催される北海道町村議会議員研修会及び先進地視察調査に全議員を、8月23日、札幌市で開催される議会広報研修会に広報広聴委員5人を8月22及び8月24日から26日までの4日間、町内4会場で開催する議会報告会に全議員を派遣することに決定いたしました。

なお、派遣内容に変更が生じたときは、議長に一任願います。

[委員会報告]

○議長(芳滝 仁) 日程第 14、常任委員会 所管事務調査報告を議題といたします。

総務文教常任委員会委員長、民生常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長より、所管事務調査報告書が議長宛に提出され、お手元に配付済みであります。

なお、本件は説明を省略いたしますので、のちほど、ご覧いただきたいと思っております。

[閉会中の継続調査の申し出]

○議長(芳滝 仁) 日程第 15、閉会中の継続調査の申し出を議題といたします。

総務文教常任委員会委員長、民生常任委員会委員長及び産業建設常任委員会委員長から、所管事務調査に係る事件につき、会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配付した申し出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

[代表監査委員退任挨拶]

○議長(芳滝 仁) 代表監査委員より、発言の申し出がありますのでこれを許します。

○代表監査委員（柏本和成） 貴重な時間を割いていただきまして誠に恐縮でございますが、本年6月末をもちまして任期満了により、監査委員を退任することになりました。

平成20年から8年間、議会の皆さん、そして町長さん、あるいはまた、各部局の皆さんに大変ご支援とご協力いただきまして、無事この任務を遂行することが出来ました。誠にありがとうございます。

厳しい地方の行財政ではございますが、本議会、また、本町の益々の発展をご祈念申し上げまして、簡単ではございますが、退任の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

[閉議・閉会宣告]

○議長（芳滝 仁） これで、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって、平成28年度第2回幕別町議会定例会を閉会いたします。

14:58 閉会